

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年12月28日

【発行者名】 シティグループ・ファースト・インベストメント・
マネジメント・リミテッド
(Citigroup First Investment Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ソン・リ
(Song Li, Director)

【本店の所在の場所】 香港、セントラル、ガーデン・ロード3、
チャンピオン・タワー50/F
(50/F, Champion Tower,
Three Garden Road, Central, Hong Kong)

【代理人の氏名又は名称】 辯護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 辯護士 三 浦 健
同 飯 村 尚 久

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラ
スト - フレキシベータファンドVT5/VT10
(Red Arc Global Investments (Cayman) Trust - Flexibeta Fund
VT5/VT10)

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の金
額】 フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5豪ドルヘッジクラス（以下
「VT5豪ドルヘッジクラス」という。）
10億豪ドル（約735億7,000万円）を上限とする。
フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10豪ドルヘッジクラス（以下
「VT10豪ドルヘッジクラス」といい、VT5豪ドルヘッジクラスとあ
わせて「豪ドル建て受益証券」という。）
10億豪ドル（約735億7,000万円）を上限とする。
(注) 豪ドルの円換算額は、便宜上、2020年10月30日現在における株式会社三菱UF
F銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝73.57円）による。以下
別段の記載がない限りこれによる。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5ユーロヘッジクラス（以下「VT5ユーロヘッジクラス」という。）

10億ユーロ（約1,221億4,000万円）を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10ユーロヘッジクラス（以下「VT10ユーロヘッジクラス」といい、VT5ユーロヘッジクラスとあわせて「ユーロ建て受益証券」という。）

10億ユーロ（約1,221億4,000万円）を上限とする。

（注）ユーロの円換算額は、便宜上、2020年10月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.14円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5円ヘッジクラス（以下「VT5円ヘッジクラス」という。）

1,000億円を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10円ヘッジクラス（以下「VT10円ヘッジクラス」といい、VT5円ヘッジクラスとあわせて「円建て受益証券」という。）

1,000億円を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5米ドルクラス（以下「VT5米ドルクラス」という。）

10億米ドル（約1,046億円）を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10米ドルクラス（以下「VT10米ドルクラス」といい、VT5米ドルクラスとあわせて「米ドル建て受益証券」という。）

10億米ドル（約1,046億円）を上限とする。

（注）米ドルの円換算額は、便宜上、2020年10月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝104.60円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト - フレキシベータファンド
VT5/VT10

（Red Arc Global Investments (Cayman) Trust - Flexibeta Fund VT5/VT10）

（注１）フレキシベータファンドVT5/VT10（以下「ファンド」または「サブ・ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。なお、サブ・ファンドは、トラストの名称を省略して表記されることがある。2020年10月末日現在、トラストは、21本のサブ・ファンドにより構成されている。なお、アンブレラとは、一つの投資信託を傘と見立て、その傘の下でまたは複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

（注２）用語の定義については、本書別紙A「定義」を参照のこと。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

VT5豪ドルヘッジクラス、VT10豪ドルヘッジクラス、VT5ユーロヘッジクラス、VT10ユーロヘッジクラス、VT5円ヘッジクラス、VT10円ヘッジクラス、VT5米ドルクラスおよびVT10米ドルクラス（以下、総称して、「受益証券」という。）は、いずれも記名式無額面受益証券で、８種類である。

受益証券について、サブ・ファンドの発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはサブ・ファンドの発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券はいずれも追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5豪ドルヘッジクラス

10億豪ドル（約735億7,000万円）を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10豪ドルヘッジクラス

10億豪ドル（約735億7,000万円）を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5ユーロヘッジクラス

10億ユーロ（約1,221億4,000万円）を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10ユーロヘッジクラス

10億ユーロ（約1,221億4,000万円）を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5円ヘッジクラス

1,000億円を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10円ヘッジクラス

1,000億円を上限とする

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT5米ドルクラス

10億米ドル（約1,046億円）を上限とする。

フレキシベータファンドVT5/VT10-VT10米ドルクラス

10億米ドル（約1,046億円）を上限とする。

（注１）サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、豪ドル建て受益証券は豪ドル建て、ユーロ建て受益証券はユーロ建て、円建て受益証券は日本円建て、および米ドル建て受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り、それぞれ豪ドル、ユーロ、日本円または米ドルのいずれかをもって行う。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

クラスの受益証券１口当たりの申込価格は、当該取得日における当該受益証券のクラスに適用ある受益証券１口当たり純資産価格である（当該受益証券のクラスの単数処理に従う。）。

（注）「取得日」とは、各営業日、および／または管理会社が随時書面で指定する当該他の日をいう。

（５）【申込手数料】

販売会社（以下に定義する。）により、受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込手数料が課される。

通貨単位	申込手数料
10万通貨単位未満 （円建て受益証券については1,000万円未満）	2.20パーセント （税抜き2.00パーセント）
10万以上50万通貨単位未満 （円建て受益証券については1,000万円～5,000万円未満）	1.65パーセント （税抜き1.50パーセント）
50万以上100万通貨単位未満 （円建て受益証券については5,000万円～1億円未満）	1.10パーセント （税抜き1.00パーセント）
100万通貨単位以上 （円建て受益証券については1億円以上）	0.55パーセント （税抜き0.50パーセント）

申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

- （注１）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。
（注２）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。
（注３）円資金から該当通貨に交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）かかる。
（注４）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

（６）【申込単位】

一投資者当たり初回申込単位（初回購入単位）は、豪ドル建て受益証券の場合は3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位、ユーロ建て受益証券の場合は3,000ユーロ以上0.01ユーロ単位、円建て受益証券の場合は50万円以上1円単位、米ドル建て受益証券の場合は3,000米ドル以上0.01米ドル単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額）。

一投資者当たり追加申込単位（追加購入単位）は、豪ドル建て受益証券の場合は100豪ドル以上0.01豪ドル単位、ユーロ建て受益証券の場合は100ユーロ以上0.01ユーロ単位、円建て受益証券の場合は1万円以上1円単位、米ドル建て受益証券の場合は100米ドル以上0.01米ドル単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額）。

（７）【申込期間】

2020年12月29日（火曜日）から2021年12月27日（月曜日）まで

- （注１）日本における申込受付時間は、原則として、販売会社の日本における営業日（以下「日本における営業日」という。）の午後３時（日本時間）までとする。申込期間中の上記時刻以降の申込みは、翌申込日の申込みとして取り扱われる。
（注２）日本において発注を取り扱うことが適当でないと代行協会員（以下に定義する。）が判断する日においては、例外的に発注の取扱いが行われないことがある。
（注３）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（８）【申込取扱場所】

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（以下「販売会社」という。）

東京都港区西新橋１丁目３番１号

ホームページアドレス：<https://www.smbctb.co.jp>

- （注１）販売会社の一部の支店等で取扱いを行わないこととしている場合がある。また、一部の支店等においては、電話による申込みのみを受け付ける場合がある。
（注２）インターネット取引での申込みについては、販売会社に照会のこと。

（９）【払込期日】

投資者は、適用ある取得日の3営業日後までに適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。なお、販売会社では、通常申込の日に適用あるクラス基準通貨にて申込金額等の引き落としを行う。

(10) 【払込取扱場所】

前記「(8) 申込取扱場所」に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はない。

(ロ) 引受等の概要

販売会社は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で、日本における受益証券の販売および買戻しに関する2019年11月13日付の契約を締結している。

管理会社は、シティグループ証券株式会社をサブ・ファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売会社に送付する等の業務を行う会社をいう。

(ハ) 申込みの方法

投資者は、適用ある取得日の3営業日後までに適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。なお、販売会社では、通常申込の日に適用あるクラス基準通貨にて申込金額等の引き落としを行う。

(ニ) 日本以外の地域における発行

サブ・ファンドの受益証券は、日本国外において募集されることはない。

サブ・ファンドは、欧州経済領域における一般投資者に対して、募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされることはない。かかる規定の目的における用語の意義は、以下のとおりである。

1. 「一般投資者」との用語は、次に掲げるいずれかである者（またはこれらの複数に該当する者）をいう。

a. 指令2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「第二次金融商品市場指令」という。）第4（1）条第11号において定義される一般顧客。

b. 指令2002/92/EC（その後の改正を含み、以下「保険仲介業務指令」という。）の意味における顧客（かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4（1）条第10号において定義される専門投資家の資格を有していない場合に限る。）。

c. 指令2003/71/EC（その後の改正を含み、以下「目論見書指令」という。）において定義される適格投資者でない者。

2. 「募集」との用語は、投資者をして、受益証券を買い付け、または取得することを決定することを可能とさせるような募集の要項および募集される受益証券に係る一切の形式および一切の方法による十分な情報の通信を含む。

英文目論見書および関連する補遺の交付および受益証券の募集または購入は日本の居住者に限定される。「日本の居住者」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号において定義され、日本に住所または居所を有する自然人および日本に主たる事務所を有する法人を

いい、非居住者の日本の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなされる。

英文目論見書および関連する補遺は、募集もしくは勧誘が非合法である法域または募集もしくは勧誘を行う者が資格がないまたは募集もしくは勧誘を行うことが非合法である者に対して行われる、募集または勧誘を構成しない。情報を取得し関連する法域における適用ある法令を確認することは、英文目論見書および関連する補遺を保有する者および英文目論見書および関連する補遺に従って受益証券の申込みを希望する者の責任である。

（ホ）米国の課税

受益証券を買付けることにより、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人ではないことおよび各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しないことを表明する。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

a．ファンドの目的、信託金の限度額

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社の間で2008年10月21日に締結された信託証書（2015年3月10日付修正・再録信託証書により変更・再録済。）（以下、総称して、「信託証書」という。）に基づき設立されたオープン・エンドのアンブレラ型ユニット・トラストである。

トラストは、アンブレラ型ユニット・トラストとして設立されている。関連するサブ・ファンドに帰属する資産および債務が適用される個別ポートフォリオまたはサブ・ファンドが設定、設立されることができる。各サブ・ファンドに限定的に関係する受益証券が発行される。

本書に基づき受益証券の募集を行うサブ・ファンドは、フレキシベータファンドVT5/VT10である。

サブ・ファンドの機能通貨は、米ドルとする。

投資者は、受益証券の八つの異なるクラスを取得することができる。

豪ドル建て受益証券は豪ドルで表示され、ユーロ建て受益証券はユーロで表示され、円建て受益証券は日本円で表示され、および米ドル建て受益証券は米ドルで表示される。

信託証書は、ケイマン諸島の法律に準拠する。すべての受益者は、信託証書および信託証書を補足する追補信託証書に定める条項の利益を受ける権利を有し、かかる規定に拘束され、かつかかる規定について通知を受けたとみなされる。（a）本書に定める条件と（b）当該サブ・ファンドに係する信託証書および追補信託証書に定める条件との間に不一致がある場合は、後者の条件が優先する。

サブ・ファンドの投資目的は、受益証券の適用あるクラスの受益者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することである。

（a）後記「2 投資方針、（1）投資方針、米国財務省短期証券」の項において記載するところにより選定される米国財務省短期証券のポートフォリオ。

（b）スワップ取引を締結することによって、受益証券の当該クラスに適用ある関連する本インデックス（すなわち、VT5インデックス・クラス受益証券に関してVT5インデックス、およびVT10インデックス・クラス受益証券に関してVT10インデックス）に対するエクスポージャーを提供するポートフォリオ。

各受益証券は、次に掲げるものを除き、実質的に同一の投資目的および投資方針を有する。

（a）VT5インデックス・クラス受益証券は、VT5インデックスに対するエクスポージャーを有する一方、VT10インデックス・クラス受益証券はVT10インデックスに対するエクスポージャーを有する。

（b）非米ドル建て受益証券に帰属する米ドルエクスポージャーは、下記のように、管理会社により通貨ヘッジ取引の実施を通じて関連するクラス基準通貨にヘッジされる。

本インデックスおよび受益証券の各クラスの投資目的および投資方針の詳細は、以下に記載する。

サブ・ファンドについて、ファンドの信託金の限度額は定められていない。

b．ファンドの基本的性格

サブ・ファンドは、信託証書および2019年10月30日付追補信託証書（以下「追補信託証書」という。）に基づいて受託会社および管理会社によって設定された。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。管理会社は、各サブ・ファンドに関して一定の管理事務業務（受益証券の割当て、発

行、譲渡および買戻しの調整を含む（ただし、これらに限られない。）。）を実行する責任を有する。

受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、サブ・ファンドの資産を保管する任務を保管会社に委託している。さらに、受託会社は、サブ・ファンドの管理事務を管理事務代行会社に委託しており、管理事務代行会社は、サブ・ファンドに関する管理事務業務を担当する。管理事務代行会社は、受益証券1口当たり純資産価格を計算する責任を負う。

後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い、または本書に記載するその他の状況において早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは、（i）いずれかの評価日において純資産価額が1,000万米ドル相当を下回り、当該日またはそれ以降に管理会社がサブ・ファンドを償還することを決定する場合または（ ）償還日のうち、最も早く到来する日に終了する。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。

また、管理会社が（i）ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または（ ）サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実現不可能であり、もしくは実現不可能となる見込みであるとして、管理会社がその単独の裁量により決定する場合（本インデックスおよび／もしくは本債券へのエクスポージャーの獲得が不可能となったか、または有利な条件でこれを行うことが不可能であると管理会社が決定する状況を含む（ただし、これらに限られない。）。）、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができる。

受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産を、当該サブ・ファンドの信託期間中、当該サブ・ファンドの受益者の利益のために個別のサブ・ファンドとして、信託証書（関連する追補信託証書を含む。）の条件において、またその権限および規定に従って、個別の独立した信託としてかつケイマン諸島の信託法（2020年改正）（以下「信託法」という。）に基づき保有するものとする。

受託会社は（管理会社と協議の上）、サブ・ファンド決議または受益者決議による承認を得ることなく、大要追補信託証書の様式による共同宣言を行うことにより、随時サブ・ファンドを設定および設立することができる。当該サブ・ファンドは、信託証書（関連する追補信託証書を含む。）の条項に基づき、またその権限および規定に従い行使されるものとする。

各受益証券は無額面とする。

いずれのサブ・ファンドの受益証券も、その保有者に対して、当該サブ・ファンドの信託財産の特定部分における利益または不可分の持分を付与しないものとする。疑義を避けるために付言すると、あるサブ・ファンドの受益証券の保有者は、当該受益証券を保有していることを理由として、他のサブ・ファンドに対して利益を有さないものとする。

いずれかの信託財産の一部を構成する一切の金銭は、信託証書の規定に従い保有または投資されるものとする。

受託会社は、サブ・ファンドに関して、書面による決議をもって、当該サブ・ファンドの受益証券について1以上の独立したクラスおよび／またはシリーズを参照して、随時受益証券を設定し、指定し、発行することができ、また受託会社は、管理会社と協議の上、以下に掲げる方法などを含むかかるクラスまたはシリーズの受益証券を当該サブ・ファンドのその他のクラスまたはシリーズの受益証券と差別化するものとする。

（a）資産、債務、経費および費用を当該クラスおよび／またはシリーズ間で割り当てる方法

- (b) 当該クラスまたはシリーズの純資産価額を計算する方法
- (c) 受託会社または管理会社によって選任されたサービス提供者に支払うべき報酬（管理報酬、業績報酬および買戻手数料などを含むが、これらに限られない。）を当該各クラスまたはシリーズの受益者から徴収し、請求する方法
- (d) 為替ヘッジに起因する費用および損益を当該各クラスまたはシリーズの受益証券の保有者から徴収し、請求する方法
- (e) かかるサブ・ファンドの信託財産に関するその他資産または債務を当該各クラスまたはシリーズに帰属させ、負担させる方法

(2) 【ファンドの沿革】

1971年 1 月15日	管理会社設立
2008年10月21日	信託証書締結
2015年 3 月10日	修正・再録信託証書締結
2015年 5 月12日	修正・再録信託証書効力発生
2019年10月30日	追補信託証書締結
2019年12月 2 日	サブ・ファンドの申込開始
2019年12月20日	サブ・ファンドの運用開始（設定日）

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Citigroup First Investment Management Limited)	管理会社	受託会社との間で信託証書および追補信託証書を、2015年3月10日付で投資運用契約（注1）を締結（2015年5月12日効力発生）。管理会社はサブ・ファンドの資産の運用管理および受益証券の発行を行う。
ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で信託証書および追補信託証書を、2015年3月10日付で投資運用契約（注1）を締結（2015年5月12日効力発生）。受託会社はサブ・ファンドの資産の受託会社としての業務を提供する。
香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイ (Citibank N.A., acting through its Hong Kong branch)	保管会社 管理事務代行会社	2013年8月13日付で受託会社との間で保管契約（注2）を締結。保管会社は、サブ・ファンドの資産の保管を行う。 2013年8月13日付で受託会社との間で管理事務代行契約（注3）を締結。サブ・ファンドの管理事務代行業務について、委任されている。
シティコープ・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッド (Citicorp Financial Services Limited)	名義書換代理人	2013年8月13日付で受託会社との間で名義書換代理人契約（注4）を締結。サブ・ファンドの名義書換代理人業務を委任されている。
シティグループ証券株式会社	代行協会員	2019年11月13日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。日本において代行協会員業務を行う。
株式会社S M B C 信託銀行	販売会社	2019年11月13日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。日本において販売・買戻業務を提供する。

（注1）投資運用契約とは、受託会社がサブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびにサブ・ファンドに関する投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲する契約である。

（注2）保管契約とは、受託会社によって資産の保管会社として選任された保管会社が、サブ・ファンドの名義による保管口座の開設および維持ならびに証券および現金等の保管および管理等の保管業務を行うことを約する契約である。

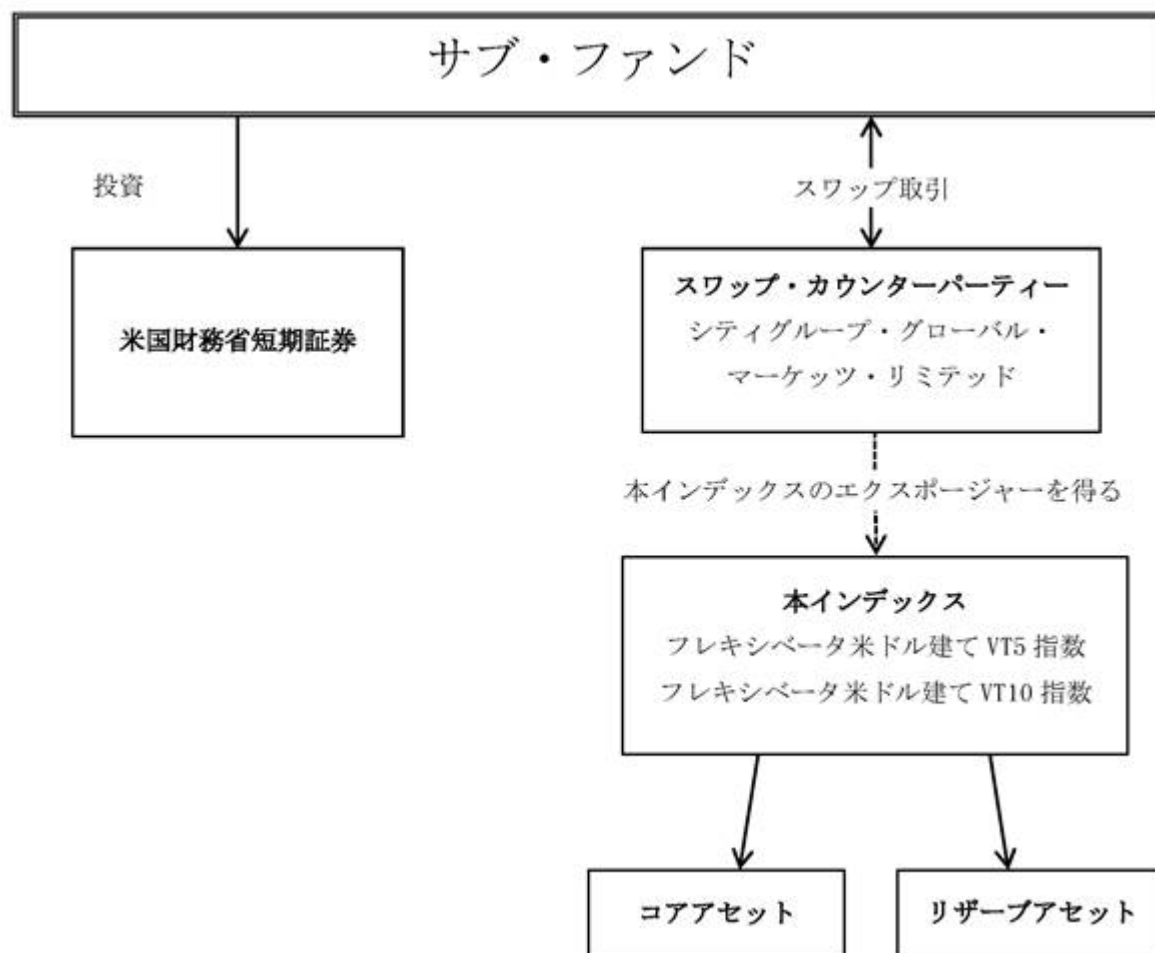
（注3）管理事務代行契約とは、受託会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授權する契約である。

（注4）名義書換代理人契約とは、名義書換代理人が受益証券の発行、譲渡および買戻しに関して登録名義書換事務を提供することを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の販売会社への送付等を行うことを約する契約である。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

ファンドの投資の仕組み



管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、香港の法律に基づき設立された。

() 会社の目的

管理会社の目的は、投資ファンドを運営、管理することである。香港法第571章の証券先物法（以下「SF0」という。）第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

() 株式資本の額

管理会社の資本金は200万200香港ドル（約2,700万円）で、2020年10月末日現在全額払込済である。なお、1株100香港ドル（約1,350円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2020年10月末日現在2億6,980万5,484香港ドル（約36億円）であった。

（注）香港ドルの円換算額は、便宜上、2020年10月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝13.50円）による。以下別段の記載がない限りこれによる。

() 会社の沿革

1971年1月15日設立。

管理会社は、2007年2月16日香港の証券先物委員会からタイプ4および9の認可を受けた。

() 大株主の状況

（2020年10月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
シティグループ・グローバル・ マーケット・ホンコン・ホール ディングス・リミテッド (Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited)	香港、セントラル、ガーデン・ロード3、 チャンピオン・タワー50/F (50/F, Champion Tower, Three Garden Road, Central, Hong Kong)	2万2株	100%

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストは、信託法に基づき設立されている。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制される。

準拠法の内容

（ ）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、かつ信託に関する英国判例法のほとんどのを採用している。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、受益者たる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を、（限られた一定の場合を除き、）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

（ ）ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の記載を参照。

（ ）一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わなければならない。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務

代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の業務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはプライムブローカー）を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の業務提供者に通知しなければならない。「同等の法律が存在する法域」とは、ケイマン諸島犯罪収益に関する法律（2020年改正）（以下「ケイマン諸島犯罪収益に関する法律」という。）の第5（2）（a）条にしたがって指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストの資産調達に係る対策を有する法域をいう。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければならない。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされている。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁（CIMA）への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報を記載しなければならない。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければならない。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っている。

- ・ 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法（2020年改正）、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改正）または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

トラストの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島である。サブ・ファンドの会計監査は、香港において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて行われる。

サブ・ファンドは、毎年12月31日までは同年６月30日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

管理事務代行会社は、（a）サブ・ファンド資産の一部または全部が目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社がその設立文書または目論見書に定める規定に従って、サブ・ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（ ）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ ）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、サブ・ファンドの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければならない。

管理事務代行会社は、（a）サブ・ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（b）サブ・ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の６か月後から20日以内にCIMAにサブ・ファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければならない。当該報告書には、サブ・ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはならない。

- （a）すべての旧名称を含むサブ・ファンドの名称
- （b）投資者により保有されている各組入証券の純資産価額
- （c）前報告期間からの純資産価額および各組入証券の変動率
- （d）純資産価額
- （e）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （f）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額

（g）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（a）受託会社が知る限り、サブ・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）サブ・ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければならない。

サブ・ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

サブ・ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければならない。

（ロ）受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度は、毎年6月30日に終了する。監査済年次計算書類は、香港において一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成され、通常、各会計年度の末日から6か月以内に受益者に送付される。未監査の半期計算書類は、香港において一般に公正妥当と認められた会計原則に従い、12月31日に終了する各半期に関して作成され、通常、かかる半期の末日から3か月以内に受益者に送付される。

また、管理事務代行会社は、各月の末日時点の受益者に保有されている受益証券の残高を記載した月次報告書を受益者に提供し、さらに、受益証券の申込みまたは買戻しのいずれかを行った受益者のそれぞれに対しては、当該申込みまたは買戻しの後に追加の残高証明書を提供する。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（a）金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各特定期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（b）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会であるシティグループ証券株式会社のホームページにおいて提供される。

（６）【監督官庁の概要】

ミューチュアル・ファンド法

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託として規制される。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確保するための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則は、CIMAに対する年次の所定の事項の報告および監査済年次財務書類の提出を規定する。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも、受託会社に対し、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。これらのCIMAの指示を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服することがあり、また、CIMAは、裁判所にトラストの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、受託会社の適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

マネー・ロンダリング規制

マネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用し、維持する必要がある、そして申込者に対して、その身元、申込者の実質的所有者および支配者の身元（適用ある場合）ならびに資金源を証明する証拠の提出を要求することができる。許可された場合、一定の条件に基づき、受託会社はまた、そのマネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の維持を適切な者に委託することができる。

また、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込者または譲受人の身元、申込者または譲受人の実質的所有者および支配者の身元（適用ある場合）ならびに資金源を証明するために必要な情報を請求する権利を留保する。ただし、場合によっては、受託会社およびその適式に選任された委託先は、随時改正または変更されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（2020年改正）またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合で、完全なデュー・ディリジェンスが必要ないと考えられる場合には、情報を要求しないこととすることもできる。

申込者が証明の目的で要求される情報の提出を遅延するか、または怠った場合、受託会社およびその適式に選任された委託先は、申込みの受理を拒絶することができ、その場合、受領された資金は利息を付することなく、当該資金の送金元口座に返金されるものとする。

受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先は、受益者に対する買戻代金の支払いまたは分配金の支払いが適用ある法律もしくは規制に従っていない疑いがあると受託会社、管理会社また

はこれらの適式に選任された委託先が判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、またはかかる支払いの拒絶が、受託会社、管理会社またはこれらの適式に選任された委託先による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するのに必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒絶することができる。

ケイマン諸島における者が、他の者が犯罪行為に従事またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくはそのような疑惑を抱き、またはこれらを知り、もしくは疑惑を抱くことについて合理的な根拠を得た場合、またかかる認識もしくは疑惑に関する情報を規制を受ける部門における業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行の過程で知った場合、当該者は、上記の確信または疑惑を、（ ）その通報が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関するものである場合はケイマン諸島犯罪収益に関する法律に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、または（ ）その通報がテロ行為またはテロリストの資金提供および資産への関与に関するものである場合はケイマン諸島のテロリズム法（2018年改正）に基づき巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して報告する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされない。

ケイマン諸島データ保護法

ケイマン諸島政府は、2017年5月18日に2017年データ保護法（以下「DPL」という。）を施行した。DPLにより、国際的に受け入れられたデータ・プライバシー原則に基づいた受託会社の法令上の要求を導入する。

受託会社は、DPLの下での受託会社のデータ保護義務および投資者（および投資者と関連する個人）のデータ保護権利を概説する書類（以下「サブ・ファンド・プライバシー通知」という。）を準備してきた。サブ・ファンド・プライバシー通知は投資者に入手可能となる。

潜在的投資者は、サブ・ファンドへの投資ならびに受託会社およびその関連会社および／またはその委託先との関連するやり取り（申込フォームの記入、および（適用ある場合には）電磁的方法でのやり取りまたは電話通話の記録を含む。）の観点から、または受託会社に投資者と関連する個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、クライアント、実質的受益者または代理人）の個人情報を提供する観点から、当該個人は受託会社ならびにその関連会社および／または委託者（管理事務代行会社を含むが、これに限られない。）に対しDPLにおいて個人データを形成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。個人データについてデータ管理者として行為する受託会社ならびに管理事務代行会社、管理会社およびその他のような受託会社の関連者および／または委託者は、データ処理者（または一定の場合に自身の権利においてデータ管理者）として行為する場合がある。

サブ・ファンドへの投資によりおよび／またはサブ・ファンドへの投資を続けることにより、投資者は、サブ・ファンド・プライバシー通知を熟読し理解したこと、およびサブ・ファンド・プライバシー通知はサブ・ファンドへの投資に関連する投資者のデータ保護権利および義務の概略を提供することを承知したものとす。

DPLの監視はケイマン諸島のオンブズマン・オフィスの責任である。受託会社によるDPLの違反は、治癒命令、金銭ペナルティまたは犯罪訴追への紹介を含む、オンブズマンの執行行為を招く可能性がある。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの仕組み図



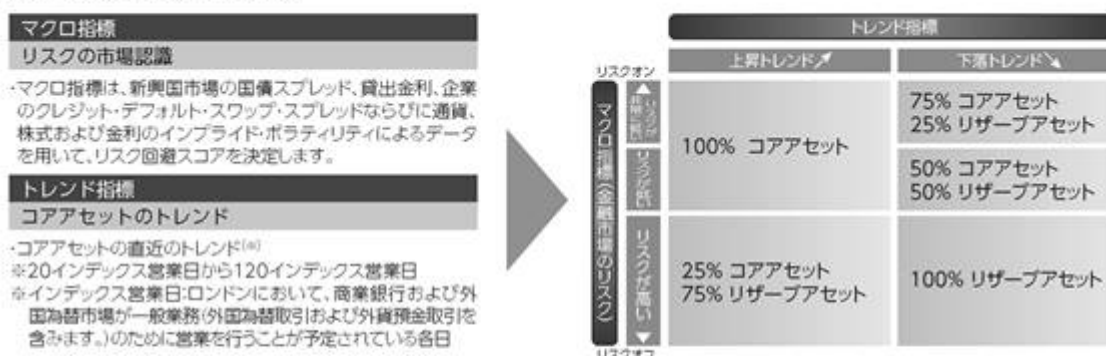
※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

本インデックスによって適用される規則および方法は、本インデックス間でボラティリティ・ターゲット・レベルが異なることを除き、互いに実質的に同一です。

1.本インデックスは、複数資産から成るポートフォリオのパフォーマンスを得ることを目指し、また、指数および先物のバスケットの上昇トレンドに対するエクスポージャーを提供しつつ、指数および先物のバスケットの下降トレンドを回避することにより、プラスのパフォーマンスを生み出すことを目指す、ボラティリティを目標とした指数です。本インデックスは、(1) 株式、商品および債券から成る「コアアセット」および(2) 債券のみから成る「リザーブアセット」に対するエクスポージャーを提供することができます。本インデックスは、定期的に、コアアセットにおける株式および商品の構成銘柄ならびにリザーブアセットにおける債券の構成銘柄における米ドルに対する一定の通貨リスクをヘッジすることを目指します。一方で、コアアセットにおける債券の構成銘柄については、通貨がヘッジされたものとはなりません。



2.コアアセットの過去のトレンド(以下「トレンド指標」といいます。)およびリスクの市場認識(以下「マクロ指標」といいます。)に基づき、コアアセットおよびリザーブアセットの間の本インデックスの配分は、以下のとおり、週次より低頻度でリバランスすることができます。



3.最後に、VT5インデックスについては5パーセント、VT10インデックスについては10パーセントに近似する水準でボラティリティを維持することを目的として、本インデックスの短期のボラティリティは、日次で制御されます。過去21インデックス営業日間の本インデックスのボラティリティがそれぞれ、5パーセントおよび10パーセントから乖離する場合、本インデックスの構成銘柄に対するエクスポージャーは増減する可能性があります。ただし、本インデックスの構成銘柄に対するエクスポージャーは、VT5インデックスについては150パーセント、VT10インデックスについては300パーセントを超えることができません。ボラティリティの制御にかかわらず、本インデックスのボラティリティはそれぞれ、5パーセントおよび10パーセントを上回り、または下回ることがあります。

投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、受益証券の適用あるクラスの受益者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することである。

- (a) 後記「米国財務省短期証券」の項において記載するところにより選定される米国財務省短期証券のポートフォリオ。
- (b) スワップ取引を締結することによって、受益証券の当該クラスに適用ある関連する本インデックス（すなわち、VT5インデックス・クラス受益証券に関してVT5インデックス、およびVT10インデックス・クラス受益証券に関してVT10インデックス）に対するエクスポージャーを提供するポートフォリオ。

受益証券の各クラスの計算において保有される米国財務省短期証券および／または受益証券の各クラスの計算において締結されるスワップ取引に関して、受益証券の各クラスの計算において受領される元本および収益の金額は、非米ドル建て受益証券の表示通貨、すなわち適用あるクラス基準通貨とは異なる通貨である米ドルで表示される。これにより、非米ドル建て受益証券の各クラスの保有者に関して、為替相場のエクスポージャーが生じ、管理会社は、後記のとおり、通貨ヘッジ取引（以下「通貨ヘッジ取引」という。）を締結することによって、系統的なヘッジを行うことを意図している。

疑義を避けるため付言すると、サブ・ファンドは、元本確保の恩恵を受けることはなく、および保険または保証の対象となることはない。サブ・ファンドに対する投資は、元本の損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴う。

通貨ヘッジ取引

管理会社は、後記のとおり、非米ドル建て受益証券の各クラスに関して、そのクラス基準通貨と米ドルとの間の外国為替エクスポージャーを系統的にヘッジすることを意図している。

非米ドル建て受益証券の各クラスに関して、管理会社は、米ドルを売付け、および受益証券の当該クラスに対して適用ある関連するクラス基準通貨を買付ける先渡取引の形式による通貨ヘッジ・カウンターパーティーとの間の外国為替ヘッジ取引を締結することによって、当該エクスポージャーをヘッジすることを意図している。かかる先渡取引は、約1か月以下の満期を有する見込みである。非米ドル建て受益証券の各クラスに関して、米ドルと関連するクラス基準通貨との間のヘッジ比率は、受益証券の当該クラスに帰属すべき純資産価額の約90パーセントから110パーセントの範囲で維持される見込みであり、また日次では調整されない見込みである。ただし、受益証券の当該クラスに帰属すべき純資産価額の約90パーセントから110パーセントの範囲を逸脱する場合は、この限りではない。

通常の市況において、米ドルと非米ドル建て受益証券のあるクラスの適用あるクラス基準通貨との間のヘッジ比率が受益証券の当該クラスに帰属すべき純資産価額の90パーセント未満となり、またはその110パーセント超となる場合、管理会社は、エクスポージャーを受益証券の当該クラスに帰属すべき純資産価額の約100パーセントに復帰させるよう、通貨ヘッジ取引を変更することを追求する。受益証券の取得申込または買戻しのいずれかが存在する場合、純資産価額が大幅に上昇もしくは下落する場合またはサブ・ファンドの計算において保有される投資対象の性質に重大な変更が生じた場合を含む（ただし、これらに限られない。）一定の状況において、通貨ヘッジ取引の想定元本価額は、管理会社によって調整されることもある。

米ドルに対する適用あるクラス基準通貨の潜在的な不利な値動きによる残存するリスクは、非米ドル建て受益証券の関連するクラスの保有者の負担となる。

当初の通貨ヘッジ取引を締結するために元本金額の当初の交換は必要とされなかった。また当初の現金による証拠金のみが通貨ヘッジ・カウンターパーティーに対して提供されることを必要とされた。こ

れとは別に、継続的に、通貨ヘッジ取引に関して、サブ・ファンドと通貨ヘッジ・カウンターパーティーとの間で担保が交換されることがある。

米国財務省短期証券

払込日に、受益証券の各クラスの受益証券の当初取得申込による投資可能手取金は、買付けの時点において約3か月の満期の直近発行の米国財務省短期証券（以下「米国財務省短期証券」という。）をもって構成されるポートフォリオに対して投資された。

その後、受益証券の各クラスの受益証券に係る継続の取得申込による投資可能手取金は、同一の米国財務省短期証券に対して投資されており、今後も継続して投資される予定である。

受益証券のあるクラスに関して保有される既存の米国財務省短期証券の満期が迫る場合、リバランスが生じ、満期の手取金が買付けの時点において約3か月の満期の新たな米国財務省短期証券に対して再投資される。

スワップ取引

管理会社は、受益証券の各クラスに関して、受託会社の代理人として、スワップ・カウンターパーティーとの間で、管理会社によって決定される満期を有する店頭スワップ取引（以下「スワップ取引」という。）を締結することによって、受益証券の当該クラスに対して適用ある関連する本インデックス（すなわち、VT5インデックス・クラス受益証券に関してVT5インデックス、およびVT10インデックス・クラス受益証券に関してVT10インデックス）に対するエクスポージャーを得ることを目指す。

受益証券の各クラスの計算において、スワップ取引に基づき得られる各本インデックスに対する想定エクスポージャーは、スワップ取引を締結する時点における受益証券の当該クラスに帰属すべき純資産価額に概ね相当しており、および、いずれか新規のスワップ取引に関して、スワップ取引を締結する時点における受益証券の当該クラスに帰属すべき純資産価額に概ね相当する。当初のスワップ取引を締結するために元本金額の当初の交換は必要とされなかった。また当初の現金による証拠金のみがスワップ・カウンターパーティーに対して提供されることを必要とされた。これとは別に、継続的に、サブ・ファンドとスワップ・カウンターパーティーとの間で担保が交換されることがある。管理会社は、受益証券の取得申込もしくは買戻しならびに／またはサブ・ファンドの資産からの手数料および費用の支払いの結果、各スワップ取引をリバランスする必要があるか否かの監視および決定をする。

各スワップ取引の価額は、本インデックス自体に含まれ、および本インデックス自体に対して課せられている税金、手数料ならびに想定取引費用および再製費用に係る控除を反映している。その意味するところは、各スワップ取引の価額は、本インデックスそれぞれのインデックス水準において負担する手数料および税金を間接的に反映する。スワップ・カウンターパーティーは、受託会社の代理人としての管理会社との間で解消または締結されるスワップ取引の想定エクスポージャーの0.03パーセントの取引費用を請求する（当該取引費用を、以下「スワップ・カウンターパーティー手数料」という。）。

スワップ取引を締結する時点においてすべての条件が確定するため、管理会社は、スワップ取引において裁量を有しない。

本インデックスに対するエクスポージャーを得るため、管理会社は、他のデリバティブ商品（コール・オプション等）を利用する裁量を保持している。

各スワップ取引の満期日をもって、流動性および市場規模の制約に従いつつ、取引の更改が生じ、これによりサブ・ファンドがその時点において保有する既存の満期を迎えたスワップ取引が解消し、および管理会社は、本「スワップ取引」の項目に従って、受託会社の代理人として、スワップ・カウンターパーティーとの間で新たなスワップ取引を締結する。

サブ・ファンドの投資目的が達成されるとの保証は一切ない。

本インデックス

各本インデックスは、複数資産から成るポートフォリオのパフォーマンスを得ることを目指し、また、指数および先物バスケットの上昇トレンドに対するエクスポージャーを提供しつつ、指数および先物のバスケットの下降トレンドを回避することにより、プラスのパフォーマンスを生み出すことを目指すボラティリティを目標とした指数である。

各本インデックスによって適用される方式は、株式、商品および債券から成る広く分散化された想定バスケット（以下「コアアセット」という。）ならびに債券（以下「リザーブアセット」という。）（これらそれぞれは、以下において詳述される。）に対するエクスポージャーを提供するように設計された動的エクスポージャー戦略を用いる。

コアアセットおよびリザーブアセット

コアアセットは、以下の表に定める構成銘柄から構成される。

	コアアセット構成銘柄	構成比率	複製費用	取引費用
1	シティ・エクイティ米国ラージ・キャップQXマーケットトラッカーインデックス	12パーセント	0.10パーセント	0.025パーセント
2	シティ・エクイティ JN (SGX) ラージ・キャップQXマーケットトラッカーインデックス	12パーセント	0.10パーセント	0.050パーセント
3	シティ・エクイティ・ユーロ圏ラージ・キャップQXマーケットトラッカーインデックス	12パーセント	0.15パーセント	0.050パーセント
4	シティ・エクイティ・オーストラリア・ラージ・キャップQXマーケットトラッカーインデックス	12パーセント	0.15パーセント	0.050パーセント
5	シティ・エクイティ・エマージング・ラージ・キャップQXマーケットトラッカーインデックス	12パーセント	0.15パーセント	0.030パーセント
6	ブルームバーグ・コモディティ・ゴールド・インデックス	5パーセント	0.20パーセント	0.025パーセント
7	ブルームバーグ・コモディティ・WTI Crude Oil インデックス	5パーセント	0.25パーセント	0.050パーセント
8	シティIRブنز先物マーケットトラッカーインデックス	7.5パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント
9	シティIR10年物日本国債先物マーケットトラッカーインデックス	7.5パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント
10	シティIR10年物オーストラリア財務省先物マーケットトラッカーインデックス	7.5パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント
11	シティIR10年物米国財務省先物マーケットトラッカーインデックス	7.5パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント

各本インデックスは、定期的に（通常日次で）、コアアセットを構成する株式および商品の資産に関して、一定の範囲において、そのインデックス通貨に対するヘッジを提供するよう設計されているが、本インデックスは、コアアセットを構成する債券に関して、インデックス通貨に対するヘッジを提供するようには設計されていない。

リザーブアセットは、以下の表に定める構成銘柄から構成される。

リザーブアセット構成銘柄	構成比率	複製費用	取引費用
シティIRブنز先物マーケットトラッカーインデックス	25パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント
シティIR10年物日本国債先物マーケットトラッカーインデックス	25パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント

シティ IR10年物オーストラリア財務省先物マーケットトラッカーインデックス	25パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント
シティ IR10年物米国財務省先物マーケットトラッカーインデックス	25パーセント	0.05パーセント	0.025パーセント

各本インデックスは、定期的に（通常日次で）、リザーブアセットを構成する債券に関して、一定の範囲において、そのインデックス通貨に対するヘッジを提供するよう設計されている。

構成銘柄の水準が変動することから、いずれかの日において各構成銘柄がある本インデックスに対し占める比率は、本インデックス全体のパフォーマンスとの比較におけるかかる構成銘柄の相対的なパフォーマンスに依拠する。よって、ある本インデックスにおける一つの構成銘柄の構成比率は、日々変わる可能性がある。一方で、日次の観測（以下、当該観測のそれぞれを、「選択日」という。）においてある本インデックスに含まれ、および同日現在一定の構成比率を有する一つの構成銘柄は、翌選択日まで固定される単位比率によって表示される。

各本インデックスは、ルール・ベースによる配分方式（以下「コアインデックス水準」という。）に従い、コアアセットとリザーブアセットとの間の想定配分を定め、またこれにより、投資者に対して、そのエクスポージャーを提供する。

各本インデックスに関して、関連するコアインデックス水準は、毎選択日における二つの特定の市場指標、すなわちトレンド指標およびマクロ指標、の観測を適用することにより算定される。

トレンド指標

コアアセットのトレンド（以下「トレンド指標」という。）は、選択日までの（ただし、当該選択日を含む。）20インデックス営業日から120インデックス営業日の間の回顧期間（以下「トレンド回顧期間」という。）において、コアアセットの時間加重平均水準をその単純平均水準（または均一加重平均水準）と比較することとして理解することができる指標により測定される。

時間加重平均は、より多くの加重をより最近の水準に漸次付与する平均である。例として、コアアセットの時間加重平均を計算するため、かかる期間の1日目かつ最遠隔日におけるコアアセットの水準に対して最小の加重が付与され、および2日目における水準に対して僅かに高い加重が付与され、ならびに期間の最終日かつ最直近日（この日に対して最高の加重が付与される）に至るまで同様とする。

それゆえ、期間の最直近日は、期間の他の日より時間加重平均の多くを占める。逆に、単純加重平均は、すべての水準を均一に加重し、関連する期間における最も直近の水準および最も前の水準は、均一に単純平均を占める。特定の期間について、コアアセットの時間加重平均の水準がその単純平均を上回り、またはこれに等しい場合、関連する本インデックスは、このことをもってコアアセットが上昇トレンドにあると解する。逆に、時間加重平均が単純平均を下回る場合、関連する本インデックスは、このことをもってコアアセットが下降トレンドにあると解する。

トレンド回顧期間の長さは、かかる選択日（同日を含む。）に至るまでの60インデックス営業日の期間を通じたコアアセットの実現ボラティリティの10日間平均（以下「3か月平均実現ボラティリティ」という。）と比較したときの、関連する選択日（同日を含む。）に至るまでの10インデックス営業日の期間を通じたコアアセットの日次リターンに基づくコアアセットの年率換算後のボラティリティ（以下「現在実現ボラティリティ」という。）に依拠する。現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティと等しい場合、トレンド回顧期間は、60インデックス営業日となる。現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを上回る場合、トレンド回顧期間は、60インデックス営業日より短くなり（ただし、最短20インデックス営業日）、また現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを下回る場合、トレンド回顧期間は、60インデックス営業日より長くなる（ただし、最長120インデックス営業日）。

現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを上回る場合、各本インデックスは、コアアセットのパフォーマンスのトレンドを判断するため、短期のトレンド回顧期間を用いる。現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを上回る場合、関連する本インデックスは、このことをもってコアアセットのボラティリティが上昇トレンドにあると解し、これにより、関連する本インデックスがトレンド回顧期間の長さを短縮することになる。対照的に、現在実現ボラティリティが3か月平均実現ボラティリティを下回る場合、本インデックスは、このことをもってコアアセットのボラティリティが下降トレンドにあると解し、これにより関連する本インデックスがトレンド回顧期間の長さを伸長することになる。変動性のより高い市場において短い前の期間がより現在のトレンドを示唆するものであり、およびより安定した市場において長い前の期間がより現在のトレンドを示唆するものであるという前提により、かかる方針が予測されている。とりわけ、より変動性の高い市場においてトレンドが意味をなさなくなる傾向にあることから、かかる方針が該当するという保証はない。

トレンド指標を判定するために用いられる実現ボラティリティは、ボラティリティの履歴の観測であって、今後のボラティリティを反映するものではないことを留意することが重要である。実現ボラティリティは、将来のボラティリティを予測し、および市場期待をより良く反映するインプライド・ボラティリティと同一ではない。

マクロ指標

5インデックス営業日の期間を通じて、シティ・グローバル・マクロ・リスク指標（以下「シティGMRIインデックス」という。）の短期移動平均水準により測定される、6つの選定された金融市場において反映されるリスクの市場認識（以下「マクロ指標」という。）。シティGMRIインデックスは、一般的な市場リスク回避の水準の予想を代表するように機能する特定の指標のパフォーマンスを追跡するインデックス・スポンサー固有の指数である。当該指標に含まれるのは、新興国市場の国債スプレッド、米国の信用スプレッド、企業の債務不履行に対する信用補完費用ならびに外国為替相場、株式および金利のインプライド・ボラティリティである。

シティGMRIインデックスは、インデックス・スポンサーによって開発され、広範な世界中の金融システムにおけるリスク回避認識を計量することを試みるルール・ベースによる固有の指標である。シティGMRIインデックスは、それぞれが金融市場リスクの区分の代表的なものである市場ベンチマークの価格または水準（いずれか該当する方）を参照して算定されるその6つの構成要素の水準を参照して、日次で計算される。シティGMRIインデックスは、日次の水準が常に0から1の範囲に該当する結果となるような計算方式を用い、水準が0であるときは、最も低いリスクの一般的な市場認識を示し、および水準が1であるときは、最も高いリスクの一般的な市場認識を示す。シティGMRIインデックスの水準は、現在ブルームバーグ・ページの「CIISGMRI < Index >」において公表されている。

各選択日時点において、インデックス計算代理人は、かかる選択日（同日を含む。）に至るまでの5インデックス営業日間中のシティGMRIインデックスの水準の相加平均（以下「平均GMRI水準」という。）を計算する。平均GMRI水準が0.5を下回る場合、本インデックスは、このことをもってリスクの市場認識が前年中のその水準との比較において低いと解し、また平均GMRI水準が0.5を上回り、または0.5に等しい場合、本インデックスは、このことをもってリスクの市場認識が前年中のその水準との比較において高いと解する。

シティGMRIインデックスの作用は、あらかじめ定義されたルール・ベースの方式に依拠するものである。類似の目的を持つ他の方式は、シティGMRIインデックスに比べてより奏功する異なる結果をもたらすことがある。シティGMRIインデックスが世界中の金融システムにおけるリスクの測定（およびリスクの回避）に際して、奏功するとの保証はない。シティGMRIインデックスが一般的な参照方法として開発されたものであり、またいずれかの本インデックスとの併用に特化して設計されたものではないことにも留意すべきである。

各本インデックスに関して、トレンド指標およびマクロ指標は、組み合わせさせてシグナル（以下「シグナル」という。）を提供し、以下のとおり、コアインデックス水準によって関連する本インデックスにコアアセットもしくはリザーブアセットまたはそれぞれの組合せに対するエクスポージャーを提供する判定となるかを決定する。

- （a）選択日において、コアアセットを構成するポートフォリオが下降トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して高いリスクの市場認識を示した場合、本インデックスは、仮想エクスポージャーをリザーブアセットに配分する。
- （b）選択日において、コアアセットを構成するポートフォリオが下降トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して低いリスクの市場認識を示した場合、本インデックスは、仮想エクスポージャーの半分をコアアセットに配分し、半分をリザーブアセットに配分する。
- （c）選択日において、コアアセットを構成するポートフォリオが下降トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して非常に低いリスクの市場認識を示した場合、本インデックスは、仮想エクスポージャーの75パーセントをコアアセットに配分し、25パーセントをリザーブアセットに配分する。
- （d）選択日において、コアアセットを構成するポートフォリオが上昇トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して低いリスクの市場認識を示した場合、本インデックスは、仮想エクスポージャーをコアアセットに配分する。
- （e）選択日において、コアアセットを構成するポートフォリオが上昇トレンドにあると判定され、かつ、シティGMRIインデックスが前年に測定された水準と比較して高いリスクの市場認識を示した場合、本インデックスは、仮想エクスポージャーの25パーセントをコアアセットに配分し、75パーセントをリザーブアセットに配分する。

シグナルに変更がない場合、比率の調整は行われない。関連するインデックス要項において詳述されたとおり、関連する本インデックスの構成銘柄に係る予定取引日ではないことにより、または一定の指定された取引所がその通常の立会取引を行うことが予定されている日ではないことにより、一つまたは複数の本インデックスの構成銘柄の取引を行うことができない場合、比率の調整は行われない。しかしながら、（関連するインデックス要項において記載されるとおり）一定の混乱事由により、一つまたは複数の本インデックスの構成銘柄の取引を行うことができない場合、比率の調整は、関連するインデックス要項において定める手続に従い、本インデックスの構成銘柄に関して行われる。

目標ボラティリティを得ることを追求する際のコアインデックス水準に対する可変エクスポージャー

各本インデックスによって適用される方式は、本インデックスのコアインデックス水準に対する静的に増加または減少された想定エクスポージャー（以下「本エクスポージャー」という。）を提供するように設計されたボラティリティ目標の動的エクスポージャーの仕組みを利用する。各本インデックスに関して、本エクスポージャーは、VT5インデックスの場合は150パーセント、VT10インデックスの場合は300パーセントという既定の最大制限に従い、関連するインデックス水準に係る特定された年率換算後のボラティリティの水準全体がVT5インデックスの場合は5パーセント、VT10インデックスの場合は10パーセント（以下それぞれ「ボラティリティ目標」という。）以下を維持することを追求する計算式に従い、潜在的には日次で、調整される。例として、コアインデックス水準に係る年率換算後のボラティリティがボラティリティ目標を下回る場合、関連する本インデックスによって適用される方式により、ボラティリティ目標を達成するとの目的をもって、既定の上限に至るまで関連する本インデックスのコアインデックス水準に対する本エクスポージャーが引き上げられる。関連する本エクスポージャーは、関連するコアインデックス水準の直近のボラティリティを参照して決定される。コアインデックス水準および本インデックスの本エクスポージャーのコアインデックス水準に対するボラティリティは、潜在的には、日々決定および調整されるが、本インデックスの実際のボラティリティは、ボラティリティ目標

を上回り、または下回ることがあり、さらに、ボラティリティ目標の適用は、関連する本インデックスの本エクスポートへの調整前のコアインデックス水準の過去21インデックス営業日のボラティリティ履歴と5パーセントのボラティリティ・バッファ（以下「ボラティリティ・バッファ」という。）に基づく。ボラティリティ・バッファの効果は、大まかにいうと、関連する本インデックスによって適用される方式によって算定される理論的なエクスポートと現実のエクスポートとの絶対的な差が5パーセントを上回らない限り、本インデックスのコアインデックス水準に対するエクスポートが変わらないということである。ボラティリティ・バッファの目的は、エクスポートの過度に頻繁な変化およびそれに伴う費用を避けることである。この意味するところは、本インデックスがボラティリティの変化を反映させるように本エクスポートを増加または減少させる前に相当の期間を要することがあることである。この結果、本エクスポートがより短期に調整されると仮定した場合に比べて、関連する本インデックスに係るインデックス水準が低くなる可能性がある。

インデックス想定費用

各インデックス水準は、（ ）関連する本インデックスの個別の構成銘柄の比率および水準ならびにコアインデックス水準に対する本エクスポートの潜在的には週次の変化（すなわち、関連するインデックス要項に詳述されるとおり、シグナルの変化の結果によるコアアセットとリザーブアセットとの間のエクスポートの再配分に伴う想定費用）、（ ）潜在的には日次によるコアインデックス水準に対する関連する本インデックスのエクスポートのボラティリティ目標メカニズムならびに（ ）コアアセットおよびリザーブアセットにおける固定比率への構成銘柄の月次再設定に伴う想定取引および複製の費用を控除したものである。

個別の構成銘柄に伴う複製費用および取引費用については、前記「投資目的および投資方針、本インデックス」の項を参照のこと。

各本インデックスの原資産である個別の構成銘柄、すなわちマーケットトラッカーインデックスは、先物である関連するマーケットトラッカーインデックスの構成銘柄の更改に伴う費用を包含している。マーケットトラッカーインデックスに関連するインデックス要項および特定のリスクを含む詳細な情報（英文で用意される。）は、管理会社に対して請求することにより、無料で入手可能である。

インデックス手数料

各インデックス水準は、次に掲げる算式のとおりに計算されるとおり、各インデックス営業日（以下「関連インデックス営業日」という。）に関して、固定の率による控除（以下「インデックス手数料」という。）を反映する。

$$X \times Y \div Z$$

上記の算式における用語の意味は、それぞれ以下に掲げるとおりである。

Xは、0.5パーセントである。

Yは、関連インデックス営業日の直前のインデックス営業日（当日を含まない。）から関連インデックス営業日（当日を含む。）までの暦日の日数である。

Zは、365である。

インデックス水準は、インデックス・スポンサーによって公表される。

本項は、本インデックスの完全な記述ではなく、本項は、本インデックスの主要な性質の部分的な概要を内容とするに過ぎない。2019年12月2日を効力発生日として、英文によるインデックス要項の各編は、インデックス要項の各編に付随する「本インデックスの平易な英文による説明（Plain English Description of the Index）」および「リスク要因の平易な英文による説明（Plain English Description of the Risk Factors）」と題する文書と共に、次に掲げるアドレスにおいて入手できる。

VT5インデックスおよびVT10インデックスの双方に関して、以下である。

（a）インデックス要項およびリスク要因

[https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_
Asset/FlexiBeta_USD_VT_5_Index_Conditions.pdf](https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/FlexiBeta_USD_VT_5_Index_Conditions.pdf)

(b) 平易な英文による本インデックスの説明およびリスク要因

[https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_
Asset/FlexiBeta_USD_VT_5_Index_Descriptions.pdf](https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/FlexiBeta_USD_VT_5_Index_Descriptions.pdf)

インデックス要項の各編は、関連する本インデックスが準拠する規則および本インデックスの主要な性質のより詳細な記述を内容とする。とりわけ、関連するインデックス要項に記載される本インデックスの方式は、関連する本インデックスがインデックス計算代理人によって計算される方法に係る記述および関連する本インデックスに対するエクスポージャーを引き受けるときに斟酌すべき要素に係る説明を含んでいる。**投資者は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に、インデックス要項の全部を読むべきである。**本項とインデックス要項との間に不一致がある場合、関連するインデックス要項が優先するものとする。

現金方針

サブ・ファンドの当座の必要性をそれが生ずる都度斟酌して、サブ・ファンドの資産の一定比率は、現金または短期金融市場商品等の現金同等の有価証券で保有されることがある。管理会社は、サブ・ファンドが常にその支払債務を充足する状態にあることを確保するため、現金または現金同等の有価証券へのサブ・ファンドの配分を管理することについて責任を負う。したがって、受益証券の発行手取金の一部がポートフォリオに対して投資されず、またこれに代わり、かつ、管理会社の裁量において、保管会社に開設した銀行預金口座において、および／または短期金融市場商品等の他の現金同等の有価証券の形式により、留め置かれる（以下「現金留保」という。）ことがある。現金留保は、サブ・ファンドの継続的費用に用いられる。現金留保に加え、管理会社は、必要な場合において、サブ・ファンドのキャッシュ・フローの必要性に応じる十分な流動性を提供するため、（必要に応じて、米国財務省短期証券の一部もしくは全部を売却することにより、および／またはスワップ取引の一部もしくは全部を手仕舞うことにより）随時サブ・ファンドの資産の一定割合を現金に配分することがある。サブ・ファンドの通常の支払債務は、スワップ取引に関するスワップ・カウンターパーティーおよび／または通貨ヘッジ取引に関する通貨ヘッジ・カウンターパーティーに対する担保の供与、買戻代金ならびに管理会社およびサブ・ファンドの他のサービス提供者に対して支払われるべき他の通常の報酬および費用を含む（ただし、これらに限られない。）。

管理会社の運用上の原則は、サブ・ファンドがその支払債務の履行期が到来するときは常にその支払債務を充足する状態にあることを確保する一方、サブ・ファンドの現金保有を最低限に維持することである。通常の状態の下、管理会社は、純資産価額の10パーセント超を現金留保で保有することを想定していないが、米国財務省短期証券のポートフォリオのリバランス、スワップ取引の更改取引またはスワップ取引および／もしくは通貨ヘッジ取引に関する証拠金要件による場合を含む（ただし、これらに限られない。）理由により、10パーセント超を保有することもある。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」の項を参照のこと。

（３）【運用体制】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する１以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- （a）管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- （b）適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- （c）当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

（a）管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。

（b）管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が選任されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および/または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を選任している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担しまたは被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担しまたは被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、い

かなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて26年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティグループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

（４）【分配方針】

サブ・ファンドが相当の分配可能な利益を有することは想定されていない。

（５）【投資制限】

投資制限

管理会社は、サブ・ファンドの計算において、サブ・ファンドの総資産の50パーセント超を金融商品取引法に定義される「有価証券」（社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など）（有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。）および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資する。

管理会社は、サブ・ファンドのために以下に掲げることを行わない。

- （a）取得の結果として管理会社が運用するすべての投資信託が保有する投資会社ではないいずれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること。
- （b）サブ・ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金すること

ができない投資対象を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書もしくはサブ・ファンドの補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとする。）。

- （c）自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。
- （d）管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限られない。）受益者の利益を害し、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。
- （e）空売りの結果、サブ・ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。
- （f）後記「借入れ方針」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。
- （g）一の発行体の株式または一の投資信託の受益証券について、その保有の結果として、一の発行体の当該株式または受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」という。）が純資産価額の10パーセントを超えることとなる場合において（当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）、当該株式または受益証券を保有すること。
- （h）一の取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である一の発行体に係るデリバティブのポジションについて、その保有の結果として、当該取引相手方または当該デリバティブのポジションに係る発行体に対して生じる純エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。）が純資産価額の10パーセントを超えることとなる場合において（当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）、当該デリバティブのポジションを保有すること。（注：当該デリバティブ取引のもと、取引相手方の債務に担保が設定されまたは証拠金が差し入れられている場合、当該担保または証拠金の評価額は控除することができる。）。
- （i）一つの主体により発行され、組成され、または引き受けられた、（ ）有価証券（上記（g）に定める株式または受益証券を除く。）、（ ）金銭債権（上記（h）に定めるデリバティブを除く。）および（ ）匿名組合出資持分について、その総額（以下「債券等エクスポージャー」という。）が純資産価額の10パーセントを超えることとなる場合において（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算される。）、当該（ ）有価証券、（ ）金銭債権および（ ）匿名組合出資持分を保有すること。（注：担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、当該主体に対するサブ・ファンドの負う支払債務が存在する場合は、支払債務額を控除することができる。）
- （j）一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの総額が純資産価額の20パーセントを超えることとなる場合において、当該主体に対するポジションを保有すること。

管理会社は、サブ・ファンドの計算において、デリバティブ取引から生じるリスクを十分に把握する過程において管理会社により実施されるリスク管理手続きである、規制を受けている金融商品取引業者の自己資本比率規制において定められる標準的方式の「市場リスク相当額」の算出方法を参考に用いた未決済のデリバティブ取引またはその他の類似の取引のリスク量が純資産価額の80パーセント以内となるように確保する。以上の規定の目的において、「標準的方式」および「自己資本比率規制」とは、それぞれ日本の金融庁の規則に定める意味を有する。

前記（g）から（j）までの投資制限に基づく発行体集中およびカウンターパーティー・エクスポージャーのリスクを計算する目的において、サブ・ファンドが集団投資事業体および／または証券化商品に直接投資する場合、かつ、それらそれぞれの発行体および／またはビークルの資産が固有資産または当該発行体および／もしくはビークルが保有し、これらの集団投資事業体および／もしくは証券化商品に帰属しないその他の資産から分離されており、かつ、当該発行体および／またはビークルが倒産隔離

の団体である場合、当該集団投資事業体および／または証券化商品の裏付資産に対するサブ・ファンドの間接的なポジションのエクスポージャーは、エクスポージャーを算定する際にルック・スルーすることができる。

管理会社は、上記の投資制限に関係する適用ある制定法または規則が修正されまたはその他新たなものとなり、管理会社の意見において投資制限が適用ある法律および規則に違反することなく修正できる場合、受託会社と協議の上、受益者の同意を得ることなく、上記の投資制限のいずれについても、追加、修正または削除（該当する方）を行う権限を有するものとする（ただし、当該修正または削除について受益者に対し21日前の事前の通知を行うものとする。）。

管理会社は、（ i ）受益証券の購入申込みもしくは買戻請求が大量になされると単独で判断する場合、（ ）サブ・ファンドが投資する市場もしくは投資対象の急激もしくは大幅な変動を単独の裁量により予期する場合もしくは管理会社の合理的な支配を超えるその他の事由が存在する場合、ならびに／または（ ）投資方針およびガイドラインからの逸脱が（ a ）サブ・ファンドを終了する準備を行うためもしくは（ b ）サブ・ファンドの資産の規模の結果として管理会社の単独の裁量により合理的に必要な場合、前記の投資方針およびガイドライン（ただし、（ a ）ないし（ j ）の投資制限を除く。）から一時的に逸脱することを決定することができる。当該逸脱を認識した場合、管理会社は、受益者の利益を考慮し、合理的に可能な限り速やかに当該逸脱を是正することを目指す。

借入れ方針

管理会社および／またはその委託先は、借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果とはならないことを条件として、サブ・ファンドの計算において金銭を借り入れることができる。ただし、サブ・ファンドが他のサブ・ファンド、投資ファンドまたは他の種類の集団投資スキームとの併合を含む（ただし、これらに限られない。）特別な状況において、12か月を超えない期間で一時的に制限を超える場合はこの限りでない。

レバレッジ

資金の授受を伴わない、スワップ取引の目的は、適用ある本インデックスに対する合成されたレバレッジ無しのエクスポージャーを提供することである。適用ある本インデックス自体がVT5インデックスに関して150パーセントの、およびVT10インデックスに関して300パーセントの最大レバレッジを包含している。

コミットメント・アプローチ（簡便法）による受益証券の各クラスの総エクスポージャーは、実物資産の市場価額にデリバティブの性質に係る原資産の市場価額を加えたものを受益証券の各クラスに帰属する純資産価額で除し、ネットティングの取決めおよびヘッジの取決めにより調整したものをを用いて計算される。受益証券の各クラスのレバレッジは、受益証券の関連するクラスの総エクスポージャーから100パーセントを差し引いたものに相当する。総エクスポージャーが100パーセントであるということは、レバレッジがないことを意味する（0パーセントのレバレッジ）。

通常の市況のもとでは、VT5インデックス・クラス受益証券に関する予想最大レバレッジは、160パーセント、およびVT10インデックス・クラス受益証券に関する予想最大レバレッジは、310パーセントである。非米ドル建て受益証券には、通常の市況において、通貨ヘッジ取引により10パーセントのレバレッジが追加されることが見込まれる。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

各投資者は、自らの投資アドバイザーおよび／独立専門家から独立した投資助言（法律上、規制上、税務上、財務上および／または会計上の助言を含む。）を得るべきである。

以下のリスク要因は、投資アドバイザーまたは投資者が利用する銀行による独立した助言に代わるものではなく、各投資者は、これらの助言をいかなる場合においても受益証券の買付けの決定前に得るべきである。本書に含まれる情報は、投資者の要求、投資目的、経験、知識および状況に合わせてなされる独立した助言に代わるべきものとはなり得ないため、投資決定は、これらのリスク要因のみに依拠して行われるべきではない。

サブ・ファンドへの投資には重大なリスクが伴い、多くの予測不可能な要因に影響を受ける。サブ・ファンドのリスク特性の急激な変化は、受益証券の価値に重大な悪影響を及ぼしうる。受益証券に流通市場が存在する可能性は低い。投資者は、サブ・ファンドにおけるその投資の相当部分または全部を損失する場合もある。したがって、各投資者は、サブ・ファンドへの投資のリスクに耐えることができるか否かを慎重に考慮すべきである。以下に掲げるリスク要因の記載は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。

サブ・ファンドに関連するリスク

投資対象および取引リスク

サブ・ファンドの投資対象が、一定期間（特に短期）において、達成される保証はない。

投資者は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落する可能性があることを認識すべきである。

流通市場の不在

受益証券に関して流通市場が形成されることは予定されない。したがって、受益者は、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（１）海外における買戻し」の項に定める手続きおよび制限に基づく買戻し方法によってのみしかその受益証券を処分することができないことがある。関連する買戻し通知の日付から関連する買戻し日までの期間中にその受益証券の買戻しを請求する受益者によって保有される受益証券に帰属する純資産価額の減少に関するリスクは、買戻しを請求する受益者が被る。さらに、受益者が自らの受益証券を買い戻しをさせることができないこともある。

サブ・ファンドの限定的な実績

サブ・ファンドの運用歴および実績記録は限定的である。管理会社が運用する他の投資ファンドの過去の実績は、必ずしもサブ・ファンドの将来の結果を予示するものではない。

一時停止リスク

管理会社は、信託証書の条件に基づき、一定の状況において、純資産価額の計算ならびに／または受益証券の申込みおよび買戻しを停止することができる。投資者は、当該停止が実行された場合、受益証券の買戻しを行うことはできない。投資者は、純資産価額の算定が停止されている場合、自らの投資対象の市場価格を取得することはできない。この点に関するさらなる情報については、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（１）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項を参照のこと。

無保証

サブ・ファンドに対する投資は、保険で保護されておらず、また、政府、政府関係機関もしくは下部機構または銀行保証ファンドにより保証されてもいない。サブ・ファンドの受益証券は、銀行の預金もしくは債務ではなく、または銀行により保証もしくは承認されておらず、受益証券に投資された金額は、上昇することも下降することもある。元本の確保は保証されていない。ファンドへの投資は、元本割れとなる可能性を含め、一定の投資リスクを伴う。受益者が当初投資の総額を取り戻すことができるという保証はない。受益者は、投資総額を上限とする損失を被る準備をしておくべきである。

決済の不履行

受益証券は、取得日を参照することにより申込みが行われ、発行される。ただし、受益証券のあるクラスの受益証券の申込者は、当該取得日の3営業日後の日に申込みを決済することのみ要求される。投資者が、申込金額を支払日に決済することができなかった場合（以下「不履行投資者」という。）、管理会社は、決済不履行の対象である当該不履行投資者の受益証券を取り消すことがある。当該不履行投資者があるクラスの受益証券の申込みを行った取得日と不履行投資者の受益証券が取り消された日との間に当該同一クラスの受益証券の申込みを行う投資者および既存の受益者は、その受益証券について、不履行投資者の受益証券に対する申込みが受け付けられていなかった場合に支払ったであろう金額と比較してより高い受益証券1口当たりの申込金額を支払うことになる可能性がある。または、その受益証券について、受益証券1口当たりの申込金額の支払いが少なくなることによる恩恵を受ける可能性もある。この場合、同一クラスの受益証券を保有する既存の受益者は、その保有する受益証券の価値が希薄化する。同様に、当該期間中に買戻しのために同一クラスの受益証券を呈示する受益者は、受領する受益証券1口当たりの買戻価格が低くなる可能性がある。または、当該決済の不履行が発生していなかった場合に受領したであろう金額と比較して、より高い受益証券1口当たりの買戻価格を受領する可能性もある。後者の場合、同一クラスの受益証券を保有する残存するすべての受益者は、その保有する受益証券の価値が希薄化する。決済の不履行が発生した場合、発行済受益証券数、買戻受益証券数、受益者が支払う受益証券1口当たりの申込金額または受領する受益証券1口当たりの買戻金額は調整されないため、決済の不履行は、同一クラスの受益証券を保有する受益者に対して悪影響を及ぼす可能性がある。

先行投資

受益者は、申込みが受領された旨の通知を受けた管理会社が、申込金が受領される前に当該申込金が決済されること見越して、サブ・ファンドの勘定において投資を行う場合があること（以下「先行投資」という。）に留意すべきである。かかる先行投資は、サブ・ファンドの利益のために行うことが意図されているが、申込金の決済が行われなかった場合、ファンドは損失にさらされることがある。かかる損失には、取引の手仕舞い費用（その時まで相場に不利な変動が生じている可能性がある。）および先行投資の資金を調達したサブ・ファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約が借り越しとなった場合の遅延利息の支払いが含まれるが、これらに限られない。その結果、先行投資により生じるサブ・ファンドの損失は、受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性がある。受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失について責任を負わない。

買戻しが与える影響

受益者の保有する受益証券の大量の買戻しに関する請求が行われる場合、当該買戻しに必要な現金を調達するために、管理会社は、望ましい時機よりも早期にサブ・ファンドの投資対象の清算が必要となる可能性がある。

分配

サブ・ファンドの分配方針は、受益者に分配を行うことではなく、サブ・ファンドの純収益および実現キャピタルゲインのすべてを再投資することである。したがって、サブ・ファンドへの投資は、現時点のリターンを求める投資者には適合していないことがある。

クラス間債務

受益証券のあるクラスの受益証券の保有者は、受益証券の他のいずれかのクラス資産に関して、いかなる権利も有しない。しかしながら、受益証券の特定のクラスの債務がかかるクラスに帰属すべき資産を超過する場合、サブ・ファンドの債権者は、受益証券の他のクラスに帰属すべき資産に対して、遡求権を有することがある。

また、スワップ取引または通貨ヘッジ取引（もしあれば）に関してスワップ・カウンターパーティーまたは通貨ヘッジ・カウンターパーティーによって差入れられる担保は、受益証券のすべてのクラスに関して締結されるスワップ取引および非米ドル建て受益証券に関して締結される通貨ヘッジ取引について合算基準をもって差入れられる。受益証券の特定のクラス（以下「関連クラス」という。）に帰属すべきスワップ取引または通貨ヘッジ取引（もしあれば）に関して差入れられる担保では、関連クラスに関する当該スワップ取引に関連するスワップ・カウンターパーティーまたは通貨ヘッジ取引に関する通貨ヘッジ・カウンターパーティーの債務を充足するのに不足する場合、関連クラス以外の受益証券のクラスに関して締結されるスワップ取引または通貨ヘッジ取引に関して差入れられる担保が関連クラスに関するスワップ取引に関連するスワップ・カウンターパーティーまたは通貨ヘッジ取引に関する通貨ヘッジ・カウンターパーティーの債務を履行するために利用されることがある。

スワップ取引または通貨ヘッジ取引（該当する場合）に関連する通貨ヘッジ・カウンターパーティーまたはスワップ・カウンターパーティーに対する特定の受益証券のクラスに帰属する債務がそのクラスに帰属する資産を超える場合、スワップ・カウンターパーティーまたは通貨ヘッジ・カウンターパーティー（該当する場合）は、受益証券の他のクラスに帰属する資産（例えば、当該受益証券の他のクラスについてスワップ取引または通貨ヘッジ（該当する場合）についてのスワップ・カウンターパーティーまたは通貨ヘッジ・カウンターパーティーに差し入れられた担保）に請求を行う場合がある。

サブ・ファンドの早期償還リスク

サブ・ファンドは、特定の状況において、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（3）信託期間」および「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に記載されるとおり、予定の償還日の前に償還することがある。

投資に関するリスク

一般

スワップ・カウンターパーティーまたは通貨ヘッジ・カウンターパーティーの破産時の担保リスク

管理会社がサブ・ファンドの勘定でスワップ取引または通貨ヘッジ取引（該当する方）に基づくすべての未払いの債務を清算した場合、スワップ・カウンターパーティーまたは通貨ヘッジカウンターパーティーは、管理会社に担保（もしあれば）を返還する義務を負う。ただし、スワップ・カウンターパーティーまたは通貨ヘッジ・カウンターパーティーが信用または流動性の問題を有する場合（以下「破産当事者」という。）、管理会社は、スワップ・カウンターパーティーまたは通貨ヘッジ・カウンターパーティーの清算／破産管理事務代行者（以下「破産管理事務代行会社」という。）に対して担保請求を提出しなければならないことがある。破産管理事務代行会社が管理会社の請求を認めない場合、裁判所手続きが必要になることがあり、当該手続きの長さおよびその後担保が管理会社に返還される日は不確かである。担保は破産管理事務代行会社によって留保されるが、関連する米国財務省短期証券は、管理会社がサブ・ファンドの勘定で例えば追加スワップ取引または通貨ヘッジ取引のための担保として売却および／または利用する際には利用することはできない。これにより、該当する受益証券クラスの保有者は、スワップ・カウンターパーティーまたは通貨ヘッジ・カウンターパーティーが破産しなかった場合または清算しなかった場合よりも低いリターンを受け取ることになる可能性がある。

担保に関する取決全般

サブ・ファンドは、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドが取引を行うカウンターパーティーが服する適用ある法制に従う場合を含め、一定の担保に関する取決めを実施する必要があることがある。

カウンターパーティーがサブ・ファンドの口座に現金担保を差し入れた場合、現金担保は、保管会社の分別担保口座または担保に関する取決めの当事者間で合意されたその他の銀行口座（以下「担保口座」という。）に預託され、再投資を目的として使用されることはない。ある受益証券クラスに関する担保口座の受取利息（もしあれば）は、関連するクレジット・サポート・アネックスに従い、カウンターパーティーにより必要とされる利子の支払いを填補するために十分ではないことがある。かかる場合、不足額は、サブ・ファンドの資産から費用として支払われる必要があり、これは、純資産価額に悪影響を与える。受領された非現金担保は、売却、再投資または担保に供されることはない。

スワップ取引および通貨ヘッジ取引の全部について、サブ・ファンドの利益のため締結される担保取決めの条件は、単一のクレジット・サポート・アネックスに準拠する。クレジット・サポート・アネックスに基づき、担保プールは、日次で時価評価および調整される。担保口座に保有される資産のポートフォリオは、関連するクレジット・サポート・アネックスに従い選定された資産のみから構成されるものとする。

カウンターパーティー（スワップ・カウンターパーティーおよび通貨ヘッジカウンターパーティーを含む。）から担保を取得することおよび実施される担保管理システムは、カウンターパーティーの不履行または支払不能に対するサブ・ファンドの潜在的エクスポージャーを低減することに寄与することを意図しているが、当該リスクは完全には排除できない。提供された担保は、多数の理由により、スワップ・カウンターパーティーの債務または通貨ヘッジ・カウンターパーティーの債務の充当に十分ではないことがある。また、スワップ・カウンターパーティーまたは通貨ヘッジ・カウンターパーティーにより提供された担保が日次ベースで独立して評価される場合であっても、担保として提供された一定の債券および／または株式の価値が必ずしも有効な気配価格を有するとは限らない。

担保が正しく正確に評価される保証はない。担保が正確に評価されない場合、ファンドは損失を被ることがある。担保が正確に評価された場合であっても、カウンターパーティーが債務不履行または支払不能に陥った時点から当該担保が換金される時点までの間に当該担保の価値が減少することがある。非流動資産の場合、当該資産の換金に時間を要することから担保の価値が減少するリスクがより大きくなることもあり、当該資産が提供される担保の全部または大部分を占めることがある。

サブ・ファンドはまた、カウンターパーティーの利益のために担保を差し入れることを要求されることもある。このような状況において、サブ・ファンドのポートフォリオのうち、サブ・ファンドの投資目的のために利用可能なものは、他の場合よりも少なくなる。したがって、サブ・ファンド全体のリターンは、担保に関する取決めによって減少することがある。

担保の運用を支援するために担保管理代理人が選任されることがあり、当該選任の場合、当該代理人の報酬は、サブ・ファンドの資産またはその他に合意された方法において支払われる。

米国財務省短期証券に関するリスク

ソブリン債

サブ・ファンドは、米国財務省短期証券への投資を通じて、ソブリン債に対するエクスポージャーを有する。

政府発行体の商品に対するエクスポージャーは、多大な経済リスクおよび政治リスクを伴うことがある。政府機関の債務に対するエクスポージャーにより、サブ・ファンドは、関連する国における政治的、社会的および経済的变化の直接的または間接的な影響を受けることになる。政治的变化は、政府がその債務を適時に支払い、またはその用意を行う意欲に影響を及ぼすことがある。とりわけインフレ率、対外債務額および国内総生産に反映される国家の経済的状況もまた、当該政府の債務履行能力に影響を与える。

一定のソブリン証券の保有者は、これらの債務の再編および返済期限の繰延べに参加し、これらの債務の発行体へのさらなる貸付けを求められることがある。ソブリン証券の保有者の利益は、再編の取決めの過程で悪影響を受ける可能性がある。サブ・ファンドがエクスポージャーを有することがあるソブリン債務証券の発行体は、対外的な債務を返済することが極めて困難となることがある。これらの困難により、当該国々は、とりわけ、債務の元利金の支払期限を繰り延べ、一部の債務を再編することを強いられることがある。返済期限の繰延べおよび再編の取決めには、新規もしくは変更と信契約を交渉することによる元利金の支払いの減額および支払期限の繰延べ、または未払元利金の「プレディ債」もしくは類似の商品への転換、ならびに利息の支払資金を調達するための新規と信の獲得が含まれることがある。管理会社および受託会社は、一定のソブリン債務証券に関する不履行の場合に有するサブ・ファンドの計算における法的手段が限定されていることがある。例として、政府機関の一定の債務に関する不履行からの救済は、民間の債務の場合と異なり、場合によっては当該不履行を行った当事者自身の裁判所で追求しなければならない。それゆえ、法的手段が著しく限定されることがある。

米国財務省短期証券の発行体による債務不履行

管理会社は、受益証券のクラスの計算において保有されている米国財務省短期証券から受け取る利息および元本の支払いを、当該受益証券のクラスについて締結されたスワップ取引におけるスワップ・カウンターパーティーおよび／または通貨ヘッジ取引におけるスワップ・カウンターパーティー（場合による。）に対する支払義務を履行するために使用することを意図している。「ソブリン債」や「カウンターパーティー・リスク」の項目に記載のように、米国財務省短期証券において債務不履行があった場合、スワップ取引および／または通貨ヘッジ取引（場合による。）における支払義務を履行することが不可能になり、そのため、スワップ取引および／または通貨ヘッジ取引（場合による。）を早期に解消することが必要となることがある。

信用リスク（米国財務省短期証券に関連する信用リスク）

発行者の財務状況の悪化、一般的な経済情勢の悪化、もしくはその両方、または予期せぬ金利の上昇は、米国財務省短期証券の発行者の利息および元本の支払能力を損なうことがある。発行体が利息および元本の支払いを適時に行うことができない（またはできないと考えられる）ことは、受益証券のクラスの計算において保有される米国財務省短期証券の価値に影響を与えることがある。

発行体が適時に元利金の支払いを行うことができない（または行うことができないと認識される）場合、有価証券の価値は、当該有価証券に設定される評価額にのみ近似することがある。一定の有価証券の流動性のある取引市場が存在しない場合、当該有価証券の公正価値を設定することができないことがある。

格付けはすべてのリスクを反映しているわけではない

米国財務省短期証券は、一または複数の独立した格付機関から信用格付を取得する場合がある。格付けは、当該投資対象の価値に影響を及ぼす可能性のある構造、市場およびその他の要因に関連するすべてのリスクの潜在的な影響を反映していない場合がある。信用格付とは、有価証券その他の投資を売買または保有することを推奨するものではなく、格付機関の指定により、いつでも変更または撤回される。特定の日付でサブ・ファンドの投資対象が取得した格付けは、発行体の事業の将来の業績または将来の信用力を示すものではない。

信用格付機関とは、債券の信用の質の格付けを提供する私的サービスである。格付機関が付与する格付は、信用の質の絶対的な基準ではなく、証券の市場価値のボラティリティや証券への投資の流動性の評価を反映するものではない。信用格付機関が適時に信用格付の変更を行えない場合があり、格付が示すよりも発行体の現在の財務状況が良い場合も悪い場合もある。管理会社は、有価証券の格付けが購入時の格付けを下回った場合、必ずしもその有価証券を売却する必要はない。

金利変動

債券の価値は、金利変動に応じて上下することがある。一般的に、金利が上昇すると、債券の価値は下落する傾向にある。反対に、金利が低下すると、債券の価値は上昇する傾向にある。債券の価値の変動幅は、債券の満期までの期間の長さおよび発行条件を含む様々な要因に左右される。長期債券は、一般的に、金利変動に対して短期債券よりも感応度が高い傾向にある。金利変動は、管理会社がサブ・ファンドの計算において購入するデリバティブ商品の価値および価格にも影響を与える。

金利変動は、管理会社により受益証券のクラスの計算において購入または締結されたスワップ取引および／または通貨ヘッジ取引（適用ある場合）を含むデリバティブ商品の価値および価格に影響する場合がある。

金利変動はまた、管理会社が受益証券のクラスの計算において購入または締結するスワップ取引および／または通貨ヘッジ取引（該当する場合）を含むデリバティブ商品の価値および価格に影響を与える場合がある。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、サブ・ファンドの計算において適時に投資対象を売却する管理会社の能力に関連する。相対的に流動性が低い有価証券の市場は、より流動性が高い有価証券の市場よりも価格変動性が高い傾向

にある。相対的に流動性が低い有価証券に対してサブ・ファンドの資産を投資することにより、管理会社がサブ・ファンドの投資対象を希望する価格で希望する時期に処分する能力が制限されることがある。ポートフォリオは、相対的に少ない投資対象に集中することがあり、これはサブ・ファンドの流動性に影響を及ぼすことがある。さらに、当該投資対象の転売は、時として契約上の条項により制限を受けることがあり、これ自体、当該投資対象の価値に影響を及ぼすことがある。ある取引所が、特定の商品もしくは契約の取引を停止し、特定の商品もしくは契約の即時の清算および決済を命令し、または清算のみのために特定の商品もしくは契約の取引を行うことを命令する可能性がある。非流動性のリスクは、店頭取引の場合にも発生する。当該商品または契約には規制市場がないことがあり、買呼値および売呼値は、これらの商品または契約のディーラーによってのみ設定される可能性がある。市場性のない有価証券に対する投資は流動性リスクを伴う。さらに、当該有価証券は、評価が困難であり、発行体は、投資者の保護に関する規制市場の規則に必ずしも服するものではない。

流動性リスク管理

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを効果的に管理するための方策を整備する。（適用性／適切性に応じて）管理会社または管理会社のリスク管理機能は、日次方式により、流動性リスク管理方針の実施を監視する。また、管理会社は、管理会社が買戻しを整然と処理することができ、またすべての投資者が公平に取り扱われることを可能ならしめることができるような流動性リスク管理の手法（後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」および「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し、買戻しの繰延べ」に記載するもの等）を構築している。

継続的に、管理会社は、内部の流動性指標に対するサブ・ファンドの流動性のポジションを評価している。管理会社は、流動性評価に至る一定の範囲の定量的基準および定量的要素を斟酌する。管理会社がポジションを換金するために必要となる期間および費用を算定することができるように、管理会社は、換金のための平均日数または合計日数に基づき、投資対象に内在する流動性を分析することができる。潜在的に有価証券の日次の数量を超過することおよびこれによる有価証券の価格への影響を避けるため、取引前の分析を実施することができる。管理会社はまた、継続的にサブ・ファンドの流動性ストレス・テストも履行する。流動性リスク管理方針および流動性リスク管理手続は、定期的かつ必要に応じて見直される。

サブ・ファンドが指標を満たすことができない場合、管理会社のリスク管理機能は、追加の分析を履行することが必要であるか否か、およびサブ・ファンドの流動性リスクを管理するため追加の措置を講じるべきか否かを斟酌する。管理会社は、評価に係る記録を保存する。

デリバティブ投資

管理会社は、投資目的のためにデリバティブを利用することにより、サブ・ファンドのため、様々なポートフォリオ戦略に従事することがある。管理会社は、その裁量により、サブ・ファンドまたは受益証券のクラスの投資戦略の適用において、先物、オプションおよびスワップを含む（ただし、これらに限られない。）広範なデリバティブ商品の適切なポジションをとることがある。

デリバティブは、その価値が一または複数の対象となる有価証券、金融ベンチマーク、通貨または指数と連動する商品および契約を含む。デリバティブにより、投資者は、原資産に対する投資に係るわずかな費用で、特定の有価証券、金融ベンチマーク、通貨または指数の値動きをヘッジし、またはこれらに投機することができる。デリバティブの価値は、原資産の値動きに依拠するところが多い。それゆえ、原資産の取引に適用されるリスクの多くがデリバティブ取引にも適用される。しかしながら、デリバティブ取引に伴う他の多くのリスクがある。例として、デリバティブの多くが取引の約定時に支払われ、または預託される金銭よりも著しく大きな市場エクスポージャーを提供するため、比較的小規模な不利な市場動向の結果、投資額全部の損失となるのみならず、サブ・ファンドをして、当初投資額を上回る損失の可能性の影響を受けさせることもある。管理会社および／またはそのそれぞれの委託先がサブ・ファンドの計算において取得を希望するデリバティブを満足できる条件により特定の時期に入手す

ることができるという保証はなく、またはこれ以外の条件または時期によっても入手することができるという保証はない。

デリバティブ商品は、投資者がサブ・ファンドへの投資を行う前に理解すべきリスクを伴う。当該リスクには以下が含まれるが、これらに限られない。

カウンターパーティー・リスク・エクスポージャー：後記「カウンターパーティー・リスク」の項に記載されるとおり、サブ・ファンドは、サブ・ファンドまたは受益証券のクラスの計算において買い付けられた投資対象または契約に関して、カウンターパーティーの履行不能のリスクの対象となる。カウンターパーティーにより担保が提供されており、かつ、これがサブ・ファンドの計算において保有されている場合を除き、サブ・ファンドは、当該手続きにおいて無担保債権者となる見込みであり、当該状況においては回収が限定的となるか、または全く回収ができないことがある。発行体の信用事由があった場合、管理会社は、それを通じて望ましい投資エクスポージャーを獲得することができる—または複数の代替となる発行体またはカウンターパーティーを発見するために必要な措置を講じることに努める。しかしながら、管理会社が成功するという保証はない。管理会社が当該代替の発行体またはカウンターパーティーを発見することができない場合、その結果、サブ・ファンドはその投資目的を達成できなくなり、管理会社がサブ・ファンドの終了を選択することがある。

法的リスク：取引またはデリバティブ取引の約定を行う当事者の法的資格の特徴によっては、デリバティブ契約が執行不能になる可能性があり、また、カウンターパーティーの支払不能または破産により、本来であれば執行可能な契約上の権利が無効になる可能性がある。

流動性リスク：デリバティブ取引および、とりわけ店頭デリバティブ取引は、流動性のある流通市場からの恩恵が受けられないことがある。したがって、ポジションがいずれかの時点においてまたは当該デリバティブ取引の直近の帳簿価額に近接する価格により建てられ、または解消されることができるとい保証はない。

店頭取引：サブ・ファンドの計算において買い付けられまたは売り付けられるデリバティブ商品は、通常、取引所では取引されない。取引所で取引される商品の場合と比較して、店頭商品に係る債務者の不履行のリスクは、より大きくなることもあり、また管理会社が当該商品を処分し、または当該商品に関する反対売買を約定することがより容易ではないことがある。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買気配」と「売気配」との間には、大幅な差分が生じることがある。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制に服するものではなく、かかる商品に関して規制された市場の参加者に提供される保護の多くに与ることができないことがある。

デリバティブ、技法および商品リスク

先物価格およびオプション価格を含むデリバティブ商品の価格は、非常に変動しやすい。先物取引、先物取引およびその他のデリバティブ取引の価格変動は、とりわけ金利、需給関係の変化ならびに貿易、財政、金融および為替管理に関する政府のプログラムおよび政策ならびに国内外の政治的および経済的な事象および政策に影響される。また、政府は、特定の市場、とりわけ、通貨関連および金利関連の先物およびオプションの市場に直接および規制により、随時介入する。当該介入は、しばしば価格に直接影響することが意図されており、およびとりわけ金利変動のために、他の要因と併せて、当該市場すべてをして、急速に同一の方向へ動かすことがある。また、技法および商品の利用は、（ ）ヘッジされる投資対象の価格の変動および金利の変動を予測する能力への依拠、（ ）ヘッジ商品とヘッジされる投資対象またはヘッジされる市場セクターとの間の不完全な相関、（ ）これらの商品を利用するために必要とされる知見が投資対象の選択に必要とされる知見とは異なることならびに（ ）効率的なポートフォリオ管理または買戻請求に応じる能力を妨げる障害の可能性があることを含む一定の特別なリスクを伴う。

集中リスク

管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ（または受益証券のクラスに保有されるポートフォリオ）を特定の原投資対象または少数の原投資対象および／もしくはカウンターパーティーに集中することがある。単一の発行者による有価証券は、マクロ要因、発行者固有の要因、その発行者から特定の有価証券に影響を与える他の要因が、同一の発行者によって発行される他の有価証券に影響を与えることが多いため、しばしば相互に高い相関関係がある。マクロ要因、発行体固有の要因またはその他の要因は、サブ・ファンドの計算で保有される米国財務省短期証券に影響を与える可能性があり、より分散された投資プログラムを有する投資ファンドと比較してサブ・ファンドの損失を拡大させる可能性がある。その結果、サブ・ファンドのポートフォリオ（または受益証券のクラスに保有されるポートフォリオ）は、かかる特定の投資対象および／またはカウンターパーティーに影響を及ぼす不利な経済状況または事業環境から生じる価格変動に対してより影響を受けることがある。当該「カウンターパーティー・リスク」は、サブ・ファンドがその取引を単一または少数グループのカウンターパーティーとの間に集中させた場合に増大する。

スワップ取引および本インデックスに関するリスク

以下に定める留意点は、本インデックスの評価に関連するすべての留意点を包括したリストではなく、またそのように意図されたものでもない。インデックス要項の各編には（同書に付随する文書と合わせて）、各本インデックスの主な特徴についてより詳細な説明がなされているため、投資者は、サブ・ファンドに対して投資する前にこれを精読すべきである。特に、インデックス要項の各編には、「本インデックスの平易な英文による説明（Plain English Description of the Index）」および「リスク要因の平易な英文による説明（Plain English Description of the Risk Factors）」と題する文書と共に、インデックス計算代理人により計算される各本インデックスの方法の説明および各本インデックスへのエクスポージャーを引き受ける場合に留意すべき要点の考察が含まれる。**投資者は、サブ・ファンドへの投資を行う前にインデックス要項の全てを精読すべきである。**

戦略リスク

サブ・ファンドの投資目的の性質上、管理会社は、市場環境の変化に順応させるための限定的な裁量しか有さない。

各本インデックスによって適用される方式は、（i）株式指数先物取引、商品指数先物取引および国債先物取引をもって構成される広範して分散化された想定バスケットに対するエクスポージャーを提供するコアアセットならびに（ ）国債先物取引の想定バスケットに対するエクスポージャーを提供するリザーブアセットから構成されるコアインデックス水準に対するエクスポージャーを提供するように設計された動的エクスポージャー戦略を用いる。コアアセットおよびリザーブアセットに対する当該エクスポージャーは、後記のシグナルに関するリスク要因において詳細に論じる二つの特定の市場指標、すなわち、トレンド指標およびマクロ指標を日次で観測することにより決定される。

日次ベースによるコアインデックス水準のコアアセットおよび／またはリザーブアセットに対するエクスポージャーの決定は、各日次の選択日において、シグナルが選択日から翌選択日までの期間のコアアセットのパフォーマンスの正確な指標を提供するという想定を前提とする。言い換えれば、この戦略では、選択日の時点でいずれかの市場指標が有利な場合、すなわち、（i）最長で120インデックス営業日である直前の期間においてコアアセットが上昇トレンドを示した場合または（ ）マクロ指標により測定されたリスクの市場認識が前年に測定された水準と比較して低い場合、コアアセットがその期間において上昇すると想定する。反対に、この戦略では、選択日の時点で両方の市場指標が不利な場合、すなわち、（i）最長で120インデックス営業日である直前の期間においてコアアセットが下落トレンドを示した場合および（ ）マクロ指標により測定されたリスクの市場認識が前年に測定された水準と比較して高い場合、コアアセットがその期間において下落すると想定する。選択日に関するシグナルは、0.00、0.25、0.75、または1.00のいずれか一つである。

選択日に関するシグナルが1.00に等しい場合、コアインデックス水準は、コアアセットのみのパフォーマンスを反映し、かつ、リザーブアセットのパフォーマンスを反映せず、また選択日に関するシグナルが0.00に等しい場合、コアインデックス水準は、リザーブアセットのみのパフォーマンスを反映し、かつ、コアアセットのパフォーマンスを反映しない。選択日においてシグナルがバイナリではない（すなわち、0.25、0.50または0.75に等しい）場合、この戦略では、市場指標の水準に応じて、コアアセットが選択日から翌選択日までの期間において上昇する見込みの蓋然性が高まると想定する。これらの想定は、将来を予測することは不可能であるという単純な理由に加え、下記において詳細に記載するその他の理由により、正確であると証明することができない。正確であると証明することができない場合、関連する本インデックスの根拠となる戦略は成功せず、関連する本インデックスは著しい下落を経験することがある。選択日において、市場指標に基づき、この方式では、コアアセット、リザーブアセットまたはその両方の組合せのいずれかに対するエクスポージャーを提供する。それゆえ、各本インデックスによって適用される方式は、コアアセットまたはリザーブアセットに対する限定的なエクスポージャーの結果に至ることがあり、それゆえ、それぞれコアアセットまたはリザーブアセットのいずれかのみに対するエクスポージャーを求める投資者には相応しくない。

各本インデックスは、指数および先物のバスケットの上昇トレンドに対するエクスポージャーを提供しつつ、ならびに指数および先物のバスケットの下落トレンドを回避することにより、プラスのパフォーマンスを生み出すことを目指す。しかしながら、とりわけ市場指標がリスク回避度およびコアアセットの価格トレンドの実勢水準を正確に把握していない場合、このとおりになるという保証はない。

インデックス連動型商品に対する投資者は、投資判断を行う際に、かかる制約について留意すべきである。

スワップ取引に関するリスク

インデックスに対する想定上の投資エクスポージャーは、スワップ・カウンターパーティーとのスワップ取引を通じて入手されることになる。スワップ取引の価値は、原資産のパフォーマンス、すなわちインデックスに大きく依存することになる。そのため、当該インデックスの取引にあてはまるリスクの多くは、スワップ取引への投資にもあてはまる。しかし、デリバティブ取引には、それ以外にも数多くのリスクが存在する。例えば、スワップ取引は、任意の時点において、純資産価額よりも多くの市場エクスポージャーを提供することがあるため、相対的に小さい市場の不利な動きが、サブ・ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。

スワップ・カウンターパーティーに関連するカウンターパーティー・リスク・エクスポージャーおよび担保取決め

サブ・ファンドは、スワップ・カウンターパーティーの信用リスク・エクスポージャーの対象であり、これには、スワップ取引の条件に関する紛争により、またはスワップ・カウンターパーティーに対して適用ある信用もしくは流動性の問題を理由として、スワップ・カウンターパーティーがスワップ取引に適用ある条件に従って取引を決済しない場合がある。このことは、サブ・ファンドをして、損失を被らせることがある。詳細は、後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、一般リスク、カウンターパーティー・リスク」を参照のこと。

（前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（5）投資制限、投資制限」の項において記載する投資制限によって必要とされるところにより）デリバティブ等エクスポージャーを純資産価額の10パーセント未満に維持するとの目的をもって、スワップ・カウンターパーティーは、サブ・ファンドの利益のため、スワップ取引から生ずるカウンターパーティー・リスクを低減することを意図する担保を差入れる必要がある。当該担保取決めの条項は、担保プールが日次で時価評価および調整されることを要求するクレジット・サポート・アネックスに準拠する。

原資産および市場に対する間接的なエクスポージャー

受益証券の対応するクラスに関するスワップ取引がエクスポージャーをもたらすことを目指す各本インデックスは、当該本インデックスの適格な構成銘柄の加重パフォーマンスを反映することが意図され

ており、それゆえ、受益証券の関連するクラスの保有者は、間接的に適格な構成銘柄が追跡する資産および市場である株式（新興市場の発行体により発行された株式を含む。）、商品および債券に対する投資のリスクの影響を受けることとなる。

- ・ 株式：株式証券または株式関連証券に対する投資に伴うリスクは、例えば、債務証券への投資よりも高いことがあるが、これは、株式証券または株式関連証券の投資パフォーマンスは予測することが困難な要因に依拠するためである。当該要因には、突然の長期的な市場の低迷の可能性および個別の会社に関連するリスクが含まれる。いずれの株式ポートフォリオにも関連する本質的なリスクは、その保有する投資対象の価値が下落するかもしれないというリスクである。
- ・ 新興市場発行体：新興市場諸国の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、通貨の下落、資産の再投資、資源自給率および支払状況の収支等の点において、良くも悪くも先進諸国の経済とは異なることがある。新興諸国の経済は、一般的に国際貿易への依存度が高く、したがって、取引相手国により実施または交渉される貿易障壁、為替管理、相対的な貨幣価値の管理された調整およびその他の保護主義的措置による悪影響を受けてきており、また今後も受け続けることがある。これらの経済は、取引相手国の経済状況による悪影響もを受けてきており、また今後も受け続けることがある。これらの国々の一部の経済は、主として少数の産業を基礎とし、貿易状況の変化に対して脆弱であり、債務またはインフレーションの水準はより高いことがある。以上の要因は、新興市場諸国の経済、ひいては当該国内の発行体に対して、悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 商品：商品価格は、非常に変動しやすい。一般的な経済的要因および市場的要因に加え、商品市場は、需給の変化、市場の流動性の欠如、投機筋の参加ならびに政府による規制および介入（これらはいずれも価格のボラティリティのリスクを高めることがある。）を含む様々な要因による一時的な歪みまたはその他の混乱の対象となる。商品先物市場は、商品先物の取引所における流動性を制限することがある単一の営業日中に生じることがある先物取引価格の変動額を制限する規制に従う。また、商品先物の値動きは、とりわけ、可変的な需要動向および供給の相対的な非弾力性、貿易計画および貿易政策、全般的な経済活動および経済状況、天候その他の環境条件、天災、農業・財政・金融・外国為替政策、国内外の政治的、社会的および経済的事象ならびにインフレ率の変動または全体的な市場心理による影響も受け、これらは、時として変動的であり、かつ、その他の明確な要因とは無関係な可能性がある。当該活動は、商品価格の水準、当該価格および商品デリバティブ価格のボラティリティならびに直物商品市場およびデリバティブ商品市場の一般的な流動性に重大な影響を与えうる。
- ・ 債券：債券に対する投資は、金利リスクの対象となる。一般的に、債券の価値は、金利の変動と逆相関となることが予想される。金利が上昇すると、債券の市場価値が下落する傾向にある。長期債券は、一般的に、短期債券よりも金利変動による影響を受けやすい。債券に対する投資により、当該証券の保有者は、元本および／もしくは利息の適時の支払いが不可能または消極的となることがある発行体の信用リスクの影響を受ける。債券は、担保が付されない無担保ベースで提供され、関連する発行体のその他の無担保債務と同順位となる。その結果として、発行体が破産した場合、発行体の資産の清算からの手取金は、すべての有担保債権が完済された後にのみ、債券の保有者に支払われる。一般的に、低い信用格付または無格付の債務証券は、より高い信用リスクの影響を受ける。

コアアセットおよびリザーブアセットへの想定配分

各本インデックスに関して、シグナルによってコアアセットがコアインデックス水準において構成銘柄となることが選定された場合いつでも、関連する本インデックスは、少なくとも次の選択日まで（場合によっては、次の選択日に関して観測されるシグナルに応じて、これより長い期間）、関連するインデックス要項において詳述されるとおり、株式、商品および債券の三つの異なる資産クラスに対するエクスポージャーを有することになる。したがって、本インデックスは、株式、商品指数および債券への

投資に伴うすべてのリスクの影響を受けることがある。サブ・ファンドへの投資を検討している投資者は、これらの資産クラスのそれぞれについて広く精通していなければならない。

過去に観測されたコアアセットの価格上昇トレンドが将来においても継続し、または低いリスク回避度が認識されている市場においてコアアセットが実際にプラスのパフォーマンスを示すようになるという保証はない。コアアセットが本インデックスの方式により予想されるとおりのパフォーマンスを示さない場合、インデックス水準は悪影響を受けることになる。

ある本インデックスに関して、シグナルによってリザーブアセットがコアインデックス水準において構成銘柄となることが選定された場合いつでも、関連する本インデックスは、少なくとも次の選択日まで（場合によっては、次の選択日に関して観測されるシグナルに応じて、これより長い期間）、関連するインデックス要項において詳述されるとおり、ドイツ国債、日本国債、オーストラリア国債および米国国債のそれぞれのみに対するエクスポージャーを有することになる。後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、為替リスク」において詳述されるとおり、それぞれのパフォーマンスの外国為替部分はリザーブアセットとコアアセットとで別様に取り扱われるが、リザーブアセットの構成銘柄はコアアセットの構成銘柄でもある。

各本インデックスによって適用される方式は、リザーブアセットのパフォーマンスがコアアセットの低リスクかつ低リターンの代替となるとの想定に基づいている。ただし、リザーブアセットの水準はコアアセットと同様に市場動向に左右されるため、リザーブアセットがコアアセットと同程度のリスクまたはそれよりも高いリスクを示すことはないという保証はない。リザーブアセットは、無リスクではないため、本インデックスがリザーブアセットにエクスポージャーを有する場合にリザーブアセットの水準が下落した場合、インデックス水準は、悪影響を受けることになる。

シグナルの方式が成功しない可能性

各本インデックスにより随時追跡されるコアインデックス水準の構成銘柄としてコアアセットまたはリザーブアセット（またはその二つの組合せ）のいずれかをアルゴリズム的に（または「ルール・ベースにより」）選定することが、各本インデックスによって適用される方式に組み込まれており、かかる選定は、日次で観測されるシグナルの出力（「1.00」の評価は、コアアセットのみに対するエクスポージャーを提供してリザーブアセットのパフォーマンスを無視するのに対し、「0.00」の評価は、リザーブアセットのみに対するエクスポージャーを提供してコアアセットのパフォーマンスを無視する。ただし、「0.25」、「0.50」または「0.75」の評価は、コアアセットおよびリザーブアセットのそれぞれに対してエクスポージャーを按分して提供する。例えば、「0.25」の評価は、コアアセットに対して25パーセントのエクスポージャーを提供し、リザーブアセットに対して75パーセントのエクスポージャーを提供する。）に左右される。シグナルの出力は、それ自体が、マクロ指標およびトレンド指標の実勢価値によりアルゴリズム的に決定されている。

シグナルの目的は、コアインデックス水準を随時決定するためにコアアセットおよび／またはリザーブアセットの間で行う選定に、一般的なマクロ経済リスクおよび市場リスクの評価を組み込むことである。

ただし、シグナルが意図されたとおりに機能するという保証はない。マクロ指標は、将来方向的指標または「先行」指標（その対語は「遅行」指標）となることを目指しているが、マクロ指標は、その時のマクロ経済および市場の環境および見込みに基づいて計算されるため、過去のパフォーマンスに影響を受けることがある。そのため、市場が、ある選択日において、コアアセットに関連して低いリスク水準を認識している場合であっても、その後の期間においてコアアセットが著しく下落することがある。

トレンド指標は、過去の情報（すなわち、コアアセットに関する最新の価格トレンド）に基づいて計算されることから、「遅行」指標である。ただし、過去に観測されたコアアセットの価格上昇トレンドが将来においても継続するという保証はなく、コアアセットが関連する本インデックスによって適用される方式により予想されるとおりのパフォーマンスを示さない場合、関連するインデックス水準は悪影響を受けることになる。これら二つの指標を入力として利用することによって、シグナルそれ自体が、

マクロ経済リスクまたは市場リスクの将来の水準を正確に予測することができない回顧的な指標となる。

シグナルが成功しない場合、シグナルは、関連する本インデックスがリザーブアセット（またはコアアセット）のみにエクスポージャーを有していた方がより良いパフォーマンスを生み出すような状況において、反対にある本インデックスのエクスポージャーの全部または一部をコアアセット（またはリザーブアセット）に配分することがあり、関連する本インデックスはその他の資産のパフォーマンスを下回り、価値が下落することがある。シグナルが意図されたとおりに機能しない場合、関連する本インデックスによって適用される方式全体の効果が損なわれることがあり、その結果、関連するインデックス水準が不十分なパフォーマンスを示すことになる。

シグナルは単純化された評価基準であること

シグナルは、一般的なマクロ経済リスクおよび市場リスクを斟酌し、その評価を「1.00」、「0.75」、「0.50」、「0.25」または「0.00」の限定的な出力に単純化する。シグナルは、マクロ経済リスクおよび市場リスクに対する微細な評価を提供し、またはこれに取って代わることを意図しておらず、また、コアアセットまたはリザーブアセットへの投資に伴う既知または未知のすべての潜在的リスクを斟酌しているわけではない。シグナルの出力は、関連する本インデックスによって適用される方式のアルゴリズム・パラメータに過ぎず、その他の状況において取引または投資判断を行うことを目的として独立して利用されるべきではない。

シグナルは、マクロ経済リスクおよび市場リスクの単純化されたモデルを表し、本モデルの単純化されたリスク評価との関連において、コアインデックス水準を決定するためにコアアセットまたはリザーブアセット（またはその二つの組合せ）のいずれかを選定するために利用される。したがって、シグナルがモメンタムの純粋な評価基準となるように設計されたものではないという点を理解することが重要である。必要に応じて、シグナルは、コアアセットがしばらく価格上昇トレンドを示している場合において、すべての状況において同様に価格上昇トレンドを示すという保証がないにもかかわらず、コアアセットを選定することがある。

シグナルが成功しない場合、いずれかの本インデックスがリザーブアセット（またはコアアセット）にエクスポージャーを有していた方がより良いパフォーマンスを生み出すような状況において、反対にコアアセット（またはリザーブアセット）に対するエクスポージャーをもたらすことがあり、関連する本インデックスはその他の資産のパフォーマンスを下回り、価格が下落することがある。

シティGMRIインデックスをマクロ・リスク指標として利用することに伴うリスク

各本インデックスは、リザーブアセット、コアアセットまたはその両方の組合せに対する本インデックスのエクスポージャーの再配分を決定することを目的として、日次のシグナルとして（金融市場におけるリスク回避度上昇の期間を特定することを目指す）シティGMRIインデックスを利用する。

シティGMRIインデックスが市場のリスク回避度の水準を特定することに成功しなかった場合、関連する本インデックスの有利な想定配分に影響を与える（および関連する本インデックスが仮にリザーブアセット（またはコアアセットもしくはその両方の組合せ）にエクスポージャーを有している方がより良いパフォーマンスを生み出せるであろう状況において、関連する本インデックスが反対にコアアセット（またはリザーブアセットもしくはその両方の組合せ）にエクスポージャーを有することを意味する。）ことがあり、ならびに関連する本インデックスが他の資産のパフォーマンスを下回り、および価値が下落することがある。

コアアセット、リザーブアセットまたはこれらの構成銘柄に関するトレンドが頻繁に変化する環境においては、シティGMRIインデックスにとって、これらのトレンドを識別するには非常に短いゆえに、各本インデックスは、コアアセット、リザーブアセットまたはこれらの構成銘柄に対する直接投資のパフォーマンスを下回ることがある。シティGMRIインデックスは、現在の環境が相対的に高いリスク回避度水準または相対的に低いリスク回避度水準のいずれかの特徴を有しているかを決定するために、1年の定期観測方式を用いることにより金融市場におけるリスク回避度の相対的水準を測定することを目指

す。その性質上、シティGMRIインデックスは、回顧的であり、将来の市場リターンの有効な指標になるとは限らず、マクロ経済または市場リスクの将来の水準を正確に予測することはできないことがある。シティGMRIインデックスは、一般的な参照ツールとして設計されたものであり、資産配分のシグナルとしてより大きな成功をもたらすその他の指標が存在することがある。

シティGMRIインデックスは、新興市場の国債スプレッド、米国の信用スプレッド、企業の債務不履行に対する信用補完費用ならびに外国為替相場、株式および金利のインプライド・ボラティリティを含む一定のマクロ経済指標および技術的指標に依拠している。これらの指標を観測することにより、（すべてではないものの）一定の種類の市場リスクの兆候が示されることが期待されている。当該指標が現時点で市場リスクの兆候を示す優れた代表であるという保証はない。同様に、将来における社会的、経済的および政治的な発展により、シティGMRIインデックス内に組み込まれたマクロ経済指標および技術的指標がリスクの兆候を示すには不適切な代表となることもある。これらの要因により、シティGMRIインデックスがその意図された目的にとって不適切なものとなることがある。

シティGMRIインデックスは、それに対して適用あるインデックスの要項に準拠し、およびこれに従い計算される。インデックスの要項および特定のクラスを含む（英文で作成される）シティGMRIインデックスに関する詳細な情報は、管理会社に請求することにより無償で入手することができる。

トレンド指標をシグナルとして利用することに伴うリスク

各本インデックスは、（コアアセットが上昇トレンドまたは下降トレンドのいずれにあるかを特定することを目指す）トレンド指標を利用した月次のシグナルにより決定されるコアアセットの「トレンド」に従い、コアインデックス水準のコアアセットおよび/またはリザーブアセットに対するエクスポージャーを配分する。これらのトレンドのシグナルが資産トレンドを識別することに成功しない場合、本インデックスは他の資産のパフォーマンスを下回ることになり、また価値が下落することがある。（マクロ・リスク指標と組み合わせられた場合における）トレンド指標によるトレンド分析は、1から0までの5段階の出力に単純化されている。トレンド分析は、コアインデックス水準のコアアセットおよび/またはリザーブアセットに対するエクスポージャーの配分の微細な分析を提供し、またはこれに代替することを意図していない。

各本インデックスによって適用される方式におけるトレンド指標は、コアアセットのパフォーマンスが「トレンドを持つ」振る舞いを示すことがあることを前提として、コアアセットの価格変動におけるプラスまたはマイナスのモメンタムを識別するために、可変の観察期間を設けた線形回帰アルゴリズム（線形回帰は、統計的技法である。）を利用する。すべての市場条件において、この手法が機能するとの保証はない。例として、コアアセットが大幅な価格変動を経験し、もしくはコアアセットが平均回帰傾向を示し（平均回帰理論によれば、資産価格は、時間の経過に伴い特定の水準（すなわち「平均」）の周囲で変動し、これに回帰する傾向がある。）、または明確に認識されるトレンドのない価格変動のあるような、それぞれ変動性の高い市場条件における場合である。コアアセットのパフォーマンスが高頻度で方向性を変化させ、または上昇トレンドを示した後に長期的平均に急速に回帰する場合、トレンド指標（ひいてはシグナル）は、意図されたとおりに機能しないことがある。これらの事由のいずれかが生じた場合、各本インデックスのパフォーマンスは、悪影響を受けることがある。トレンド指標がコアアセットに関するトレンドを識別することに成功しない場合、関連する本インデックスは、他の資産のパフォーマンスを下回ることになり、また価値が下落することがある。

モメンタム投資は、必ずしも他の投資手法のパフォーマンスよりも優れているわけではない。これ以外にも、異なる期間を設けた移動平均線の比較等市場トレンドを特定するためのより一般的な方法は存在しており、後にトレンド指標よりも優れていることが判明することがある。トレンド指標は、トレンドを正確に識別することができず、コアアセットの将来の方向を正確に予測することができないことがある。コアアセットに関するトレンドが急激な方向の変化を示す場合、観察期間は最長で120インデックス営業日の長さであるため、トレンド指標が新たなトレンドを特定するまでに相当の時間差が生じることがある。

トレンド指標は、その性質上、回顧的であり、将来のパフォーマンスの有用な指標とならないことがある（例として、継続していない新たなトレンドを識別する場合など）。

ボラティリティ目標

各本インデックスのコアインデックス水準に対する本エクスポージャーは、潜在的には日次ベースで、ボラティリティ目標以下の関連するインデックス水準に関して全体として特定され年率換算されたボラティリティ水準を維持することを追求する公式に従い、調整される。本エクスポージャーは、コアインデックス水準の直近のボラティリティを参照することにより決定される。コアインデックス水準のボラティリティおよびコアインデックス水準に対する関連する本インデックスの本エクスポージャーは、潜在的には日次で決定および調整されるが、本インデックスの現実のボラティリティは、ボラティリティ目標より上回り、または下回ることがある。また、ボラティリティ目標の適用は、関連する本インデックスの本エクスポージャーに対して調整を加える前に、ボラティリティ・バッファに従い、コアインデックス水準の過去21インデックス営業日のボラティリティ履歴を基準とする。ボラティリティ・バッファの効果は、大まかにいうと、本インデックスの方式によって算定される理論的なエクスポージャーと現実のエクスポージャーとの絶対的な差分が5パーセントを上回らない限り、関連する本インデックスのコアインデックス水準に対するエクスポージャーが変わらないということである。このことは、本インデックスがボラティリティの増加を把握するために本エクスポージャーを増加または減少させるまでに相当の期間があることを意味し、これにより、仮に本エクスポージャーがより迅速に調整されていれば優位であるはずのインデックス水準よりも低いインデックス水準となる可能性がある。また、ボラティリティ・バッファは、インデックス水準のコアインデックス水準に対するエクスポージャーの増加を妨げることがあり、またそれゆえ、コアインデックス水準が増加している市況、とりわけボラティリティ・バッファに達しつつあるが、未だこれを超えていない市況において、インデックス水準の潜在的な増加を制限することがある。

各本インデックスを構築するために利用されるボラティリティ目標メカニズムが成功し、またはいずれかの本インデックスがコアインデックス水準もしくは適格な構成銘柄を参照することにより構築される代替となるボラティリティ調整後の指数を上回るという保証はない。

限定的な分散化および関連のリスク

各本インデックスは、多数の異なる構成銘柄および資産クラスの中で、ある程度の分散化を達成する可能性を提供する。しかしながら、各本インデックスは、分散型投資ポートフォリオに対して投資または追跡するファンド、投資ポートフォリオまたは他の商品に対する投資よりも分散化の程度が低いことがあり、またそれゆえにより大きなボラティリティを経験する可能性があり、さらに当該他の投資商品またはより分散化されたインデックスのパフォーマンスを下回ることがある。

各本インデックスに組み込まれた戦略は、特に市場ストレス時および／またはコアアセットの価格の下落時（すなわち、本インデックスがリザーブアセットに対してより大きなエクスポージャーを有することが意図される期間）において、リザーブアセットおよびコアアセットが無相関または逆相関であることを前提とし、またリザーブアセット（およびその構成銘柄）がコアアセット（およびその構成銘柄）と異なるパフォーマンスを示すという前提に基づく。各本インデックス戦略の根拠となる命題は、本インデックスがコアアセットが翌期において下落する見込みであると判断する場合、本インデックスは、コアアセットの代わりにリザーブアセットに対してより大きな想定エクスポージャーを配分することにより、かかる期間において損失を回避し、および潜在的にはプラスのリターンさえも生み出すこともあるというものである。しかしながら、これらの期待は、コアアセットのパフォーマンスが現実にはリザーブアセットと相関せず、または逆相関である場合においてのみ実現される。実際には、リザーブアセットもかかる翌期において下落した場合、関連する本インデックスは、その想定エクスポージャーが完全にコアアセットまたはリザーブアセットに配分されているか否かを問わず、下落することになる。コアアセットおよびリザーブアセットが同時に下落する傾向にある場合（換言すれば、これらが正の相関関係にあると証明される場合）、本インデックスの戦略は効果を有さず、関連する本インデックスは

著しい下降を経験することがある。また、各本インデックスの戦略は、長期間を経て初めてその恩恵が明らかになることがある。

リザーブアセットの4つの構成銘柄は、コアアセットの構成銘柄でもあり、またこのことは、コアアセットのパフォーマンスとリザーブアセットのパフォーマンスとの間の相関に貢献することがある。しかしながら、リザーブアセットの一部として当該構成銘柄が本インデックスにおいて存在する場合、これらそれぞれのパフォーマンスは、当該構成銘柄の表示通貨（インデックス通貨ではない場合）のインデックス通貨に対する変動の影響を最小化するような方法により反映され、およびコアアセットの一部として当該構成銘柄が本インデックスにおいて存在する場合、インデックス水準は、当該外国為替の変動を（適用ある限度で）反映する。後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、外国為替リスク」の項を参照のこと。

インデックス想定費用およびインデックス手数料の効果

各本インデックスは、一定のトリガーの発動により、リザーブアセットとコアアセットとの間で投資を切り替え、これらに対するエクスポージャーを調整する。エクスポージャーの水準の変更をもって投資の重点を切り替えることは、戦略の有効性の正確な測定であるために、各本インデックスの計算に計上される一定の想定取引費用および複製費用を必要とする。関連するインデックス要項に定められる様々な想定費用およびインデックス手数料は、そのすべてが最終的にはインデックス水準の引き下げ要因となり（ただし、本インデックスがこれらの想定費用の累積的影響額を上回る程度に十分成功する場合はこの限りではない。）、獲得可能なリターン（もしあれば）を制限することになるため、サブ・ファンドへの投資予定者は、関連するインデックス要項に定められる様々な想定費用およびインデックス手数料を精査および理解することが望ましい。これらの想定費用の累積的影響額は、相当なものとなることがあり、各本インデックスのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。

本インデックス内の構成および組入比率は変更することがある

各本インデックスは、ルール・ベースによる方式を用いて当該本インデックス内の構成銘柄の組入比率を計算する。また、インデックス・スポンサーは、適格な構成銘柄を適格集団から除外する場合を含む（ただし、これらに限られない。）状況において、各本インデックス内の構成銘柄の入れ替えを行うことがある。それゆえ、本インデックスの構成は、随時変更されることがあり、受益者が受益証券の申込みを行った時点において本インデックスを構成していた構成銘柄のバスケットが将来に渡って変更されずに維持されるという保証はない。

本インデックスの展開および計算

各本インデックスは、サブ・ファンドのパフォーマンスにかかわらず、インデックス・スポンサーにより維持、計算および公表される。サブ・ファンドは、インデックス・スポンサーにより支援、承認、売却、または促進されることはない。インデックス・スポンサーは、サブ・ファンドへの投資の適否につき、サブ・ファンドの投資予定者、受益者またはその他の者に対して、明示または黙示を問わず、いかなる保証の表明も行わない。インデックス・スポンサーが算定および計算を行う際に誠実かつ商業上合理的な方法により行為することならびにこれを行う際にはインデックス要項の各編に記載される事項を斟酌することについてインデックス・スポンサーは同意しているものの、当該算定または計算を行うことにより各本インデックスのパフォーマンス、ひいては受益証券1口当たり純資産価格に影響を与えないという保証はない。インデックス・スポンサーが算定および計算を行う際に根拠とする基準は、インデックス要項に定められる。インデックス・スポンサーは、各本インデックスを算定、構成または計算する際に管理会社、サブ・ファンドまたは受益者の要求を斟酌する義務を負わない。インデックス・スポンサーが各本インデックスを正確に集計し、または各本インデックスが正確に算定もしくは計算されるという保証はない。また、構成銘柄ならびに各本インデックスおよびその関連する公式の計算および集計を行う手続および基準は、いかなる時点においてもインデックス・スポンサーにより通告なく変更または改定されることがある。したがって、インデックス・スポンサーの活動により、サブ・ファンドまたは受益者の利益が害されないという保証はない。

フレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数およびシティGMRIインデックスに関連して、インデックス・スポンサー（以下「インデックス・スポンサー」という。）および／またはインデックス計算代理人（以下「インデックス計算代理人」という。）としての資格において行為するシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドまたはその関連会社（以下「シティグループ」という。）ならびにこれらそれぞれの取締役、役員、従業員、代表者、委託先または代理人（以下、個別に、「利害関係人」という。）のいずれも、（a）サブ・ファンドの受益証券（以下「本金融商品」という。）を買い付けることの推奨、（b）特定の日時におけるフレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数およびシティGMRIインデックスの水準、（c）本金融商品への投資者またはその他の者もしくは団体が理由の如何を問わず、フレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数およびシティGMRIインデックスまたはこれらに含まれるデータを利用することにより得られる成果、（d）フレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数およびシティGMRIインデックスの商品性または特定の目的に関する適合性または（e）その他の事項について、明示または黙示の表明または保証を行わない。各利害関係人は、適用法により認められる最大限の範囲において、フレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数およびシティGMRIインデックスに関する正確性、完全性、商品性または特定の目的に関する適合性に係る一切の保証を本書により明示的に放棄する。いずれの利害関係人も、損害賠償の可能性について通知されていた場合であっても、いかなる者に対しても（直接的もしくは間接的、特別の、懲罰的、派生的、またはその他の）責任を負わないものとする。インデックス・スポンサーまたはインデックス計算代理人のいずれも、フレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数およびシティGMRIインデックスのいずれかの計算、公表および配信を継続する義務を負わず、フレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数およびシティGMRIインデックスに関する過誤、欠落、解釈または遅滞につき責任を負わない。インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人は、それぞれ本人として行為し、その他のいかなる者の代理人または受託者としても行為しないものとする。

その業務の通常の過程において、いずれの利害関係人も、フレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数、シティGMRIインデックスのいずれかおよび／またはこれらそれぞれの構成銘柄に連動した取引または投資対象（ただし、仕組商品であるか否かを問わない。）を約定もしくは促進、勧誘または売却することがある。また、いずれの利害関係人も、フレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数、シティGMRIインデックスおよび／またはこれらそれぞれの構成銘柄において、またはこれらに関して、自らロングもしくはショートのポジションをとることがあり、またはそのようなポジションを過去にとった可能性があり、ならびに／または自らの顧客への値付けを行うことによりポジションを積極的に取引することがあり、またはこれらの項目に関連して、その他の者との間で、もしくは当該他の者のために取引に投資もしくは従事することがある。また、利害関係人は、金融商品または取引の開始または終了に関連してヘッジ取引を引き受けることもあり、かかるヘッジ取引は、フレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数、シティGMRIインデックスおよび／またはこれらそれぞれの構成銘柄の基準となる市場価格、利率または他の市場要因に悪影響を及ぼすことがある。利害関係人は、構成銘柄の発行体との間で投資銀行業務または他の商業上の関係を有することがあり、かかる発行体からの情報に接することがある。当該行為は、フレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数および／またはシティGMRIインデックスのいずれかの水準に影響を与えることも与えないこともあるが、投資予定者は、ある者が複数の資格において行為する場合には利益相反が生じる可能性があることならびに当該利益相反がフレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数および／またはシティGMRIインデックスの水準に（プラスまたはマイナスの）影響を及ぼすことがあることを認識すべきである。

フレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数またはシティGMRIインデックスのいずれかは、請求することにより入手することができるインデックス要項において詳述される。フレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数およびシティGMRIインデックスの

それぞれは、インデックス・スポンサーの所有に属し、かつ同社の秘密である。いかなる者も、インデックス・スポンサーの事前の書面による同意を得ることなく、方法の如何を問わずフレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数またはシティGMRIインデックスのいずれかを使用することはできず、またはフレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数またはシティGMRIインデックスに関する情報を複製もしくは配信することもできない。フレキシベータ米ドル建てVT5指数、フレキシベータ米ドル建てVT10指数またはシティGMRIインデックスのいずれも、方法の如何を問わず、その構成銘柄の発行体またはスポンサー（該当する方）により支援、承認または促進されることはない。

2019年12月2日を効力発生日として、インデックス要項の各編および各本インデックスに関する関連資料（「本インデックスの平易な英文による説明（Plain English Description of the Index）」および「リスク要因の平易な英文による説明（Plain English Description of the Risk Factors）」と題する文書を含む。）を、投資者は、請求により、入手することができ、次に掲げるアドレスにおいて、確認することができる。

VT5インデックスおよびVT10インデックスの双方に関して、以下である。

（a）インデックス要項およびリスク要因

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/FlexiBeta_USD_VT_5_Index_Conditions.pdf

（b）平易な英文による本インデックスの説明およびリスク要因

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Multi_Asset/FlexiBeta_USD_VT_5_Index_Descriptions.pdf

シティGMRIインデックスに関するインデックス要項の写しは、請求により入手することができる。

シティは、世界中で使用・登録されているシティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標およびサービスマークである。本金融商品は、シティグループによって支援、承認、販売または促進されておらず、またシティグループは、当該本金融商品に対して投資することの推奨性について、一切の表明を行わない。シティグループは、特定の目的または使用に関する商品性または適合性の保証を含む（ただし、これらに限られない。）一切の明示または黙示の保証を行わない。いかなる場合であっても、シティグループは、シティグループのデータおよび情報の使用に関する直接損害、間接損害、特別損害または派生的損害に対して、一切責任を負わないものとする。

パフォーマンス・リスク

各本インデックスは、コアインデックス水準を構成するコアアセットおよび／もしくはリザーブアセットを、または、同一の構成銘柄から成る他の指数が異なる加重方式またはボラティリティ管理方式を採用する場合における、これら他の指数のパフォーマンスを下回ることがある。各本インデックスにより用いられる方式は、絶対的に他の株式ベンチマークのパフォーマンスを上回ることを追求するものではなく、および全く上回らないこともある。

各本インデックスのパフォーマンスに基づく金融商品は、いかなる状況においても絶対的リターンを保証することはできず、また保証するものでもない。

リターンの保証がないこと

本インデックスのいずれも、コアインデックス水準を追跡することの結果インデックス水準が長期に渡って上昇することを保証することはできない。シグナルによって、コアインデックス水準の適用の結果としてコアアセットまたはリザーブアセットのいずれがアルゴリズム的に選定されるかにかかわらず、コアアセットおよび／またはリザーブアセットのそれぞれがマイナスのパフォーマンスとなる可能性があり、それによりある本インデックスパフォーマンスが全体としてマイナスになることが確実になる。

本インデックスの限定的な運用実績

VT5インデックスは、2019年11月15日（以下「VT5インデックス設定日」という。）にインデックス・スポンサーにより設定され、2001年6月15日（以下「VT5インデックス開始日」という。）からの期間に関してインデックス計算代理人により計算される。

VT10インデックスは、2019年11月15日（以下「VT10インデックス設定日」という。）にインデックス・スポンサーにより設定され、2001年6月15日（以下「VT10インデックス開始日」という。）からの期間に関してインデックス計算代理人により計算される。

各本インデックスに関していずれかの者により行われた事後検証または類似のパフォーマンス分析は、例示のみとして考慮されなければならない、インデックス計算代理人が関連するインデックス水準を算定する際に利用していない見積りまたは前提に基づくことがある。VT5インデックスおよびVT10インデックスに関しては、一定の日より前には利用できなかった一部の適格な構成銘柄の代わりとなる代用データを利用して、それぞれVT5インデックス開始日およびVT10インデックス開始日からの事後検証が行われている。それゆえ、VT5インデックスおよびVT10インデックスには、非常に限られた運用実績しかなく、本インデックスのパフォーマンスの追跡を可能とする実際の投資は、それぞれVT5インデックス設定日およびVT10インデックス設定日の前に行うことはできなかった。

リバランスの頻度の制限

選択日後のインデックスのリバランスは、（１）直前の選択日からシグナルが変更され、（２）選択日から２インデックス営業日後の日が各構成要素について予定された取引日であり、および（３）シグナルが選択日までの特定のインデックス営業日の「安定」期間（当日を含む。）変わらない場合に限られる。安定期間の長さは、インデックス営業日の安定数として、関連するインデックス要項の枠組みパートDにおいて特定される。安定期間の効果により、リバランスの頻度が制限される場合がある。

これは、仮に市場指標が異なる期間において観測され、およびシグナルが異なる日（場合によっては、数日前後した日）において決定されているとすれば、関連する本インデックスがリザーブアセットまたはコアアセットに対してのみエクスポージャーを有しているであろう状況において、反対にある本インデックスがコアアセット、リザーブアセットまたは二つの組み合わせに対してエクスポージャーを有しているということを意味する。したがって、関連する本インデックスがコアアセットにエクスポージャーを有し、およびコアアセットがトレンドの急激な変化を被る場合、関連するインデックス水準が著しく下落することがある。

トレンドが高頻度で変化する環境においては、シグナルに影響を与えている市場指標にとって、高頻度で変化するトレンドを発見するためには、これらが、あまりに短いため、またはより高い費用により高頻度かつ連続したリバランスという結果になることがあるため、各本インデックスは、コアアセットの構成銘柄に対する直接投資のパフォーマンスを下回ることがある。

外国為替リスク

受益証券の各クラスに関して、関連するインデックス水準は、インデックス通貨によって表示されるが、関連する本インデックスの構成銘柄の一部は、インデックス通貨で表示されていない。

各本インデックスは、インデックス通貨で表示されていない本インデックスの構成銘柄の一部に対して為替ヘッジ手法を適用するが（以下「為替ヘッジあり構成銘柄」という。）、その目的は、当該為替ヘッジあり構成銘柄の表示通貨のインデックス通貨に対する変動の影響を最小限に抑えつつ、当該為替ヘッジあり構成銘柄のパフォーマンスの変化に当該インデックス水準を連動させることである。かかるヘッジ手法は、為替ヘッジあり構成銘柄に関する為替相場の変動の影響を低減することを目指す、かかる影響を完全に排除することはできず、為替相場の当該変動は、関連するインデックス水準の下落の一因となることがある。

また、為替ヘッジは、その他一定のインデックス通貨で表示されていない構成銘柄に対しては適用されず（以下「為替スポット構成銘柄」という。）、したがって、当該構成銘柄に関する為替相場の変動の影響は、関連するインデックス水準に反映されることになる。

投資者は、外国為替相場は変動が大きく、予期しない形で変動する場合があります、また、経済的および政治的要因に加えて、需要と供給を含む数多くの要因による影響（とりわけ、現行インフレ率および期待インフレ率、現行金利水準および期待金利水準、関連する諸国間の国際収支ならびに関連する諸国における政府収支による影響）を受けることに、特に留意すべきである。金融市場の混乱時においては、当該混乱によって不相応に影響を受けることになることと認識された地域から急速に資本が移動するため、外国為替相場は、特に変動が大きくなることがある。過去の為替相場は、将来の為替レートを示唆するものとみなされるべきでない。

したがって、サブ・ファンドは、外貨連動型の取引に伴う経済的、法的小およびその他のリスク（上記のリスクを含む（ただし、これらに限られない。）。）を理解し、これらを引き受ける意思があり、かつ財務的に引き受けることが可能な者にのみ適している。

為替ヘッジあり構成銘柄、為替スポット構成銘柄またはそのいずれにも該当しない本インデックスの構成銘柄（すなわち、インデックス通貨で表示される本インデックスの構成銘柄）に関する詳細については、インデックス要項を参照のこと。

固定アルゴリズム・モデル・パラメータ

あらゆるアルゴリズム戦略と同様に、各本インデックスは、合理的と想定される固定プロセスおよび固定パラメータによるルール・ベースによる方式を用いる。想定がなされた時点に支配的であった条件からマーケットの状況が変化する場合、関連するインデックスはパフォーマンスが悪くなる。他のプロセスおよびパラメータを用いる代替的インデックスが、関連するインデックスを上回る場合がある。

想定エクスポージャー

各本インデックスは、関連する本インデックスの構成銘柄に対する想定エクスポージャーを生み出し、当該想定エクスポージャーは、インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人の帳簿上においてのみ存在する。

インデックス計算代理人の決定

インデックス要項の各編は、インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーに対し、例えば、混乱および特別事由の発生に関して一定の決定および計算を行う際に、ある程度の裁量を付与している。インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーは、それぞれ誠実かつ商業上合理的な方法により行為するが、当該裁量の行使により、インデックス水準に悪影響が及ぶことがある。

本インデックスの計算および決定

- ・ **総論** インデックス計算代理人は、各本インデックスに関する一切の計算、決定、リバランスおよび調整（以下、総称して、「計算等」という。）を行う。インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーのいずれも、計算等における善意による過誤もしくは不作為またはインデックス要項に記載される他の行為につき、一切責任を負わない。

インデックス計算代理人の計算等は、関連するインデックス要項に従い、その単独、絶対的および自由な裁量により、ただし（それぞれの場合において、関連するインデックス要項に規定される基準を考慮し、および関連がある場合には、関連する計算等を行う責任を有するインデックス計算代理人の従業員もしくは役員に対して提供され、またはこれらの者により取得された情報に基づき）誠実かつ商業上合理的な方法により、行われる。一切の計算等は、明白な過誤のない限り、最終的、確定的であり、かつ、受益者を含むいずれかの本インデックスのいずれかの利用者を拘束するものとする。

インデックス要項の各編は網羅的であることが意図されているが、一定の状況において多義性、過誤および欠落が生じることがある。インデックス・スポンサーは、専門的判断（以下に定義する）を用いて、当該多義性、過誤または欠落を解決し、各本インデックスの商業上の目的に一致する方法により、当該多義性、過誤または欠落の解決を反映するためにインデックス要項の各編を修正することがある。

- ・ **端数処理** 関連するインデックス要項に定める場合を除くほか、インデックス計算代理人によって計算される一切の金額、通貨額、水準、割合、価格、利率または価額（以下、総称して、「金額等」という。）は、商業上合理的な方法により行為するインデックス計算代理人が適切であると決定する小数位まで、および同様に決定する方法により、端数処理されるものとする。
- ・ **見積りの利用** インデックス計算代理人は、関連するインデックス要項に記載される情報、データソースまたは要因および金額等（以下、総称して、「情報等」という。）を用いてインデックス要項の各編に記載される計算等を履行し、ならびに関連するインデックス要項に関して必要とされる行為をいずれかの順序で履行することがある。しかしながら、インデックス計算代理人が必要な情報を取得または利用することができない場合、（合理的努力を払った後、かつ、関連する計算等に関して関連するインデックス要項に記載される予備規定を適用した後）インデックス計算代理人は、当該計算等を履行する際に、関連する情報等に関する（専門的判断を用いてなされる）自らの見積りを利用することができるが、その義務はないものとする（ただし、関連するインデックス要項に基づく規定を実施し、または関連するインデックス要項に基づき必要な計算等を履行するために、当該見積りが合理的に必要であるとインデックス計算代理人が判断する場合に限る。）。
- ・ **情報等の検証がないこと** インデックス計算代理人は、各本インデックスへの算入またはインデックス要項に基づく計算等を履行する際の利用のため、インデックス計算代理人が信頼に足ると判断する情報源（インデックス計算代理人またはその関連会社により維持されるデータベースならびにブルームバーグおよびロイター等の公開された情報源を含む。）から情報等を取得するが、インデックス計算代理人は、当該情報等を公表または独自に検証することはしない。
- ・ **訂正** 適用あるインデックス要項の定めおよび特定された訂正期間に従い、インデックス計算代理人がインデックス要項に基づく計算等に関連して同社が利用した情報等がその後に訂正または調整されていたことを認識した場合、インデックス計算代理人は、（１）訂正期間がリバランス日を含まない場合、当該訂正または調整された情報等を利用するものとし、その結果として、いずれかの通貨の後継の通貨への単位変更、交換または転換を含む（ただし、これらに限られない。）当該訂正または調整された情報等の効力発生または反映のために必要または有用であると同社が判断する追加の計算等を行うものとし、または（２）訂正期間がリバランス日を含む場合、当該訂正または調整された情報等を利用することができ（ただし、その義務を負わないものとする。）、および、当該裁量を行使するにあたっては、誠実かつ本インデックスの主要な目的と一致する商業上合理的な方法により行為する。
- ・ **依拠** インデックス要項に基づく計算等を履行する際、インデックス計算代理人は、適切な関連する専門的資格または経験があることを理由に、いずれかの種類の資産もしくは商品进行评估し、または他の計算もしくは算定を行うのに適任と思われる者の意見に依拠することができる。
- ・ **受託者または代理人として行為しないこと** インデックス要項に関して計算等または他の行為を履行する際、インデックス計算代理人およびインデックス・スポンサーのそれぞれは、本人として行為し、他のいずれの者の代理人としても行為しない。インデックス計算代理人またはインデックス・スポンサーのいずれも、サブ・ファンドまたは受益者に対して注意義務または受託者義務を負わない。インデックス要項に関してインデックス計算代理人またはインデックス・スポンサーによって履行される各計算および他の行為は、かかる規定に依拠して履行され、およびかかる規定に従う。当該計算または他の行為を行うことを通じて、インデックス計算代理人またはインデックス・スポンサーが適用法に基づき他の者の代理人または受託者とされる場合、（インデックス計算代理人またはインデックス・スポンサー（いずれか関連する方）の選択により）インデックス計算代理人またはインデックス・スポンサーの当該計算または他の行為を履行する権利義務は、本人としての、かつ、代理人もしくは受託者としてではないインデックス計算代理人もしくはインデックス・スポンサーのいずれかまたは当該計算もしくは他の行為を履行する意思および能力の双方がある適切な第三者により当該計算または他の行為が履行されることが可能になる時まで停止されるこ

とがある（または、すでに履行された場合にあっては、当該計算または他の行為の適用が停止されることがある。）。

- ・ **計算の日時** インデックス要項に基づく一定の計算が一定の日時「において」、または一定の日時「現在で」表示されることがあるにもかかわらず、インデックス計算代理人は、その裁量により、当該日時に関する当該計算を当該日時より後に履行することができる。
- ・ **専門的判断** インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人（該当する方）はそれぞれ、（１）誠実かつ商業上合理的方法により行為すること、（２）実務上可能な限り、関連する本インデックスの商業上の目的および市場慣行を反映すること、ならびに（３）実務上可能な限り、インデックス管理事務代行会社またはインデックス計算代理人（該当する方）としての自ら行為する本インデックスおよびその他の指数の両方に関して裁量を行使し、算定を行う際に一貫性の維持に努めることから成る判断基準（以下「専門的判断」という。）を用いて、本インデックスに関して裁量を行使し、算定を行う。裁量を行使し、または算定を行うために専門的判断を用いる際、インデックス・スポンサーは、インデックス・ガバナンス・コミッティー（その役割は関連するインデックス要項に記載される。）の監督に服する。裁量を行使し、または算定を行うために専門的判断を用いる際、インデックス計算代理人は、インデックス・スポンサーの監督に服する。インデックス・ガバナンス・コミッティーは、特殊な状況において行われた専門的判断の当該利用について検査する。インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人（該当する方）のそれぞれは、（１）専門的判断のそのような利用の記録を保持し、（２）専門的判断がそのように利用された範囲および根拠の簡潔な説明を公表する。
- ・ **計算等における過誤** 一定の状況において、計算等における過誤が生じる可能性がある。インデックス・スポンサーは、専門的判断を用いて、計算等における過誤の影響を受けた各日につきあるインデックス水準を修正再表示することを決定することがある。

以上に記載する留意点は、各本インデックスの評価に関連するすべての留意点を包括した一覧ではなく、そのように意図されたものでもない。インデックス要項の各編には、各本インデックスの主な特徴についてより完全な説明がなされているため、投資者は、サブ・ファンドに対して投資する前にこれを精読すべきである。特に、インデックス要項の各編には、インデックス計算代理人により行われる各本インデックスが計算される方法の説明および各本インデックスへのエクスポージャーを引き受ける場合に留意すべき要素の考察が含まれる。

サブ・ファンドに関連する為替リスク

サブ・ファンドの投資が米ドル建てであるため、非米ドル建て受益証券については、支払われた申込金額または買戻代金は、当該申込みまたは買戻しに対応するサブ・ファンドの関連する投資または投資の清算の過程で、通貨交換費用が発生する。当該交換は、市場で提示される為替レートの変動およびビッド／オファーのスプレッドの影響を受ける。

受益者は、為替管理規制または米ドルおよび他の通貨間の為替レートの変動により、有利にも不利にも影響を受ける場合がある。為替レートの変動は、関連する受益証券のクラスの価値に影響を与える場合がある。

サブ・ファンドが、クロスカレンシー・フォワードの利用を含め、為替リスクをヘッジまたは為替リスクに対して防衛するために何らかの戦略または商品を使用しようとする場合、ヘッジまたは防衛が達成される保証はない。当該戦略は、関連する受益証券のクラスの為替レートに対するエクスポージャーを大幅に変更する場合があり、関連する受益証券のクラスに損失をもたらす可能性がある。

外国為替相場の変動は、非米ドル建て受益証券の価値に影響を与える場合がある。外国為替取引が行われる市場は、ボラティリティが高く、高度に専門化されており、高度に技術的である。流動性と価格の変化を含む重大な変化は、当該市場において、非常に短い期間、多くの場合数分以内に起こりうる。外国為替取引リスクには、為替変動リスク、金利リスク、および現地取引市場の規制、外国投資、また

は特定の外貨建取引を通じた外国政府による潜在的な干渉が含まれるが、これらに限定されない。当該通貨リスクは、経済的・政治的な出来事や関連する通貨の需給など、管理会社がコントロールできない要因に依存している。

通貨ヘッジ取引に関連するリスク

通貨ヘッジ取引は、非米ドル建て受益証券の保有者に対して為替リスクを軽減し（しかし排除はしない。）、また、米ドルの下落から非米ドル建て受益証券のクラスに帰属する資産の全部または一部を保護することを目的とする。非米ドル建て受益証券の保有者は、当該通貨ヘッジ取引のために、加重ベースで測定した適用あるクラス基準通貨に対する米ドルの上昇は、当該非米ドル建て受益証券のクラスについて、対応する1口当たり純資産価格の上昇をもたらさないことに留意しなければならない。

通貨ヘッジ取引がその目的を達成するという保証はない。通貨ヘッジ取引を行うために、管理会社は、ヘッジ目的で、関連するクラス基準通貨および米ドルの間の店頭先物為替予約取引を行う場合がある。店頭先物為替予約取引は、通常、特定の通貨について、契約の開始時に決定される将来の特定の日および価格で他の通貨に対して売買する契約である。

管理会社が店頭先物為替予約取引を行う場合、契約の満期における原資産通貨の受渡しは当該契約の契約相手に依存する。店頭先物為替予約取引の日々の価格変動には制限がなく、当該契約の取引者はこれらの契約の市場を形成し続けることを要求されない。歴史的に、店頭先物為替予約取引業者が契約の価格提示を拒否したり、または売り値と買い値の間に異常に広いスプレッドをもった価格を提示する期間がある。店頭先物為替予約取引業者は、いつでもこれらの契約の価格を提示することを拒否することができる。管理会社は、サブ・ファンドの計算での店頭先物為替予約取引において、サブ・ファンドのカウンターパーティーの信用リスクおよび市場取引業者がこれらの契約の価格を提示することができない、または拒否するリスクを負う。カウンターパーティーまたは取引業者がこれを行えないことにより、取引に期待される利益を失うことがある。

為替管理リスク

政府および通貨当局は、適用ある為替相場に悪影響を及ぼす可能性がある為替管理を（一部の政府および通貨当局が過去にそうしてきたように）実施することがある。その結果、投資者は、想定よりも少ない買戻代金もしくは分配金を受領するか、または買戻代金もしくは分配金を一切受領できないことがある。さらに、関連するクラス基準通貨が、非流動的であり、譲渡不能であり、および/もしくは通貨制限（関連するクラス基準通貨を管轄する当局により課せられる交換制限および為替管理を含む。）の対象であり、またはこれらの対象となるリスクがある。当該場合において、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項に記載されるとおり、買戻代金の支払いが停止されることがあり、また、投資者は、当該支払いを受領することができない状況のために不利益および損失を被ることがある。

当該通貨リスクは、管理会社の支配の及ばない要因（経済的および政治的事象、関連する通貨の需給関係など）に左右される。近年、一定の通貨の為替相場が非常にボラティリティが高くなっており、当該ボラティリティは将来も継続することが見込まれている。ただし、過去に生じた特定の為替相場の変動は、常にサブ・ファンドの期間中にクラス基準通貨に関連する為替相場の変動を示唆するものではない。

為替リスク

受益証券は、クラス基準通貨建てである。これは、投資者の経済活動が主として関連するクラス基準通貨以外の通貨または通貨単位（円貨を含む。）（以下「投資者通貨」という。）でなされる場合には、通貨の交換に関連する一定のリスクの存在を提示する。これらには、為替レートが大幅に変動するリスク（関連するクラス基準通貨の切り下げまたは投資者通貨の切り上げによる変化を含む。）や、関連するクラス基準通貨または投資者通貨に対する管轄を有する当局が為替管理規制を課すまたは変更するリスクが含まれる。関連するクラス基準通貨に対する投資者通貨の価値の上昇は、（a）純資産価額

および受益証券 1 口当たり純資産価格の投資者通貨相当額および（ b ）支払われる分配金（もしあれば）の投資者通貨相当額を減少させる。

一般リスク

カウンターパーティー・リスク

サブ・ファンドは、契約の条件に関する紛争（善意であるかを問わない。）を理由としてまたは信用もしくは流動性の問題からカウンターパーティー（スワップ・カウンターパーティーおよび通貨ヘッジ・カウンターパーティーを含むが、これらに限られない。）が取引の条件に従って取引を決済しないことの影響を受けることがあり、これにより、サブ・ファンドが損失を被ることになる。当該「カウンターパーティー・リスク」は、決済を妨げる事象が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループのカウンターパーティーとの間で行われた場合に、満期がより長い契約について増大する。受託会社または管理会社のいずれも、取引を特定のカウンターパーティーに限ることまたは取引の一部もしくは全部を単一のカウンターパーティーに集中させることを禁止されていない。さらに、管理会社は、カウンターパーティーの信用力を評価する内部信用評価機能を有していない。受託会社および／または管理会社が一または複数のカウンターパーティーと取引を行う能力ならびに当該カウンターパーティーの財政的能力について有意義および独立した評価の欠落は、サブ・ファンドが損失を被る可能性を増大させる。

サブ・ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクの影響を受けることがあり、これは、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所における当該商品の取引参加者に適用されるのと同様の保護がそれらの非上場デリバティブの取引では与えられないことによる。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく、取引に関与する特定の会社または業者であるため、カウンターパーティーの支払不能、非流動性、破産または債務不履行およびカウンターパーティーとの契約の条件に関する紛争がサブ・ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。受託会社および／または管理会社は、サブ・ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関連する契約に基づき、債務不履行に関して契約上の救済を得られることがある。しかしながら、利用できる担保または他の資産が十分でない限りにおいて、当該救済は不十分である可能性がある。近年、大手の金融市場参加者数社（店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含む。）が履行期の到来時に同社の契約上の義務を履行することを怠り、または不履行となりかねない状況に陥り、このことにより、金融市場で観察される不確実性が高まり、前例のない政府介入、信用収縮および流動性縮小、取引および資金調達取決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行に至った。当該混乱によって、支払能力のあるブライム・ブローカーおよび貸付人までが、新規投資への資金提供に消極的になり、もしくは以前よりも積極的に行わなくなり、または当時主流であった条件よりも著しく不利な条件でしか、資金提供を行わなくなった。カウンターパーティーが不履行に陥らないという保証はなく、その結果、サブ・ファンドが取引による損失を被らないという保証もない。そのため、サブ・ファンドは、管理会社がサブ・ファンドの取引を規制された取引所に限定した場合よりも不履行によるより大きな損失リスクの影響を受ける。

決済リスク

有価証券および他の取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増大させることがある。取引を執行するために利用可能な清算、決済および登録のシステムは、取引の決済および譲渡の登録に関連して、遅延および他の重大な困難の結果を生ずることがある。顧客または取引のカウンターパーティーがその契約上の約束を履行しないこともあり得る。決済についての問題は、純資産価額およびサブ・ファンドの流動性に影響を与えることがある。

証券取引業務およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際に、管理会社は、競争入札を行う必要はなく、可能な限り低い手数料の費用を追求する義務も負っていない。管理会社は、管理会社の関連会社であるブローカーまたはディーラーを選定することができる。管理会社は、提供される取引業務および調査業務の価値に対して、手数料が合理的であると管理会社が誠実に判断する場合、調査

もしくは業務の提供またはその支払いを行うブローカーまたはディーラーに支払われる手数料を、仮に、同一の取引を実行するにあたり他のブローカーまたはディーラーから請求される金額より、高い価格とすることもできる。

決済仲介業者の倒産リスク

サブ・ファンドに関して、管理会社は、証券取引を清算し決済するために、複数の仲介業者のサービスを利用する場合がある。適用ある規則および規制は、顧客資産をある程度保護する場合があるが、サブ・ファンドの仲介業者の1社が支払不能になった場合、当該仲介業者にて保有するサブ・ファンドの資産はリスクにさらされる可能性がある。

スタートアップ時期

サブ・ファンドは、新規に出資された資産の初期投資に関連する一定のリスクを負うスタートアップ時期に遭遇する場合がある。さらに、サブ・ファンドのポートフォリオの分散度合いが、完全に出資されたポートフォリオのそれよりも低くなる可能性があるという点で、スタートアップ時期はまた特別なリスクを有する。管理会社は、完全に出資されたポートフォリオに移行するために別の手段を採用する場合がある。これらの手段は、部分的には市場の判断に基づいて行われることになる。これらの手段が成功するという保証はない。

将来的な規制上の変更は予測不可能であること

証券市場およびデリバティブ市場は、包括的な、規制および証拠金要件の対象となる。また、米国証券取引委員会および金融取引所は、市場に緊急事態が生じた場合に特別措置（例として、投機的ポジション制限またはより高額な証拠金要件の適時的施行、日次の価格制限の設定および取引の停止を含む。）を講じる権限を有する。米国内外における有価証券およびデリバティブに関する規制は、急速に変化する法律分野であり、政府および司法の措置による変更の対象となる。将来的な規制上の変更がサブ・ファンドに及ぼす影響は、予測不可能であるが、重大かつ不利なものとなる可能性がある。

店頭取引における規制の不在およびカウンターパーティー・リスク

一般的に、店頭市場においては、組織化された取引所において約定される取引と比較して、政府の規制および監督が乏しい。また、取引所決済機関の履行保証等の組織化された取引所の参加者に対して与えられる保護の多くは、店頭取引に関しては利用することができない。このことにより、サブ・ファンドは、信用もしくは流動性の問題から、または契約の条件に関する紛争を理由として、カウンターパーティーが取引を決済しないリスクの影響を受ける。管理会社は、取引を単一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていない。それゆえ、サブ・ファンドは、仮に管理会社がサブ・ファンドの取引を規制された取引所に限定する場合よりも、不履行による大きな損失リスクの影響を受ける。

政治的リスクおよび規制上のリスク

サブ・ファンドの資産および担保の価値は、政情不安、政府の政策および税制の変更、海外投資および外貨送金に対する制限ならびに他の適用法令の展開等の不確実性による影響を受けることがある。同様に、サブ・ファンドの計算において実行される取引のカウンターパーティー自身が銀行の再建および破綻処理体制を含む、進展中の規則および規制による監督の対象となることがある。例として、米国連邦準備制度理事会による監督に関して米国金融安定監督評議会により指定された銀行持株会社は、破綻処理計画（リビング・ウィルとして一般的に知られる。）を定期的に米国連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社に提出する必要がある。当該計画は、会社の重大な財政上の困難または不履行の場合における迅速かつ秩序ある破綻処理に係る会社の戦略を詳細に定める。同様に、EUの銀行再建および破綻処理指令は、ある機関が不履行状態にありまたは不履行になると見込まれると当局が考える場合において、かかる当局に対してかかる機関の業務に介入することを可能にする広範な権能を付与する。それゆえ、サブ・ファンドは、それ自体が対象となる規制の変更のみならず、サブ・ファンドが取引を行うカウンターパーティーに影響する規制の変更により影響を受けることがある。

法的リスクおよび法令遵守リスク

国内および／または外国の法律または規制は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす形で変更されることがある。政府または規制当局は、管理会社の投資戦略を実行する能力に影響する法律を可決し、規則を設け、または規制を実施する場合がある。当該行為は、特定の取引形態または市場に、および特定の国家または世界的に影響する。当該変更は、サブ・ファンドの投資目的の達成を失敗させる結果となる場合がある。各国間または各法域間の法律の差異により、受託会社または管理会社がサブ・ファンドに関して締結された法的契約を執行することが困難となることがある。受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの投資方針または投資目的を変更することを含む法律またはその解釈の変更によって悪影響を制限または防止するための措置（ただし、これらに限られない。）を講じる権利を留保する。

デリバティブ規制

ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）は、その包括的なデリバティブに係る新しい規制制度を通じて、サブ・ファンドの計算において管理会社によって約定される取引の種類を含む多くのデリバティブ取引（かつては規制されていなかった店頭デリバティブを含む。）に対し、強制清算、取引所における取引および証拠金の要件を課すものである。ドッド・フランク法は、「スワップ・ディーラー」および「主要スワップ参加者」などの規制対象となる市場参加者の新たな区分も創設しており、かかる市場参加者は、重大かつ新たな資本、登録、帳簿記録、報告、開示、業務運営および他の規制に関する要件に服する。これらの要件の詳細の一部は、未だ米国商品先物取引委員会、米国証券取引委員会、米国連邦準備制度理事会およびその他の規制当局による規則の制定および解釈を通じて明らかにされていない。しかしながら、本書の日付現在において入手可能な情報に基づくと、ドッド・フランク法に基づくデリバティブ規制が及ぼしうる可能性のある影響は、サブ・ファンドの費用全般の増加である。特に、新たな証拠金要件、ポジション制限および資本に対する賦課は、サブ・ファンドに直接適用されない場合であっても、サブ・ファンドの計算において約定されるデリバティブ取引の費用の上昇をもたらすことがある。登録、帳簿記録、報告および法令遵守などの新たな要件に起因する管理事務費用も、サブ・ファンドに直接適用されない場合であっても、デリバティブ価格の値上がりには反映されることがある。新たな商品取引および取引報告の要件は、デリバティブ取引の流動性の低下を招き、一定のデリバティブの不利な価格決定もしくは利用可能度の低下、または裁定機会の減少に至ることがあり、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

ボルカー・ルール

ドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法第619条は、一定の適用除外のもと、一定の銀行事業体（シティグループおよびその関連会社を含む。）が自己勘定取引に参加すること、特定のプライベート・ファンド（以下「対象ファンド」という。）の所有権を取得もしくは保有すること、対象ファンドのスポンサーとなることまたは対象ファンドと特定の関係を持つことを原則として禁止する、いわゆる「ボルカー・ルール」を米国銀行法に追加した。ボルカー・ルールの対象である銀行事業体は、2015年7月21日（以下「適合期限」という。）までに、既存の活動および投資をボルカー・ルールに準拠させなければならない（当該銀行事業体の適切な米国連邦監督機関の裁量により、1年間の延長が2回まで認められる。）。米国連邦準備制度理事会が発した適合期間を2015年7月21日まで延長する命令により、銀行事業体は、適合期間が終了するまでに、禁止された活動を終了させ、容認されない投資を処分する遵守計画を作成し、実施する必要がある。銀行は、「実務上可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても適合期間が終了するまでに」遵守計画を設定するよう期待される。

管理会社は、サブ・ファンドが対象ファンドに分類されないようまたは対象ファンドの定義からの適用除外に適合するように設計された、一定の変更（サブ・ファンドが設立された条件を含む。）を適合期限より前にトラストに対して行った。しかしながら、ボルカー・ルールは、比較的新しい法制度であり、いまだに、規制当局がその条件をどのように解釈し、執行するかに関する情報または指針はほとんど存在しない。したがって、サブ・ファンドは当該変更の結果、対象ファンドの範囲外になり、また、対象ファンドの定義からの適用除外の対象になる保証はない。

管理会社が単独の裁量により、サブ・ファンドが対象ファンドであり、管理会社がボルカー・ルールに従いサブ・ファンドを運営し続けることが合理的に実現可能ではない、または実現可能ではなくなると判断する場合、サブ・ファンドは終了されることがある。後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（５）その他、（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項を参照のこと。当該終了が行われない場合であっても、サブ・ファンドが対象ファンドと判断された場合には、シティグループおよびその関連会社は、サブ・ファンドとの間の一定の取引を認められないことがある。これは、サブ・ファンドおよび管理会社が自らの投資対象を管理する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

サブ・ファンドの業務に関連してインターネットとテクノロジーの使用が増えるにつれて、サブ・ファンドはサイバーセキュリティの侵害を通じて、より大きな業務上および情報セキュリティ上のリスクにさらされやすくなっている。サイバーセキュリティ侵害には、資産または機密情報の取得、データの破壊、または業務の中断を目的として、コンピュータウィルスによる感染、「ハッキング」またはその他の手段によるサブ・ファンドのシステムへの不正アクセスを含むが、これに限定されない。サイバーセキュリティ侵害はまた、DoS攻撃や、サブ・ファンドのシステムに保存された機密情報を意図的または意図せずに公開する状況など、不正アクセスを取得する必要のない方法で発生する可能性がある。サイバーセキュリティ侵害は、混乱を引き起こし、サブ・ファンドの事業業務に影響を与える場合があり、その結果、財産上の損失が生じる可能性があり、サブ・ファンドの純資産価額の算定不能、適用される法令違反、規制上の罰則および／または罰金、コンプライアンスおよびその他の費用を発生させることとなる可能性がある。サブ・ファンドおよびその投資者は、結果としてマイナスの影響を受ける可能性がある。さらに、サブ・ファンドは第三者である業務提供者と緊密に連携しているため、当該第三者である業務提供者における間接的なサイバーセキュリティ侵害は、サブ・ファンドとその投資者に対して直接的なサイバーセキュリティ侵害に伴うものと同じリスクを課す場合がある。サブ・ファンドは、サイバーセキュリティ侵害に伴うリスクを軽減するために設計されたリスク管理体制を確立しているが、当該措置が成功する保証はない。

OECD共通報告基準

OECDは、FATCAを実施するための政府間アプローチを広く活用し、オフショアによる脱税の問題に世界規模で取り組むため、OECDの金融口座情報の自動交換に関する基準 - 共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。金融機関の効率性を最大化し、コストを削減することを目的として、CRSは、デュー・デリジェンス、報告および金融口座情報の交換のための共通の基準を提供している。CRSに従い、参加法域は、共通のデュー・デリジェンスおよび報告手順に基づいて、金融機関が特定する報告対象口座についての金融情報を報告金融機関から入手し、および交換パートナーと毎年自動的に交換する。ケイマン諸島は、CRSを実施することを約束している。その結果、サブ・ファンドは、ケイマン諸島が採用するCRSデュー・デリジェンスおよび報告要件を遵守することが求められることになる。投資者は、サブ・ファンドがCRSに基づく義務を満たすことができるようにするために、管理事務代行会社に追加情報を提供することを要求される場合がある。要求された情報を提供しない場合には、投資者がFATCAに関連して要求された情報を提供しない場合と類似の方法で、罰則または他の課徴金および／またはサブ・ファンドの受益証券の強制買戻しの責任を負うこととなる場合がある。投資者は、「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（５）課税上の取扱い、（Ｂ）ケイマン諸島、ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換」を確認すべきである。

訴訟および規制当局の措置

サブ・ファンドは、その活動および管理会社の活動から生じる訴訟または規制上の措置の対象となる場合があり、防御の費用を負担し、不成功の結果となるリスクがある。

利益相反

シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドの関連会社（以下、それぞれを、「シティ・カウンターパーティー」という。）は、サブ・ファンド、米国財務省短期証券、スワップ取引および／または本インデックスに関して一定の職務を履行することがある。管理会社および各シティ・カウンターパーティーは、シティグループの関連会社であり、それゆえ、互いに独立ではなく、各自がサブ・ファンドに関して履行する職務は、潜在的な利益相反を生じさせることがある。当該利益相反が生じる場合、受託会社および管理会社は、各自の債務および義務（受益者の最善の利益のために行うべき債務および義務を含む（ただし、これらに限られない。））を斟酌しながら、当該利益相反を公正に解決し、サブ・ファンドおよび受益者の利益が不当に害されないことを確保するように努める。

ある本インデックスに関して、シティ・カウンターパーティーは、各自の計算においておよび各自が運用を行うその他の計算において、通常の業務の過程において、本インデックスの構成銘柄の取引を行うことがある。当該取引行為は、潜在的には当該構成銘柄および／または関連する本インデックスの水準に影響を与える可能性がある。シティ・カウンターパーティーは、あるインデックス水準もしくはその構成銘柄の変動に連動または関連するリターンを伴う取引を約定することがあり、それに関連してヘッジ取引を約定することもある。当該取引は、インデックス水準に影響を与えることがあり、また、本インデックスの価値が下落する場合であっても、いずれか当該シティ・カウンターパーティーに利益を生じさせることがある。

サブ・ファンドと類似の投資目的を有する他のファンドおよび顧客に関連して随時要求されるところに従い、またはその他の方法でこれらに関与するところに従い、管理会社および受託会社（ならびにこれらの関連会社）は、随時、受託者、管理事務代行者、登録機関、管理者、保管者、投資運用者もしくは投資顧問、代理人またはその他の者として行為することがある。それゆえ、これらのいずれの者も、業務の過程において、サブ・ファンドとの間で潜在的な利益相反を生じることがある。これらの者は、当該場合には常にサブ・ファンドに対する自己の義務を斟酌し、当該利益相反が公正に解決されることを確保するように努める。いかなる場合も、管理会社は、すべての投資機会が公正に配分されることを確保することを追求する。

インデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人は、管理会社の関連会社である。このことにより、管理会社の受益者に対する義務ならびにインデックス・スポンサーおよびインデックス計算代理人との関係の間に、潜在的な利益相反を生じさせることがある。

営業日

営業日の定義は、公休日またはその他の理由によりケイマン諸島が休業している日を考慮していない。したがって、受託会社は、すべての営業日にその裁量を行使することができない場合がある。

運用リスク

サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、管理会社のサービスに実質的に左右される。管理会社の行為が、不正行為、何らかの規則もしくは規制の違反を理由として規制当局による調査を受けていること、管理会社の主要人物の死亡、無能力、離職、支払不能もしくは退任、または管理会社に影響を及ぼす企業再編を含む（ただし、これらに限られない。）特別な事由が発生した場合、サブ・ファンドのパフォーマンスは、悪影響を受けることがある。管理会社は、サブ・ファンドの投資パフォーマンスを保証しない。

以上のリスク要因の記載は、サブ・ファンドに対する投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではない。投資予定者は、サブ・ファンドに対する投資を行うか否かを決定する前に、本書を完全に読了すべきである。

関係者の免責

本インデックスに連動する商品（以下「本商品」という。）は、本インデックスの構成銘柄に出資し、これを管理し、もしくはこれを発行する第三者団体、その関連会社またはその第三者ライセンサー（以下、総称して、「第三者団体」という。）により支援、承認、販売または促進されていない。いず

れの第三者団体も、本商品の所有者または公衆の構成員に対し、有価証券全般もしくはとりわけ本商品への投資の適否につき、または本インデックスが全般的な株式市場のパフォーマンスを追跡する能力につき、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証も行わない。第三者団体がシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドとの間に有する唯一の関係は、一定の商標、サービスマークおよび取引の許諾である。いずれの第三者団体も、本商品の価格および数量もしくは本商品の発行もしくは販売のタイミングの決定につき、または本商品が現金に換算される際に用いられる方程式の決定もしくは計算につき、責任を負わず、かつ、これらに関与していない。いずれの第三者団体も、本商品の管理事務、マーケティングまたは取引に関連して、いかなる義務または責任も負わない。

いずれの第三者団体も、本インデックスもしくはそれに含まれるデータまたは本インデックスに関する口頭または書面による通信を含む（ただし、これらに限られない。）通信（電子的通信を含む。）の妥当性、正確性、適時性または完全性を保証しない。第三者団体は、本インデックスに含まれる過誤、欠落または遅滞につき、いかなる損害賠償または責任も負わない。第三者団体は、その商標、本インデックスもしくはそれに含まれるデータに関する商品性または特定の目的もしくは使用に関する適合性につき、明示または黙示の保証を行わず、かつ、一切の保証を明示的に放棄する。上記を制限することなく、第三者団体は、間接損害、特別損害、偶発的損害、懲罰的損害、または派生的損害（利益の喪失、営業損失、時間的損失またはのれんの損失を含む（ただし、これらに限られない。）。）につき、当該損害の可能性について通知されていた場合であっても、契約上、不法行為上、厳格責任その他根拠の如何を問わず、いかなる場合においても責任を負わない。

（２）リスクに対する管理体制

リスク管理、投資運用の査定および法務管理

管理会社は、定期的にサブ・ファンドのポートフォリオのリスク要因を討論し、サブ・ファンドが過度なリスクにさらされていないかを検討するためにポートフォリオを検討する委員会を開催する。サブ・ファンドの投資哲学および投資方針に関する事項は、サブ・ファンドの投資運用に関する目論見書の他の一切の関連する事項とともに、管理会社およびサブ・ファンドの管理事務代行会社である香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイによって常に監視され、かつ統制されている。

リスクの管理体制

サブ・ファンドに固有のリスクは、管理会社の取締役会によって管理される。

規制および投資制限の遵守はまた、管理事務代行契約に基づきサブ・ファンドに対して一般的な管理事務（会計および評価サービスならびに年次報告書および半期報告書の作成を含む。）を提供する管理事務代行会社の協力を得て、管理会社の取締役会によって監督される。

派生商品の利用

サブ・ファンドは、その投資目的の一環として、および／または効率的なポートフォリオ管理を目的として、派生商品（スワップ取引を含む。）に対する投資を行う。すなわち、サブ・ファンドは、ヘッジ目的以外の目的において派生商品を利用する。

派生商品の利用に付随し、または派生商品の利用から生じるリスクを正確かつ十分に測定、監視および管理するために、管理会社は、前記「第二部 ファンド情報、第１ ファンドの状況、２ 投資方針、（５）投資制限、投資制限」の項に記載するとおり、リスク管理手続として標準的手法を採用し、実施する。

マネー・ロンダリング防止

citifirst.im@citi.comのアドレスで管理会社に対して連絡することにより、投資者は、現在のサブ・ファンドに関するマネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

(3) リスクに関する参考情報

サブ・ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

<VT10米ドルクラス>



<VT10豪ドルヘッジクラス>



<VT10ユーロヘッジクラス>



<VT10円ヘッジクラス>



<VT5米ドルクラス>



サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

<VT10米ドルクラス>



<VT10豪ドルヘッジクラス>



<VT10ユーロヘッジクラス>



<VT10円ヘッジクラス>



<VT5米ドルクラス>



<VT5豪ドルヘッジクラス>



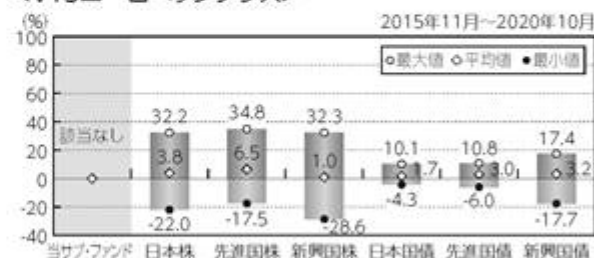
<VT5豪ドルヘッジクラス>



<VT5ユーロヘッジクラス>



<VT5ユーロヘッジクラス>



<VT5円ヘッジクラス>



<VT5円ヘッジクラス>



サブ・ファンドは、2019年12月20日(設定日)に運用を開始しました。

分配金再投資1口当たり純資産価格は、分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格が記載されており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。

サブ・ファンドの年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率であるため、該当データがありません。

サブ・ファンドは設定以来、本日の日付現在時点まで分配を行っていないため、本項でいう「分配金再投資1口当たり純資産価格」の値は「受益証券1口当たり純資産価格」の値と同じとなります。

(ご注意)

- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
 - 日本株→TOPIX(配当込み)
 - 先進国株→FTSE先進国株値インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国株→S&P新興国総合指数
 - 日本国債→FTSE日本国債インデックス
 - 先進国債→FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、米ドルベース)
 - 新興国債→FTSE新興国市場国債インデックス(ヘッジなし、米ドルベース)
- (注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証が所有しています。なお、サブ・ファンドは、東証により提供、保証または販売されるものではなく、東証証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株値インデックス(除く日本、円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤用から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。FTSE日本国債インデックス、FTSE世界国債インデックスおよびFTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。

同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが所有しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

該当事項なし。

日本国内における申込手数料

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込手数料が課される。

通貨単位	申込手数料
10万通貨単位未満 (円建て受益証券については1,000万円未満)	2.20パーセント (税抜き2.00パーセント)
10万以上50万通貨単位未満 (円建て受益証券については1,000万円～5,000万円未満)	1.65パーセント (税抜き1.50パーセント)
50万以上100万通貨単位未満 (円建て受益証券については5,000万円～1億円未満)	1.10パーセント (税抜き1.00パーセント)
100万通貨単位以上 (円建て受益証券については1億円以上)	0.55パーセント (税抜き0.50パーセント)

購入（申込み）手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価である。申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

（注１）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。

（注２）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

（注３）円資金から該当通貨に交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道１円／往復２円（上限）かかる。

（注４）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

該当事項なし。

日本国内における買戻し手数料

該当事項なし。

海外におけるスイッチング手数料

該当事項なし。

日本国内におけるスイッチング手数料

該当事項なし。

（３）【管理報酬等】

受託会社の報酬

受託会社は、サブ・ファンドに対して受託会社として履行する同社の職務およびこれに付随する業務の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.01パーセントの受託報酬（年間15,000米ドルの最低報酬の対象になる。）（以下「受託報酬」という。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、四半期毎に後払いで支払われる。

2020年６月30日に終了した会計年度中の上記受託会社の報酬は、10,851.20米ドルであった。

管理事務代行会社、名義書換代理人および保管会社の報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.04パーセントの管理事務代行に係る報酬（以下「管理事務代行報酬」という。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

保管会社は、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.01パーセントの保管に係る報酬（以下「保管報酬」という。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

管理事務代行報酬および保管報酬は、サブ・ファンドの資産に関する、管理事務代行報酬については管理事務代行会社の管理事務の職務の代価として、保管報酬については保管会社の保管業務の職務の代価として、ならびにサブ・ファンドの管理事務代行者および保管者として、管理事務代行会社および保管会社のそれぞれにより履行されるその他の義務および機能の対価として支払われる。

疑義を避けるため附言すると、名義書換代理人は、発生した取引と関連する費用について、サブ・ファンドから補償を受ける。

2020年6月30日に終了した会計年度中の上記管理事務代行会社、名義書換代理人および保管会社の報酬は、67,752.29米ドルであった。

管理会社の報酬

管理会社は、サブ・ファンドに対するサブ・ファンドの資産の投資運用業務ならびに受益証券の発行および買戻し業務ならびに他の同社の運用管理の職務の代価として、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.29パーセントの管理会社報酬（年間66,000米ドルの最低報酬の対象となる。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

2020年6月30日に終了した会計年度中の上記管理会社の報酬は、302,535.54米ドルであった。

販売会社の報酬

販売会社は、日本における受託証券の販売、申込および買戻しの取扱い、運用報告書の交付、既存受益者に対する一定の情報提供等ならびに他の付随する業務を含む同社の職務の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率1.00パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

2020年6月30日に終了した会計年度中の上記販売会社の報酬は、1,043,222.33米ドルであった。

代行協会の報酬

代行協会員は、目論見書、運用報告書および他の文書の販売会社に対する交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびにこれらに付随する業務を含む同社の職務の対価として、サブ・ファンドの信託財産から、純資産価額の年率0.01パーセントを上限とする報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。

2020年6月30日に終了した会計年度中の上記代行協会の報酬は、10,432.28米ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

マネー・ロンダリング防止遵守および報告責任者報酬

マネー・ロンダリング防止遵守責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告副責任者のそれぞれは、サブ・ファンドの信託財産から、マネー・ロンダリング防止遵守および報告ならびにその他の類似および付随義務に関連する報酬を受領する権利を有する。

その他の手数料および費用

サブ・ファンドの設定および受益証券の募集に関連する費用ならびに経費（以下「当初費用」という。）は174,355米ドルであった。かかる費用は、払込日から３年を超えない期間である場合には、管理会社がその裁量において決定する時期に計上される。

スワップ取引に適用される手数料

受益証券の各クラスについてのスワップ取引は、手数料の控除、ならびに本インデックス自体に組み込まれ課される想定費用および複製の費用を反映する。下記「本インデックスに適用される手数料」を参照のこと。

スワップ・カウンターパーティーは、スワップ取引の締結および解消についてスワップ・カウンターパーティー手数料を課す。

本インデックスに適用される手数料

各インデックス水準は、次に掲げるものに伴う想定取引、複製の費用およびインデックス手数料を控除したものである。詳細は、前記「第二部 ファンド情報、第１ ファンドの状況、２ 投資方針、（１）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の「インデックス想定費用」および「インデックス手数料」を参照のこと。

その他の費用

受託会社は、関連するサブ・ファンドの信託財産からのみ、受託会社、管理会社またはその他により負担される、以下のいずれか（またはすべて）を含む（ただし、これらに限られない。）当該サブ・ファンドの設立、運用、管理および維持に関するすべての費用を支払い、またはその支払いを確保することができる。（a）当該サブ・ファンドの設立、登録または存続に関して受託会社または管理会社が正当に負担するすべての経費および費用、（b）すべての合理的な法律、監査、会計および税務費用ならびに当該サブ・ファンドに関して提供されたサービスに関するすべてのその他の専門家およびその他の手数料、（c）受託会社および／または管理会社と当該サブ・ファンドの受益者との関係より発生するすべての経費および費用（当該サブ・ファンドの受益証券の名義書換ならびに当該サブ・ファンドの受益者に対する通達および通知を含むがこれに限定されない。）ならびに受託会社および／または管理会社と第三者との関係より発生するすべての経費および費用、（d）当該サブ・ファンドに関する年次報告書および半期の未監査報告書ならびにそれに添付される報告書または文書ならびに受託会社または管理会社が当該サブ・ファンドの受益者に対して行うその他の通信の作成、印刷および郵送またはその他発送において正当に発生しまたこれに付帯するすべての合理的な費用、（e）英文目論見書または当該サブ・ファンドの受益証券の公募に関する英文目論見書の関連する補遺または当該サブ・ファンドに関する情報を投資予定者に提供する内容説明書または類似文書の作成および印刷において発生する経費、（f）当該サブ・ファンドの純資産価額の計算および詳細の提供に関する費用、（g）受益者集会の招集および開催において発生するすべての費用、（h）トラストもしくは当該サブ・ファンドまたは当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象に対する権原証書の安全な保管に関する追補信託証書、契約書またはその他の文書に関して、またはこれらの作成において発生するすべての費用、（i）当該サブ・ファンドに関する預金または貸付におけるもしくはこれに付帯するあらゆる性質のすべての合理的な費用、（j）当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の取得または換金に関して支払うべき印紙およびその他の課徴金、税金、政府の課税、仲介手数料、譲渡手数料、登録料ならびにその他の手数料、（k）当該サブ・ファンドまたはその代理人によるすべ

ての借入に係る利息ならびに当該借入の手配に関するまたこれより発生する手数料および費用、

（１）当該サブ・ファンドがいずれかの法域の政府もしくはその他の当局またはその機関に対して支払うべきすべての税金および法人手数料、（ｍ）宣伝または広告費用（もしあれば）、（ｎ）郵便、電話およびファックスに係る経費ならびにその他のすべての運営費用、（ｏ）当該サブ・ファンドの運営、管理または宣伝に関して選任されたサービス提供者（管理事務代行会社、保管会社または販売会社を含むがこれらに限られない。）に対して受託会社または管理会社のいずれかが支払義務を負うすべてのもしくはいずれかの報酬、経費または費用、（ｐ）当該サブ・ファンドの投資対象の取得、保有および／または処分に関して発生する債務、経費および費用（手数料、謝礼、運用コンサルタントの報酬または類似の支払いを含むがこれらに限られない。）、（ｑ）当該サブ・ファンドの通常業務および／または運用一般に関して発生する債務、経費および費用、（ｒ）関連する信託財産の清算においてもしくはこれに関してまたはその他当該サブ・ファンドの終了において発生する債務、経費および費用、（ｓ）受託会社または管理会社が信託証書に基づくそれぞれの義務に関してトラストに関して正当に負担するいずれかの支出または立替費用。特定のサブ・ファンドのみに帰属するものではないと管理会社が判断するいずれかの上記の費用は、通常、各サブ・ファンドの当該時の純資産価額に基づきまたは管理会社が随時特定の場合に決定するその他の基準においてサブ・ファンドの信託財産間で配分される。

2020年６月30日に終了した会計年度中の上記 から に記載された費用、経費、手数料、報酬の合計は229,282.85米ドルであった。

現金払戻しおよびソフト・コミッション

管理会社は、サブ・ファンドの計算において行われる取引に関して証券取引業者からいかなる現金手数料またはその他のリベートを受けない。ただし、管理会社および／またはその関連会社は、管理会社および／またはその関連会社が、当事者が管理会社および／またはその関連会社に対して、物品、サービスまたはその他の便益（調査および助言サービス、専門的ソフトウェアまたは調査サービスが付随するコンピュータ・ハードウェアならびにパフォーマンス測定など）を随時提供しまたは調達する取決めを締結している他者である代理人（以下「代理人」という。）によるかまたは代理人を通じて、取引を実行する権利を留保している。当該取決めの性質として、これら物品、サービスまたはその他の便益の提供がサブ・ファンドに全体として利益をもたらすことが合理的に予想でき、かつ、サブ・ファンドに関するサービス提供においてサブ・ファンドまたは管理会社および／もしくはその関連会社のパフォーマンスを高めることに寄与することがある。また、かかる取決めに関して、直接支払いが生じることはないものの、その代わりに管理会社および／またはその関連会社は、かかる当事者に対して業務を委託することを約束する。当該当事者を通じて実行される取引は、最良執行基準に合致し、適用ある法律を遵守していなければならない。また、仲介手数料率は、通常の機関投資家を対象とした包括的委託取引業務サービスの手数料率を超えてはならない。疑義を避けるために付言すると、当該物品およびサービスには、旅行、宿泊設備、娯楽、一般事務用品もしくはサービス、一般的オフィス設備もしくは物件、会費、従業員給与または直接的金銭支払いは含まれない。

（５）【課税上の取扱い】

投資者は、適用ある法域の関連の法律に基づく受益証券の取得、保有、買戻しの請求、譲渡または売却が当該投資者に与える効果（税務上および規制上の効果ならびに為替管理規制を含む。）に関して、各自の専門家の顧問と相談すべきである。投資者に対する当該効果（適用可能性を含む。）および税金控除の金額は、投資者の国籍、住所、本籍または設立を有する国の法律および慣行ならびに各自の個人的な状況によって異なる。

ケイマン諸島および香港の課税に関する以下の記載は、本書の日付の時点においてケイマン諸島および香港で有効な法律および慣行に関して管理会社が受けた助言に基づくものである。投資者は、課税の

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税 5 %。2038年 1 月 1 日以後は20%（所得税15%、住民税 5 % ））の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年 1 月 1 日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税 5 %。2038年 1 月 1 日以後は20%（所得税15%、住民税 5 % ））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降 3 年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5) と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。
- 本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。
- 税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

現行法に基づいて、ケイマン諸島政府はトラスト、サブ・ファンドまたは受益者に対して所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を賦課しない。またトラストに関する支払に対して適用あるケイマン諸島が当事者となっている二重課税防止条約はない。本書の日付の時点において、ケイマン諸島には為替管理が存在しない。

トラストは、信託法第81条に従って、ケイマン諸島総督より保証書を受領している。かかる保証書には、トラストの設定の日付から向こう50年間にケイマン諸島でその後制定された所得、資本資産、資本利得またはキャピタル・ゲインに租税を課す法律および相続税的な性格を有する租税を課す法律は、トラストを構成する資産もしくはトラストに帰因する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連して受益会社または受益者には適用されないことが明記される。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに印紙税は課されない。

ケイマン諸島 - 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定に調印した（以下「US IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行されている（以下「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局（以下「ケイマン諸島税務情報局」という。）は、US IGAおよびCRSの適用に関する手引書を公表している。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録要件、デュー・ディリジェンス要件および報告要件を遵守する義務を負う。ただし、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関」（関連するAEOI規則において定義される。）となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合においては、登録要件のみがCRSに基づき適用される。

AEOIの目的において、サブ・ファンドは、トラストの一部である。トラストは、非報告金融機関の免除のいずれにも依拠することを企図しておらず、それゆえAEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関としてのトラストは、とりわけ、（ ）（US IGAに服する場合のみ）GIIN / グローバル仲介人識別番号を取得するためにIRS / 米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）トラストがCRSに基づく自らの義務に対処する方法を記載する書面による方針および手続を採用および実施すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らに開設されている口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、（ ）当該報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することおよび（ ）CRSコンプライアンス書面をケイマン諸島税務情報局に提出することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（例として、米国の報告対象口座の場合はIRS）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島の金融機関は、アメリカ合衆国の外国口座税務コンプライアンス法（以下「US FATCA」という。）のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってUS FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税を課税されることはなく、および非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島の報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのUS FATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となることがある。US FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、トラスト / サブ・ファンドに対する支払いに対して課されないが、トラスト / サブ・ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関（US IGAに定義される。）とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島の金融機関は、US FATCAその他による口座保有者による支払いまたは口座保有者に対する支払いに対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

サブ・ファンドに対する投資および / またはサブ・ファンドに対する投資の継続により、投資者は、トラストに対する追加情報の提供が必要となることがあること、トラストによるAEOI規則への遵守の結果、投資者情報の開示に至ることがあること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換されることがあることを了解したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制償還もしくは強制買戻しおよび / または投資者の口座の閉鎖を含む（ただし、これらに限られない。）対応措置を講じ、および / またはすべての救済措置を求める権利を留保している。ケイマン諸島税務情報局が発

出した指針に従い、サブ・ファンドは、投資者の口座開設から90日以内に身元証明確認書類を受領しない場合、同人の口座を閉鎖する必要がある。

（Ｃ）香港

現在の法律および慣行において、

- （ａ）サブ・ファンドは、自らによって、または香港で自らの代理で決定（投資決定および／または売却決定を含むが、これらに限られない。）を行う一般的権限を有し、習慣的に行使している、香港で自らの代理で行為する他の者（例えば、投資運用会社）を通じて香港で取引、専門的職業または事業を行っているものとみなされる場合、その投資活動に関して香港の課税対象となる場合がある。

「事業を行っている」という用語は、法律で定義されておらず、大部分は事実の問題である。例えば、サブ・ファンドが、香港で自らの代理で投資決定および／または売却決定を行う一般的権限を有し、習慣的に行使する他の者（例えば、管理会社）を香港で任命した場合、サブ・ファンドは、香港で事業を行っているものとみなされる。このように、香港外の外国で設立されているにもかかわらず、香港税務局によってサブ・ファンドが香港の事業所得税の課税対象とはみなされないと保証することはできない。サブ・ファンドの業務は、香港の事業所得税に対する潜在的な責任を最小限にすることを追求する方法で実施および管理される予定である。

サブ・ファンドが香港で取引、専門的職業または事業を行っているものとみなされる場合、香港の事業所得税は、当該取引、専門的職業または事業からの関連収益が香港を源泉とする場合に発生する。固定資産売却益は香港では課税されない。ただし、投資対象の売買による売買益の創出を目的とする投資ファンドには、キャピタルゲイン請求権は適用されない。

非法人事業（サブ・ファンドを含む。）の現在の標準事業所得税率は15%である。2018年3月29日に2段階の事業所得税条例が施行された。2018年4月1日以降に開始する賦課年度に適用される。2段階税率において、グループ内の指名された個人の課税所得のうち最初の200万香港ドルは、一定の条件の下で、標準所得税率の50%（すなわち、7.5%）の軽減税率が適用され、残りの所得は15%の標準税率が適用される。

配当と利子に対する香港の源泉徴収税はない。さらに、香港では一般取引税、売上税または付加価値税は課されない。

上記の原則にかかわらず、2019年4月1日に2019年香港税務局（ファンドの事業所得税の免除）（修正）条例（以下「**ファンド免税条例**」という。）が施行され、一定の要件を満たすことを条件として、構造および規模にかかわらず、香港で運営される私募国内ファンドおよび国外ファンドの香港の事業所得税の免除が統一された。サブ・ファンドがファンド免税条例に定義される「ファンド」とみなされる場合、サブ・ファンドの適格取引および付随取引（5%の閾値を条件とする。）からの香港源泉所得は、以下の条件が満たされる場合、香港事業所得税が免除される。

- 1) サブ・ファンドの適格取引は、特定の者によりまたは特定の者を通じて香港で行われるか、または特定の者により香港で手配される。特定の者とは、証券先物条例第5部に基いて同条例附則5第1部に定義する規制された活動において事業を行う免許を受けた法人、または当該事業を行うために同条例第5部に基いて登録された認可された金融機関を意味する。

サブ・ファンドは適格投資ファンドであり、

- 2) 適格取引の実行に付随する取引から生じる所得はサブ・ファンドの売買収益合計の5%を超えない。

サブ・ファンドが非公開会社に投資する場合、サブ・ファンドが香港事業所得税の免除を利用するために満たすべき一定の要件がある。

- (i) 不動産テスト - サブ・ファンドは、香港の不動産（インフラを除く。）に資産の10%以下を（直接または間接的に）保有する。
- () 保有期間テスト - サブ・ファンドは少なくとも2年間、非公開会社を保有している。保有期間テストを通過しない場合3つめのテストが適用される。
- () 短期資産テスト - サブ・ファンドは、非公開会社の支配持分を保有すべきではない、またはサブ・ファンドが非公開会社の支配持分を保有する場合、非公開会社は、短期資産（処分日まで3年未満の資産）に資産価値の50%超を保有しない。

サブ・ファンドは、香港源泉の利益および非適格取引からの収益に関してのみ課税される。適格取引から生じる利益については、引き続き香港事業所得税が免除される。

ファンド免除条例には、サブ・ファンド自体がファンド免除条例に基づいて免除されているにもかかわらず、またサブ・ファンドによる分配が行われていないにもかかわらず、特定の香港居住者がサブ・ファンドから課税対象所得を得たとみなす一定の回避防止条項および「循環取引」条項が盛り込まれている。これらのみなし規定は、特に、香港居住者が単独で、またはその関連会社と共にサブ・ファンドの受益権の30%以上を保有する場合、または当該香港居住者がサブ・ファンドの関連会社である場合に適用される。サブ・ファンドが善意で広く保有されているとみなされる場合、みなし規定は適用されない。受益者は、この問題に関して自らの独立した香港の税務アドバイスを求めるべきである。

- (b) 受益証券の売却、換金またはその他の処分から生じるキャピタル・ゲインに関して、香港の受益者は、いかなる事業所得税も支払わない。受益者は、この問題に関して自らの独立した香港の税務アドバイスを求めるべきである。

(D) 米国

「配当等価物」に対する米国源泉徴収税

米国内国歳入法典の第871条（m）および同条に基づく米国財務省規則（以下、総称して、「第871条（m）」という。）は、米国の株式（または米国の株式を含む指数）に連動する一定のデリバティブ取引および他の金融商品に関して、非米国人に対して支払われるものとして取り扱われる「配当等価物」に対して、30パーセントの源泉徴収税を課す。適用ある規則に定める審査に基づき、関連する商品の発行時に決定されるところにより、一般的に、一または複数の米国の株式の経済的パフォーマンスを実質的に複製する金融商品に対して、第871条（m）の適用がある。第871条（m）は、かかる源泉徴収の制度の一定の例外を規定しており、とりわけ一定の広範囲の指数に連動する商品または当該指数を追跡する有価証券に係るものがある。

第871条（m）の源泉徴収税の制度は、2017年以後に発行される金融商品に関して効力を有しているが、米国内国歳入庁は、2021年より前の年度において、限定された種類の金融商品に対してその適用がある旨公表している。

サブ・ファンドは、米国の株式に関連を有するオプション、スワップおよび/またはデリバティブ取引を取得することがある。これらの金融商品に対して、第871条（m）の適用がある場合、原則として、サブ・ファンドは、商品の期間を通じて、対象となる米国の株式について支払われる配当の30パーセントを上限とする税額の米国の税金について、納税義務を負い、これは、源泉徴収によって、そこから通常徴収される。第871条（m）は、複雑であり、またその適用が不明確なことがあることから、米国内国歳入庁は、第871条（m）に基づくサブ・ファンドによるある商品の取扱いに対して、異議を申し立てることに成功することがあり、また潜在的には制裁を課すことがある。いずれの場合においても、その結果による債務は、サブ・ファンドに対する投資からのリターンに悪影響を及ぼす。

サブ・ファンドが投資する有価証券に係る税金

サブ・ファンドの計算において受託会社により実現される配当、利子およびその他の所得、ならびに有価証券の売却により実現されるキャピタル・ゲインは、当該所得の源泉となる法域により課税される源泉徴収税およびその他の税金の対象となる場合がある。受託会社がサブ・ファンドの計算において支払う税金の率は、各国に投資される資産の額およびかかる税金を軽減するサブ・ファンドの能力（もしあれば）が明らかではないため、予測することは不可能である。

受益証券の購入を検討する投資者は、サブ・ファンドに関する税金の勘案事項について自身の税務顧問に相談するべきである。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2020年10月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
国債	米国	231,974,867.44	109.01
スワップ	英国	- 22,842,947.17	- 10.73
現金・その他の資産（負債控除後）		3,678,941.21	1.73
合計 （純資産価額）		212,810,861.48 （約22,260百万円）	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年10月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 （％）	償還日	簿価 （米ドル）	額面金額 （米ドル）	時価 （米ドル）	投資 比率 （％）
1	米国財務省短期証券	米国	国債	0.00	2020年 12月17日	231,948,935.32	232,000,000.00	231,974,867.44	109.01

【投資不動産物件】(2020年10月末日現在)

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

スワップ

<VT10米ドルクラス>

(2020年10月末日現在)

元本金額	償還日	時価	スワップ銘柄	対象指数銘柄	通貨
126,407,268.26	2020年12月29日	- 13,906,258.46	インデックス・スワップ	VT10インデックス	米ドル

<VT10豪ドルヘッジクラス>

(2020年10月末日現在)

元本金額	償還日	時価	スワップ銘柄	対象指数銘柄	通貨
22,554,377.92	2020年12月29日	- 2,481,241.89	インデックス・スワップ	VT10インデックス	米ドル

<VT10ユーロヘッジクラス>

(2020年10月末日現在)

元本金額	償還日	時価	スワップ銘柄	対象指数銘柄	通貨
4,618,447.87	2020年12月29日	- 508,082.57	インデックス・スワップ	VT10インデックス	米ドル

<VT10円ヘッジクラス> (2020年10月末日現在)

元本金額	償還日	時価	スワップ銘柄	対象指数銘柄	通貨
23,682,564.93	2020年12月29日	- 2,605,355.48	インデックス・スワップ	VT10インデックス	米ドル

<VT 5 米ドルクラス> (2020年10月末日現在)

元本金額	償還日	時価	スワップ銘柄	対象指数銘柄	通貨
41,762,217.08	2020年12月29日	- 2,426,638.96	インデックス・スワップ	VT5インデックス	米ドル

<VT 5 豪ドルヘッジクラス> (2020年10月末日現在)

元本金額	償還日	時価	スワップ銘柄	対象指数銘柄	通貨
7,049,378.97	2020年12月29日	- 409,611.82	インデックス・スワップ	VT5インデックス	米ドル

<VT 5 ユーロヘッジクラス> (2020年10月末日現在)

元本金額	償還日	時価	スワップ銘柄	対象指数銘柄	通貨
3,554,109.72	2020年12月29日	- 206,515.40	インデックス・スワップ	VT5インデックス	米ドル

<VT 5 円ヘッジクラス> (2020年10月末日現在)

元本金額	償還日	時価	スワップ銘柄	対象指数銘柄	通貨
5,149,935.52	2020年12月29日	- 299,242.59	インデックス・スワップ	VT5インデックス	米ドル

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

第１会計年度末および2019年12月20日（運用開始日）から2020年10月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<VT10米ドルクラス>

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（円）
第１会計年度末 （2020年６月末日）	123,668,431.95	12,935,718	8.832	924
2019年12月末日	51,485,124.89	5,385,344	10.011	1,047
2020年１月末日	78,565,782.03	8,217,981	9.990	1,045
２月末日	117,168,953.35	12,255,873	9.963	1,042
３月末日	125,739,389.37	13,152,340	8.946	936
４月末日	125,366,383.34	13,113,324	8.960	937
５月末日	124,439,946.26	13,016,418	8.886	929
６月末日	123,668,431.95	12,935,718	8.832	924
７月末日	121,533,621.43	12,712,417	8.890	930
８月末日	119,856,005.85	12,536,938	8.846	925
９月末日	119,325,180.42	12,481,414	9.032	945
10月末日	113,089,394.17	11,829,151	8.823	923

（注）各会計年度末および2020年６月末日の純資産価額および１口当たり純資産価格の財務書類（ファンドの経理状況）記載の数値との差異は、一定の調整の結果生じている。以下同じ。

<VT10豪ドルヘッジクラス>

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	（豪ドル）	（千円）	（豪ドル）	（円）
第１会計年度末 （2020年６月末日）	33,209,241.15	2,443,204	8.753	644
2019年12月末日	10,379,575.57	763,625	10.042	739
2020年１月末日	22,909,088.21	1,685,422	9.999	736
２月末日	32,777,266.56	2,411,424	10.005	736
３月末日	34,449,491.68	2,534,449	8.859	652
４月末日	34,667,491.20	2,550,487	8.876	653
５月末日	34,598,303.76	2,545,397	8.808	648
６月末日	33,209,241.15	2,443,204	8.753	644
７月末日	30,830,966.04	2,268,234	8.813	648
８月末日	30,673,305.54	2,256,635	8.766	645
９月末日	30,927,279.10	2,275,320	8.950	658
10月末日	28,461,052.02	2,093,880	8.737	643

<VT10ユーロヘッジクラス>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(円)
第1会計年度末 (2020年6月末日)	3,457,989.88	422,359	8.582	1,048
2019年12月末日	1,160,917.64	141,794	9.979	1,219
2020年1月末日	2,421,355.70	295,744	9.923	1,212
2月末日	2,993,070.43	365,574	9.816	1,199
3月末日	3,444,318.51	420,689	8.719	1,065
4月末日	3,485,484.35	425,717	8.721	1,065
5月末日	3,480,356.94	425,091	8.641	1,055
6月末日	3,457,989.88	422,359	8.582	1,048
7月末日	3,526,979.15	430,785	8.635	1,055
8月末日	3,482,601.48	425,365	8.582	1,048
9月末日	3,554,251.95	434,116	8.757	1,070
10月末日	3,472,396.39	424,118	8.543	1,043

<VT10円ヘッジクラス>

	純資産価額	1口当たり純資産価格
	(円)	(円)
第1会計年度末 (2020年6月末日)	2,301,825,826	876
2019年12月末日	664,566,586	999
2020年1月末日	1,499,763,197	1,003
2月末日	2,524,211,474	992
3月末日	2,564,702,491	889
4月末日	2,363,095,780	890
5月末日	2,341,747,049	882
6月末日	2,301,825,826	876
7月末日	2,274,913,815	881
8月末日	2,255,924,807	877
9月末日	2,278,450,270	895
10月末日	2,204,338,673	874

<VT 5 米ドルクラス>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(円)
第1会計年度末 (2020年6月末日)	39,891,538.47	4,172,655	9.374	981
2019年12月末日	20,393,734.34	2,133,185	10.000	1,046
2020年1月末日	28,601,097.94	2,991,675	9.989	1,045
2月末日	38,380,483.24	4,014,599	9.987	1,045
3月末日	39,975,169.69	4,181,403	9.450	988
4月末日	40,343,471.10	4,219,927	9.449	988
5月末日	40,166,805.96	4,201,448	9.401	983
6月末日	39,891,538.47	4,172,655	9.374	981
7月末日	39,147,676.98	4,094,847	9.398	983
8月末日	39,351,772.37	4,116,195	9.368	980
9月末日	38,797,982.19	4,058,269	9.457	989
10月末日	39,438,691.52	4,125,287	9.340	977

<VT 5 豪ドルヘッジクラス>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
第1会計年度末 (2020年6月末日)	11,488,332.27	845,197	9.298	684
2019年12月末日	5,391,462.70	396,650	10.026	738
2020年1月末日	7,300,702.05	537,113	9.971	734
2月末日	8,529,924.20	627,547	10.019	737
3月末日	11,064,527.73	814,017	9.363	689
4月末日	11,374,188.15	836,799	9.357	688
5月末日	11,486,922.44	845,093	9.322	686
6月末日	11,488,332.27	845,197	9.298	684
7月末日	10,010,560.46	736,477	9.324	686
8月末日	9,976,789.82	733,992	9.293	684
9月末日	10,048,520.55	739,270	9.380	690
10月末日	9,932,005.87	730,698	9.271	682

<VT 5 ユーロヘッジクラス>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
第1会計年度末 (2020年6月末日)	2,541,818.77	310,458	9.232	1,128
2019年12月末日	953,390.72	116,447	9.967	1,217
2020年1月末日	1,118,111.06	136,566	9.945	1,215
2月末日	2,652,316.53	323,954	9.898	1,209
3月末日	2,539,712.29	310,200	9.334	1,140
4月末日	2,554,519.08	312,009	9.315	1,138
5月末日	2,540,554.59	310,303	9.264	1,132
6月末日	2,541,818.77	310,458	9.232	1,128
7月末日	2,578,696.57	314,962	9.256	1,131
8月末日	2,581,884.91	315,351	9.219	1,126
9月末日	2,876,213.58	351,301	9.292	1,135
10月末日	2,823,314.87	344,840	9.168	1,120

<VT 5 円ヘッジクラス>

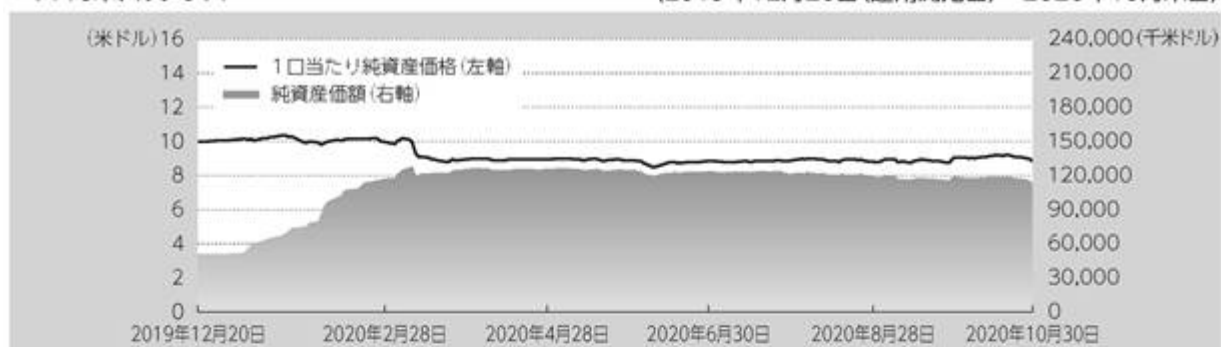
	純資産価額	1口当たり純資産価格
	(円)	(円)
第1会計年度末 (2020年6月末日)	584,650,409	917
2019年12月末日	255,575,365	998
2020年1月末日	389,408,443	995
2月末日	539,919,998	986
3月末日	576,473,616	927
4月末日	586,674,442	926
5月末日	586,685,107	920
6月末日	584,650,409	917
7月末日	584,585,462	919
8月末日	576,228,281	916
9月末日	580,962,598	924
10月末日	522,885,007	913

< 参考情報 >

純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

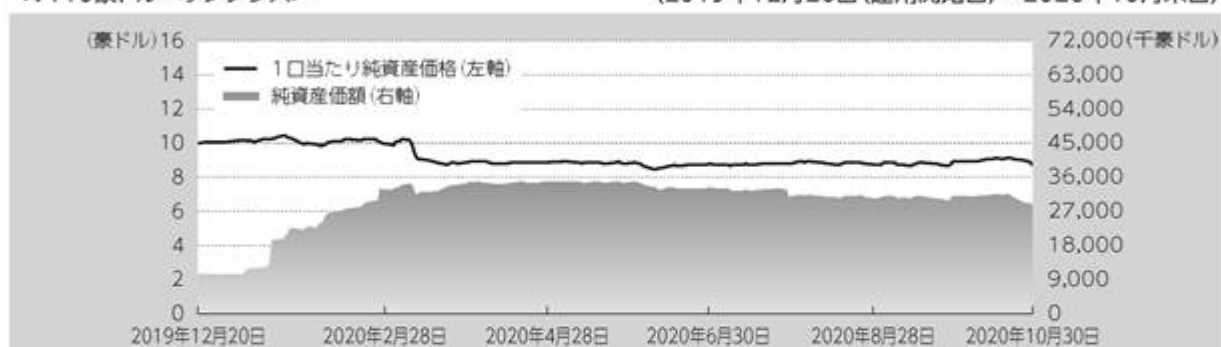
<VT10米ドルクラス>

(2019年12月20日(運用開始日)～2020年10月末日)



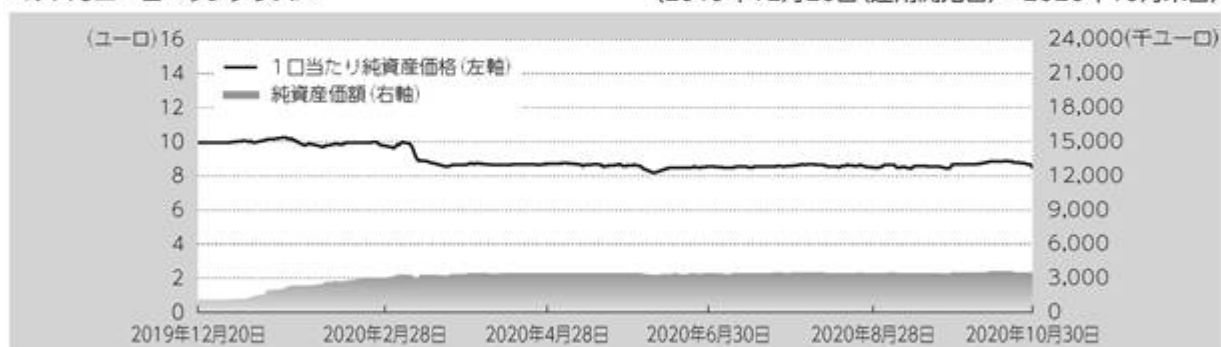
<VT10豪ドルヘッジクラス>

(2019年12月20日(運用開始日)～2020年10月末日)



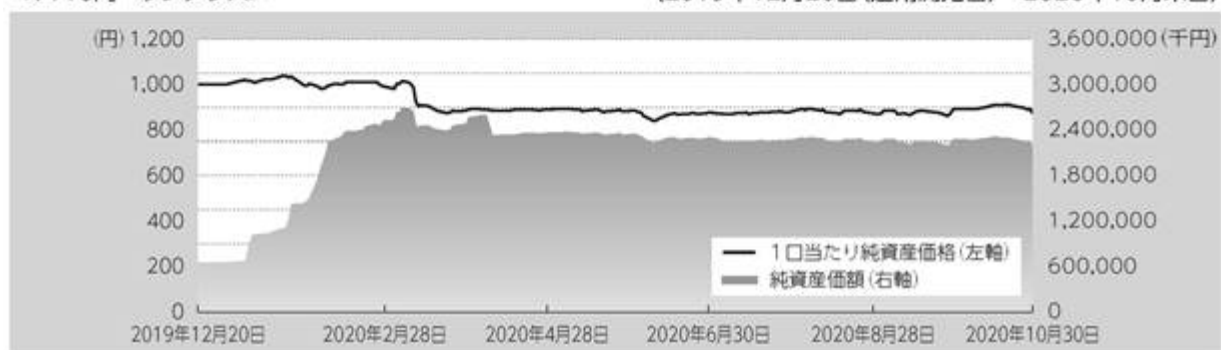
<VT10ユーロヘッジクラス>

(2019年12月20日(運用開始日)～2020年10月末日)



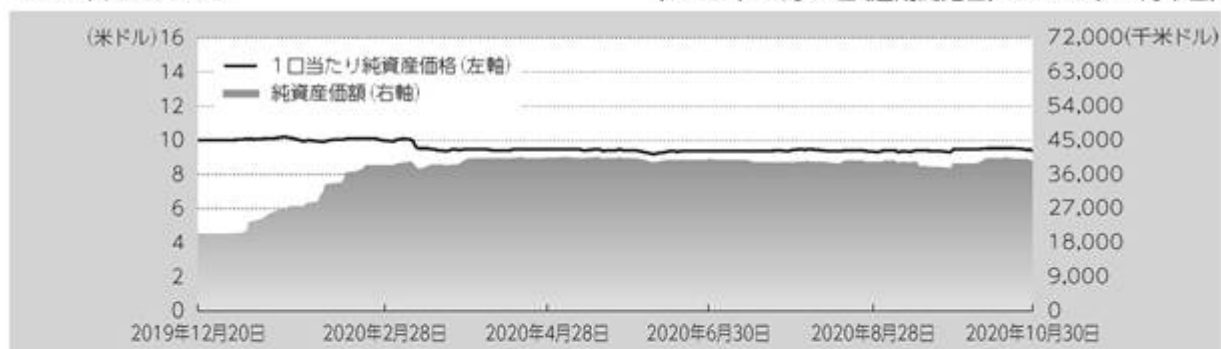
<VT10円ヘッジクラス>

(2019年12月20日(運用開始日)～2020年10月末日)



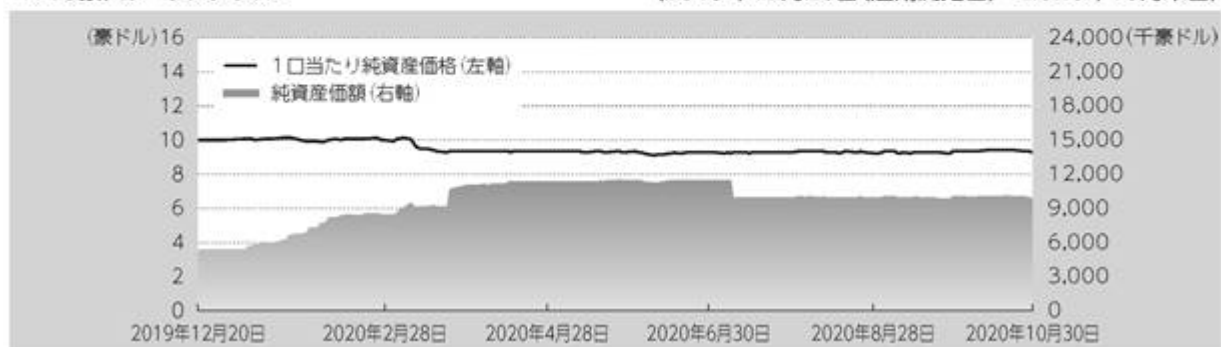
<VT5米ドルクラス>

(2019年12月20日(運用開始日)～2020年10月末日)



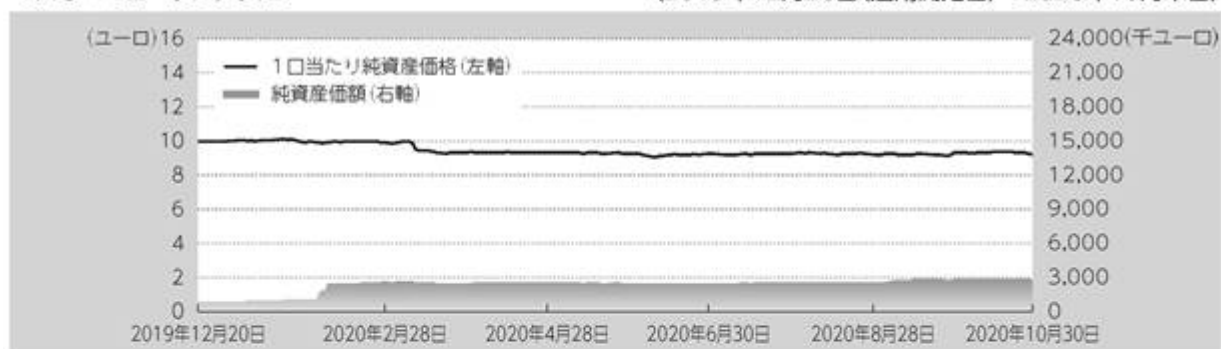
<VT5豪ドルヘッジクラス>

(2019年12月20日(運用開始日)～2020年10月末日)



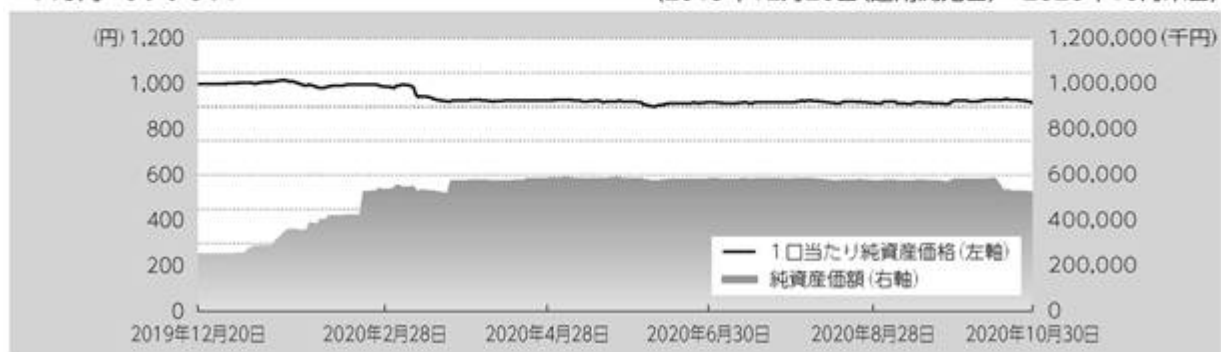
<VT5ユーロヘッジクラス>

(2019年12月20日(運用開始日)～2020年10月末日)



<VT5円ヘッジクラス>

(2019年12月20日(運用開始日)～2020年10月末日)



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

<VT10米ドルクラス>

期間	収益率（注）
第1会計年度 （2019年12月20日（運用開始日）～2020年6月末日）	- 11.68%

<VT10豪ドルヘッジクラス>

期間	収益率（注）
第1会計年度 （2019年12月20日（運用開始日）～2020年6月末日）	- 12.47%

<VT10ユーロヘッジクラス>

期間	収益率（注）
第1会計年度 （2019年12月20日（運用開始日）～2020年6月末日）	- 14.18%

<VT10円ヘッジクラス>

期間	収益率（注）
第1会計年度 （2019年12月20日（運用開始日）～2020年6月末日）	- 12.40%

<VT5米ドルクラス>

期間	収益率（注）
第1会計年度 （2019年12月20日（運用開始日）～2020年6月末日）	- 6.26%

<VT5豪ドルヘッジクラス>

期間	収益率（注）
第1会計年度 （2019年12月20日（運用開始日）～2020年6月末日）	- 7.02%

<VT5ユーロヘッジクラス>

期間	収益率（注）
第1会計年度 （2019年12月20日（運用開始日）～2020年6月末日）	- 7.68%

<VT5円ヘッジクラス>

期間	収益率（注）
----	--------

第 1 会計年度 (2019年12月20日 (運用開始日) ~ 2020年 6 月末日)	- 8.30%
---	---------

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

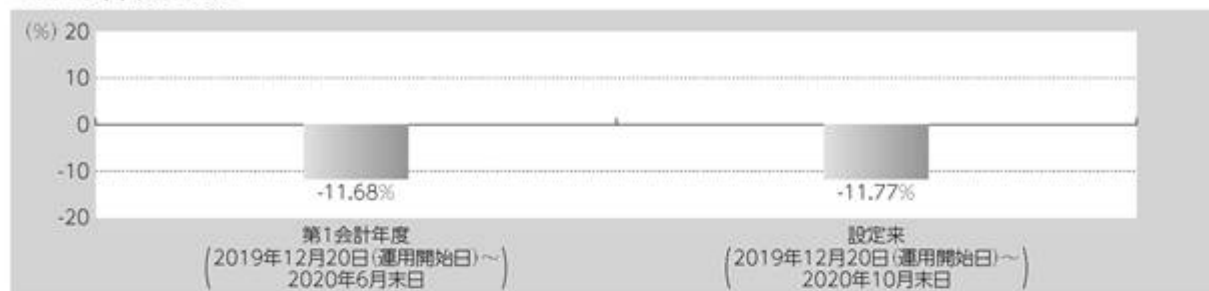
a = 第 1 会計年度末の 1 口当たり純資産価格 (当該会計年度の分配金 (税引前) の合計額を加えた額)

b = 1 口当たり当初発行価格 (VT 5 豪ドルヘッジクラス : 10豪ドル、VT10豪ドルヘッジクラス : 10豪ドル、VT 5 ユーロヘッジクラス : 10ユーロ、VT10ユーロヘッジクラス : 10ユーロ、VT 5 円ヘッジクラス1,000円、VT10円ヘッジクラス : 1,000円、VT 5 米ドルクラス : 10米ドル、VT10米ドルクラス : 10米ドル)

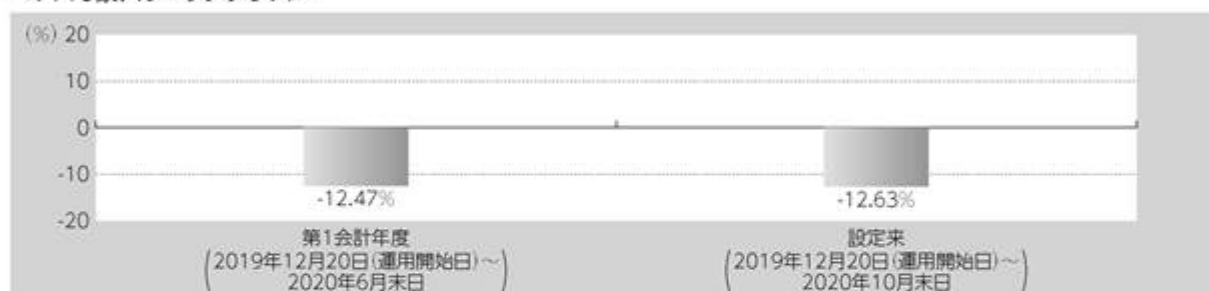
< 参考情報 >

収益率の推移

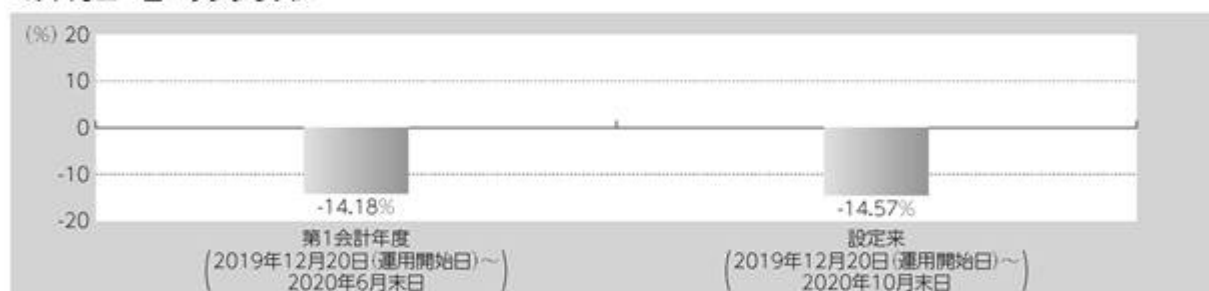
<VT10米ドルクラス>



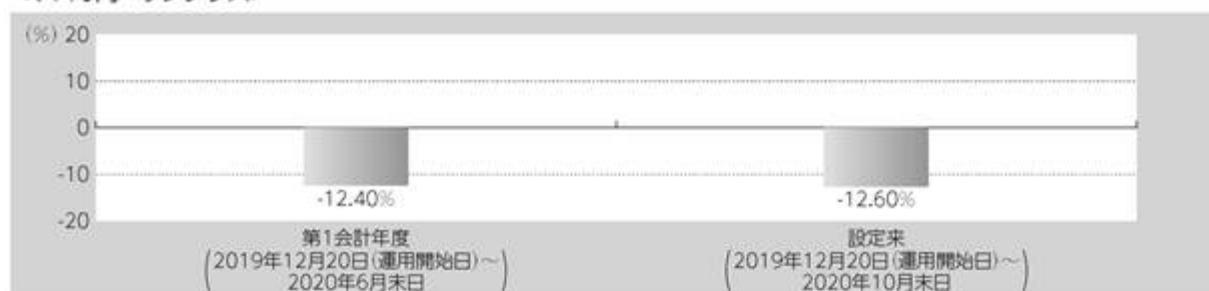
<VT10豪ドルヘッジクラス>



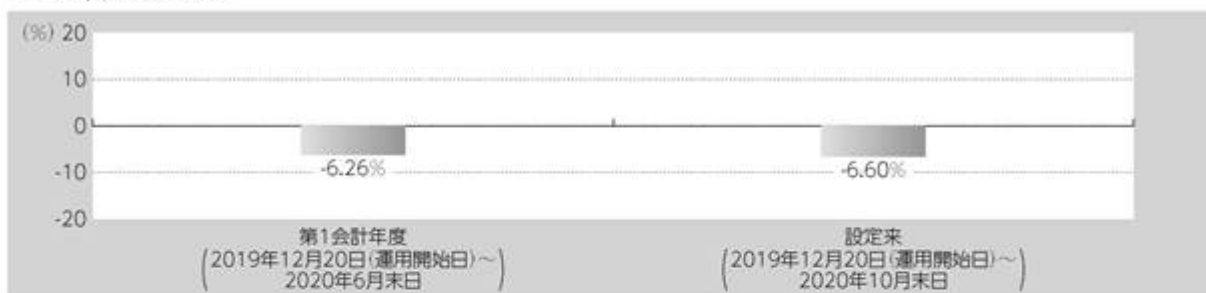
<VT10ユーロヘッジクラス>



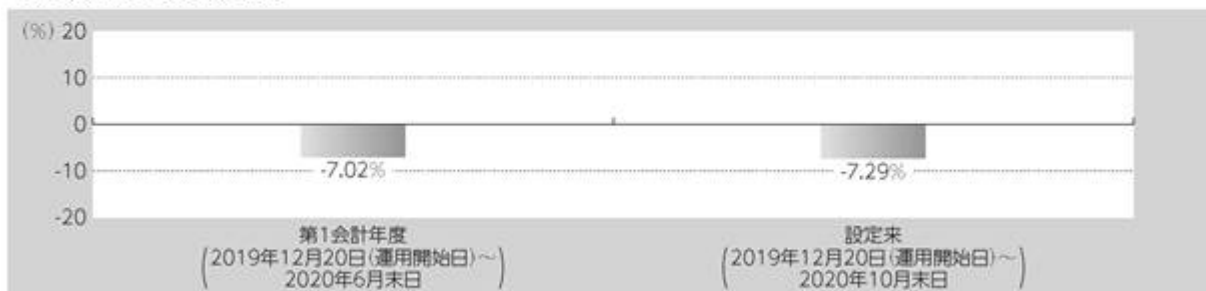
<VT10円ヘッジクラス>



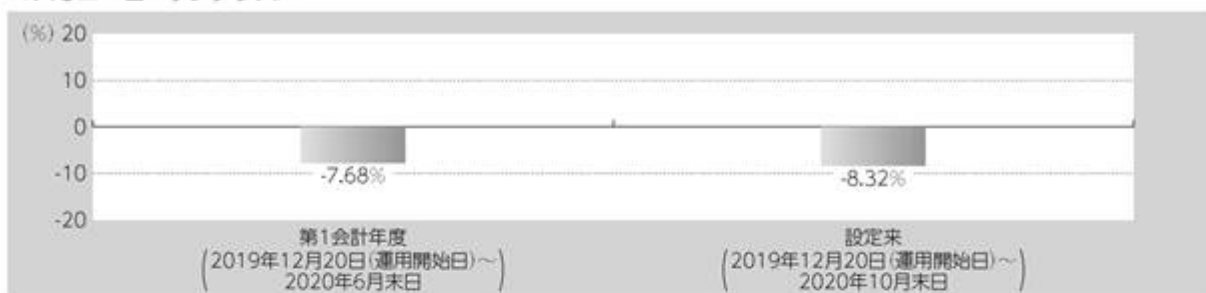
<VT5米ドルクラス>



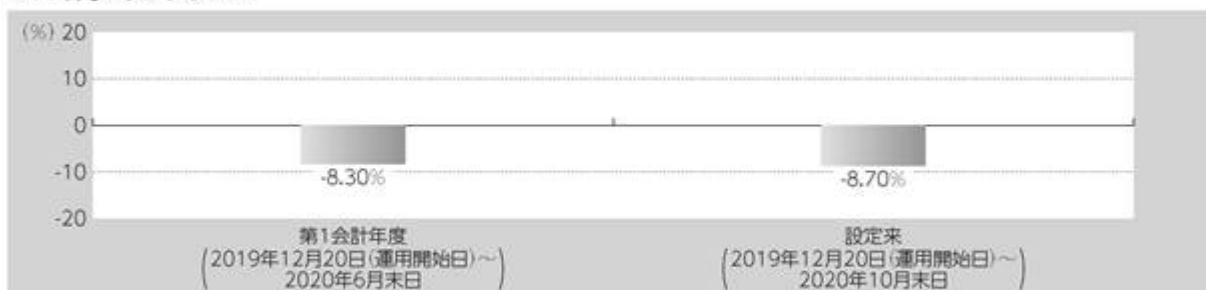
<VT5豪ドルヘッジクラス>



<VT5ユーロヘッジクラス>



<VT5円ヘッジクラス>



(注)収益率(%)=100×(a-b)÷b

a = 会計年度末(または上記期間末)の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金(税引前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末(または当該期間の直前の営業日)の1口当たり純資産価格(分配後の額)

(第1会計年度および設定来の場合、1口当たり当初発行価格(VT5豪ドルヘッジクラス:10豪ドル、VT10豪ドルヘッジクラス:10豪ドル、VT5ユーロヘッジクラス:10ユーロ、VT10ユーロヘッジクラス:10ユーロ、VT5円ヘッジクラス:1,000円、VT10円ヘッジクラス:1,000円、VT5米ドルクラス:10米ドル、VT10米ドルクラス:10米ドル))

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

第１会計年度における販売および買戻しの実績ならびに第１会計年度末日現在の発行済口数は以下のとおりである。

<VT10米ドルクラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	14,343,616.076 (14,343,616.076)	341,091.794 (341,091.794)	14,002,524.282 (14,002,524.282)

<VT10豪ドルヘッジクラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	3,959,904.685 (3,959,904.685)	165,705.990 (165,705.990)	3,794,198.695 (3,794,198.695)

<VT10ユーロヘッジクラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	402,937.494 (402,937.494)	20.000 (20.000)	402,917.494 (402,917.494)

<VT10円ヘッジクラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	2,956,201.432 (2,956,201.432)	328,731.861 (328,731.861)	2,627,469.571 (2,627,469.571)

<VT 5 米ドルクラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	4,303,714.828 (4,303,714.828)	48,093.357 (48,093.357)	4,255,621.471 (4,255,621.471)

<VT 5 豪ドルヘッジクラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	1,235,619.148 (1,235,619.148)	0.000 (0.000)	1,235,619.148 (1,235,619.148)

<VT 5 ユーロヘッジクラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	275,321.343 (275,321.343)	0.000 (0.000)	275,321.343 (275,321.343)

<VT 5 円ヘッジクラス>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	653,994.499 (653,994.499)	16,426.861 (16,426.861)	637,567.638 (637,567.638)

（注１）括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表す。

（注２）本「（４）販売及び買戻しの実績」の数値は、財務書類と基準時点や端数処理方法が異なるため、財務書類の数値とは一致していない（「第３ ファンドの経理状況、１ 財務諸表」の財務諸表に対する注記９参照。）。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

サブ・ファンドは、欧州経済領域における一般投資者に対して、募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされることはない。かかる規定の目的における用語の意義は、以下のとおりである。

1. 「一般投資者」との用語は、次に掲げるいずれかである者（またはこれらの複数に該当する者）をいう。
 - a. 指令2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「第二次金融商品市場指令」という。）第4（1）条第11号において定義される一般顧客。
 - b. 指令2002/92/EC（その後の改正を含み、以下「保険仲介業務指令」という。）の意味における顧客（かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4（1）条第10号において定義される専門投資家の資格を有していない場合に限る。）。
 - c. 指令2003/71/EC（その後の改正を含み、以下「目論見書指令」という。）において定義される適格投資者でない者。
2. 「募集」との用語は、投資者をして、受益証券を買い付け、または取得することを決定することを可能とさせるような募集の要項および募集される受益証券に係る一切の形式および一切の方法による十分な情報の通信を含む。

英文目論見書および関連する補遺の交付および受益証券の募集または購入は日本の居住者に限定される。「日本の居住者」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第5号において定義され、日本に住所または居所を有する自然人および日本に主たる事務所を有する法人をいい、非居住者の日本の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなされる。

英文目論見書および関連する補遺は、募集もしくは勧誘が非合法である法域または募集もしくは勧誘を行う者が資格がないまたは募集もしくは勧誘を行うことが非合法である者に対して行われる、募集または勧誘を構成しない。情報を取得し関連する法域における適用ある法令を確認することは、英文目論見書および関連する補遺を保有する者および英文目論見書および関連する補遺に従って受益証券の申込みを希望する者の責任である。

制裁

受託会社は、適用ある制裁制度の対象である団体、個人、組織および／または投資との間で受託会社が取引を行うことを制限する法律の対象となっている。

したがって、受託会社は、申込者に対して、同者が次に掲げる（ ）から（ ）に掲げるものに該当せず、および、同者が知り得、または信じ得る限りにおいて、同者の実質的な所有者、支配者または権限保持者（以下「関連当事者」という。）（もしあれば）が次に掲げる（ ）から（ ）に掲げるものに該当しない旨を継続的に表明および保証することを要求する。（ ）米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」という。）によって整備され、もしくは欧州連合（以下「EU」という。）および／もしくは連合王国（以下「英国」という。）の規則に基づく制裁対象団体もしくは制裁対象個人の名簿に列举されるもの（後者については、行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによる。）、（ ）その国もしくは領域に関連して、国際連合、OFAC、EUおよび／もしくは英国によって発動された制裁の適用がある国もしくは領域において、業務上の拠点を有しており、もしくは住所を有しているもの、または（ ）その他の国際連合、OFAC、EUもしくは英国によって発動された制裁の対象であるもの（後者については、行政委任立法によってケイマン諸島に対しても拡張されていることによる。）（以下、総称して、「制裁対象者」という。）。

申込者または関連当事者が制裁対象者であり、または制裁対象者となった場合、受託会社は、直ちに、および申込者に対して通知することなく、申込者が制裁対象者ではなくなるまで、または適用法に

基づき当該取引を継続するための許可が取得されるまで、申込者および／または申込者のサブ・ファン
ドに対する持分と追加の取引を行うことを中止することが必要となることがある（以下「制裁対象者事
由」という。）。制裁対象者事由の結果申込者が被る一切の債務、経費、費用、損害および／または損
失（直接損失、非直接損失または間接損失、利益の損失、収入の損失、外部評価の損失ならびにすべて
の利息、違約金および弁護士費用ならびに他の専門家の経費および費用を含むが、これらに限られな
い。）に関して、受託会社、その取締役、管理事務代行会社および管理会社は、いかなる性質の債務も
負わないものとする。

米国の課税

受益証券を買い付けることにより、各投資者は、各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人
ではないことおよび各投資者が米国の連邦所得税の目的における米国人に対して受益証券を譲渡しない
ことを表明する。

申込期間

各クラスの受益証券は、以下に記載される場合を除いて、各取得日における受益証券の当該クラスの
適用ある申込価格にて申し込むことができる。

クラスの受益証券１口当たりの申込価格は、当該取得日における当該受益証券のクラスに適用ある受
益証券１口当たり純資産価格である（当該受益証券のクラスの単数処理に従う。）。

手続き

受益証券のあるクラスの申込者は、記入済みの申込書（ならびに必要に応じて申込者の身元および申
込金の資金源の証明に必要な書類）を、適用ある取得日についての取引期限までに管理事務代行会社に
受領されるように送付しなければならない。そして、管理会社が別途合意しない限り、当該受益証券に
ついての支払いは、当該取得日の３営業日目までに管理事務代行会社まで指図されるものとする。ただ
し、管理会社はこの決済期限を特定の場合において必要とみなす当該他の日または時間まで延長するこ
とに合意する場合がある。

支払いが全額および決済資金にて上記の適用ある決済期限までに受領されない場合、管理会社は（期
限までに支払いを行えない申込者についての請求を害することなく）対価なく関連する受益証券を強制
的に買い戻す（以下「解約」という。）場合がある。当該解約にあたり、当該受益証券の申込者は、管
理会社および受託会社に対して何ら請求する権利を有さず、当該受益証券の解約の結果としてそれ以前
の純資産価額の計算は再開または無効とはならないものとする。管理会社および受託会社は、管理会社
の決定により、申込者が関連する決済期限までに支払いを行わなかったことに関連する管理会社、受託
会社および／または他の受益者が被った損失を、申込者から回復する（および受益証券の関連するクラ
スの利益保有者のために留保する）権利を有するものとする。

すべての申込金は、申込者名義で保有される口座から払い出されなければならない。第三者方払いは
認められない。

管理会社が特定の場合について別途決定する場合を除き、豪ドル建て受益証券については豪ドル、
ユーロ建て受益証券についてはユーロ、円建て受益証券については日本円、および米ドル建て受益証券
については米ドルで支払われなければならない。

受託会社、管理事務代行会社または管理会社は、それぞれの絶対的な裁量において、何らかの理由に
よりまたは理由なしに申込みを拒絶することができ、かつ当該理由を開示する義務を負わない。

記入済の申込書は、一旦管理事務代行会社により受領された場合、撤回不能となる。管理事務代行会
社は、記入済の申込書の原本（ならびに必要に応じて申込者の身元および申込金の資金源の証明に必要
なすべての書類）の受領後に、申込手続が完了した申込者に対して、所有確認書面を発行する。所有確
認書面の発行がされる前に、管理事務代行会社が申込者からの追加情報を要求するべきであると決定し
た場合、管理事務代行会社は、申込者に対して書面による通知を行い、必要な情報を請求する。

疑義を避けるために付言すると、必要に応じて申込者の身元および申込金の資金源を証明するために
必要なすべての情報および書類が受領されるまで、受益証券の申込みは処理されず、受益証券は発行さ

れない。管理事務代行会社が適用ある取得日から1か月以内に当該情報および書類を受領しない場合、申込みは、管理会社の裁量により、無効とみなされて解約されることがあり、受領された申込金は、利息を付さずに、当該申込金の払出口座に返金されることがある。当該場合において、受託会社および管理会社は、管理会社、受託会社および／または申込者による無効かつ解約された申込みに関係すると管理会社が決定するその他の受益者が被った損失を申込者から回収（および受益証券の保有者の利益のために保持）する権利を有する。

受益証券の申込みが受け付けられた場合、適用ある取得日より後までかかる受益証券の申込者が受益者名簿に記載されない場合であっても、受益証券は、当該取得日を効力発生日として、発行されたものとして取扱われる。

非適格申込者

申込書は、各申込予定者が、とりわけ、各自が適格投資家であり、かつ適用ある法律に違反することなく受益証券の取得および保有を行うことができる旨を表明し、保証することを要求する。

受益証券は、管理会社の意見において、サブ・ファンドが本来負担することのない納税義務を負い、または本来被ることのないその他の金銭的な不利益を被る可能性がある状況においては、いかなる者に対しても募集され、または発行されることができない。

受益証券の申込者は、とりわけ、サブ・ファンドに対する投資のリスクを評価するための金融に関する知識、専門能力および経験を有し、サブ・ファンドが投資する資産への投資に伴うリスクならびに当該資産の保有および／または取引の方法を認識し、またサブ・ファンドに対するそのすべての投資の損失を負うことができる旨を申込書において表明し、保証しなければならない。

受益証券の様式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益者の権原は、受益証券の券面ではなく、受益者名簿への記載により証明される。

初回購入金額および端数

受益証券の申込みに関する一投資者当たり最低初回申込金額は、豪ドル建て受益証券の場合は3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位、ユーロ建て受益証券の場合は3,000ユーロ以上0.01ユーロ単位、円建て受益証券の場合は50万円以上1円単位、米ドル建て受益証券の場合は3,000米ドル以上0.01米ドル単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額）とする。

受益証券の申込みに関して、発行されるべき受益証券の口数は、受益証券1口の1000分の1単位まで計算される。

最低追加申込みおよび端数

受益証券の追加申込みに関する一投資者当たり最低追加申込金額は、豪ドル建て受益証券の場合は100豪ドル以上0.01豪ドル単位、ユーロ建て受益証券の場合は100ユーロ以上0.01ユーロ単位、円建て受益証券の場合は1万円以上1円単位、米ドル建て受益証券の場合は100米ドル以上0.01米ドル単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額）とする。

受益証券の申込みに関して、発行されるべき受益証券の口数は、受益証券1口の1000分の1単位まで計算される。

一時停止

受託会社は（管理会社と協議の上）、後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行および／または買戻しを停止することができる。いずれの受益証券も、当該停止期間中に発行され、および／または買い戻されることはない（該当する方）。

（2）日本における販売

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（7）申込期間」に記載される申込期間中の日本における営業日に、同「第一部 証券情報」に従い、受益証券の申込みが行われる。その場合、販

売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

投資者は、適用ある取得日の3営業日後まで適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。なお、販売会社では、通常申込の日に適用あるクラス基準通貨にて申込金額等の引き落としを行う。

一投資者当たり初回申込単位（初回購入単位）は、豪ドル建て受益証券の場合は3,000豪ドル以上0.01豪ドル単位、ユーロ建て受益証券の場合は3,000ユーロ以上0.01ユーロ単位、円建て受益証券の場合は50万円以上1円単位、米ドル建て受益証券の場合は3,000米ドル以上0.01米ドル単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額）とする。一投資者当たり追加申込単位（追加購入単位）は、豪ドル建て受益証券の場合は100豪ドル以上0.01豪ドル単位、ユーロ建て受益証券の場合は100ユーロ以上0.01ユーロ単位、円建て受益証券の場合は1万円以上1円単位、米ドル建て受益証券の場合は100米ドル以上0.01米ドル単位（または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の金額）とする。

日本の受益者は、関連する取得日に関する申込日から3営業日前の日の午後3時（東京時間）または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の時刻までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の購入を請求することができる。

販売会社により、受益証券の取得申込みにあたって、以下の申込手数料が課される。

通貨単位	申込手数料
10万通貨単位未満 （円建て受益証券については1,000万円未満）	2.20パーセント （税抜き2.00パーセント）
10万以上50万通貨単位未満 （円建て受益証券については1,000万円～5,000万円未満）	1.65パーセント （税抜き1.50パーセント）
50万以上100万通貨単位未満 （円建て受益証券については5,000万円～1億円未満）	1.10パーセント （税抜き1.00パーセント）
100万通貨単位以上 （円建て受益証券については1億円以上）	0.55パーセント （税抜き0.50パーセント）

申込手数料の詳細については、販売会社に照会のこと。

- （注1）管理会社と販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができる。
- （注2）申込手数料については、販売会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。
- （注3）円資金から該当通貨に交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料が片道1円／往復2円（上限）かかる。
- （注4）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。

投資者は、受益証券の保管を販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売会社から受領する。申込金額の支払いは、豪ドル建て受益証券については豪ドル、ユーロ建て受益証券についてはユーロ、円建て受益証券については日本円、および米ドル建て受益証券については米ドルで支払うものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

販売会社は、申込者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の取得申込注文を、その単独の判断において拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

下記に定めるところに従い、受益証券は、各買戻日において受益者の任意により買い戻されることができる。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、記入済の買戻通知または管理事務代行会社が随時決定することがあるその他の通知を、適用ある買戻日に関する取引期限までに管理事務代行会社によって受領されるように送付しなければならない。

いずれの受益者も、管理会社または管理事務代行会社が別途合意しない限り、一旦提出した買戻通知を撤回することはできない。ただし、以上にかかわらず、受益者は、純資産価額もしくは受益証券１口当たり純資産価格の決定ならびに／または受益証券の発行および買戻しのいずれかの停止期間中においては、買戻通知を取り消すことができる。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、１口以上1,000分の１口単位である。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が１口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、ある受益者に対する買戻代金の支払いによって、関連する法域においていずれかの者がマネー・ロンダリング防止に関する法律に抵触しもしくは違反する結果となる疑いがあると判断しもしくはその旨の助言を受けた場合、または当該支払いの拒絶が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社による関連する法域のマネー・ロンダリング防止に関する法律の遵守を確保するのに必要である場合、その絶対的な裁量において、当該受益者に対する買戻しの支払いを拒絶することができる。

買戻通知が受け付けられた場合、当該買戻しを行う受益者が受益者名簿から削除されたか否かにかかわらず、または買戻価格が算定され、もしくは支払われたか否かにかかわらず、関連する買戻日を効力発生日として、受益証券は、買い戻されたものとして取り扱われる。したがって、関連する買戻日以後、当該資格における受益者は、買い戻される受益証券に関して、（いずれも買い戻される受益証券に関して）買戻価格および関連する買戻日より前に宣言されたが、未払いである分配金を受領する権利を除くほか、信託証書または追補信託証書に基づき発生する一切の権利（サブ・ファンドについて通知を受ける権利、サブ・ファンドの集会に出席する権利またはサブ・ファンドの集会において投票する権利を含む。）を有さず、またはかかる権利を行使することができない。当該買戻しを行う受益者は、買戻価格に関して、サブ・ファンドの債権者となる。倒産による清算において、買戻しを行う受益者は、一般の債権者に対して劣後するが、受益者に対して優先する。

買戻価格

買戻しが行われる受益証券１口当たりの買戻価格は、関連する買戻日における受益証券の関連するクラスの受益証券１口当たり純資産価格とする。

決済

管理事務代行会社は、通常、受益者の指図に従って、関連する買戻日から３営業日以内に、買戻代金（送金費用の控除後）を適用あるクラス基準通貨により電信送金する。受託会社または管理会社のいずれも、かかる手続きに従った結果として発生する損失につき責任を負わない。買戻代金には、関連する買戻日から実際の支払いまでの期間に関して利息が付されない。

買戻しの繰延べ

ある買戻日における買戻請求の総額が発行済受益証券の10パーセントを上回った場合、管理会社は、当該買戻日に買い戻すことのできる受益証券の総口数を当該買戻日における発行済受益証券の10パーセントに制限することを選択することができる。その場合、買戻請求は按分によって減らされ、残余の部分は、翌買戻日において、当該買戻日に受領された買戻請求に優先して買い戻される（この権限に従い当該買戻日の買戻しが制限された場合、常にさらなる繰延べの対象となる。）。

強制買戻し

受託会社は、下記「強制買戻しおよび譲渡」の項目に記載される状況において、受益者の保有する受益証券のすべてまたは一部について強制的に買い戻す場合がある。

一時停止

受託会社は、（管理会社と協議の上、）後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（ロ）純資産価額の算定の一時停止」の項に記載される一定の状況において、受益証券の発行および／または買戻しを停止することができる。受益証券の関連するクラスのいずれの受益証券も、かかる停止期間中に発行され、および／または買い戻されることはない（該当する方）。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社は、いつでも影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格（送金費用の控除後）により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- （a）受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
 - （i）いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - （ ）関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - （ ）受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- （b）受益証券が、受益者に対して、後記「第二部 ファンド情報、第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

（2）日本における買戻し

「買戻日」とは、各営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、関連する買戻日現在の受益証券の関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。

受益者がいずれかの買戻日に買い戻すことのできる受益証券の最小口数は、1口以上1,000分の1口単位である。ただし、受益者が保有する受益証券の総計が1口に満たない場合、保有者はその全部を買戻しに供することができる。

日本の受益者は、関連する買戻日から3営業日前の日の午後3時（東京時間）または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の時刻までに販売会社に通知を行うことにより、受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は当該申込日の取引期限までに名義書換代理人に申込まなければならない。

販売会社が買戻しの注文を確認した日を日本における約定日といい、通常、買戻日の日本における翌営業日である。

日本の投資者に対する買戻代金は、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、原則として、買戻日の後3営業日目（すなわち、買戻日に関連する申込日の原則6営業日目）の海外受渡日のさらに日本における2営業日目以降の日（または海外受渡日の日本における2営業日目以降の日に決済を行うことができない場合、直後の決済可能な日本における営業日）（「日本における受渡日」）に、販売会社を

通じて、適用あるクラス基準通貨で支払われるものとする。したがって、関連する買戻日から5営業日
目以降を目途として受益者の口座へ入金される予定である。

（３）海外におけるスイッチング

一時停止の期間を除き、またサブ・ファンドに適用される制約または条件に従い、受益者は（適用される取得日でもある）買戻日において、その受益証券の全部または一部について、受益証券のあるクラス（以下「スイッチング元クラス」という。）から受益証券の別のクラス（以下「スイッチング先クラス」という。）へのスイッチングを申し込むことができる。スイッチング請求書は、（適用される取得日でもある）関連する買戻日の直前の3営業日前の17時（東京時間）または名義書換代理人が販売会社と協議の上で決定したその他の時間までに名義書換代理人により受領されなければならない。スイッチング先クラスへのスイッチングを申し込む受益者は、最低申込金額要件の充足を含むがこれに限らない、スイッチング先クラスの受益証券を保有する資格がなければならない。管理会社は、サブ・ファンドの受益証券のあるクラスから受益証券の別のクラスへの受益証券のスイッチングを、その単独の裁量にて、拒絶することができる。いかなる受益者も、管理会社が別段の決定をしない限り、一度提出されたスイッチング請求書を取り消すことができない。

スイッチング請求書に従って買い戻されるスイッチング元クラスの受益証券は、（ ）1口以上1,000分の1口単位または（ ）受益者が保有するすべての受益証券のスイッチングを請求した場合には1,000分の1口以上1,000分の1口単位で買い戻すことができる。スイッチング先クラスの受益証券は、1,000分の1口単位の端数にて発行することができる。

受益証券のスイッチングを実行するために、スイッチング元クラスの受益証券は、（適用される取得日でもある）適用される買戻日にて、当該買戻日におけるスイッチング元クラスの受益証券1口当たり買戻価格にて買い戻され、スイッチング先クラスの受益証券は、適用される取得日において利用可能なスイッチング先クラスの適用される受益証券1口当たり買取価格にて受益者に発行される。

スイッチング請求書に従って発行されるスイッチング先クラスの受益証券の口数は、以下の公式に従って決定されるものとする。

$$A = (B \times C) / D$$

A：スイッチング請求書に従って発行されるスイッチング先クラスの受益証券の口数

B：スイッチング請求書に従って買い戻されるスイッチング元クラスの受益証券の口数

C：スイッチング請求書に従ってスイッチング元クラスの受益証券の買戻しが効力を生ずる買戻日におけるスイッチング元クラスの受益証券1口当たり買戻価格

D：スイッチング請求書に従ってスイッチング先クラスの受益証券の発行が効力を生ずる取得日におけるスイッチング先クラスの受益証券1口当たり買取価格

他のファンドとのサブ・ファンドの受益証券のスイッチングは認められない。

（４）日本におけるスイッチング

受益者は、その受益証券のあるクラス（以下「スイッチング元クラス」という。）から別のクラス（以下「スイッチング先クラス」という。）（すなわち、VT5豪ドルヘッジクラス、VT10豪ドルヘッジクラス、VT5ユーロヘッジクラス、VT10ユーロヘッジクラス、VT5円ヘッジクラス、VT10円ヘッジクラス、VT5米ドルクラスおよびVT10米ドルクラス）にスイッチングすることを申し込むことができる。

日本では、スイッチング請求は、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの買戻代金の支払日の後に、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求とスイッチング先クラスの受益証券の申込から構成される個別の取引として販売会社により処理される。

受益者は、その受益証券のスイッチングをオンラインで申し込むことはできない。

販売会社は、スイッチングの処理を停止することができる。

スイッチング請求に従って発行されるスイッチング先クラスの受益証券の口数は、以下の公式に従って決定される。

$$A = (B \times C \times D) / E$$

A：スイッチング請求に従って発行されるスイッチング先クラスの受益証券の口数

B：スイッチング請求に従って買い戻されるスイッチング元クラスの受益証券の口数

C：スイッチング請求に従ってスイッチング元クラスの受益証券の買戻しが効力を生ずる買戻日におけるスイッチング元クラスの受益証券1口当たり買戻価格

D：スイッチング元クラスの受益証券にかかる日本における受渡日以降（受渡日を含む。）に、日本における販売会社が決定する通貨スイッチング係数（為替レート）

E：スイッチング請求に従ってスイッチング先クラスの受益証券の発行が効力を生ずる取得日におけるスイッチング先クラスの受益証券1口当たり買取価格

（注）当該受益証券について特定口座において譲渡所得の源泉徴収が行われる場合には、当該源泉徴収税相当額を控除した価格とする。

他のファンドとのサブ・ファンドの受益証券のスイッチングは認められない。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

（イ）純資産価額の算定

管理事務代行会社は、各評価日に、適用あるクラス基準通貨建てで、受益証券の各クラスの受益証券１口当たり純資産価格を算定し、これを公表する。

受益証券１口当たり純資産価格は、受益証券の関連するクラスに帰属すべき純資産価額を必要な為替換算後に、受益証券の当該クラスの発行済受益証券の口数で除すことにより算定される。受益証券の各クラスの受益証券１口当たり純資産価格は、円建て受益証券については（通常四捨五入の方法に従い）１円単位まで四捨五入し、他の受益証券のすべてのクラスについては（０.0005を切り上げる通常四捨五入の方法に従い）関連するクラス基準通貨の最小単位の小数第３位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位まで切り上げられる。

純資産価額の算定において、管理事務代行会社は、以下の評価方針および手続きに従う。

- （ａ）下記（ｂ）および（ｃ）の規定に従い、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場され、相場付けされ、取引され、または取り扱われている投資対象の価額に基づくすべての計算は、管理事務代行会社により、当該計算が行われる日、または評価日が当該投資対象の主要な取引所の営業日でない場合は、評価日に先立つ当該取引所の直近の営業日の当該取引所の営業終了時点における、当該取引所におけるその現地の規則および慣行に基づく最終取引価格または公式終値を参照して行われる。特定の投資対象について証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場が存在しない場合、当該投資対象の価額は、当該投資対象のマーケット・メイクを行う者、会社または機関（および当該マーケット・メーカーが複数存在する場合には、管理会社が受託会社と協議の上指定する特定のマーケット・メーカー）により相場付けされた当該投資対象の最新の入手可能な価格を参照して計算される。ただし、常に、管理会社が受託会社と協議の上その裁量において、他の取引所における価格またはブルームバーグもしくはインタラクティブ・データ・コーポレイションを含む独立したデータ提供事業者により提供された価格の方が、あらゆる状況において、当該投資対象に関してより公正な評価基準を提供するものと判断した場合、管理会社は、当該価格の採用を指示することができる。
- （ｂ）上記（ａ）の規定に従い最終取引価格、公式終値およびその他の価格相場を入手することができない場合には、関連する投資対象の価額は、管理会社が（受託会社と協議の上）決定する方法で随時算定される。
- （ｃ）上記（ａ）または（ｂ）に従い投資対象の上場価格、相場価格、取引価格または市場取引価格を確認する目的において、管理事務代行会社は、機械化および／または電子化された価格配信システムにより提供された価格データおよび／または情報を利用し、それらに依拠することができ、かかるシステムにより提供された価格は、上記（ａ）または（ｂ）の目的上、最終取引価格、公式終値または最新の入手可能な価格とみなされる。
- （ｄ）短期金融市場の投資対象および銀行預金は、取得価額に経過利息を加えた額で評価される。
- （ｅ）機能通貨以外の通貨建ての投資対象の価額（有価証券の価額であるか現金の価額であるかを問わない。）は、管理事務代行会社が関係するプレミアムまたは割引および交換費用を考慮した上で当該状況において適切とみなすレート（公式のものであるかその他のものであるかにかかわらず。）で機能通貨に換算されるものとする。
- （ｆ）スワップ取引およびその他の店頭デリバティブ取引／商品は、予想キャッシュ・フローの正味現在価値に基づき評価される。当該スワップ取引または他の店頭デリバティブ取引／商品の計算代理人が取引相手方も務める場合、当該兼任に起因して生じる利益相反を回避するため、管

理会社またはその受任者は、純資産価額の算定と同じかそれ以上の頻度で、当該評価に関する許容度チェックを実施する義務を負う。

- (g) 上記にかかわらず、管理会社は（受託会社と協議の上）、他の評価方法の方が関連する投資対象の公正価値をより反映すると判断した場合、当該他の評価方法の利用を許可することができる。

受託会社または管理事務代行会社による純資産価額（受益証券１口当たり純資産価格を含む。）の算定は、すべて、悪意または明白な過誤がない限り、最終的、確定的かつ拘束力を有する。悪意および明白な過誤がない限り、受託会社および管理事務代行会社は、第三者が提供した評価に依拠して行った純資産価額（受益証券１口当たり純資産価格を含む。）の算定における誤りについて何ら責任を負わない。受託会社および管理事務代行会社は、認められた価格情報源、評価代理人またはその他の第三者が受託会社または管理事務代行会社（場合に応じる。）に提供した評価に依拠することができ、悪意または明白な誤りがない限り、かかる依拠について何ら責任を負わない。

(ロ) 純資産価額の算定の一時停止

受託会社は（管理会社と協議の上）、以下に掲げる状況において、いずれかのサブ・ファンドの純資産価額または受益証券１口当たり純資産価格の決定、ならびに／またはいずれかのサブ・ファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止することができる。

- (a) 当該サブ・ファンドの信託財産中の投資対象の相当部分が当該時に相場付けされ、上場され、取引されもしくは取扱いされている主要な市場または取引所であるいずれかの市場または取引所が閉鎖している期間（通常の休日を除く。）または取引が相当程度に制限されもしくは停止している期間
- (b) 緊急事態により受託会社によるまたは受託会社のための当該サブ・ファンドの信託財産内の投資対象の現実的な処分が妨げられている期間
- (c) 当該サブ・ファンドについて指定されるいずれかのシリーズ会社の純資産価額の計算または当該シリーズ会社の投資対象を買い戻す権利もしくは買い戻させる権利が停止している期間
- (d) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の価格またはいずれかの市場もしくは取引所の現行価格を算定するのに通常使用している通信手段が故障している期間
- (e) 当該サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換金または支払いに伴うまたはその可能性のある金銭の送金を行うことができない期間
- (f) 管理会社に対して当該サブ・ファンドの信託財産を構成する資産の相当な割合を清算させまたは当該サブ・ファンドを終了させる事由の発生
- (g) 管轄を有するいずれかの司法当局または監督当局により命令された場合

受託会社は、上記の停止が発生した場合、当該停止から７日以内に関係するサブ・ファンドの受益者全員が書面により通知を受けることを確保し、また停止が解除された場合、その旨を当該サブ・ファンドの受益者全員に通知するものとする。

受託会社は（管理会社と協議の上）、以上の一定の状況において、受益証券の発行および／または買戻しを停止することができる。受益証券の関連するクラスのいずれの受益証券も、当該停止期間中に発行され、および／または買い戻されることはない（該当する方）。さらに、受託会社は（管理会社と協議の上）、以下に掲げるいずれかの場合において、ある期間の全部または一部に関して、純資産価額および受益証券の関連するクラスの受益証券１口当たり純資産価格の決定ならびに／または受益証券の関連するクラスの受益証券の発行および／もしくは買戻しの一時停止を宣言することができる。

- (a) サブ・ファンドが投資する市場および／またはサブ・ファンドが投資する投資対象の一部または全部が非常に激しく変動し、またはその流動性が著しく低下したため、合理的な期間にわ

たって、サブ・ファンドの投資対象の大部分を処分することが合理的に実行可能ではないと管理会社はその単独の裁量において判断した場合

- (b) 純資産価額および／もしくは受益証券1口当たり純資産価格を決定するのに通常使用している通信システムおよび／もしくは通信手段が故障している場合、またはその他の理由により、純資産価額および／もしくは受益証券1口当たり純資産価格が迅速もしくは正確な方法で確認することができない場合
- (c) サブ・ファンドの投資対象の換金もしくは支払い、または受益証券の発行もしくは買戻しに伴うまたはその可能性のある資金の送金または本国送金が、遅延しているか、または管理会社の意見によれば、通常の為替レートで迅速に実行することが不可能である場合
- (d) 管理会社、受託会社、管理事務代行会社またはそれらの各委託先の業務が、疫病、戦争行為、テロ行為、反乱、革命、市民騒擾、暴動、ストライキもしくは天変地異の結果として、またはこれらに起因して、実質的に中断または終了した場合
- (e) 受益証券の発行、買戻しもしくは譲渡により適用ある法律に違反することとなるか、または管理会社の意見によれば、一時停止もしくは延長が適用ある法律もしくは適用ある法的手続により要求された場合
- (f) 管理会社の意見によれば、結果として、サブ・ファンドの投資対象の評価もしくは換金が合理的に実行可能ではないか、または受益者の利益を著しく害することなくかかる評価もしくは換金を行うことが不可能な状況が存在する場合
- (g) 管理会社において、そのようにすることがサブ・ファンドまたは受益者の利益に適うと考える場合

(2) 【保管】

海外において販売される受益証券については、受益証券の確認書が受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、販売会社の名義で保管され、日本の投資者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】

後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(5) その他、(イ) トラストまたはサブ・ファンドの終了」の項に定める規定に従い、または本書に記載するその他の状況において早期に終了する場合を除き、サブ・ファンドは、(i) いずれかの評価日において純資産価額が1,000万米ドル相当を下回り、当該日またはそれ以降に管理会社がサブ・ファンドを償還することを決定する場合、または() 償還日のうち、最も早く到来する日に終了する。償還日とは、2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。

また、管理会社が(i) ボルカー・ルールに従いサブ・ファンドの運用を継続すること、または() サブ・ファンドの投資目的を達成することのいずれかが合理的に実現不可能であり、もしくは実現不可能となる見込みであるとして、管理会社はその単独の裁量により決定する場合（本インデックスへのエクスポージャーの獲得が不可能となったか、または有利な条件でこれを行うことが不可能であると管理会社が決定する状況を含む（ただし、これらに限られない。）。）、管理会社は、受益者にその旨の通知を行うことにより、サブ・ファンドを終了させることができる。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの計算期間は、各年の6月30日に終了する。

(5) 【その他】

（イ）トラストまたはサブ・ファンドの終了

サブ・ファンドは、以下のいずれかの事項が最初に発生した場合に終了する。

- （a）当該サブ・ファンドが違法となるか、または受託会社もしくは管理会社の意見において、当該サブ・ファンドを継続させることが実行不能であり、経済的ではなく、得策ではなくもしくは当該サブ・ファンドの受益者の利益に反する場合
- （b）上記「（3）信託期間」の項に規定される日付または条件に該当する場合
- （c）任意または強制的買戻しのいずれかを問わず当該サブ・ファンドのすべての発行済受益証券が買い戻されている場合
- （d）当該サブ・ファンドの受益者がサブ・ファンド決議により決定した場合
- （e）信託証書の日付より開始しその149年後に満了する期間の最終日である場合

サブ・ファンドが終了した場合、受託会社は、当該サブ・ファンドの受益者全員に対して、速やかに当該終了の通知を行う。

漸次の終了

受託会社と協議の上、管理会社がサブ・ファンドの投資戦略がもはや実現可能ではないと決定した場合、サブ・ファンドは、所定の方法により資産の換金の目的で運用され、本書の記載に従い、受益者の最善に利益にかなう方法であると管理会社が決定した方法で手取金を受益者に分配することを決定する場合がある。このプロセスはサブ・ファンドの業務にとって不可欠であり、受益者の請求によらずに実行される。

（ロ）信託証書の変更

信託証書に定める条項に従って、受託会社および管理会社は、関連するサブ・ファンドの受益者に対して書面による通知（かかる通知はサブ・ファンド決議によって免除されることができる。）をした上で、追補信託証書により、当該サブ・ファンドに関連する信託証書の規定を変更し、修正し、または追加することができる。

管理会社および受託会社が、（ ）受託会社がかかる修正、変更、削除、追加によっても関連するサブ・ファンドの既存の受益者の利益を重要な点において損なうことがなく、また当該サブ・ファンドの受益者に対する管理会社または受託会社の責任は免除されないか、または（ ）かかる修正、変更、削除、追加が、会計上、法律上もしくは当局の要求（法律による強制を伴うものがどうかは問わない。）により必要であると判断することを書面で保証しない限り、かかる修正、変更、削除、追加を行うには当該サブ・ファンドのサブ・ファンド決議による修正、変更、削除、追加にかかる承認を得ることを要するものとする。上記（ ）または（ ）の項に基づき行われる信託証書の変更は、変更が行われた後可能な限り速やかに関連する受益者に対して通知される。信託証書の修正、変更、削除、追加は、受益者に対して保有する受益証券に関して追加の支払義務を課すものであってはならない。

（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

投資運用契約

投資運用契約に定めるところにより、投資運用契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前の事前の書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において投資運用契約を終了させることができる。

投資運用契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

保管契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

名義書換代理人契約

名義書換代理人契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

名義書換代理人契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者から他方当事者に対し、3か月以上前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者から他方当事者に対し、３か月以上前までに書面による通知をすることにより、または同契約に記載されるその他一定の状況において、終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は、販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。受益証券の買戻しおよびサブ・ファンドの終了に関する金額の分配および支払はそれまでにサブ・ファンドのすべての債務を払い終えることに劣後する。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、受益証券の口数に応じて請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

（ ）残余財産分配請求権

サブ・ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

（ a ）信託証書の規定により要求される場合

（ b ）管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

（ c ）（全受益者集会の場合）当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

（ d ）（いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合）当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授權された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、トラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはサブ・ファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

（ ）日本における受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

辯護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a．ファンドの第1会計年度の日本文の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について2020年10月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝104.60円、1ユーロ＝122.14円および1豪ドル＝73.57円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d．ファンドの年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、ファンドの受託会社および管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

(1) 【貸借対照表】

財政状態計算書
2020年6月30日現在
(表示：別段の記載がない限り米ドル)

		2020年	
	注	米ドル	千円
資産			
現金および現金同等物	3	4,473,297	467,907
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	5	208,976,311	21,858,922
ブローカーからの未収金	4	40,113,080	4,195,828
受益証券販売未収金		210,559	22,024
その他の未収金		36,924	3,862
資産合計		253,810,171	26,548,544
負債			
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	5	25,601,473	2,677,914
未払費用およびその他債務	10	567,179	59,327
受益証券買戻未払金		46,692	4,884
負債合計（受益者に帰属する純資産を除く）		26,215,344	2,742,125
受益者に帰属する純資産	9	227,594,827	23,806,419

財政状態計算書（続き）
 2020年6月30日現在
 （表示：別段の記載がない限り米ドル）

	注	2020年
発行済受益証券口数		
- VT5豪ドルヘッジクラス	9(a)	1,235,619
- VT10豪ドルヘッジクラス	9(a)	3,794,199
- VT5ユーロヘッジクラス	9(a)	275,321
- VT10ユーロヘッジクラス	9(a)	402,917
- VT5円ヘッジクラス	9(a)	637,568
- VT10円ヘッジクラス	9(a)	2,627,470
- VT5米ドルクラス	9(a)	4,255,621
- VT10米ドルクラス	9(a)	14,002,524

受益証券1口当たり純資産価格

- VT5豪ドルヘッジクラス	9.292 豪ドル	684 円
- VT10豪ドルヘッジクラス	8.747 豪ドル	644 円
- VT5ユーロヘッジクラス	9.226 ユーロ	1,127 円
- VT10ユーロヘッジクラス	8.577 ユーロ	1,048 円
- VT5円ヘッジクラス	916 円	-
- VT10円ヘッジクラス	876 円	-
- VT5米ドルクラス	9.368 米ドル	980 円
- VT10米ドルクラス	8.826 米ドル	923 円

2020年12月4日に受託会社および管理会社によって発行を承認、認可された。

)
 メイリン・フィリップス) C I B C ・ バンク ・ アンド ・ トラスト ・ カンパニー
 ロニー・カスパート) (ケイマン) リミテッド (以下「受託会社」という。)
) を代表して
)
)
 ソン・リ) シティグループ・ファースト・インベストメント・
) マネジメント・リミテッド (以下「管理会社」とい
 う。)
) を代表して
)

13ページから39ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

包括利益計算書

2019年12月20日（運用開始日）から2020年６月30日までの期間

（表示：別段の記載がない限り米ドル）

	注	2019年12月20日（運用開始日）から 2020年６月30日までの期間	
		米ドル	千円
受取利息	6,10	20,017	2,094
純損益を通じて公正価値で測定する 金融商品に係る純損失	7	(23,907,989)	(2,500,776)
正味為替差益		135,222	14,144
損失合計		(23,752,750)	(2,484,538)
管理会社報酬	10	(302,536)	(31,645)
受託会社報酬	10	(10,851)	(1,135)
管理事務代行会社、名義書換代理人 および保管会社の報酬	10	(67,752)	(7,087)
販売会社報酬	10	(1,043,222)	(109,121)
代行協会員報酬	10	(10,432)	(1,091)
監査報酬		(38,104)	(3,986)
利息費用	10	(4,124)	(431)
専門家報酬	10	(4,550)	(476)
設立費用		(174,355)	(18,238)
財務書類作成費用	10	(7,019)	(734)
銀行手数料	10	(582)	(61)
その他の費用		(549)	(57)
営業費用合計		(1,664,076)	(174,062)
運用による受益者に帰属する純資産の変動 および当期包括損失合計		(25,416,826)	(2,658,600)

13ページから39ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

資本変動計算書

2019年12月20日（運用開始日）から2020年6月30日までの期間

（表示：別段の記載がない限り米ドル）

		2019年12月20日（運用開始日）から 2020年6月30日までの期間	
		米ドル	千円
期首現在残高		-	-
受益者との取引			
受益証券の販売			
- VT5豪ドルヘッジクラス	9(a)	8,116,520	848,988
- VT10豪ドルヘッジクラス	9(a)	26,529,807	2,775,018
- VT5ユーロヘッジクラス	9(a)	3,028,009	316,730
- VT10ユーロヘッジクラス	9(a)	4,383,483	458,512
- VT5円ヘッジクラス	9(a)	5,908,747	618,055
- VT10円ヘッジクラス	9(a)	26,901,072	2,813,852
- VT5米ドルクラス	9(a)	42,888,308	4,486,117
- VT10米ドルクラス	9(a)	142,551,705	14,910,908
		260,307,651	27,228,180
受益証券の買戻し			
- VT10豪ドルヘッジクラス	9(a)	(970,892)	(101,555)
- VT10ユーロヘッジクラス	9(a)	(223)	(23)
- VT5円ヘッジクラス	9(a)	(149,350)	(15,622)
- VT10円ヘッジクラス	9(a)	(2,680,489)	(280,379)
- VT5米ドルクラス	9(a)	(457,473)	(47,852)
- VT10米ドルクラス	9(a)	(3,037,571)	(317,730)
		(7,295,998)	(763,161)
受益者との取引合計		253,011,653	26,465,019
運用による受益者に帰属する純資産の変動 および当期包括損失合計		(25,416,826)	(2,658,600)
期末現在残高		227,594,827	23,806,419

13ページから39ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

キャッシュ・フロー計算書

2019年12月20日（運用開始日）から2020年6月30日までの期間

（表示：別段の記載がない限り米ドル）

	2019年12月20日（運用開始日）から 2020年6月30日までの期間	
	米ドル	千円
営業活動		
運用による受益者に帰属する純資産の変動 および当期包括損失合計	(25,416,826)	(2,658,600)
調整：		
受取利息	(20,017)	(2,094)
利息費用	4,124	431
純損益を通じて公正価値で測定する 金融商品に係る未実現純損失	25,553,318	2,672,877
運転資本変動前営業利益	120,599	12,615
純損益を通じて公正価値で測定する 金融資産および負債の増加	(208,928,156)	(21,853,885)
その他の未収金の増加	(36,924)	(3,862)
ブローカーからの未収金の増加	(40,113,080)	(4,195,828)
未払費用およびその他債務の増加	567,179	59,327
受取利息	20,017	2,094
利息費用	(4,124)	(431)
営業活動に使用した正味現金	(248,374,489)	(25,979,972)
財務活動		
受益証券の販売による収入	260,097,092	27,206,156
受益証券の買戻しに係る支払額	(7,249,306)	(758,277)
財務活動から生じた正味現金	252,847,786	26,447,878
現金および現金同等物の純増加	4,473,297	467,907
期首現在の現金および現金同等物	-	-
期末現在の現金および現金同等物	4,473,297	467,907

13ページから39ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

財務書類に対する注記

（表示：別段の記載がない限り米ドル）

1 概要

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラスト（以下「トラスト」という。）は、管理会社としてのシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）と受託会社としてのCIBC・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）（以下あわせて「経営陣」という。）の間に2008年10月21日に締結され、2015年3月10日に修正および改訂された信託証書によりケイマン諸島の信託法に基づいて免除信託として設立されたアンブレラ型ユニット・トラストである。トラストは、2008年10月27日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録された。フレキシベータファンドVT5/VT10（以下「サブ・ファンド」という。）は2019年10月30日に設立された。サブ・ファンドの最初の取引日は2019年12月20日であった。

サブ・ファンドの投資目的は、受益証券の適用あるクラスの受益者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することである。

- （a）買付けの時点において約3か月の満期の直近発行の米国財務省短期証券（以下「米国財務省短期証券」という。）をもって構成されるポートフォリオ。
- （b）スワップ取引を締結することによって、受益証券の当該クラスに適用ある関連する本インデックス（すなわち、VT5インデックス・クラス受益証券に関してVT5インデックス、およびVT10インデックス・クラス受益証券に関してVT10インデックス）に対するエクスポージャーを提供するポートフォリオ。

各本インデックスは、複数資産から成るポートフォリオのパフォーマンスを得ることを目指し、また、指数および先物バスケットの上昇トレンドに対するエクスポージャーを提供しつつ、指数および先物のバスケットの下降トレンドを回避することにより、プラスのパフォーマンスを生み出すことを目指すボラティリティを目標とした指数である。

各本インデックスによって適用される方式は、株式、商品および債券から成る広く分散化された想定バスケットならびに債券に対するエクスポージャーを提供するように設計された動的エクスポージャー戦略を用いる。

2020年6月30日現在、トラストおよびサブ・ファンドには従業員はいなかった。サブ・ファンドの投資活動は、管理会社によって管理されている。サブ・ファンドの管理事務代行および保管機能は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店（以下「管理事務代行会社」および「保管会社」という。）に委託されている。

2 重要な会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準（以下「HKFRS」という。）に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が公表したすべての適用可能な個別のHKFRS、香港会計基準（以下「HKAS」という。）および解釈指針、ならびに香港で一般に公正妥当と認められている会計原則を含む総称である。サブ・ファンドが適用した重要な会計方針の要約は、以下に記載されている。

本財務書類は、サブ・ファンドの第1会計年度である2019年12月20日（運用開始日）から2020年6月30日までの約6か月の期間に関して作成されている。

HKICPAは、サブ・ファンドの当会計期間に早期適用が認められる特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。サブ・ファンドは、当会計期間において未発効の新基準または解釈指針を適用していない（注記12参照）。

(b) 作成の基礎

サブ・ファンドのパフォーマンスは米ドル建てで測定されるという事実を反映して、本財務書類の機能通貨および表示通貨は、ケイマン諸島の現地通貨ではなく、米ドルである。

本財務書類の作成に使用される測定基準は、取得原価主義である。ただし、一部の金融商品は、下記の注記2（d）の会計方針において説明されているように、その公正価値で計上される。

HKFRSに準拠した本財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期と将来の期間の両方に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

本財務書類に重要な影響を及ぼすHKFRSの適用に際して経営陣が行った判断および見積りの不確実性の主な原因については、注記11に記載されている。

（ c ）外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日における外国為替レートで米ドルに換算されている。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間末現在の為替レートで米ドルに換算されている。

換算により生じる外貨換算差額は、正味為替差損益として純損益に認識される。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品から生じるものを除く。これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益の構成要素として認識される。

（ d ）金融商品

（ ）当初認識

サブ・ファンドは、下記（ ）に記載されるように、設立時にその金融商品を様々なカテゴリーに分類している。金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る取引費用は、直ちに費用計上される。

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の通常の売買は、取引日基準で認識される。当該取引日より、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が発生時に計上される。

（ ）区分

当初認識時に、サブ・ファンドは償却原価または純損益を通じ公正価値（以下「F V T P L」という。）で測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ（以下「S P P I」という。）であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

サブ・ファンドのその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

サブ・ファンドは、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションを関連する負債のデュ

レーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。

- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、サブ・ファンドの経営陣に報告されているか
- 事業モデル（および当該事業モデルの中で保有されている金融資産）の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 経営陣にどのように報酬が与えられるのか（例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか）
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

認識の中止の要件を満たさない取引における金融資産の第三者への譲渡は、サブ・ファンドが資産を継続的に認識していることと整合しており、この目的のための売却とはみなされない。

サブ・ファンドは、2つの事業モデルがあると判断した。

- 回収のために保有する事業モデル：これには、現金および現金同等物、ブローカーからの未収金額、受益証券販売未収金ならびにその他の未収金が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- その他の事業モデル：これには、債務金融商品およびデリバティブ金融商品への投資が含まれる。当該金融資産は、管理とその業績評価が公正価値ベースで行われ、頻繁に売却が発生している。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト（例えば、流動性リスクおよび管理コスト）への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかを評価する際に、サブ・ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。サブ・ファンドは、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素
- サブ・ファンドの請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー（例えば、ノンリコース要素）に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮（例えば、金利の定期的な再設定）を修正する要素

サブ・ファンドは、事業モデルと契約上のキャッシュ・フローの評価に基づいて投資を分類している。したがって、サブ・ファンドは、債務金融商品およびデリバティブ金融商品への投資のすべてを、F V T P Lで測定する金融資産または金融負債の区分に分類する。償却原価で測定する金融資産には、現金および現金同等物、ブローカーからの未収金額、受益証券販売未収金ならびにその他の未収金が含まれている。

分類変更

金融資産は、サブ・ファンドが金融資産の管理に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後に再分類されない。この場合、影響を受けるすべての金融資産は、事業モデルの変更後の最初の報告期間の初日に分類変更される。

（ ）公正価値測定基準

公正価値とは、主要な市場、あるいは主要な市場がない場合には、測定日においてサブ・ファンドがアクセスを有する最も有利な市場での、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。負債の公正価値は、不履行リスクを反映している。

入手可能な場合には、サブ・ファンドは、活発な市場における相場価格を用いて金融商品の公正価値を測定する。資産または負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている場合に、市場が活発であるとみなされる。

公認証券取引所の取引相場価格や取引所で取引されない金融商品に関するブローカー／ディーラーによる価格がない場合、もしくは市場が活発でない場合、当該商品の公正価値は、実際の市場取引において入手し得る価格に関する確実な見積りを提供する評価技法を用いて見積られる。

当初認識時における金融商品の公正価値についての最善の証拠は通常、取引価格 - すなわち、与えた、または受領した対価の公正価値である。サブ・ファンドが、当初認識時における公正価値が取引価格と異なっており、公正価値が、同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格によって証明されていない、もしくは観察可能な市場からのデータのみを使用した評価技法に基づいていないと判断する場合、金融商品は、当初認識時における公正価値と取引価格の間の差異を繰り延べるために調整された公正価値で当初測定される。その後、この差異は、当該商品の存続期間にわたって適切な基準により純損益に認識される。ただし、評価が観察可能な市場データにより全面的に裏付けられている期間、または取引が完了するまでの期間に限られている。

割引キャッシュ・フロー法が利用される場合、見積将来キャッシュ・フローは、経営陣の最善の見積りに基づいており、使用される割引率は条件が類似する商品に適用される報告年度末現在の市場レートである。他の価格決定モデルが利用される場合、インプットは報告年度末現在の市場データに基づいている。

サブ・ファンドは、変更が生じた報告期間の期末時点で公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を認識する。

（ ）減損

サブ・ファンドは、償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失（以下「ECL」という。）に対する損失評価引当金を認識している。

サブ・ファンドは、12か月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク（すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク）が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

サブ・ファンドは、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判断する際、またECLを見積もる際に、関連性があり、過大なコストや労力を掛けずに、入手可能である合理的で裏付け可能な情報について考慮する。これには、サブ・ファンドの過去の経験および情報に基づく信用評価による、また将来予測的な情報を含む、定量的および定性的情報と分析の両方が含まれる。

サブ・ファンドは、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

サブ・ファンドは、以下の場合に、金融資産が債務不履行に陥っているとみなす。

- サブ・ファンドが有価証券の現金化（保有されている場合）といった行動に遡及権を有していない場合で、借手がサブ・ファンドに対する信用義務を全額支払う可能性が低い場合
- 金融資産の期限経過が90日超である場合

サブ・ファンドは、相手方の信用格付けが「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融資産の信用リスクは低いとみなしている。サブ・ファンドは、これをムーディーズのBaa3以上またはスタンダード&プアーズのBBB-以上とみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12か月間のECLは、報告日から12か月以内（または、金融商品の予想存続期間が12か月未満である場合には、それより短い期間）に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、サブ・ファンドが信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額（すなわち、企業が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、サブ・ファンドが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額）の現在価値として測定される。ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

サブ・ファンドは、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 発行者または債務者の重大な財政的困難
- 契約違反（債務不履行または90日超の期限経過事象など）
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

サブ・ファンドがある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

（ ）認識の中止

サブ・ファンドは、当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転される取引、または、サブ・ファンドが当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもなく、当該金融資産に対する支配を保持していない取引において、契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡する場合に、金融資産の認識を中止する。

サブ・ファンドは、その契約上の義務が免除、取消または消滅した場合に、金融負債の認識を中止する。

（ ）相殺

金融資産および金融負債は、サブ・ファンドが該当金額を相殺する法的権利を有しており、純額で決済するか、資産の換金と負債の決済を同時に実行するかの意図を有している場合にのみ、相殺して財政状態計算書に純額で表示される。

（ e ）現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行に対する預金を含む。現金同等物とは、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない、取得時点で満期まで3か月以内である流動性の高い短期投資である。

（ f ）受取利息および利息費用

受取利息および利息費用は、取得日または発生日に算定される商品の当初の実効金利を用いて、発生時に純損益に認識される。受取利息には、割引またはプレミアムの償却費、取引費用あるいは利付商品の当初の帳簿価額と実効金利ベースで算定される満期時の金額とその他の差額が含まれている。

本国で課税された源泉徴収税の総額が計上され、かかる税金がある場合には、個別に純損益に認識される。

（ g ）純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品からの純損益には、すべての実現および未実現の公正価値の変動および為替差損益が含まれているが、受取利息および利息費用は含まれていない。

（ h ）設立費

サブ・ファンドの設立費は、発生主義で純損益に計上される。

（ i ）費用

サブ・ファンドのその他の費用はすべて、発生ベースで純損益に認識される。

（ j ）法人税

ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行の課税制度に基づいて、サブ・ファンドは、収益、利益またはキャピタル・ゲインに係る税金の支払いを免除されている。トラストは、ケイマン諸島の総督から、トラストの設立日から50年間、税金が免除となる保証を受けている。したがって、法人税等引当金は本財務書類において計上されていない。

香港

サブ・ファンドには、その投資活動のいずれに関しても香港の税金が課されないことが予想される。

（ k ）受益証券保有者による受益証券の現金化

受益証券保有者は、ロンドン、ニューヨーク、香港および東京の各地において商業銀行が営業している日、フランクフルト、ニューヨークおよびシドニーにおいて証券取引市場が営業している日、および／または管理会社により適宜書面で指定される他の日（以下「買戻日」という。）に、受益証券を現金化できる。受益証券は、関連する買戻日の受益証券1口当たり純資産価格で現金化される予定である。受益証券1口当たり純資産価格は、該当する買戻日現在のサブ・ファンドの純資産価額を参照して算定される。

（ l ）発行済受益証券

サブ・ファンドは、金融商品の契約内容に応じて、発行済金融商品を金融負債または持分商品に分類している。

発行体が現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務を含んでいるプットブル金融商品は、以下の条件をすべて満たす場合に資本として分類される。

- （ ）サブ・ファンドの清算の場合に、保有者にサブ・ファンドの純資産の比例持分に応じた権利を与える。
- （ ）その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある。
- （ ）その他すべての商品クラスに劣後する商品のクラス内にある金融商品がすべて同じ特性を有する。
- （ ）サブ・ファンドが現金または別の金融資産で当該商品の買戻しまたは償還を行う契約債務以外に、当該商品に負債としての分類が必要となる他の特性が含まれていない。
- （ ）その契約期間にわたって当該商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計は、実質的に、当該商品の契約期間にわたるサブ・ファンドの純損益、認識される純資産の変動、または認識・未認識純資産の公正価値の変動に基づいている。

サブ・ファンドは、VT5豪ドルヘッジクラス、VT10豪ドルヘッジクラス、VT5ユーロヘッジクラス、VT10ユーロヘッジクラス、VT5円ヘッジクラス、VT10円ヘッジクラス、VT5米ドルクラスおよびVT10米ドルクラスのすべての重要な点において同等であり、募集費用に係る要項を除いて同一の取引条件を有する8クラスの買戻可能な受益証券を発行している。買戻可能な受益証券は、受益者に対して、サブ・ファンドの純資産に対する受益者の持分に比例する額の現金への買い戻しを、各買戻日および、サブ・ファンドの償還の場合においても、請求する権利を付与する。

サブ・ファンドの、買戻可能な受益証券は、金融負債に分類され、買い戻し額の現在価値で測定される。

(m) 関連当事者

(a) 以下に該当する人物または当該人物の近親者は、サブ・ファンドに関連している。

- () サブ・ファンドに対して支配権または共同支配権を有している。
- () サブ・ファンドに重要な影響力を行使することができる。あるいは
- () サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社の経営幹部の一員である。

(b) 以下の条件のいずれかが該当する事業体は、サブ・ファンドに関連している。

- () 当該事業体とサブ・ファンドが同じグループの一員である（すなわち、サブ・ファンドの親会社、子会社および兄弟会社が互いに関連している。）。
- () 一方の事業体が、もう一方の事業体の関連会社または合併事業（あるいはもう一方の事業体が属しているサブ・ファンドの別の事業体の関連会社または合併事業）である。
- () 両方の事業体がいずれも同じ第三者の合併事業である。
- () 一方の事業体が第三者の事業体の合併事業であり、もう一方の事業体はその第三者の事業体の関連会社である。
- () 当該事業体がサブ・ファンドまたはサブ・ファンドに関連する事業体のいずれかの従業員給付のための退職後給付制度である。
- () 当該当事者が(a)で特定した人物の支配下または共同支配下にある。
- () (a)()で特定した人物が当該事業体に重要な影響力を行使することができる、あるいは当該事業体（または当該事業体の親会社）の経営幹部の一員である。
- () 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの親会社に経営幹部サービスを提供する。

ある人物の近親者とは、サブ・ファンドとの取引において、当該人物に影響を及ぼす、または影響を受けることが予想される親族のことである。

3 現金および現金同等物

	2020年 米ドル
銀行に対する当座預金	4,473,297

サブ・ファンドが保有する現金は、シティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。

4 ブローカーからの未収金

	2020年 米ドル
未決済取引	40,113,080

ブローカーからの未収金は、主に、報告日現在の、満期を迎えた負債投資に係る未収金額を表している。これらは、1か月以内に決済されると見込まれる。

5 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債：

	2020年 米ドル
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：	
デリバティブ以外の金融商品：	
- 負債投資	208,940,951
デリバティブ金融商品：	
- 為替予約	35,360
	208,976,311
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債：	
デリバティブ金融商品：	
- 為替予約	237,135
- トータル・リターン・スワップ	25,364,338
	25,601,473

6 受取利息

	2019年12月20日（運用開始日） から2020年6月30日までの期間 米ドル
銀行残高に係る受取利息	20,017
	20,017

7 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損失

	2019年12月20日（運用開始日）から 2020年6月30日までの期間 米ドル
デリバティブ以外の金融商品：	
- 負債投資	544,944
デリバティブ金融商品：	
- 為替予約	500,647
- トータル・リターン・スワップ	(24,953,580)
	(23,907,989)
以下を表す：	
実現純利益	1,645,329
未実現純損失	(25,553,318)
	(23,907,989)

8 金融商品および関連リスク

サブ・ファンドは、投資戦略に従って、投資を行う金融商品および市場に関連する様々なタイプの金融リスクにさらされている。サブ・ファンドがさらされているリスクは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。市場リスクには、金利リスク、為替リスクおよび価格リスクが含まれる。

報告期間末現在で保有している金融商品の性質と範囲および関連する金融リスク、ならびにサブ・ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下のとおりである。

(a) 投資戦略

注記1に記載されている通り、サブ・ファンドの投資目的は、受益証券の適用あるクラスの受益証券保有者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供することである。

(a) 米国財務省短期証券のポートフォリオ。

(b) スワップ取引を締結することによって、受益証券の当該クラスに適用ある関連する本インデックス（すなわち、VT5インデックス・クラス受益証券に関してVT5インデックス、およびVT10インデックス・クラス受益証券に関してVT10インデックス）に対するエクスポージャーを提供するポートフォリオ。

受益証券の各クラスの計算において保有される米国財務省短期証券および／または受益証券の各クラスの計算において締結されるスワップ取引に関して、受益証券の各クラスの計算において受領される元本および収益の金額は、非米ドル建て受益証券の表示通貨、すなわち適用あるクラス基準通貨とは異なる通貨である米ドルで表示される。これにより、非米ドル建て受益証券の各クラスの保有者に関して、為替相場のエクスポージャーが生じ、管理会社は、通貨ヘッジ取引（以下「通貨ヘッジ取引」という。）を締結することによって、系統的なヘッジを行うことを意図している。

疑義を避けるため付言すると、サブ・ファンドは、元本確保の恩恵を受けることはなく、および保険または保証の対象となることはない。サブ・ファンドに対する投資は、元本の損失の可能性を含む一定の投資リスクを伴う。

(b) 市場リスク

サブ・ファンド保有の投資はすべて、純損益を通じて公正価値で測定されるものであり、市況のあらゆる変動が純損益に直接影響を及ぼす。市場リスクとは、金利、為替レートまたは価格の変動の結果、投資の価値が変動するリスクである。

() 金利リスク

金利リスクは、金利の変動が将来のキャッシュ・フローまたは金融商品の公正価値に影響を及ぼすことにより、サブ・ファンドに潜在的な損益がもたらされる可能性から生じる。サブ・ファンドの金利リスクは、管理会社により継続的に管理されている。以下の表は、報告期間末時点のサブ・ファンドの利付商品における金利プロファイルの詳細を示している。

	2020年 米ドル
変動利付商品	
現金および現金同等物	4,473,297
固定利付商品	
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：	
- 負債投資	208,940,951
合計	213,414,248

以下の表は、2020年6月30日時点の利息を伴う資産の満期を迎える期間を表示している。

	2020年			
	1年以下 米ドル	1年から5年 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
資産				
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融商品				
- 負債投資	208,940,951	-	-	208,940,951
合計	208,940,951	-	-	208,940,951

金利感応度

財政状態計算書の日付において、他のすべての要因が変動しないと仮定した場合、50ベース・ポイントの金利の上昇によって、期中の受益者に帰属する純資産および包括利益合計が223,156米ドル減少し、逆方向への変動は、受益者に帰属する純資産および包括利益合計がほぼ同額増加すると見積もられる。

() 為替リスク

サブ・ファンドは、金融商品に投資し、サブ・ファンドの機能通貨と異なる通貨建ての取引を行うことができる。その結果、サブ・ファンドは、その機能通貨の為替レートが関連する他の外貨に対して、サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての金融資産または負債の一部の価値に悪影響を及ぼすように変動するリスクの対象となる。

資産または負債の通貨と機能通貨との間での為替レートの変動は、かかる資産または負債の公正価値に評価益または評価損を生じる可能性がある。管理会社は、サブ・ファンドの通貨エクスポージャーを継続的に監視しており、外貨エクスポージャーのヘッジのため、デリバティブ金融商品を利用することがある。

為替感応度

2020年6月30日時点で、米ドルが関連する通貨に対して5%低下し、他のすべての変動が一定であったと仮定した場合、当期間中の受益者に帰属する純資産および包括利益合計は以下の金額の通り増加した。

	純エクスポージャー 米ドル	米ドルが5%低下した 場合の純資産の変動 米ドル
2020年6月30日現在		
通貨		
豪ドル	87,654	4,383
ユーロ	32,938	1,647
円	(48,849)	(2,442)
合計	71,743	3,588

上記の通貨に対して米ドルが5%上昇した場合、他のすべての変動が一定であったとすると、ほぼ同額の逆の影響を財務書類に及ぼす。

() 価格リスク

価格リスクとは、その変動が個々の投資に固有の要因によるものか、発行者または市場におけるすべての商品に影響を及ぼすすべての要因によるものであるかにかかわらず、金融商品の価値が市場価格の変動によって変動するリスクのことである。

価格感応度

2020年6月30日現在、他のすべての変動が一定であったと仮定し、トータル・リターン・スワップの各インデックス価格が5%上昇した場合、受益者に帰属する純資産がおよそ11,075,098米ドル増加し、トータル・リターン・スワップの各インデックス価格が5%下落した場合、受益者に帰属する純資産がおよそ11,690,593米ドル減少すると見積もられる。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品取引の取引相手方が、サブ・ファンドと締結した義務または契約を遂行できないリスクである。サブ・ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、管理会社により継続的に監視される。

2020年6月30日時点で、サブ・ファンドの金融資産のすべてが、信用リスクの対象であった。これらは主に、負債投資、銀行預金、ブローカーからの未収金、為替予約およびトータル・リターン・スワップを含む。

2020年6月30日時点で、サブ・ファンドは、負債投資の比率として表される以下のムーディーズ提供の信用格付を有する負債投資に投資していた。

負債投資の比率(%)

2020年

格付

Aaa

100.00

サブ・ファンドが保有する現金はすべて、管理事務代行会社および保管会社でもあるシティバンク・エヌ・エイの香港支店に預けられている。サブ・ファンドの実質的にすべての資産は保管会社によって保有されている。

サブ・ファンドは、39,987,721米ドルの債務に対する投資を、損益を通じて公正価値で測定する金融負債の担保として差し入れている。為替予約およびトータル・リターン・スワップの取引相手方は、管理会社の兄弟会社であり、外部評価の高い金融機関である。管理会社は、銀行ならびに為替予約およびトータル・リターン・スワップの取引相手方の信用リスクは低いと考えている。

保管会社であるシティバンク・エヌ・エイの香港支店の信用格付は、S&P格付「A+」である。為替予約およびトータル・リターン・スワップの取引相手であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドの信用格付は、S&P格付「A+」である。為替予約の取引相手であるシティグループ・グローバル・マーケット・ジャパン・インクの信用格付は、S&P格付「A+」である。信用リスクは、重大でないと考えられている。

ECIから生じる金額

現金および現金同等物、ブローカーからの未収金および受益証券販売未収金の減損は、12か月予想信用損失基準で測定され、短期満期のエクスポージャーを反映している。サブ・ファンドは、取引相手方の外部の信用格付に基づき、これらのエクスポージャーの信用リスクは低いと考えている。

2020年6月30日に終了した期間において、管理会社は、取引相手方が、短期の契約を履行できる強固な財務体質を有しており、不履行の可能性がゼロに近いと考えている。現金および現金同等物、ブローカーからの未収金および受益証券販売未収金に係る減損引当は、認識されていない。

強制的なマスター・ネットリング取り決めの対象となる金融資産 / (負債)

	財政状態計算書上相殺されない 関係する金額			
財政状態計算書上の 金融商品の総額 および純額 米ドル	金融商品 (現金でない担 保を含む) 米ドル	受取または 差入現金担保 米ドル	合計 米ドル	
2020年6月30日				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産：				
デリバティブ金融商品：				
- 為替予約	35,360	(35,360)	-	-
損益を通じて公正価値で測定する金融負債：				
デリバティブ金融商品：				
- 為替予約	(237,135)	234,025	-	(3,110)
- トータル・リターン・スワップ	(25,364,338)	25,364,338	-	-
	(25,601,473)	25,598,363	-	(3,110)

(d) 流動性リスク

流動性リスクは、管理会社が、適時に、現金化のニーズを満たすように投資を換金することができない可能性があるリスクから生じる。受益証券保有者はいずれの買戻日でも受益証券を現金化することができるため、サブ・ファンドは、受益証券保有者の買戻しに応じるための流動性リスクにさらされている。受益証券の現金化に関して受益証券保有者に支払われる金額は、該当する投資の売却収入を受取ることを条件として、通常、関連する買戻日（注記2（k）に定義）後、3営業日以内に支払われるものとする。

サブ・ファンドの投資には為替予約およびトータル・リターン・スワップが含まれ、これらは流動性が低いことがある。その結果、サブ・ファンドは、これらの投資の一部を、受益者の買戻しに応じるために公正価値に近接する金額で換金することができないことがある。管理会社は、サブ・ファンドが受益者の買戻しに応じるために米国財務省証券への投資を活発な市場で換金することができると考えている。

負債の期日までの残存期間別内訳

以下の表は、2020年6月30日現在のサブ・ファンドの負債の、契約上の期日までの残存期間の詳細を示している。

	2020年					
	合計 米ドル	要求払い 米ドル	1か月以内 米ドル	1か月超 3か月以内 米ドル	3か月超 1年以内 米ドル	期日なし 米ドル
非トレーディング負債						
未払費用およびその他債務	567,179	-	567,179	-	-	-
受益証券買戻未払金	46,692	-	46,692	-	-	-
受益証券保有者に帰属する純資産	227,594,827	227,594,827	-	-	-	-
合計	228,208,698	227,594,827	613,871	-	-	-
トレーディング負債						
損益を通じて公正価値で測定する金融負債：	25,601,473	-	237,135	-	25,364,338	-
合計	25,601,473	-	237,135	-	25,364,338	-

(e) 特定の商品

() 為替予約

2020年6月30日現在における為替予約の残高は、以下のとおりである。

購入通貨	購入された 通貨の金額	売却通貨	売却された 通貨の金額	決済日	公正価値（資産） 米ドル
豪ドル	677,635	米ドル	464,165	2020年7月9日	304
ユーロ	8,060	米ドル	9,065	2020年7月31日	6
ユーロ	2,587,779	米ドル	2,898,825	2020年7月31日	13,480
ユーロ	3,504,210	米ドル	3,925,409	2020年7月31日	18,253
米ドル	440,534	日本円	47,075,294	2020年7月31日	3,317
損益を通じて公正価値で測定する金融資産					35,360

購入通貨	購入された 通貨の金額	売却通貨	売却された 通貨の金額	決済日	公正価値（負債） 米ドル
豪ドル	11,942,939	米ドル	8,191,268	2020年7月31日	(5,255)
豪ドル	34,433,231	米ドル	23,616,617	2020年7月31日	(15,151)
日本円	47,075,294	米ドル	440,484	2020年7月7日	(3,407)
日本円	586,762,778	米ドル	5,492,912	2020年7月31日	(43,294)
日本円	2,298,753,438	米ドル	21,519,516	2020年7月31日	(169,614)
米ドル	9,059	ユーロ	8,060	2020年7月10日	(7)
米ドル	464,062	豪ドル	677,635	2020年7月31日	(407)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債					(237,135)

() トータル・リターン・スワップ

期末現在のトータル・リターン・スワップの残高は、以下のとおりである。

	元本金額	期日	公正価値（負債）
2020年6月30日現在			米ドル
トータル・リターン・スワップ	8,376,966	2020年12月22日	(491,990)
トータル・リターン・スワップ	3,021,210	2020年12月22日	(177,440)
トータル・リターン・スワップ	5,809,498	2020年12月22日	(341,199)
トータル・リターン・スワップ	42,387,016	2020年12月22日	(2,489,444)
トータル・リターン・スワップ	25,692,226	2020年12月22日	(2,899,547)
トータル・リターン・スワップ	4,360,916	2020年12月22日	(492,160)
トータル・リターン・スワップ	24,263,290	2020年12月22日	(2,738,281)
トータル・リターン・スワップ	139,417,865	2020年12月22日	(15,734,277)
			(25,364,338)

(f) 公正価値

() 公正価値で計上される金融商品

継続的に報告期間末現在で測定されるサブ・ファンドの金融商品の公正価値について、HKFRS第13号「公正価値測定」に定義された3つのレベルの公正価値ヒエラルキーの内訳は、以下の表のとおりである。公正価値測定が分類されるレベルは、評価技法に用いられるインプットの観察可能性および重要性を参照して決定されており、以下のとおりである。

- レベル1の評価：レベル1のインプット、すなわち測定日現在の同一の金融資産または金融負債に関する活発な市場における無調整の相場価格のみを用いて測定される公正価値。
- レベル2の評価：レベル2のインプット、すなわちレベル1の基準を満たさない観察可能なインプットを用いるが、重要で観察不能なインプットは用いずに測定される公正価値。観察不能なインプットとは、市場データを入手できないインプットである。
- レベル3の評価：重要で観察不能なインプットを用いて測定される公正価値。

	2020年			
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産				
デリバティブ以外の金融商品				
- 負債投資	208,940,951	-	-	208,940,951
デリバティブ金融商品				
- 為替予約	-	35,360	-	35,360
	208,940,951	35,360	-	208,976,311

純損益を通じて公正価値で
測定する金融負債

デリバティブ金融商品

- 為替予約	-	237,135	-	237,135
- トータル・リターン・スワップ	-	25,364,338	-	25,364,338
	-	25,601,473	-	25,601,473

2020年6月30日に終了した期間において、レベル1、レベル2およびレベル3の金融商品の間で譲渡はなかった。

() 公正価値以外で計上される金融商品

純損益を通じて公正価値で測定されない金融商品は、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および負債である。

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の公正価値を示しており、各公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベルにより分析している。

	2020年			
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
金融資産				
現金および現金同等物	-	4,473,297	-	4,473,297
ブローカーからの未収金	-	40,113,080	-	40,113,080
受益証券販売未収金	-	210,559	-	210,559
その他の未収金	-	36,924	-	36,924
	-	44,833,860	-	44,833,860
金融負債				
未払費用およびその他債務	-	567,179	-	567,179
受益証券買戻未払金	-	46,692	-	46,692
受益者に帰属する純資産	-	227,594,827	-	227,594,827
	-	228,208,698	-	228,208,698

9 受益者に帰属する純資産

(a) 発行済および買戻受益証券

	発行済受益証券 2020年				
	VT5豪ドル ヘッジクラス 米ドル	VT10豪ドル ヘッジクラス 米ドル	VT5ユーロ ヘッジクラス 米ドル	VT10ユーロ ヘッジクラス 米ドル	VT5円 ヘッジクラス 米ドル
2019年12月20日現在 (運用開始日)	-	-	-	-	-
期中発行済受益証券	1,235,619	3,959,905	275,321	402,937	653,995
期中買戻受益証券	-	(165,706)	-	(20)	(16,427)
2020年6月30日現在	1,235,619	3,794,199	275,321	402,917	637,568

	VT10円 ヘッジクラス 米ドル	VT5米ドル クラス 米ドル	VT10米ドル クラス 米ドル
	米ドル	米ドル	米ドル
2019年12月20日現在 (運用開始日)	-	-	-
期中発行済受益証券	2,956,202	4,303,714	14,343,616
期中買戻受益証券	(328,732)	(48,093)	(341,092)
2020年6月30日現在	2,627,470	4,255,621	14,002,524

2020年6月30日現在、サブ・ファンドが発行したすべての受益証券は金融負債に分類されている。

豪ドル建て受益証券の当初申込は1口当たり10豪ドル、ユーロ建て受益証券の当初申込は1口当たり10ユーロ、円建て受益証券の当初申込は1口当たり1,000円、米ドル建て受益証券の当初申込は1口当たり10米ドルで行われた。受益証券は、買戻日またはサブ・ファンドの清算時に、受益証券1口当たり純資産価格で買い戻される。

サブ・ファンドに関する議案決議についての受益者の総会において、受益証券保有者は、本人出席、委任状出席または代理出席により、本人が保有する受益証券1口につき1議決権を有している。

トラストおよびサブ・ファンドは外部から資本要件を課されていない。2020年6月30日現在、サブ・ファンドの受益証券保有者に帰属する純資産は227,594,827米ドルであった。サブ・ファンドは、受益証券保有者が受益証券の買戻しを請求する場合の資金需要を満たす十分な流動性を維持すると同時に、サブ・ファンドの投資目的に沿った投資に受益証券の発行から受領した資金を投資するよう努めている。

(b) 純資産の調整

サブ・ファンドの英文目論見書に従い、サブ・ファンドの純資産は、すべての取引についてあらかじめ定められた締切時間に基づいて計算されている。英文目論見書に基づいた締切時間後の取引は、翌日に計上される。HKFRSの要求の下では、当該取引は、金融商品の認識および認識中止基準に従うように同日に計上される。このアプローチにより、HKFRSの純資産および発行済受益証券と英文目論見書の純資産および発行済受益証券との間に期間差異が生じる。設立費用は、英文目論見書に従って、設定から3年を超えない期間を通じて償却される。ただし、HKFRSに基づく財務報告目的上、すべての費用は発生時に損益に認識されなければならない。

評価目的で算定された額とHKFRSに従い算定された額との間の純資産に関する調整は以下のとおりである。

	2020年				
	VT5豪ドル ヘッジクラス 米ドル	VT10豪ドル ヘッジクラス 米ドル	VT5ユーロ ヘッジクラス 米ドル	VT10ユーロ ヘッジクラス 米ドル	VT5円 ヘッジクラス 米ドル
受益者に帰属する評価目的で 算定された純資産	7,873,529	22,759,953	2,858,529	3,888,855	5,427,754
期間差異の調整	(4)	(10)	(1)	(2)	(2)
設立費用の調整	(4,953)	(14,317)	(1,798)	(2,446)	(3,414)
財務書類において報告された 受益者に帰属する純資産	7,868,572	22,745,626	2,856,730	3,886,407	5,424,338

	VT10円 ヘッジクラス 米ドル	VT5米ドル クラス 米ドル	VT10米ドル クラス 米ドル	合計 米ドル
受益者に帰属する評価目的で 算定された純資産	21,369,599	39,891,538	123,668,432	227,738,189
期間差異の調整	(10)	(18)	(56)	(103)
設立費用の調整	(13,443)	(25,094)	(77,794)	(143,259)
財務書類において報告された 受益者に帰属する純資産	21,356,146	39,866,426	123,590,582	227,594,827

評価目的上の受益証券数とHKFRSに従い報告された受益証券数との間の受益証券数に関する調整は以下のとおりである。

	受益証券口数 2020年			
	VT5豪ドル ヘッジクラス	VT10豪ドル ヘッジクラス	VT5ユーロ ヘッジクラス	VT10ユーロ ヘッジクラス
評価目的上の発行済受益証券口数	1,235,619	3,794,199	275,321	402,917
期間差異の調整	-	-	-	-
財務書類において報告された 発行済受益証券口数	1,235,619	3,794,199	275,321	402,917

	VT5円 ヘッジクラス	VT10円 ヘッジクラス	VT5米ドル クラス	VT10米ドル クラス
評価目的上の発行済受益証券口数	637,568	2,627,470	4,255,621	14,002,524
期間差異の調整	-	-	-	-
財務書類において報告された 発行済受益証券口数	637,568	2,627,470	4,255,621	14,002,524

10 関連当事者およびその他の重要な契約

(a) 関連当事者

サブ・ファンドに提供されたサービスに関して関連当事者から生じる報酬および費用は以下のとおりである。

管理会社報酬： 管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.29%の管理報酬（ただし、年間66,000米ドルの最低報酬に服する。）を受け取る権利を有している。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

管理事務代行会社、
名義書換代理人および
保管会社の報酬 香港支店を通じて従事するシティバンク・エヌ・エイは、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の管理事務代行、名義書換および保管に係る複合報酬を受け取る権利を有している。この報酬は日々計算および発生し毎月後払いされる。

受託会社報酬： 受託会社は、純資産価額の年率0.01%の報酬を請求する。ただし、最低の報酬額は年間15,000米ドルである。この報酬は日々発生し毎四半期後払いされる。

代行協会員報酬： 代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%を上限とする報酬を請求する。この報酬は日々発生し毎月後払いされる。

専門家報酬： 受託会社は、年間4,500米ドルのAML報酬を請求する。

財務書類作成費用 管理事務代行会社は、財務書類作成ごとに7,000米ドルの費用を受け取る権利を有している。

サブ・ファンドの重要な関連当事者取引は以下のとおり要約される。

	2019年12月20日（運用開始日）から 2020年6月30日までの期間 米ドル	
	費用計上額	未払金
管理会社報酬	302,536	114,186
管理事務代行会社、名義書換代理人		
および保管会社の報酬	67,752	19,687
受託会社報酬	10,851	10,851
代行協会員報酬	10,432	1,986
専門家報酬	4,550	2,380
財務書類作成費用	7,019	7,019

サブ・ファンドは、銀行業および有価証券保管業に関する管理事務代行会社の通常の営業過程における銀行サービスを利用している。現金および現金同等物ならびに投資残高に関する情報はそれぞれ注記3および注記5において開示されている。2020年6月30日に終了した会計期間において、管理事務代行会社において保全されていた銀行残高から稼得した受取利息は20,017米ドル、負担した利息費用は4,124米ドル、および負担した銀行手数料は582米ドルであった。

サブ・トラストと取引を契約した為替予約およびトータル・リターン・スワップの取引相手方は、管理会社の兄弟会社である。為替予約に関する情報は、注記8（e）に開示されている。

（b）その他の重要な契約

販売会社

販売会社は、販売会社が登録上の保有者である各受益証券についてサブ・ファンドの純資産価額の年率1.00パーセントを上限とする報酬を請求する。この報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われる。2020年6月30日終了期間において、発生した販売会社報酬は、1,043,222米ドルであった。期間末日現在、198,612米ドルの販売報酬が未払いであった。

11 見積りの不確実性に関する主要な情報

公正価値の見積り

観測可能な時価が無い金融資産および負債の公正価値の算定には、注記2（d）（ ）に記載される評価手法が要求される。頻繁な取引のない金融商品および価格透明性に乏しい金融商品については、公正価値の客観性が低くなるため、流動性、集中、市場要因の不確実性、価格決定の過程および特定の商品に影響を及ぼすその他のリスクなど様々な段階の判断が求められる。

12 2020年6月30日に終了した期間において公表されているが未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HKICPAは、2020年6月30日に終了した期間において未発効で本財務書類に適用されていない、多くの修正および新基準を公表した。これらにはサブ・ファンドに関連する可能性のある以下のものが含まれている。

以下の日以降に開始する
会計期間に適用

HKAS第1号およびHKAS第8号の修正、
「重要性がある」の定義

2020年1月1日

サブ・ファンドは、これらの修正、新基準および解釈指針が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。サブ・ファンドは、これまでのところ、これらの適用がサブ・ファンドの経営成績および財政状態に重要な影響を及ぼす可能性は低いと結論づけている。

13 後発事象

管理会社は、サブ・ファンドが継続して存続する能力に係る後発事象の影響を評価し、継続存続に係るリスクは存在しないとの結論に至った。

コロナウイルスの感染状況は、2020年1月の発生以降、急速に拡大しており、世界の商業活動に悪影響を及ぼしている。この感染状況が急速に拡大し、流動的なものであることから、最終的な影響は予測できず、経済および市場の状況に悪影響を及ぼし続け、世界的な景気後退を引き起こす可能性がある。

管理会社はコロナウイルスの感染拡大を監視しており、サブ・ファンドの既存の事業継続と、世界各国の保健機関、関連政府、および一般的なパンデミック対応のベストプラクティスからのガイダンスに基づいて、運用上の対応を調整している。

その他の情報（未監査）

パフォーマンス表
（表示：別段の記載がない限り米ドル）

2019年12月20日（運用開始日）から

2020年6月30日までの期間

純資産価額合計（英文目論見書に準拠して計算されている。）	227,738,189 米ドル	23,821,414,569 円
受益証券1口当たり純資産価格 （英文目論見書に準拠して計算されている。）		
- VT5豪ドルヘッジクラス	9.298 豪ドル	684 円
- VT10豪ドルヘッジクラス	8.753 豪ドル	644 円
- VT5ユーロヘッジクラス	9.232 ユーロ	1,128 円
- VT10ユーロヘッジクラス	8.582 ユーロ	1,048 円
- VT5円ヘッジクラス	917 円	-
- VT10円ヘッジクラス	876 円	-
- VT5米ドルクラス	9.374 米ドル	981 円
- VT10米ドルクラス	8.832 米ドル	924 円
計上金額（英文目論見書に準拠して計算されている。）		
- 当期の受益証券1口当たり純資産価格最高額		
- VT5豪ドルヘッジクラス	10.179 豪ドル	749 円
- VT10豪ドルヘッジクラス	10.402 豪ドル	765 円
- VT5ユーロヘッジクラス	10.119 ユーロ	1,236 円
- VT10ユーロヘッジクラス	10.314 ユーロ	1,260 円
- VT5円ヘッジクラス	1,014 円	-
- VT10円ヘッジクラス	1,039 円	-
- VT5米ドルクラス	10.177 米ドル	1,065 円
- VT10米ドルクラス	10.371 米ドル	1,085 円
- 当期の受益証券1口当たり純資産価格最低額		
- VT5豪ドルヘッジクラス	9.115 豪ドル	671 円
- VT10豪ドルヘッジクラス	8.438 豪ドル	621 円
- VT5ユーロヘッジクラス	9.042 ユーロ	1,104 円
- VT10ユーロヘッジクラス	8.218 ユーロ	1,004 円
- VT5円ヘッジクラス	898 円	-
- VT10円ヘッジクラス	839 円	-
- VT5米ドルクラス	9.174 米ドル	960 円
- VT10米ドルクラス	8.453 米ドル	884 円

その他の情報（未監査）

パフォーマンス表（続き）
（表示：別段の記載がない限り米ドル）2019年12月20日（運用開始日）から
2020年6月30日までの期間

- 当期の投資純利益	
- VT5豪ドルヘッジクラス	- 7.02%
- VT10豪ドルヘッジクラス	- 12.47%
- VT5ユーロヘッジクラス	- 7.68%
- VT10ユーロヘッジクラス	- 14.18%
- VT5円ヘッジクラス	- 8.30%
- VT10円ヘッジクラス	- 12.40%
- VT5米ドルクラス	- 6.26%
- VT10米ドルクラス	- 11.68%

当会計期間の投資純利益は、百分率による利益を入手するために、期末日と運用開始日のサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格（英文目論見書に準拠して計算されている。）の差額を運用開始日の価格で除した金額を参照して算定された。

（３）【投資有価証券明細表等】

「（１）貸借対照表」の財政状態計算書および注記５の項目を参照のこと。

[次へ](#)

*Flexibeta Fund VTS/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

Statement of financial position as at 30 June 2020

(Expressed in United States dollars unless otherwise stated)

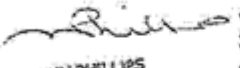
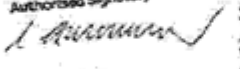
	Note	2020 USD
Assets		
Cash and cash equivalents	3	4,473,297
Financial assets at fair value through profit or loss	5	208,976,311
Amounts due from broker	4	40,113,080
Subscription receivable		210,559
Other receivables		36,924
Total assets		<u>253,810,171</u>
Liabilities		
Financial liabilities at fair value through profit or loss	5	25,601,473
Accruals and other payables	10	567,179
Redemption payable		46,692
Total liabilities (excluding net assets attributable to unitholders)		<u>26,215,344</u>
Net assets attributable to unitholders	9	<u>227,594,827</u>

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

Statement of financial position as at 30 June 2020
(continued)
(Expressed in United States dollars unless otherwise stated)

	<i>Note</i>	2020
Total number of units in issue		
VT5 AUD Hedged class	9(a)	1,235,619
VT10 AUD Hedged class	9(a)	3,794,199
VT5 EUR Hedged class	9(a)	275,321
VT10 EUR Hedged class	9(a)	402,917
VT5 JPY Hedged class	9(a)	637,568
VT10 JPY Hedged class	9(a)	2,627,470
VT5 USD class	9(a)	4,255,621
VT10 USD class	9(a)	<u>14,002,524</u>
Net asset value per unit		
VT5 AUD Hedged class		AUD 9.292
VT10 AUD Hedged class		AUD 8.747
VT5 EUR Hedged class		EUR 9.226
VT10 EUR Hedged class		EUR 8.577
VT5 JPY Hedged class		JPY 916
VT10 JPY Hedged class		JPY 876
VT5 USD class		USD 9.368
VT10 USD class		<u>USD 8.826</u>

Approved and authorised for issue by the Trustee and the Manager on 4 December 2020

 MAYLYN PHILLIPS Authorised Signatory	) For and on behalf of) CIBC Bank and Trust Company) (Cayman) Limited ("Trustee")
 RONALD CURRIE Authorised Signatory	)) For and on behalf of) Citigroup First Investment) Management Limited ("Manager")

The notes on pages 13 to 39 form part of these financial statements.

Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020

Statement of comprehensive income
for the period from 20 December 2019 (date of
commencement of operations) to 30 June 2020
(Expressed in United States dollars unless otherwise stated)

	<i>Note</i>	<i>Period from 20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020 USD</i>
Interest income	6,10	20,017
Net loss on financial instruments at fair value through profit or loss	7	(23,907,989)
Net foreign exchange gain		135,222
Total loss		<u>(23,752,750)</u>
Management fee	10	(302,536)
Trustee fee	10	(10,851)
Administration, transfer agent and custodian fees	10	(67,752)
Distributor fee	10	(1,043,222)
Agent company fee	10	(10,432)
Audit fee		(38,104)
Interest expense	10	(4,124)
Professional fee	10	(4,550)
Preliminary expense		(174,355)
Financial statements preparation fee	10	(7,019)
Bank charges	10	(582)
Miscellaneous expenses		(549)
Total operating expenses		<u>(1,664,076)</u>
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive loss for the period		<u>(25,416,826)</u>

The notes on pages 13 to 39 form part of these financial statements.

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

**Statement of changes in net assets attributable to
unitholders for the period 20 December 2019
(date of commencement of operations) to 30 June 2020
(Expressed in United States dollars unless otherwise stated)**

	<i>Period from 20 December 2019 (date of commencement of operations) to Note 30 June 2020 USD</i>
Balance at the beginning of the period	-
Transactions with unitholders	
Subscription of units	
- VT5 AUD Hedged class	9(a) 8,116,520
- VT10 AUD Hedged class	9(a) 26,529,807
- VT5 EUR Hedged class	9(a) 3,028,009
- VT10 EUR Hedged class	9(a) 4,383,483
- VT5 JPY Hedged class	9(a) 5,908,747
- VT10 JPY Hedged class	9(a) 26,901,072
- VT5 USD class	9(a) 42,888,308
- VT10 USD class	9(a) 142,551,705
	<u>260,307,651</u>
Redemption of units	
- VT10 AUD Hedged class	9(a) (970,892)
- VT10 EUR Hedged class	9(a) (223)
- VT5 JPY Hedged class	9(a) (149,350)
- VT10 JPY Hedged class	9(a) (2,680,489)
- VT5 USD class	9(a) (457,473)
- VT10 USD class	9(a) (3,037,571)
	<u>(7,295,998)</u>
Total transactions with unitholders	<u>253,011,653</u>
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive loss for the period	<u>(25,416,826)</u>
Balance at the end of the period	<u>227,594,827</u>

The notes on pages 13 to 39 form part of these financial statements.

*Flexibeta Fund VTS/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

Statement of cash flows
for the period from 20 December 2019 (date of
commencement of operations) to 30 June 2020
(Expressed in United States dollars unless otherwise stated)

	<i>Period from 20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020 USD</i>
Operating activities	
Change in net assets attributable to unitholders from operations and total comprehensive loss for the period	(25,416,826)
Adjustments for:	
Interest income	(20,017)
Interest expense	4,124
Net unrealised loss on financial instruments at fair value through profit or loss	25,553,318
Operating gain before changes in working capital	120,599
Increase in net financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss	(208,928,156)
Increase in other receivables	(36,924)
Increase in amounts due from broker	(40,113,080)
Increase in accruals and other payables	567,179
Interest received	20,017
Interest paid	(4,124)
Net cash used in operating activities	(248,374,489)

*Flexibeta Fund VTS/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

Statement of cash flows
for the period from 20 December 2019 (date of
commencement of operations) to 30 June 2020 (continued)
(Expressed in United States dollars unless otherwise stated)

	<i>Period from 20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020 USD</i>
Financing activities	
Proceeds from unit subscriptions	260,097,092
Payments on unit redemptions	<u>(7,249,306)</u>
Net cash generated from financing activities	<u><u>252,847,786</u></u>
Net increase in cash and cash equivalents	4,473,297
Cash and cash equivalents at the beginning of the period	<u>-</u>
Cash and cash equivalents at the end of the period	<u><u>4,473,297</u></u>

The notes on pages 13 to 39 form part of these financial statements.

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

Notes to the financial statements

(Expressed in United States dollars unless otherwise stated)

1 General

Red Arc Global Investments (Cayman) Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust established as an exempted trust under the Trust Laws of the Cayman Islands by a Trust Deed dated 21 October 2008, as amended and restated on 10 March 2015, between Citigroup First Investment Management Limited as manager (the "Manager") and CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited as trustee (the "Trustee") (jointly "Management"). The Trust registered under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on 27 October 2008. Flexibeta Fund VT5/VT10 (the "Series Trust") was established on 30 October 2019. The Series Trust's first dealing day was 20 December 2019.

The Series Trust's investment objective is to provide Unitholders of the applicable class of Units with a return that is linked to:

- (a) a portfolio of on-the-run US treasury bills with a maturity of approximately 3 months at the time of purchase (the "US Treasury Bills")
- (b) a portfolio which provides exposure to the relevant Index applicable to such class of Units (i.e. in respect of the VT5 Index Class Units, the VT5 Index, and in respect of the VT10 Index Class Units, the VT10 Index) by entering into the Swap Transactions.

Each Index is a volatility targeted index which aims to capture the performance of a multi-asset portfolio and aims to generate positive performance by avoiding downtrends in a basket of indices and futures, whilst providing exposure to uptrends in a basket of indices and futures.

The methodology applied by each Index uses a dynamic exposure strategy that is designed to provide exposure to a broadly diversified notional basket of equities, commodities, and fixed income assets.

As at 30 June 2020, the Trust and the Series Trust had no employees. The investment activities of the Series Trust are managed by the Manager. The administration and custodian functions of the Series Trust are delegated to Citibank N.A., Hong Kong Branch (the "Administrator" and the "Custodian").

2 Significant accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual HKFRSs, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA") and accounting principles generally accepted in Hong Kong. A summary of the significant accounting policies adopted by the Series Trust is set out below.

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

2 Significant accounting policies (continued)

The financial statements are prepared in respect of approximately 6 months for the period from 20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020 which is the first financial period of the Series Trust.

The HKICPA has issued certain new and revised HKFRSs that are available for early adoption for the current accounting period of the Series Trust. The Series Trust has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting (see note 12).

(b) Basis of preparation

The functional and presentation currency of the financial statements is the USD and not the local currency of the Cayman Islands reflecting the fact that the Series Trust's performance is measured in USD terms.

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis except that certain financial instruments are stated at their fair value as explained in the accounting policies, note 2(d) below.

The preparation of the financial statements in conformity with HKFRSs requires Management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Judgements made by Management in the application of HKFRSs that have significant effect on the financial statements and major sources of estimation uncertainty are discussed in note 11.

(c) Foreign currency translation

Foreign currency transactions during the period are translated into USD at the foreign exchange rates at the transactions dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD at the foreign exchange rate ruling at the end of the reporting period.

Foreign currency differences arising on translation are recognised in profit or loss as net foreign exchange gain or loss, except for those arising from financial instruments at fair value through profit or loss, which are recognised as a component of the net gain or loss on financial instruments at fair value through profit or loss.

2 Significant accounting policies (continued)

(d) Financial instruments

(i) Initial recognition

The Series Trust classifies its financial instruments into different categories at inception as mentioned in (ii) below. Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price. Transaction costs on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are expensed immediately.

The Series Trust recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss is recognised using trade date accounting. From these dates, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded as they occur.

(ii) Categorisation

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortised cost or fair value through profit or loss ("FVTPL").

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI").

All other financial assets of the Series Trust are measured at FVTPL.

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to Series Trust's Management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

2 Significant accounting policies (continued)

- how Management is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

The Series Trust has determined that it has two business models.

- Held-to-collect business model: this includes cash and cash equivalents, amounts due from broker, subscription receivable and other receivables. These financial assets are held to collect contractual cash flow.
- Other business model: this includes investments in debt and derivative financial instruments. These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

Assessment whether contractual cash flows are SPPI

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration for of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

The Series Trust classifies its investments based on the business model and contractual cash flows assessment. Accordingly, the Series Trust classifies all its investments in debt and derivative financial instruments into financial assets or financial liabilities at FVTPL category. Financial assets measured at amortised cost include cash and cash equivalents, amounts due from broker, subscription receivable and other receivables.

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

2 Significant accounting policies (continued)

Reclassifications

- Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition unless the Series Trust were to change its business model for managing financial assets, in which case all affected financial assets would be reclassified on the first day of the first reporting period following the change in the business model.

(iii) Fair value measurement principles

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Series Trust has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When available, the Series Trust measures the fair value of a financial instrument using the quoted price in an active market for that instrument. A market is regarded as active if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

If there is no quoted market price on a recognised stock exchange or a price from a broker/dealer for non-exchange-traded financial instruments, or if the market for it is not active, the fair value of the instrument is estimated using valuation techniques that provide a reliable estimate of prices which could be obtained in actual market transactions.

The best evidence of the fair value of a financial instrument at initial recognition is normally the transaction price - i.e. the fair value of the consideration given or received. If the Series Trust determines that the fair value at initial recognition differs from the transaction price and the fair value is evidenced neither by a quoted price in an active market for an identical asset or liability nor based on a valuation technique that used only data from observable markets, the financial instrument is initially measured at fair value, adjusted to defer the difference between the fair value at initial recognition and the transaction price. Subsequently, that difference is recognised in profit or loss on an appropriate basis over the life of the instrument but no later than when the valuation is supported wholly by observable market data or the transaction is closed out.

Where discounted cash flow techniques are used, estimated future cash flows are based on Management's best estimates and the discount rate used is a market rate at the end of the reporting year applicable for an instrument with similar terms and conditions. Where other pricing models are used, inputs are based on market data at the end of the reporting year.

The Series Trust recognises transfers between levels of the fair value hierarchy as at the end of the reporting period in which the change has occurred.

2 Significant accounting policies (continued)

(iv) Impairment

The Series Trust recognises loss allowances for expected credit loss ("ECL") on financial assets measured at amortised cost.

The Series Trust measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition.

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Series Trust considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. This includes both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Series Trust's historical experience and informed credit assessment and including forward-looking information.

The Series Trust assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

The Series Trust considers a financial asset to be in default when:

- the borrower is unlikely to pay its credit obligations to the Series Trust in full, without recourse by the Series Trust to actions such as realising security (if any is held); or
- the financial asset is more than 90 days past due.

The Series Trust considers a financial asset to have low credit risk when the credit rating of the counterparty is equivalent to the globally understood definition of 'investment grade'. The Series Trust considers this to be Baa3 or higher per Moody's or BBB- or higher per Standard & Poor's.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Series Trust is exposed to credit risk.

Measurement of ECLs

ECLs are a probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Series Trust expects to receive). ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

2 Significant accounting policies (continued)

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Series Trust assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation.

Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Series Trust has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

(v) Derecognition

The Series Trust derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the asset expire, or it transfers the rights to receive the contractual cash flows in a transaction in which substantially all of the risks and rewards of ownership of the financial assets are transferred or in which the Series Trust neither transfers nor retains substantially all of the risks and rewards of ownership and does not retain control of the financial asset.

The Series Trust derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged, cancelled, or expired.

(vi) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when, and only when, the Series Trust has a legal right to offset the amounts and it intends to either settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

2 Significant accounting policies (continued)

(e) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise deposits with banks. Cash equivalents are short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(f) Interest income and interest expense

Interest income and interest expense are recognised in profit or loss as it accrues, using the original effective interest rate of the instrument calculated at the acquisition or origination date. Interest income includes the amortisation of any discount or premium, transaction costs or other differences between the initial carrying amount of an interest-bearing instrument and its amount at maturity calculated on an effective interest rate basis.

It is recorded gross of withholding tax imposed in the country of origin and such tax is separately recognised in profit or loss, if any.

(g) Net gain or loss from financial instruments at fair value through profit or loss

Net gain or loss from financial instruments at fair value through profit or loss includes all realised and unrealised fair value changes and foreign exchange differences, but excludes interest income and expense.

(h) Preliminary expenses

Preliminary expenses of the Series Trust are charged to profit or loss as incurred.

(i) Expenses

All other expenses of the Series Trust are recognised in profit or loss on an accrual basis.

(j) Income tax

Cayman Islands

Under the current taxation regime in the Cayman Islands, the Series Trust is exempt from paying taxes on income, profits or capital gains. The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from tax for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust. Accordingly, no provision for income tax is included in these financial statements.

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

2 Significant accounting policies (continued)

Hong Kong

The Series Trust is not expected to be subject to Hong Kong tax in respect of any of its investment activities.

(k) Realisation of units by unitholders

Unitholders may realise units on any day on which commercial banks are open for business in each of London, New York, Hong Kong and Tokyo, and on which stock exchange markets are open for business in Frankfurt, New York and Sydney, and/or any other day or days designated in writing by the Manager from time to time (the "Repurchase Day"). Units will be realised at the net asset value per unit on the relevant Repurchase Day, a price which is calculated by reference to the net asset value of the Series Trust as at the applicable Repurchase Day.

(l) Units in issue

The Series Trust classifies financial instruments issued as financial liabilities or equity instruments in accordance with the substance of the contractual terms of the instruments.

A puttable financial instrument that includes a contractual obligation for the issuer to repurchase or redeem that instrument for cash or another financial asset is classified as equity if it meets all of the following conditions:

- (i) it entitles the holder to a *pro rata* share of the Series Trust's net assets in the event of the Series Trust's liquidation;
- (ii) it is in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments;
- (iii) all financial instruments in the class of instruments that is subordinate to all other classes of instruments have identical features;
- (iv) apart from the contractual obligation for the Series Trust to repurchase or redeem the instrument for cash or another financial asset, the instrument does not include any other features that would require classification as a liability; and
- (v) the total expected cash flows attributable to the instrument over its life are based substantially on the profit or loss, the change in the recognised net assets or the change in the fair value of the recognised and unrecognised net assets of the Series Trust over the life of the instrument.

The Series Trust has eight class of redeemable units in issue: VT5 AUD Hedged class, VT10 AUD Hedged class, VT5 EUR Hedged class, VT10 EUR Hedged class, VT5 JPY Hedged class, VT10 JPY Hedged class, VT5 USD class and VT10 USD class that rank *pari passu* in all material respects and have identical terms and conditions except for offering fee terms. The redeemable units provide unitholders with the right to require redemption for cash at a value proportionate to the unitholder's share in the net assets of the Series Trust at each Repurchase Day, and also in the event of the Series Trust's liquidation.

The Series Trust's redeemable units are classified as financial liabilities and are measured at the present value of the redemption amounts.

Flexibeta Fund VT5/VT10 -

a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust

Financial statements for the period from

20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020

2 Significant accounting policies (continued)

(m) Related parties

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Series Trust if that person:
- (i) has control or joint control over the Series Trust;
 - (ii) has significant influence over the Series Trust; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Series Trust or the Series Trust's parent.
- (b) An entity is related to the Series Trust if any of the following conditions applies:
- (i) The entity and the Series Trust are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a Series Trust of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Series Trust or an entity related to the Series Trust.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
 - (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Series Trust or the Series Trust's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the Series Trust.

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

3 Cash and cash equivalents

2020
USD

Current deposits with a bank	4,473,297
------------------------------	-----------

Cash held by the Series Trust is deposited with Citibank N.A., Hong Kong Branch.

4 Amounts due from broker

2020
USD

Transactions awaiting settlement	40,113,080
----------------------------------	------------

Amounts due from broker mainly represents amounts receivable from matured debt investments as at the reporting date. These balances are expected to be settled within one month.

5 Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

2020
USD

Financial assets at fair value through profit or loss:

Non-derivative financial instruments:

- Debt investments	208,940,951
--------------------	-------------

Derivative financial instruments:

- Foreign currency forward contracts	35,360
--------------------------------------	--------

	208,976,311
--	-------------

Financial liabilities at fair value through profit or loss:

Derivative financial instruments:

- Foreign currency forward contracts	237,135
--------------------------------------	---------

- Total return swaps	25,364,338
----------------------	------------

	25,601,473
--	------------

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

6 Interest income

	<i>Period from 20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020 USD</i>
Interest income on bank balances	20,017
	<u>20,017</u>

7 Net loss on financial instruments at fair value through profit or loss

	<i>Period from 20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020 USD</i>
Non-derivative financial instruments	
- Debt investments	544,944
Derivative financial instruments	
- Foreign currency forward contracts	500,647
- Total return swaps	(24,953,580)
	<u>(23,907,989)</u>
Representing:	
Net realised gain	1,645,329
Net unrealised loss	(25,553,318)
	<u>(23,907,989)</u>

8 Financial instruments and associated risks

The Series Trust's investing activities expose it to various types of financial risks that are associated with the financial instruments and markets in which it invests according to the investment strategy. The risks that the Series Trust is exposed to are market risk, credit risk and liquidity risk. Market risk includes interest rate risk, currency risk and price risk.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of the reporting period and their associated financial risks, as well as the risk management policies employed by the Series Trust are discussed below.

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

8 Financial instruments and associated risks (continued)

(a) Investment strategy

As mentioned in note 1, the Series Trust's investment objective is to provide unitholders of the applicable class of Units with a return that is linked to:

- (a) a portfolio of US Treasury Bills; and
- (b) a portfolio which provides exposure to the relevant Index applicable to such class of Units (i.e. in respect of the VT5 Index Class Units, the VT5 Index, and in respect of the VT10 Index Class Units, the VT10 Index) by entering into the Swap Transactions.

The principal and income amount(s) receivable for the account of each class of Units, in respect of the US Treasury Bills held and/or the Swap Transactions entered into, for the account of each class of Units, will be denominated in USD, which is a different currency to the currency of denomination of the Non-USD Denominated Units, which is the applicable Class Base Currency. This creates a currency exchange rate exposure for the holders of each class of the Non-USD Denominated Units which the Manager intends to systematically hedge by entering into currency hedging transactions.

For the avoidance of doubt, the Series Trust does not benefit from principal protection and is neither insured nor guaranteed. An investment in the Series Trust involves certain investment risks, including the possible loss of principal.

(b) Market risk

All investments held by the Series Trust are measured at fair value through profit or loss, and all changes in market conditions directly affect profit or loss. Market risk is the risk that the value of the investments will fluctuate as a result of changes in interest rates, exchange rates or prices.

(i) Interest rate risk

Interest rate risk arises from the possibility that changes in interest rates will affect the future cash flows or the fair value of financial instruments and therefore result in a potential gain or loss to the Series Trust. The Series Trust's interest rate risk is managed on an ongoing basis by the Manager. The following table details the interest rate profile of the Series Trust's interest-bearing instruments at the end of the reporting period:

	2020 USD
Floating rate instruments:	
Cash and cash equivalents	4,473,297
Fixed rate instruments:	
Financial assets at fair value through profit or loss:	
- Debt investments	208,940,951
Total	<u>213,414,248</u>

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

8 Financial instruments and associated risks (continued)

The following table indicates the period in which the interest-bearing assets mature as at 30 June 2020.

	2020			Total USD
	1 year or less USD	Over 1 year to 5 years USD	Over 5 years USD	
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Non-derivative financial instruments				
- Debt investments	208,940,951	-	-	208,940,951
Total	<u>208,940,951</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>208,940,951</u>

Interest rate sensitivity

At the date of the statement of financial position, assuming all other factors unchanged, it is estimated that an increase in interest rates of 50 basis points would result in a decrease in the net assets attributable to unitholders and the total comprehensive income for the period by USD223,156; an equal change in the opposite direction would result in an increase in the net assets attributable to unitholders by an approximately equal amount.

(ii) Currency risk

The Series Trust may invest in financial instruments and enter into transactions that are denominated in currencies other than its functional currency. Consequently, the Series Trust is exposed to risks that the exchange rate of its functional currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse effect on the value of that portion of the Series Trust's financial assets or liabilities denominated in currencies other than USD.

The fluctuations in the rate of exchange between the currency in which the asset or liability is denominated and the functional currency could result in an appreciation or depreciation in the fair value of that asset or liability. The Manager monitors the Series Trust's currency exposures on an ongoing basis and may use derivative financial instruments for hedging the foreign currency exposure.

Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020

8 Financial instruments and associated risks (continued)

Currency sensitivity

As at 30 June 2020, had USD weakened by 5% in relation to respective currencies, with all other variables held constant, net assets attributable to unitholders and the total comprehensive income for the period would have increased by the amounts.

	<i>Net exposure USD</i>	<i>Change in net assets if USD weakened by 5% USD</i>
As at 30 June 2020		
Currencies		
Australian Dollar	87,654	4,383
Euro	32,938	1,647
Japanese Yen	(48,849)	(2,442)
Total	<u>71,743</u>	<u>3,588</u>

A 5% strengthening of USD against the above currency would have resulted in an approximately equal but opposite effect on the financial statements, on the basis that all other variables remain constant.

(iii) Price risk

Price risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices, whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all instruments traded in the market.

Price sensitivity

As at 30 June 2020, it is estimated that an increase of 5% of each of the index price of the total return swaps would have increased the net assets attributable to unitholders by approximately USD11,075,098 and a decrease of 5% of each of the index price of the total return swaps would have decreased the net assets attributable to unitholders by approximately USD11,690,593, with all other variables held constant.

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

8 Financial instruments and associated risks (continued)

(c) Credit risk

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument fails to discharge an obligation or a commitment that it has entered into with the Series Trust. The Series Trust's exposure to credit risk is monitored by the Manager on an ongoing basis.

As at 30 June 2020, all of the Series Trust's financial assets were exposed to credit risk. These mainly include investment in debt investments, cash placed with a bank, amounts due from broker, foreign currency forward contracts and total return swaps.

As at 30 June 2020, the Series Trust invested in debt investments with the following credit ratings provided by Moody's rating services expressed as a percentage of debt investments:

Rating	<i>% of debt investments 2020</i>
Aaa	100.00

All the cash held by the Series Trust is deposited with Citibank N.A., Hong Kong Branch which is also the Administrator and Custodian. Substantially all of the assets of the Series Trust are held by the Custodian.

The Series Trust pledged debt investments as collateral for financial liabilities at fair value through profit or loss in the amount of USD 39,987,721. The counterparties of the foreign currency forward contracts and total return swaps are fellow subsidiaries of the Manager and a reputable financial institution. The Manager considers the credit risk of the Bank and counterparty of the foreign currency forward contracts and total return swaps to be low.

The credit rating of Citibank N.A., Hong Kong Branch, the Custodian, was "A+" as rated by Standard & Poor's. The credit rating of Citigroup Global Markets Ltd., the counterparty of foreign currency forward contracts and total return swaps, was "A+" as rated by Standard & Poor's. The credit rating of Citigroup Global Markets Japan Inc., the counterparty of foreign currency forward contracts, was "A+" as rated by Standard & Poor's. The credit risk is considered insignificant.

Amounts arising from ECL

Impairment on cash and cash equivalents, amounts due from broker and subscription receivable has been measured on a 12-month expected loss basis and reflects the short maturities of the exposures. The Series Trust considers that these exposures have low credit risk based on the external credit ratings of the counterparties.

During the period ended 30 June 2020, Manager considers the probability of default to be close to zero as the counterparties have a strong capacity to meet their contractual obligations in the near term. There is no impairment allowance recognised on cash and cash equivalents, amounts due from broker and subscription receivable.

Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020

8 Financial instruments and associated risks (continued)

Financial assets/(liabilities) subject to enforceable master netting arrangements

	Gross and net amounts of financial instruments in the statement of financial position USD	Related amounts that are not offset in the statement of financial position Financial instruments (including non-cash collateral) USD	Cash collateral received or pledged USD	Net amount USD
As at 30 June 2020				
Financial assets at fair value through profit or loss				
Derivative financial instruments				
- Foreign currency forward contracts	35,360	(35,360)	-	-
Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Derivative financial instruments				
- Foreign currency forward contracts	(237,135)	234,025	-	(3,110)
- Total return swap	(25,364,338)	25,364,338	-	-
	(25,601,473)	25,598,363	-	(3,110)

(d) Liquidity risk

Liquidity risk arises from the risk that the Manager may not be able to convert investments into cash to meet liquidity needs in a timely manner. As unitholders may realise units on any Repurchase Day, the Series Trust is exposed to liquidity risk of meeting unitholder redemptions. Any amount payable to unitholders in respect of the realisation of units shall normally be paid within three business days following the relevant Repurchase Day as defined in note 2(k), subject to the receipt of the applicable sale proceeds of the investments.

The Series Trust's investments include foreign currency forward contracts and total return swaps, which may be illiquid. As a result, the Series Trust may not be able to liquidate some of these investments at an amount close to fair value in order to meet unitholder redemptions. The Manager believes that the Series Trust can liquidate its investments in US Treasury Bills to meet unitholder redemptions in an active market.

Flexibeta Fund VT5/VT10 -

a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust

Financial statements for the period from

20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020

8 Financial instruments and associated risks (continued)*Analysis of liabilities by remaining maturity*

The following table details the remaining contractual maturities of the Series Trust's liabilities as at 30 June 2020:

	2020					
	Total USD	Repayable on demand USD	Within 1 month USD	Over 1 month to 3 months USD	Over 3 months to 1 year USD	No specific date USD
Non-trading liabilities						
Accruals and other payables	567,179	-	567,179	-	-	-
Redemption payable	46,692	-	46,692	-	-	-
Net assets attributable to the unitholders	227,594,827	227,594,827	-	-	-	-
Total	228,208,698	227,594,827	613,871	-	-	-
Trading liabilities						
Financial liabilities at fair value through profit or loss	25,601,473	-	237,135	-	25,364,338	-
Total	25,601,473	-	237,135	-	25,364,338	-

(e) Specific instruments**(i) Foreign currency forward contracts**

The following foreign currency forward contracts were outstanding as at 30 June 2020:

Currency bought	Currency amount bought	Currency sold	Currency amount sold	Settlement date	Fair value assets USD
AUD	677,635	USD	464,165	09-JUL-20	304
EUR	8,060	USD	9,065	31-JUL-20	6
EUR	2,587,779	USD	2,898,825	31-JUL-20	13,480
EUR	3,504,210	USD	3,925,409	31-JUL-20	18,253
USD	440,534	JPY	47,075,294	31-JUL-20	3,317
Financial assets at fair value through profit or loss					35,360
Currency bought	Currency amount bought	Currency sold	Currency amount sold	Settlement date	Fair value liabilities USD
AUD	11,942,939	USD	8,191,268	31-JUL-20	(5,255)
AUD	34,433,231	USD	23,616,617	31-JUL-20	(15,151)
JPY	47,075,294	USD	440,484	07-JUL-20	(3,407)
JPY	586,762,778	USD	5,492,912	31-JUL-20	(43,294)
JPY	2,298,753,438	USD	21,519,516	31-JUL-20	(169,614)
USD	9,059	EUR	8,060	10-JUL-20	(7)
USD	464,062	AUD	677,635	31-JUL-20	(407)
Financial liabilities at fair value through profit or loss					(237,135)

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

8 Financial instruments and associated risks (continued)

(ii) Total return swaps

The following total return swaps were outstanding:

<i>As at 30 June 2020</i>	<i>Notional amount</i>	<i>Maturity date</i>	<i>Fair value liabilities USD</i>
Total return swaps	8,376,966	22-Dec-20	(491,990)
Total return swaps	3,021,210	22-Dec-20	(177,440)
Total return swaps	5,809,498	22-Dec-20	(341,199)
Total return swaps	42,387,016	22-Dec-20	(2,489,444)
Total return swaps	25,692,226	22-Dec-20	(2,899,547)
Total return swaps	4,360,916	22-Dec-20	(492,160)
Total return swaps	24,263,290	22-Dec-20	(2,738,281)
Total return swaps	139,417,865	22-Dec-20	(15,734,277)
			<u>(25,364,338)</u>

(f) Fair values

(i) Financial instruments carried at fair value

The following table presents the fair value of the Series Trust's financial instruments measured at the end of the reporting period on a recurring basis, categorised into the three-level fair value hierarchy as defined in HKFRS 13, *Fair value measurement*. The level into which a fair value measurement is classified is determined with reference to the observability and significance of the inputs used in the valuation technique as follows:

- Level 1 valuations: Fair value measured using only Level 1 inputs i.e. unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities at the measurement date
- Level 2 valuations: Fair value measured using Level 2 inputs i.e. observable inputs which fail to meet Level 1, and not using significant unobservable inputs. Unobservable inputs are inputs for which market data are not available
- Level 3 valuations: Fair value measured using significant unobservable inputs

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

8 Financial instruments and associated risks (continued)

	2020			
	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial assets at fair value through profit or loss:				
Non-derivative financial instruments:				
- Debt investments	208,940,951	-	-	208,940,951
Derivative financial instruments				
- Foreign currency forward contracts	-	35,360	-	35,360
	<u>208,940,951</u>	<u>35,360</u>	<u>-</u>	<u>208,976,311</u>
Financial liabilities at fair value through profit or loss:				
Derivative financial instruments				
- Foreign currency forward contracts	-	237,135	-	237,135
- Total return swaps	-	25,364,338	-	25,364,338
	<u>-</u>	<u>25,601,473</u>	<u>-</u>	<u>25,601,473</u>

During the period ended 30 June 2020, there were no transfers among instruments in Level 1, Level 2 and Level 3.

(ii) Financial instruments carried at other than fair value

The financial instruments not measured at fair value through profit or loss are short-term financial assets and financial liabilities whose carrying amounts approximate fair value.

The following table sets out the fair value of financial instruments not measured at fair value and analyses it by the level in the fair value hierarchy into each fair value measurement is categorised.

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

8 Financial instruments and associated risks (continued)

	2020			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	USD	USD	USD	USD
Financial assets				
Cash and cash equivalents	-	4,473,297	-	4,473,297
Amounts due from broker	-	40,113,080	-	40,113,080
Subscription receivable	-	210,559	-	210,559
Other receivables	-	36,924	-	36,924
	-	44,833,860	-	44,833,860
Financial liabilities				
Accruals and other payables	-	567,179	-	567,179
Redemption payable	-	46,692	-	46,692
Net assets attributable to the unitholders	-	227,594,827	-	227,594,827
	-	228,208,698	-	228,208,698

9 Net assets attributable to unitholders

(a) Units issued and redeemed

	Number of units 2020				
	VT5 AUD Hedged class	VT10 AUD Hedged class	VT5 EUR Hedged class	VT10 EUR Hedged class	VT5 JPY Hedged class
At 20 December 2019 (date of commencement of operations)	-	-	-	-	-
Units issued during the period	1,235,619	3,959,905	275,321	402,937	653,995
Units redeemed during the period	-	(165,706)	-	(20)	(16,427)
At 30 June 2020	1,235,619	3,794,199	275,321	402,917	637,568
	VT10 JPY Hedged class	VT5 USD class	VT10 USD class		
At 20 December 2019 (date of commencement of operations)	-	-	-		
Units issued during the period	2,956,202	4,303,714	14,343,616		
Units redeemed during the period	(328,732)	(48,093)	(341,092)		
At 30 June 2020	2,627,470	4,255,621	14,002,524		

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

9 Net assets attributable to unitholders (continued)

As at 30 June 2020, all units issued by the Series Trust are classified as financial liabilities.

The initial offering of the VT5 AUD Hedged class and VT10 AUD Hedged class were at a price of AUD 10.00 per unit, VT5 EUR Hedged class and VT10 EUR Hedged class were at a price of EUR 10.00 per unit, VT5 JPY Hedged class and VT10 JPY Hedged class were at a price of ¥1,000 per unit, VT5 USD class and VT10 USD class units were at a price of USD 10.00 per unit. Units may be redeemed on the redemption date and also in the event of the Series Trust's liquidation at the net asset value per unit on the relevant redemption date.

In meetings of unitholders for any resolution to be proposed in respect of the Series Trust, individual unitholder present in person, by proxy or by representative, has one vote for every unit of which he is the holder.

The Trust and the Series Trust do not have any externally imposed capital requirements. As at 30 June 2020, the Series Trust had net assets attributable to unitholders of USD227,594,827. The Series Trust strives to invest the funds received from the issue of units in investments that meet the Series Trust's investment objectives while maintaining sufficient liquidity to meet the funding needs when unitholders redeem their units.

(b) Reconciliation of net assets

In accordance with the Series Trust's offering memorandum, the net assets of the Series Trust are computed using the pre-determined cut-off time for all transactions. Transactions after that offering memorandum based cut-off time are recorded the next day. Under the HKFRSs requirements, these transactions are recorded on the same day to comply with recognition and derecognition criteria for the financial instruments. This approach creates a timing difference between the HKFRSs net assets and units issued and the offering memorandum net assets and units issued. Preliminary expenses are amortised over a period of not more than 3 years from date of closing in accordance with the offering memorandum. However, for financial reporting purposes under HKFRSs, all expenses should be recognised in profit or loss when they incurred.

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

9 Net assets attributable to unitholders (continued)

A reconciliation of the net assets between the amounts computed for valuation purposes and the amounts computed in accordance with HKFRSs as reported is as follows:

	2020				
	<i>VT5 AUD Hedged class USD</i>	<i>VT10 AUD Hedged class USD</i>	<i>VT5 EUR Hedged class USD</i>	<i>VT10 EUR Hedged class USD</i>	<i>VT5 JPY Hedged class USD</i>
Net assets attributable to unitholders for valuation purposes	7,873,529	22,759,953	2,858,529	3,888,855	5,427,754
Adjustment for timing difference	(4)	(10)	(1)	(2)	(2)
Adjustment on preliminary expenses	(4,953)	(14,317)	(1,798)	(2,446)	(3,414)
Net assets attributable to unitholders as reported in the financial statements	<u>7,868,572</u>	<u>22,745,626</u>	<u>2,856,730</u>	<u>3,886,407</u>	<u>5,424,338</u>
	<i>VT10 JPY Hedged class USD</i>	<i>VT5 USD class USD</i>	<i>VT10 USD class USD</i>	<i>Total USD</i>	
Net assets attributable to unitholders for valuation purposes	21,369,599	39,891,538	123,668,432	227,738,189	
Adjustment for timing difference	(10)	(18)	(56)	(103)	
Adjustment on preliminary expenses	(13,443)	(25,094)	(77,794)	(143,259)	
Net assets attributable to unitholders as reported in the financial statements	<u>21,356,146</u>	<u>39,866,426</u>	<u>123,590,582</u>	<u>227,594,827</u>	

Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020

9 Net assets attributable to unitholders (continued)

A reconciliation of the number of units between the numbers used for valuation purposes and the numbers recorded in accordance with HKFRSs as reported is as follows:

	<i>Number of units 2020</i>			
	<i>VT5 AUD Hedged class</i>	<i>VT10 AUD Hedged class</i>	<i>VT5 EUR Hedged class</i>	<i>VT10 EUR Hedged class</i>
Units issued for valuation purpose	1,235,619	3,794,199	275,321	402,917
Adjustment on timing difference	-	-	-	-
Units issued as reported in the financial statements	<u>1,235,619</u>	<u>3,794,199</u>	<u>275,321</u>	<u>402,917</u>
	<i>VT5 JPY Hedged class</i>	<i>VT10 JPY Hedged class</i>	<i>VT5 USD class</i>	<i>VT10 USD class</i>
Units issued for valuation purpose	637,568	2,627,470	4,255,621	14,002,524
Adjustment on timing difference	-	-	-	-
Units issued as reported in the financial statements	<u>637,568</u>	<u>2,627,470</u>	<u>4,255,621</u>	<u>14,002,524</u>

*Flexibeta Fund VT5/VT10 –
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

10 Related parties and other key contracts

(a) Related parties

Charges and expenses from related parties in respect of services provided to the Series Trust are as follows:

Management fee:	The Manager is entitled to a management fee of 0.29% per annum of the net asset value of the Series Trust, subject to a minimum fee of USD66,000 p.a.. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears.
Administration, transfer agency and custodian fees:	Citibank N.A., acting through its Hong Kong branch, is entitled to receive out of the Series Trust a combined administration, transfer agency and custodian fee of 0.05% per annum of the net asset value of the Series Trust. The fee is calculated and accrued daily and payable monthly in arrears.
Trustee fee:	The Trustee charges a fee of 0.01% of net assets per annum, subject to a minimum fee of USD15,000 per annum. The fee is calculated and accrued daily and payable quarterly in arrears.
Agent company fee:	The agent company charges a fee up to 0.01% per annum of the net asset value of the Series Trust. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears.
Professional fee:	The Trustee charges an AML fee of \$4,500 per annum.
Financial statements preparation fee:	The administrator is entitled to a fee of USD7,000 per financial statement preparation.

The following summarises the significant related party transactions of the Series Trust:

	<i>Period from 20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020</i>	
	<i>Expenses</i>	<i>Payable</i>
	USD	USD
Management fee	302,536	114,186
Administration, transfer agency and custodian fees	67,752	19,687
Trustee fee	10,851	10,851
Agent company fee	10,432	1,986
Professional fee	4,550	2,380
Financial statements preparation fee	7,019	7,019

*Flexibeta Fund VT5/VT10 –
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

10 Related parties and other key contracts (continued)

The Series Trust utilises the banking services of the Administrator in the ordinary course of their banking and securities custodian business. Information relating to the cash and cash equivalents and investment balance is disclosed in note 3 and note 5 respectively. During the period ended 30 June 2020, the interest income earned from the bank balances maintained with the Administrator amounted to USD20,017, the interest expense incurred amounted to USD4,124, and the bank charges incurred amounted to USD582.

The counterparty of the foreign currency forward contracts and total return swaps entered into by the Series Trust is a fellow subsidiary of the Manager. Information relating to foreign currency forward contracts is disclosed in note 8(e).

(b) Other key contracts

Distributor

The Distributor charges a fee up to 1% per annum of the net asset value of the Series Trust per unit for each unit that the Distributor is the registered holder. The fee is accrued daily and payable monthly in arrears. During the period ended 30 June 2020, distributor fee incurred amounted to USD1,043,222. As at period end date, USD198,612 of the distributor fee remained payable.

11 Key sources of estimation uncertainty

Estimation of fair values

The determination of fair value for financial assets and liabilities for which there is no observable market price requires the use of valuation techniques as described in note 2(d)(iii). For financial instruments that trade infrequently and have little price transparency, fair value is less objective, and requires varying degrees of judgement depending on liquidity, concentration, uncertainty of market factors, pricing assumptions and other risks affecting the specific instrument.

*Flexibeta Fund VT5/VT10 –
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

12 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the period ended 30 June 2020

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments and new standards which are not yet effective for the period ended 30 June 2020 and which have not been adopted in these financial statements. These include the following which may be relevant to the Series Trust:

*Effective for
accounting periods
beginning on or after*

Amendments to HKAS 1 and HKAS 8, *Definition of material*

1 January 2020

The Series Trust is in the process of making an assessment of what the impact of these amendments, new standard and interpretations is expected to be in the period of initial application. So far the Series Trust has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the Series Trust's results of operations and financial position.

13 Subsequent events

The Manager has performed an assessment of the impact of subsequent events on the Series Trust's ability to continue as a going concern and concluded that there is no going concern risk.

Since the start of January 2020, the outbreak of coronavirus, which is a rapidly evolving situation, has adversely impacted global commercial activities. The rapid development and fluidity of this situation precludes any prediction as its ultimate impact, which may have a continued adverse impact on economic and market conditions and trigger a period of global economic slowdown.

The Manager is monitoring developments relating to coronavirus and is coordinating its operational response based on existing business continuity of the Series Trust and on guidance from global health organizations, relevant governments, and general pandemic response best practices.

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

Supplementary information (unaudited)

Performance table

(Expressed in United States dollars unless otherwise stated)

*Period from
20 December
2019 (date of
commencement of
operations) to 30
June 2020*

Total net asset value (calculated in accordance with the Offering Memorandum)

USD 227,738,189

Net asset value per unit (calculated in accordance with the Offering Memorandum)

- VT5 AUD Hedged class	AUD 9.298
- VT10 AUD Hedged class	AUD 8.753
- VT5 EUR Hedged class	EUR 9.232
- VT10 EUR Hedged class	EUR 8.582
- VT5 JPY Hedged class	JPY 917
- VT10 JPY Hedged class	JPY 876
- VT5 USD class	USD 9.374
- VT10 USD class	USD 8.832

Price record (calculated in accordance with the Offering Memorandum):

- Highest net asset value per unit during the period

- VT5 AUD Hedged class	AUD 10.179
- VT10 AUD Hedged class	AUD 10.402
- VT5 EUR Hedged class	EUR 10.119
- VT10 EUR Hedged class	EUR 10.314
- VT5 JPY Hedged class	JPY 1,014
- VT10 JPY Hedged class	JPY 1,039
- VT5 USD class	USD 10.177
- VT10 USD class	USD 10.371

- Lowest net asset value per unit during the period

- VT5 AUD Hedged class	AUD 9.115
- VT10 AUD Hedged class	AUD 8.438
- VT5 EUR Hedged class	EUR 9.042
- VT10 EUR Hedged class	EUR 8.218
- VT5 JPY Hedged class	JPY 898
- VT10 JPY Hedged class	JPY 839
- VT5 USD class	USD 9.174
- VT10 USD class	USD 8.453

*Flexibeta Fund VT5/VT10 -
a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust
Financial statements for the period from
20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020*

Supplementary information (unaudited)
Performance table (continued)
(Expressed in United States dollars unless otherwise stated)

	<i>Period from 20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020</i>
Net investment return during the period	
- VT5 AUD Hedged class	-7.02%
- VT10 AUD Hedged class	-12.47%
- VT5 EUR Hedged class	-7.68%
- VT10 EUR Hedged class	-14.18%
- VT5 JPY Hedged class	-8.30%
- VT10 JPY Hedged class	-12.40%
- VT5 USD class	-6.26%
- VT10 USD class	-11.68%

The net investment returns for the period was calculated by reference to the difference between the net asset value per unit (calculated in accordance with the Offering Memorandum) of the Series Trust at the period end date and its date of commencement of operations price divided by the date of commencement of operations price to obtain the return in percentage.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年10月末日現在)

		米ドル (および を除く)	円 (を除く)
・資産総額		237,243,465.16	24,815,666,456
・負債総額		24,432,603.68	2,555,650,345
・純資産総額 (-)		212,810,861.48	22,260,016,111
・発行済口数	VT 5 豪ドルヘッジクラス	1,071,346.559口	
	VT10豪ドルヘッジクラス	3,257,741.828口	
	VT 5 ユーロヘッジクラス	307,933.072口	
	VT10ユーロヘッジクラス	406,459.398口	
	VT 5 円ヘッジクラス	572,992.100口	
	VT10円ヘッジクラス	2,522,149.458口	
	VT 5 米ドルクラス	4,222,634.001口	
	VT10米ドルクラス	12,818,257.147口	
・1口当たり純資産価格	VT 5 豪ドルヘッジクラス	9.271豪ドル	682
	VT10豪ドルヘッジクラス	8.737豪ドル	643
	VT 5 ユーロヘッジクラス	9.168ユーロ	1,120
	VT10ユーロヘッジクラス	8.543ユーロ	1,043
	VT 5 円ヘッジクラス	913円	
	VT10円ヘッジクラス	874円	
	VT 5 米ドルクラス	9.340米ドル	977
	VT10米ドルクラス	8.823米ドル	923

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

サブ・ファンドの記名式受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 シティコープ・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッド

取扱場所 香港九龍觀塘 ホイ・バン・ロード83 ワン・ベイ・イースト シティータワー

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、以下に掲げる場合において、トラストまたは関連するサブ・ファンド（場合による。）の受益者集会を、当該集会の招集通知に定める時間および場所において招集する。

（a）信託証書の規定により要求される場合

（b）管理会社または受託会社の書面による請求がある場合

（c）（全受益者集会の場合）当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

（d）（いずれかのサブ・ファンドの受益者集会の場合）当該サブ・ファンドの当該時点において発行済受益証券の合計10分の1以上の保有が登録されている受益者の書面による請求がある場合

集会は、トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益者に対して中10日以上前の事前の通知により招集されなければならない。通知は、集会の日時および場所ならびに当該集会で提案される決議の議題を明記しなくてはならない。受益者決議、議決または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日ではない場合、当該基準日の直前の評価日）の時点における純資産価額を参照して行われる。いずれかの集会に関する基準日は、管理会社により決定される日（集会の招集通知に明記される集会の日から中14日以上前）とする。事故によるいずれかの受益者に対する通知の不到達または受益者による通知の不受領は、集会の議事を無効にするものではない。受託会社または管理会社の授權された代理人は、集会に出席し発言する権利を有する。集会の定足数は、時点におけるトラストまたはサブ・ファンド（場合による。）の当該時点における発行済受益証券の保有者の単純過半数である。集会の議決に付される決議は、書面で行われる投票により決定され、当該決議がサブ・ファンド決議または受益者決議（場合による。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は、集会の決議とみなされる。投票において、議決は本人または代理人により行使されることができる。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

いかなる特典も、受益者に対して、付与されない。

受益証券の譲渡

以下に記載される規定および管理会社が決定するその他の条件に基づき、受益者は、管理会社および受託会社の承諾を得た上、自らが保有する受益証券を管理会社が随時承認するいかなる書式の書面証書によっても譲渡することができる。すべての譲渡証書は、譲渡人またはその代理人および譲受人またはその代理人の署名が付されなければならない。

いずれかの譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれの絶対的な裁量により、譲受人に対して、管理会社または受託会社が必要もしくは望ましいと判断するいかなる様式によるいかなる情報（関連する法域または適用ある法域における制定法の規定、政府その他の要件もしくは規則または当該時に有効な管理会社もしくは受託会社の方針の遵守を容易にするために管理会社または受託会社が要求する情報または文書を含む。）も提供することを要求することができる。

受託会社および管理会社は、信託証書の規定に反するいかなる譲渡の確認、合意、名義書換または名義書換の取次ぎも行わず、また受託会社または管理会社が譲受人の氏名を受益者名簿に記入するか、または受益者名簿への記入を取次ぐまでは、譲渡の対象である受益証券に対するあらゆる権利に関して引き続き譲渡人を受益者として扱う。

受託会社または管理会社のいずれも、関連する譲渡契約または申込契約における表明に依拠してその承諾を行うことにつき責任を有することはなく、またそれぞれ完全に保護される。

上記の規定に違反して譲渡されるいずれの受益証券も、下記「強制買戻しおよび譲渡」の項に記載される方法による強制的な買戻しまたは譲渡の対象となる。

強制買戻しおよび譲渡

受託会社はいつでも、影響を受ける受益者に対して事前の書面による通知を行うことにより、適用ある買戻価格（送金費用の控除後）により、関連する買戻日において、当該受益者によって保有されるすべてのまたはいずれかの受益証券を買い戻すことができる。かかる強制買戻しは、以下に掲げる状況において行われることができる。

- （ a ）受益証券が、直接または実質的に以下の者によって所有されていると受託会社もしくは管理会社が認識し、またはそのように認識することについて理由がある場合。
 - （ i ）いずれかの国、政府、司法または財務当局の法律、規制または法的拘束力を有する要件に違反する者
 - （ ）関連するサブ・ファンドについて適格投資家でない者、または関連するサブ・ファンドに関する適格投資家でない者の利益のために受益証券を取得した者
 - （ ）受託会社または管理会社の意見において関連するサブ・ファンドの信託財産、受託会社または管理会社が本来であれば負うはずのない納税責任を負い、または法律上、金銭上、規制上もしくは重大な運営上、結果的に不利益を被ることになると受託会社または管理会社が判断する状況下にある者
- （ b ）受益証券が、受益者に対して、本「（八）受益者に対する特典、譲渡制限」の項に要約される信託証書の適用ある規定に違反して譲渡された場合。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

管理会社の資本金は、200万200香港ドル（約2,700万円）で、2020年10月末日現在全額払込済である。

なお、1株100香港ドル（約1,350円）の記名式株式2万2株を発行済である。

また、管理会社の純資産の額は、2020年10月末日現在2億6,980万5,484香港ドル（約36億円）であった。

過去5年間、管理会社の資本金の増減はない。

（2）会社の機構

管理会社が総会で異なる決定を下さない限り、取締役の人数は一名以上とし、最大人数はないものとする。

取締役の資格として管理会社の株式を保有する必要はない。管理会社の株主でない取締役は総会またはいずれかの種類株式の保有者総会に出席して、発言する権利を有するものとする。

管理会社の事業は取締役会が管理するものとする。取締役会は管理会社の設立および登録に関するすべての費用を支払うものとする。取締役会は香港会社（解散および雑則）法（第32章）および香港会社法（第622章）ならびにこれと一体をなすその他一切の法令（以下「香港会社法」という。）または通常定款に従って管理会社によって総会で行使されるべき管理会社のすべての権限を、通常定款に定める規則、香港会社法に定める規定および管理会社が総会で定めた上記の規則および規定と矛盾しない規則に従って、行使することができる。ただし、管理会社が総会で定めた規則は、かかる規則が定められていなければ有効な以前の実行取締役会の行為を無効化しないものとする。

香港会社法に定める関係規定に従って、取締役会は香港等において管理会社の業務を管理する委員会、地方委員会または機関を設置し、事業を行うために適当と判断する規則を定め、変更し、いずれかの者を上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に選任し、報酬を定めるほか、取締役会に帰属する権限または裁量権を、上記の委員会、地方委員会または機関に委託し、上記の委員会、地方委員会または機関の構成員に欠員を補充し、または欠員を補充することなく職務を務めることを認めることができる。上記の選任または委託は取締役会が適当と判断する条件に基づくものとする。また取締役会は上記の要領で選任された者を解任し、または委託を撤回し、もしくは変更することができるが、誠実に取引を行い、かつかかる撤回または変更を通知されていない者は上記の規定による影響を受けないものとする。

取締役会は随時管理会社の社印を押した委任状により、いずれかの者を、取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える目的のために、取締役会が適当と考える権限および裁量権（再委託の権限を含む。）を授与した上で、管理会社の代理人または委託先に選任することができる。上記の選任は、（取締役会が適当と判断する場合）取締役または上記の委員会もしくは地方委員会の構成員またはいずれかの企業もしくは会社の取締役、名義人もしくは経営者または取締役会が直接もしくは間接的に指名した人もしくは団体を受益者とし、また上記の委任状には上記の代理人と取引を行う者を保護し、かつ便宜を図るために取締役会が適当と考える規定を織り込むことができる。

取締役会は、随時取締役会が適当と考える期間、取締役会が適当と考える条件に基づき、取締役会が適当と考える報酬により、一名以上の取締役を管理会社の業務執行取締役または共同業務執行取締役に選任し、または管理会社の事業の管理、運営に携わる役職に就任させることができる。また取締役会は、随時（取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）上記の実行取締役を解任し、他の取締役を後任に選任することができる。

業務執行取締役または共同業務執行取締役には（業務執行取締役または共同業務執行取締役と管理会社との間で合意した契約に定める規定に従い）管理会社のその他の取締役の辞任および解任に関する規定と同じ規定が適用されるものとし、取締役ではなくなった場合、直ちに業務執行取締役または共同業務執行取締役ではなくなるものとする。

取締役会は業務執行取締役、共同業務執行取締役または管理会社の事業の管理、運営に携わるその他の役職を務める取締役に、取締役会が適当と考える条件および制限に従い、定款に基づき行使され得る取締役会が適当と考える権限を、取締役会自身の権限と併存し、または取締役会自身の権限を排除して授与し、委託するとともに、随時かかる権限の一部または全部を撤回し、取消し、または変更することができる。

- （i）取締役会は、随時管理会社の支配人を選任して、報酬、手数料を支払い、または管理会社の利益への参加権を授与し、またはそれらの混合による報酬を定め、管理会社の事業により支配人が雇用した支配人の職員の費用を支払うことができる。
- （ ）支配人の選任は取締役会が決定した期間として、取締役会は適当と考える権限の一部または全部を支配人に授与することができる。
- （ ）（i）号および（ ）号に関連して、取締役会は、その独自の裁量により、適当と判断する条件（管理会社の事業を行うために副支配人またはその他の従業員を選任する支配人の権限を含む。）に基づき支配人と契約を締結することができる。

2【事業の内容及び営業の概況】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、トラストの管理会社である。

管理会社は、管理会社が受託会社に対して当該委託が生ずる前または当該委託が生じた後合理的な期間内に当該委託について書面により通知することを条件に、受託会社の事前の承認を得ることなく、管理会社が決定する1以上の個人、団体または法人に対して、その権利、特典、権能、義務および裁量の全部または一部ならびに信託証書に基づくそのいずれかの職務の履行を（関連するサブ・ファンドの費用で）委託する権能および権限を有する。ただし、以下に掲げる事項をその条件とする。

- （a）管理会社は、各委託先が信託証書の規定（適用ある範囲において）を遵守することを確保するために、あらゆる合理的な努力をする。
- （b）適用ある法律によって要求される限りにおいて、管理会社は、当該委託先の作為または不作為についてかかる作為または不作為が管理会社自身のものであるかのように責任を負うが、その他当該委託先またはその再委託先の行為を監督することを義務付けられず、かつ、かかる損失が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行の結果として発生した場合を除き、委託先または再委託先の作為または不作為を理由としてトラスト（いずれかのサブ・ファンドを含む。）が被った損失について一切責任を負わない。
- （c）当該者との書面による合意は、個別的に受託会社に対してではなく、関連するサブ・ファンドの信託財産のみに対して当該合意に基づく求償を制限する条項を含む。

管理会社は、いかなる場合または理由においても、信託財産またはそのいずれか一部が被ったまたはその収益について生じた損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。

管理会社は、トラストに関する潜在的債権者との取引においても、当該債権者に対して支払義務を負うもしくは将来その可能性がある債務、義務または負債を満足させるために、当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産に対してのみ求償権を有することを確保する。

管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負担しまたは当事者となった訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含

む。) または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産より補償される。上記にかかわらず、

- (a) 管理会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、他のサブ・ファンドに関して被った債務に対して補償を受ける権利を有さない。
- (b) 管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。

管理会社は、受託会社に対して90日前（または受託会社が合意するより短い期間）の書面による通知を行うことにより退任することができる。管理会社が退任の意思を示した通知を行ってから60日以内に承継管理者が任命されていない場合、すべてのサブ・ファンドが終了する。

管理会社は、受託会社が信託証書に基づくその義務の重大な違反を行い、かつ（当該違反が治癒可能である場合に）当該違反の治癒を要求する管理会社による通知の受領から30日以内にこれを是正しない場合、受託会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも信託証書に基づくその任務から退く権利を有する。

管理会社が退任するかまたは解任された場合であって、かつかかる退任または解任の後受託会社が決定する期間内にあらゆる点において管理会社に代わる者として相応しい者であると受託会社が決定する後任の管理会社を受託会社が特定することができない場合、受託会社は、直ちに全受益者による集会を招集する。当該受益者集会において、受益者は、受益者決議をもって管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名することができ、受益者は、受託会社に対して、その旨を書面により通知するものとする。当該通知後直ちに、受託会社は、追補信託証書および／または適切な場合、投資運用契約の条項により、望ましい後任の管理会社を管理会社として選任する。受益者が管理会社の任務を受諾する意思のある他の者、団体または会社を受益者の望む後任の管理会社として指名しなかった場合、受託会社は、トラストを終了させることができる。

受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび各サブ・ファンドの投資運用者として行為するよう管理会社を任命している。投資運用契約の条件に基づき、管理会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負う。

投資運用契約に基づき、管理会社は、いかなる場合または理由においても、受託会社、信託財産またはいずれかのサブ・ファンドが負担しまたは被った損失または損害につき責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が管理会社の現実の詐欺または故意の不履行により生じたものである場合はこの限りではない。管理会社は、間接的、特別または派生的な損失につき責任を負わない。管理会社は、関連するサブ・ファンドの管理会社として負い、負担しまたは被る可能性のある訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用（すべての合理的な弁護士費用、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部もしくは一部に対して、当該サブ・ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有する。ただし、管理会社は、管理会社が被った訴訟、訴訟手続、債務、経費、請求、損害、費用または要求で、ケイマン諸島の裁判所によって管理会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行より生じたものであることが認定されたものに関しては、いかなる補償も受けることができない。投資運用契約は、管理会社が受託会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより（その逆の場合も同様とする。）、または投資運用契約に定めるその他の状況において終了する。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、香港で設立された会社であり、シティグループ・インクの間接完全子会社であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドの完全子会社である。SF0第116条に従って、管理会社は、SF0の別紙5に定義されるタイプ4および9の規制対象活動に関して認可を受けている。かかる規制対象活動は、証券および資産運用に関する助言を含む。

管理会社の取締役は以下のとおりである。

シリル・トルブレウィッチ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの取締役兼アジア・パシフィック・マルチ・アセット・グループの長である。マルチ・アセット・グループは、資産家、個人、企業および機関顧客に対する投資商品および投資ソリューションの販売の考案、組成および手配を行う地域的投資ソリューションの基盤となる組織である。トルブレウィッチ氏は、グループ長の職務に就くまで、アジアの機関顧客および販売パートナーに対する新商品戦略の指揮をとり、受賞歴のある幅広いソリューション開発を監督していた。トルブレウィッチ氏は、2003年にロンドンのシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドにマルチ・アセット・デリバティブ・ストラクチャラーとして入社し、2007年にアジアに異動した。

ソン・リ氏は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの長であり、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックの地域の投資ファンド事業の運営および開発に責任を負う。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメントのアジア・パシフィックは、アジア・パシフィックの機関投資家、富裕投資家および一般投資家のために投資ファンドおよびファンド・ソリューションを作り出す。リ氏は、ウォール・ストリートおよびアジアにおいて26年以上の投資経験を有する。シティグループに入社する前は、ニューヨークおよびその後香港のアライアンス・バーンスタイン・アセット・マネジメントにおいて、少数の主力商品で1,600億米ドルにのぼる運用資産額を監督するブレンド・ソリューション・チームでシニア・ポートフォリオ・マネジャーを務めた。アライアンス・バーンスタインに勤務する前は、ニューヨークのドイチェ・アセット・マネジメントおよびシティ・グループ・アセット・マネジメントでポートフォリオ管理およびリサーチに関する様々な職務に携わっていた。

管理会社は、2020年10月末日現在、43本のファンドを運用している。

管理会社が運用している43のファンドは、以下のとおり、分類される。

分類		内訳	
A 分類	通貨建別運用金額	米ドル建	1,310,143,351米ドル
		円建	196,273,096,583円
		ユーロ建	39,016,276ユーロ
		英ポンド建	55,091英ポンド
B 分類	ファンドの種類 （基本的性格）	ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型	21本
		ケイマン籍・会社型・オープン・エンド型	1 本
		アイルランド籍・会社型・オープン・エンド型	2 本
		日本籍・証券投資信託・オープン・エンド型	19本
		（委託会社に対する副運用会社として）	

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近事業年度の日本文の財務書類は、香港における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、香港ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について2020年10月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝13.50円）で換算された円換算額が併記されている。なお、1円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総額と一致しない場合がある。
- d. 管理会社の年次財務書類は、原文（英語版）のみが監査され、監査報告書が参照しているのは原文（英語版）のみである。年次財務書類および監査報告書がその他の言語に翻訳される場合、管理会社が年次財務書類および監査報告書の訳文の正確性に責任を負う。

（１）【貸借対照表】

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

純損益およびその他の包括利益計算書

2019年12月31日に終了した事業年度

（表示：香港ドル）

	注記	2019年 香港ドル	2019年 円	2018年 香港ドル	2018年 円
売上高	2	39,835,244	537,775,794	57,356,942	774,318,717
その他の利益純額	3	3,127,590	42,222,465	1,322,752	17,857,152
その他の営業費用		(20,048,154)	(270,650,079)	(38,636,726)	(521,595,801)
税引前利益	4	22,914,680	309,348,180	20,042,968	270,580,068
法人税	5 (a)	(3,244,882)	(43,805,907)	(2,814,830)	(38,000,205)
当期利益		19,669,798	265,542,273	17,228,138	232,579,863
当期その他の包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		19,669,798	265,542,273	17,228,138	232,579,863

11ページから31ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財政状態計算書

2019年12月31日現在

（表示：香港ドル）

	注記	2019年 香港ドル	2019年 円	2018年 香港ドル	2018年 円
非流動資産					
繰延税金資産	5 (c)	19,753	266,666	22,749	307,112
流動資産					
現金および現金同等物	7	257,483,338	3,476,025,063	253,284,299	3,419,338,037
兄弟会社に対する債権	8	773,374	10,440,549	132,034	1,782,459
売掛金およびその他の資産	9	9,175,826	123,873,651	7,366,339	99,445,577
		267,432,538	3,610,339,263	260,782,672	3,520,566,072
流動負債					
買掛金および未払費用	10	5,881,203	79,396,241	4,060,446	54,816,021
兄弟会社に対する債務	8	2,039,978	27,539,703	19,665,036	265,477,986
未払税金	5 (c)	3,662,448	49,443,048	881,075	11,894,513
		11,583,629	156,378,992	24,606,557	332,188,520
純流動資産		255,848,909	3,453,960,272	236,176,115	3,188,377,553
純資産		255,868,662	3,454,226,937	236,198,864	3,188,684,664
資本および剰余金					
株式資本	11(a)	2,000,200	27,002,700	2,000,200	27,002,700
剰余金		253,868,462	3,427,224,237	234,198,664	3,161,681,964
資本合計		255,868,662	3,454,226,937	236,198,864	3,188,684,664

2020年4月28日に取締役会によって発行を承認、認可された。

)
 [署名])
) 取締役
 [署名])
)

11ページから31ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

資本変動計算書

2019年12月31日に終了した事業年度

（表示：香港ドル）

	株式資本 香港ドル	剰余金 香港ドル	合計 香港ドル
2018年 1 月 1 日現在残高	2,000,200	216,970,526	218,970,726
当期包括利益合計	-	17,228,138	17,228,138
2018年12月31日現在残高	2,000,200	234,198,664	236,198,864
2019年 1 月 1 日現在残高	2,000,200	234,198,664	236,198,864
当期包括利益合計	-	19,669,798	19,669,798
2019年12月31日現在残高	2,000,200	253,868,462	255,868,662

	株式資本 円	剰余金 円	合計 円
2018年 1 月 1 日現在残高	27,002,700	2,929,102,101	2,956,104,801
当期包括利益合計	-	232,579,863	232,579,863
2018年12月31日現在残高	27,002,700	3,161,681,964	3,188,684,664
2019年 1 月 1 日現在残高	27,002,700	3,161,681,964	3,188,684,664
当期包括利益合計	-	265,542,273	265,542,273
2019年12月31日現在残高	27,002,700	3,427,224,237	3,454,226,937

11ページから31ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日に終了した事業年度

（表示：香港ドル）

	注記	2019年 香港ドル	2019年 円	2018年 香港ドル	2018年 円
営業活動					
税引前利益		22,914,680	309,348,180	20,042,968	270,580,068
調整：					
受取利息	3	(2,992,020)	(40,392,270)	(1,477,579)	(19,947,317)
運転資本変動前営業活動によるキャッシュ・フロー		19,922,660	268,955,910	18,565,389	250,632,752
兄弟会社に対する債権の（増加）／減少		(641,340)	(8,658,090)	111,708	1,508,058
売掛金およびその他の資産の（増加）／減少		(1,809,488)	(24,428,088)	4,789,899	64,663,637
買掛金および未払費用の増加／（減少）		1,820,757	24,580,220	(376,224)	(5,079,024)
兄弟会社に対する債務の（減少）／増加		(17,625,058)	(237,938,283)	9,816,813	132,526,976
営業から生じた正味現金		1,667,531	22,511,669	32,907,585	444,252,398
香港利得税支払額		(460,512)	(6,216,912)	(2,756,914)	(37,218,339)
営業活動から生じた正味現金		1,207,019	16,294,757	30,150,671	407,034,059
投資活動					
利息受取額		2,992,020	40,392,270	1,477,579	19,947,317
投資活動から生じた正味現金		2,992,020	40,392,270	1,477,579	19,947,317
現金および現金同等物の純増加		4,199,039	56,687,027	31,628,250	426,981,375
1月1日現在の現金および現金同等物		253,284,299	3,419,338,037	221,656,049	2,992,356,662
12月31日現在の現金および現金同等物	7	257,483,338	3,476,025,063	253,284,299	3,419,338,037

11ページから31ページ（訳注：原文のページ）の注記は本財務書類の一部である。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

2019年12月31日に終了した事業年度の財務書類

財務書類に対する注記

(表示：香港ドル)

1 重要な会計方針

(a) 法令遵守の表明

本財務書類は、該当するすべての香港財務報告基準（以下「HKFRS」という。）に準拠して作成されている。HKFRSとは、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が公表した該当するすべての個々の香港財務報告基準、香港会計基準（以下「HKAS」という。）および解釈指針、香港で一般に公正妥当と認められる会計原則ならびに香港会社法の適用要件を含む総称である。当社が適用した重要な会計方針は、以下に開示されている。

HKICPAは、当社の当会計期間に初度適用される、または早期適用が可能である、特定の新規および改訂されたHKFRSを公表している。注記1(c)には、これらの変更の初度適用による会計方針の変更に関する情報が、本財務書類に反映される当会計期間および過年度の会計期間において当社に関連する範囲で記載されている。

(b) 財務書類作成の基礎

本財務書類の作成に用いている測定基準は、取得原価主義である。

当社は、当社に関連する原資産および状況の経済的実質を反映する機能通貨として香港ドルを選択している。別段の指示がない限り、すべての価額について香港ドル未満の位は四捨五入されている。

HKFRSに準拠した財務書類の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。見積りおよび関連する仮定は、状況に応じて合理的であると考えられる過去の実績およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、他の根拠からでは算定が容易でない資産および負債の帳簿価額について判断を下す際の根拠となっている。実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は、継続的に検証される。会計上の見積りの変更が特定の期間だけに影響を与える場合は、見積りの変更が行われる期間に認識され、変更が当期間および将来の期間に影響を与える場合は、変更が行われる期間および将来の期間に認識される。

（ c ） 会計方針の変更

多くの新しい基準が2019年1月1日から適用されるが、これらは当社の財務書類に重要な影響を与えるものではない。

（ d ） 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金、手元現金、銀行およびその他の金融機関に対する要求払預金、ならびに取得時点から満期までの期間が3ヶ月以内であり、確定金額に容易に換金が可能で、かつ価格の変動リスクが小さい、短期で流動性の高い投資から構成される。

（ e ） 収益およびその他の収益

収益は、当社の通常の事業の過程において、トレーディング活動、サービスの提供から生じる収益として当社によって分類される。

収益は、物品またはサービスに対する支配が顧客に移転される場合、または借手が、第三者のために回収された金額を除き、当社が権利を有すると予想される約束された対価の金額で当該資産を使用する権利を有する場合に認識される。

契約に12ヶ月を超える期間にわたり顧客に重大な金融の便益を提供する金融要素がある場合、収益は、債権額の現在価値で測定され、顧客との個別の金融取引に反映される割引率を用いて割り引かれ、受取利息は実効金利法に基づき個別に計上される。契約が当社に重大な金融の便益を提供する金融要素を含んでいる場合、当該契約に基づいて認識される収益には、実効金利法に基づいて契約負債に計上される利息費用が含まれる。当社は、H K F R S 第15号の第63項の実務上の便法を利用しており、資金調達期間が12ヶ月以内である場合には、重大な金融要素の影響に対する対価を調整することはない。

当社の収益およびその他の収益の認識基準の詳細は以下のとおりである。

- 受取報酬は、該当するサービスが提供された時点で認識される。
- 受取利息は、実効金利法を用いて発生した時点で認識される。

（ f ） 引当金および偶発債務

引当金は、当社に過去の事象の結果として発生した法的債務または推定債務があり、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつ信頼性の高い見積りが可能な場合に認識される。貨幣の時間的価値が重要な場合、引当金は当該債務を決済するために予想される費用の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低い、または信頼性をもって金額を見積ることができない場合、当該債務は偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。発生可能性のある債務で、その存在が将来の1つまたは複数の事象が発生する、あるいは発生しないことによってのみ確認される場合もまた、偶発債務として開示される。ただし、経済的便益の流出の可能性が僅少の場合を除く。

（g）売掛金およびその他の債権

売掛金およびその他の債権は公正価値で当初認識され、その後、予想損失引当金（注記1（k）（ ）参照）控除後の実効金利法を用いた償却原価で計上される。ただし、債権が定められた返済条件のない関連当事者に対する無金利融資である場合、または割引の影響に重要性がない場合には、債権は不良債権の減損引当金控除後の取得原価で計上される。

不良債権に関する減損損失は、減損の客観的な証拠が存在する場合に認識され、当該金融資産の帳簿価額と、割引の影響が重要である場合は当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額として測定される。

減損の客観的な証拠には、借手の著しい財政的困難といった資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を及ぼす事象について、当社が認識する観察可能なデータが含まれている。

（h）外貨換算

期中の外貨建取引は、取引日現在の外国為替レートで香港ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は、報告期間の期末時点の為替レートで香港ドルに換算される。為替差損益は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。

（i）法人税

当期法人税は、当期税金費用および繰延税金資産と繰延税金負債の変動で構成される。当期税金費用および繰延税金資産の変動は純損益およびその他の包括利益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される項目に関連する場合には、法人税のうちの該当する金額がそれぞれ、その他の包括利益に認識される、または資本に直接認識される。

当期税金費用は、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用した、当期の課税所得に係る予想未払税額および過年度の未払税金に対する調整額である。

繰延税金資産は、資産および負債の財務報告上の帳簿価額と課税基準の差額である、減算一時差異から発生する。繰延税金資産は、未使用の税務上の欠損金および未使用の税額控除からも発生する。資産および負債の当初認識時から発生する差額を除き、すべての繰延税金資産は、当該資産が利用できる将来の課税所得の実現可能性が高い場合に限り、認識される。

繰延税金の認識額は、当該資産および負債の帳簿価額の実現または決済において予想される方法に基づき、報告期間の期末時点の実効税率または実質的な実効税率を使用して測定される。繰延税金資産および負債は割り引かれない。

当期税金残高および繰延税金残高ならびにその変動は、それぞれ個別に表示され、相殺されない。当社が当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的強制力のある権利を有する場合に限り、当期税金資産は当期税金負債と相殺され、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺される。相殺の原則は通常、同一の税務当局が同一の課税企業に課す法人税に対して適用される。

(j) 関連当事者

(a) 個人または当該個人の近親者は、当該個人が次のいずれかに該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当社に対する支配または共同支配を有している。
- () 当社に対する重要な影響力を有している。あるいは
- () 当社または当社の親会社の経営幹部の一員である。

(b) 企業は、次のいずれかの条件に該当する場合には、当社と関連がある。

- () 当該企業および当社が同一のグループの一員である（これは、親会社、子会社および兄弟会社は互いに関連があることを意味している）。
- () 一方の企業が、他方の企業の関連会社または共同支配企業（あるいは他方の企業が一員となっているグループの一員の関連会社または共同支配企業）である。
- () 双方の企業が同一の第三者の共同支配企業である。
- () 一方の企業が第三者の共同支配企業であり、他方の企業が当該第三者の関連会社である。
- () 当該企業が当社または当社と関連がある企業のいずれかの従業員の給付のための退職後給付制度である。
- () 当該企業が (a) に示した個人に支配または共同支配されている。
- () (a) () に示した個人が当該企業に重要な影響力を有しているか、あるいは当該企業（または当該企業の親会社）の経営幹部の一員である。
- () 当該事業体、あるいはその一部であるグループの一員が、当社または当社の親会社に経営幹部サービスを提供する。

個人の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与えるか、または影響されると予想される親族の一員のことである。

（k）金融商品

（ ）当初認識

金融商品は当初、公正価値で測定されるが、これは通常、取引価格と同額である。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債以外の金融資産または金融負債の場合、当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用が公正価値に加えられる。

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約上の規定の当事者になった日に認識する。金融資産の通常の売買は、取引日基準を用いて認識される。当該取引日から、金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益が計上される。

（ ）分類と事後測定

（A）金融資産の分類

当初認識時に、当社は償却原価またはF V T P Lで測定する金融資産を分類する。

金融資産は、以下の要件をともに満たし、かつ、F V T P Lとして指定されていない場合、償却原価で測定される。

- 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されていること
- その契約条件により、元本および利息の支払のみ（以下「S P P I」という。）であるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

当社のその他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

当社は、金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する際に、以下を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮している。

- 文書化された投資戦略と当該戦略の実施。これには、投資戦略が契約上の受取利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションに関連する負債のデュレーションまたは予想キャッシュ・アウトフローと対応させること、あるいは資産の売却によりキャッシュ・フローを実現することに焦点を当てているかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンスが、どのように評価され、当社の経営陣に報告されているか
- 事業モデル（および当該事業モデルの中で保有されている金融資産）の業績に影響を与えるリスクと、当該リスクが管理されている方法
- 当該事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか（例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか）
- 過年度における金融資産の売却の頻度、量および時期、当該売却の売却の理由、ならびに将来の売却活動についての予想

売買目的で保有されている金融資産または公正価値に基づいて管理と業績評価が行われている金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているのではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方のために保有されているのでもないため、F V T P Lで測定される。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「金利」とは、貨幣の時間価値、特定の期間における元本残高に関する信用リスクならびに他の基本的な融資リスクおよびコスト（例えば、流動性リスクおよび管理コスト）への対価と利益マージンとして定義される。

契約上のキャッシュ・フローがS P P Iであるかどうかを評価する際に、当社は当該商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産がこの条件を満たさないような契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかを評価することが含まれる。当社は、この評価を行うにあたり、以下の事項を考慮している。

- キャッシュ・フローの金額またはタイミングを変更する偶発的事象
- レバレッジ要素
- 期限前償還要素と期限延長要素
- 当社の請求権を特定の資産からのキャッシュ・フロー（例えば、ノンリコース要素）に限定する条件
- 貨幣の時間的価値の考慮（例えば、金利の定期的な再設定）を修正する要素

分類変更

金融資産は、当社が金融資産の管理に関する事業モデルを変更した後の期間を除き、当初認識後に再分類されない。

（Ｂ）金融資産の分類

貸付金および債権

貸付金および債権には、兄弟会社に対する債権、売掛金およびその他の資産ならびに現金および現金同等物が含まれている。これらの資産は実効金利法による償却原価で測定される。

その他の金融負債

金融負債には、兄弟会社に対する債務、買掛金および未払費用が含まれている。これらの負債は実効金利法による償却原価で測定される。

（ ）認識の中止

金融資産は、当該金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは当該金融資産とともに所有に関する実質的にすべてのリスクおよび経済価値が譲渡された場合に、認識が中止される。

金融負債は、契約で特定された債務が免除、解消あるいは消滅した場合に、認識が中止される。

当社は、認識の中止に際して純損益およびその他の包括利益計算書に認識される実現損益の決定に加重平均法を利用している。

（ ）相殺

認識額を相殺する法的強制力のある権利があり、純額ベースでの決済、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合、金融資産と金融負債は相殺され、その純額が財政状態計算書に計上される。

（ ）減損

当社は、償却原価で測定する金融資産について、ECLに対する損失評価引当金を認識している。

当社は、12ヶ月のECLで測定される以下の金融資産を除き、全期間のECLに等しい金額で損失評価引当金を測定する。

- 報告日において信用リスクが低いと判断される金融資産
- 信用リスク（すなわち、資産の予想存続期間にわたって債務不履行が発生するリスク）が当初認識以降に著しく増大していないその他の金融資産

当社は、期限経過が30日超である場合、金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定する。

当社は、信用リスク格付が「投資適格」という世界的に理解されている定義と同等である場合、金融商品の信用リスクは低いとみなしている。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたって生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECLである。

12ヶ月間のECLは、報告日から12ヶ月以内（または、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間）に生じ得る債務不履行事象から生じるECLの一部である。

ECLを見積もる際に考慮すべき最長の期間は、当社が信用リスクにさらされる最長の契約期間である。

ECLの測定

ECLは、信用損失の確率加重した見積りである。信用損失は、すべてのキャッシュ不足額（すなわち、当社が契約に従って受け取るべきキャッシュ・フローと、当社が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額）の現在価値として測定される。

ECLは金融資産の実効金利で割り引かれる。

信用減損金融資産

当社は、各報告日において、償却原価で計上されている金融資産が信用減損しているかどうかを評価している。金融資産は、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を及ぼす1つまたは複数の事象が生じている場合に、「信用減損」している。

金融資産が信用減損している証拠には、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 発行者または債務者の重大な財政的困難
- 契約違反（債務不履行または90日超の期限経過事象など）
- 借手が破産または他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

財政状態計算書におけるECL引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、資産の総額での帳簿価額から控除される。

直接償却

当社がある金融資産全体または一部分の回収に合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額は直接償却される。

2 売上高

当社の主たる事業は、投資運用サービスの提供である。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
受取投資運用報酬	39,835,244	57,356,942
	39,835,244	57,356,942

3 その他の利益純額

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
兄弟会社の銀行における預金からの受取利息	2,992,020	1,477,579
為替差益（差損）	135,570	(154,827)
	<u>3,127,590</u>	<u>1,322,752</u>

4 税引前利益

税引前利益は、以下の借方計上後の金額で計上されている。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
支払管理報酬	4,666,331	19,628,027
支払サブ・マネージャー報酬	4,078,536	6,636,458
弁護士および専門家報酬	10,742,855	10,790,292
監査報酬	468,286	468,148
その他	92,146	1,113,801
	<u></u>	<u></u>

5 法人税

（a）純損益およびその他の包括利益計算書に係る法人税は以下の通りである。

純損益およびその他の包括利益計算書に係る課税は以下の通りである。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
当期税金費用 - 香港利得税		
過年度に係る超過引当金	(19,989)	(274,006)
当期の香港利得税に対する引当金	3,261,875	3,085,307
繰延税金		
一時差異の発生および解消	2,996	3,529
	<u>3,244,882</u>	<u>2,814,830</u>

当期の香港利得税に対する引当金は、見積課税所得の16.5%（2018年：16.5%）で計算されている。

(b) 法人税と適用税率で算定された会計上の利益の調整：

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
税引前利益	22,914,680	20,042,968
税率16.5%（2018年：16.5%）での 税引前利益に係る想定税額	3,780,923	3,307,090
非課税所得および損金不算入損失の税効果	(516,052)	(218,254)
過年度に係る超過引当金	(19,989)	(274,006)
実際の税金費用	3,244,882	2,814,830

(c) 財政状態計算書に係る法人税は以下の通りである。

財政状態計算書に係る当期の課税は以下の通りである。

	注記	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
当期の繰越税金		881,075	826,688
仮払利得税		(460,513)	(2,756,914)
過年度に係る利得税に対する 引当金残高		(19,989)	(274,006)
当期の香港利得税に対する引当金	5 (a)	3,261,875	3,085,307
		3,662,448	881,075

繰延税金資産認識額：

財政状態計算書において認識される繰延税金資産の内訳および当事業年度における変動は、以下の通りである。

	注記	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
2019年1月1日現在		22,749	26,278
純損益およびその他の 包括利益計算書への借方計上額	5 (a)	(2,996)	(3,529)
2019年12月31日現在		19,753	22,749

2019年12月31日現在、認識されていない、または引当計上されていない重要な繰延税金資産または負債はなかった（2018年：ゼロ）。

6 取締役の報酬

香港会社法の第383条（１）および社内規定のパート２（取締役の給付に関する情報の開示）に準拠して開示される取締役の報酬は以下の通りである。

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
取締役の報酬	-	-
給与、手当および現物給付	7,478,000	8,664,708
変動賞与	8,494,866	14,381,096
株式報酬	2,131,543	1,830,923
退職制度への拠出額	740,100	758,100
	<u>18,844,509</u>	<u>25,634,827</u>

7 現金および現金同等物

2019年12月31日および2018年12月31日現在、現金および現金同等物は、兄弟会社の銀行に保有されている預金を表している。

8 兄弟会社に対する債権債務

兄弟会社に対する債権債務は、無担保、無金利であり、要求に応じて返済される。

9 売掛金およびその他の資産

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
未収投資運用報酬	5,444,468	7,283,614
未収弁護士および専門家報酬	3,731,358	82,725
	<u>9,175,826</u>	<u>7,366,339</u>

未収税金を除いた上記の未収報酬はすべて、当社が運用するファンドから支払われる。すべての未収報酬は、無金利、無担保であり、３ヶ月以内に決済される見込みである。

10 買掛金および未払費用

	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
未払サブ・マネージャー報酬	580,425	2,615,365
未払弁護士および専門家報酬	4,840,130	984,433
その他	460,648	460,648
	<u>5,881,203</u>	<u>4,060,446</u>

未払サブ・マネージャー報酬には、兄弟会社に対する債務が580,425香港ドル（2018年：2,350,065香港ドル）含まれていた。すべての買掛金および未払費用は、無金利、無担保であり、3ヶ月以内に決済される見込みである。

11 株式資本

(a) 発行済株式資本

	2019年		2018年	
	株数	金額 香港ドル	株数	金額 香港ドル
発行済、全額払込済普通株式：				
1月1日および12月31日現在	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

香港会社法の第135条に準拠して、当社の普通株式は無額面株式である。

普通株式の株主には、折々に宣言される配当を受け取る権利があり、当社の株主総会において1株につき1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残存資産に関して同等に位置づけられている。

(b) 資本管理

資本管理における当社の主たる目的は、継続企業として存続する当社の能力を保護することである。当社はある大規模なグループの一部であるため、当社の追加資本の源泉および余剰資金の分配に関する方針は、当該グループの資本管理目的の影響も受けることがある。

当社は、資本のすべての構成要素を含めて「資本」として定義している。この基準において、2019年12月31日現在の資本金額は255,868,662香港ドル（2018年：236,198,864香港ドル）であった。

当社の資本構造は、当社が所属するグループの資本管理の方策に配慮して定期的に見直され、管理されている。当社の資本構造の調整は、当社またはグループに影響を及ぼす経済環境の変化を考慮し、当社に対する取締役会の忠実義務または香港会社法の要件と矛盾しない範囲で行われる。取締役会による当社の資本構造の見直しの結果は、配当が宣言される場合に、配当水準を決定するための基準として使用される。

香港証券先物法に基づき登録された認可企業として、当社は香港証券先物（金融資源）規則（以下「F R R」という。）の資本規制の対象にもなっている。流動資本の最低必要額は、100,000香港ドルとF R Rで定められた必要流動資本のいずれか高い方である。当社は、F R Rの要件を遵守していることを日次ベースでモニターしている。当事業年度中、当社は常にF R Rの要件を遵守していた。

12 金融商品

信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクならびに為替リスクに対するエクスポージャーは、当社の通常の営業過程において生じる。これらのリスクは、下記の当社の財務管理方針および施策によって管理されている。

（ a ）信用リスク

当社の信用リスクは、主に兄弟会社の銀行に保有されている現金および現金同等物、当社の投資運用活動により生じる未収報酬に起因する。経営陣は、信用方針を整備しており、信用リスクのエクスポージャーを継続的にモニターしている。

未収運用報酬は定期的に見直され、定期的なスケジュールで決済される。兄弟会社に対する債権については、経営陣は、グループ会社に預け入れている金融資産の不履行リスクは僅少であると考えている。

信用リスクの最大エクスポージャーは、報告期間の期末時点の当該金融資産の帳簿価額に相当する。

（ b ）流動性リスク

当社の方針により、短期および長期の流動性要件を満たすための十分な現金の維持を確保する目的で、現在の流動性要件と予想される流動性要件を定期的にモニターしている。

2019年12月31日および2018年12月31日現在、すべての金融負債は1年以内に満期が到来するか、または、要求に応じて返済される。金融負債の最も早い契約上の決済日の詳細は、注記8および10に開示されている。

（ c ）金利リスク

当社は、当社が現金および現金同等物に係る銀行利息を得る範囲でのみ、金利リスクにさらされている。

感応度分析

以下の表は、報告期間の期末時点で、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合の金利の変動の見積りに対応する当社の税引前利益の変動の見積りを表している。

	2019年		2018年	
	税引前利益の 増加／(減少) 香港ドル		税引前利益の 増加／(減少) 香港ドル	
金利の変動				
- 増加	-	-	0.28%	689,064
- 減少	(0.33)%	(831,600)	-	-

上記の感応度分析は、報告期間の期末時点で金利の変動が生じており、かつ、報告期間の期末時点で金利リスクのある当社保有の金融商品の再測定に当該金利を適用したと仮定した場合に生じると考えられる、当社の税引前利益に対する通年計算による影響額を表している。感応度分析は、2018年と同じ基準で実施されている。

(d) 為替リスク

為替リスクは、為替レートの変動が金融商品の価値に影響を与える可能性によって生じる。

為替リスクのエクスポージャーを最小化するため、経営陣は、相殺が必要な外貨を直物レートで売買することにより正味エクスポージャーが許容水準に保たれることを確認している。

() 為替リスクに対するエクスポージャー

当社の機能通貨以外の通貨建である資産および負債の認識額から生じた為替リスクに対する、当社の報告期間の期末時点のエクスポージャーの詳細は以下の表の通りである。

	2019年			2018年		
	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当	豪ドル建 香港ドル相当	日本円建 香港ドル相当	米ドル建 香港ドル相当
現金および現金同等物	2,989	627,403	4,228,327	711,629	2,857,720	8,149,638
兄弟会社に対する債権	-	580,425	192,949	-	-	132,034
売掛金およびその他の資産	-	12,298,268	3,419,155	-	7,047,878	293,661
買掛金および未払費用	-	(4,605,392)	(807,961)	-	(4,028,308)	428,510
兄弟会社に対する債務	-	(394)	(1,212,795)	(11,820)	(3,434,604)	(13,077,290)
正味エクスポージャー	2,989	8,900,310	5,819,675	699,809	2,442,686	(4,073,447)

香港ドルは米ドルに対するペッグ制が施行されているため、当社は米ドルと香港ドルの為替レート変動のリスクは重要ではないと考えている。

() 感応度分析

以下の表は、他のすべてのリスク変数を一定と仮定した場合に、報告期間の期末時点で当社が多額のエクスポージャーを有している為替レートが同日に変更された場合に生じると考えられる当社の税引前利益の瞬間的な変動を表している。

	2019年		2018年	
	為替レートの上昇／（下落）	税引前利益の増加／（減少） 香港ドル	為替レートの上昇／（下落）	税引前利益の増加／（減少） 香港ドル
豪ドル	- (4.35)%	- (130)	2.04% (1.05)%	14,280 (7,327)
日本円	5.77% -	513,516 -	0.26% -	6,415 -

感応度分析では、為替レートの変動が、報告期間の期末時点で為替リスクのある当社保有の金融商品の再測定に適用されたと仮定し、機能通貨以外の通貨建である内部取引による債権債務を含めている。感応度分析は、2018年と同じ基準で実施されている。

(e) 金融資産および負債の公正価値

金融資産および負債の公正価値は、2019年12月31日および2018年12月31日現在の財政状態計算書の帳簿価額と大きな相違はないと考えられる。

13 重要な関連当事者取引

本財務書類において別途開示されている取引の他、当社は、通常の営業過程において関連当事者と以下の取引を行った。

(a) 受取報酬および支払報酬

	注記	2019年 香港ドル	2018年 香港ドル
受取報酬			
受取投資運用報酬	()	39,835,244	57,356,942
支払報酬			
支払サブ・マネージャー報酬	()	1,900,215	3,290,514

() 当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・マネージャーである。

- 米ドル建元本確保型ダウ・ジョーンズ工業株価平均連動ファンド（2008 - 12）早期償還条項なし（以下「ファンド・シリーズ1」という。）（2019年2月6日に償還）
- 豪ドル建元本確保型日経225連動ファンド（2009 - 01）早期償還条項なし（以下「ファンド・シリーズ4」という。）（2019年3月13日に償還）
- 円建 / 日経225連動ファンド2009 - 02（最安値参照 / ノックイン型）早期償還条項なし（以下「ファンド・シリーズ6」という。）（2019年4月18日に償還）
- カントリー・セクター 外貨建てシリーズ（米ドル建）（以下「ファンド・シリーズ12」という。）（2019年1月31日に償還）
- ハイブリッド・トライ・アセット・ファンド（円建）（以下「ファンド・シリーズ14」という。）
- ワールド・C B・ファンド（円建）（以下「ファンド・シリーズ15」という。）（2019年7月8日に償還）
- アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「ファンド・シリーズ18」という。）
- メキシコ・ボンド・ファンド（以下「ファンド・シリーズ19」という。）
- テンプルトン世界債券ファンド 外貨建てシリーズ（以下「ファンド・シリーズ20」という。）
- グローバル・バランス・プラス・ファンド（以下「ファンド・シリーズ25」という。）
- ノース・アメリカン・エクイティ・インカム・カバード・コール・ストラテジー・ファンド（以下「ファンド・シリーズ26」という。）
- 米国成長株集中投資ファンド 外貨建てシリーズ（以下「ファンド・シリーズ27」という。）
- トレジャリー・プレミアム・プラス・ファンド（以下「ファンド・シリーズ28」という。）
- フィクスト・インカム・ファンド（以下「ファンド・シリーズ30」という。）
- トレジャリー・プレミアム・プラス ファンド（以下「ファンド・シリーズ31」という。）
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1703（以下「ファンド・シリーズ32」という。）
- 高配当日本株リスクコントロール型（以下「ファンド・シリーズ33」という。）
- 米ドル建て償還時目標設定型ファンド1710（以下「ファンド・シリーズ34」という。）
- J G B アセット・スワップ・ファンド（以下「ファンド・シリーズ36」という。）
- 日経225連動イントラデイ・ファンド（以下「ファンド・シリーズ37」という。）
- 償還時目標設定型ファンド1802（以下「ファンド・シリーズ38」という。）
- チャイナ・ホンコン・エクイティ・オポチュニティーズ・ファンド（以下「ファンド・シリーズ39」という。）（2019年7月11日に設定）
- 償還時目標設定型ファンド1809（以下「ファンド・シリーズ40」という。）
- 償還時目標設定型ファンド1903（以下「ファンド・シリーズ42」という。）（2019年3月29日に設定）
- フレキシベータ・ファンド（V T 5 ディフェンシブおよびV T 10アクティブ）（以下「ファンド・シリーズ43」という。）（2019年12月20日に設定）
- C G M Y L インデックス・ターゲット・ボラティリティ・ファンド2012（S P）（以下「C G M Y L」という。）
- トルコ債券オープン（毎月決算型）為替アクティブヘッジ（以下「K A M」という。）

当社は当事業年度において以下のファンドのファンド・アドバイザーである。

- 日本厳選プレミアム株式オープン（以下「K A M 日本厳選」という。）（2019年4月10日に償還）

() 当社は、当社の管理下にある以下のファンドから、報酬を受け取る権利を有している。

受取投資運用/助言報酬

ファンド・シリーズ12、14、15、18、19、20、25、26、27、28、30、31、32、33、34、36、37、38、39、40、42、43、C G M Y L、K A Mおよび日本厳選の受取投資運用報酬は、ファンドの純資産価額の年率0.01%から1.8%で計算される。

シリーズ1、4および6の受取投資運用報酬は、発行済受益証券の想定元本の年率0.3%で計算される。

() 当社とシリーズ19および39のサブ・マネージャーとの間で締結されたサブ・マネジメント契約に従い、支払サブ・マネージャー報酬が、受取管理報酬総額のそれぞれ50%および55%で算定され、サブ・マネージャーに支払われる。2019年12月31日現在においてシリーズ19のサブ・マネージャーに支払われた支払サブ・マネージャー報酬総額は、689,282香港ドル（2018年:933,218香港ドル）であったのに対し、シリーズ39については630,508香港ドル（2018年:ゼロ香港ドル）であった。

当社と当社の兄弟会社であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド（以下「C G M L」という。）との間で締結された書面による契約に従い、K A M日本厳選については、C G M Lへの支払データ・サービス報酬は、ファンドの日次の純資産価額に年率0.18%を適用して計算される。2019年12月31日現在においてC G M Lに支払われた支払データ・サービス報酬総額は、580,425香港ドル（2018年:2,357,296香港ドル）であった。

(b) 支払管理報酬

当社は、当社に付帯的な販売サポート・サービスを提供している兄弟会社に管理報酬を支払った。2019年12月31日に終了した報告期間における支払管理報酬は、4,666,331香港ドル（2018年:19,628,027香港ドル）であった。

(c) 経営幹部の報酬

注記6に開示されている取締役の報酬以外に、他の経営幹部の報酬はない。

特定の経営幹部に対して合計18,844,509香港ドル（2018年:25,634,827香港ドル）の報酬を含む開示金額が、当社のグループ会社によって支払われた。当社は、経営幹部の役務の提供についてグループ会社を直接補償しなかった。

14 直接の親会社および最終的な支配会社

2019年12月31日現在、取締役会は、当社の直接の親会社は、香港で設立されたシティグループ・グローバル・マーケッツ・ホンコン・ホールディングス・リミテッドであるとみなしている。同社は財務書類を作成しているが、公衆の閲覧に供されていない。2019年12月31日現在の当社の最終的な支配会社は、米国で設立されたシティグループ・インクであるとみなされる。シティグループ・インクは米国で一般に認められる会計原則に基づき連結財務書類を作成しており、公衆の閲覧に供されている。

15 公表されているが2019年12月31日に終了した事業年度において未発効の修正、新基準および解釈指針の潜在的影響

本財務書類の公表日までに、HKICPAは2019年12月31日に終了した事業年度において未発効で、本財務書類に適用されていない、多くの修正、新基準および解釈指針を公表した。本財務書類には、当社に関連する可能性がある以下が含まれている。

以下の日付以降に開始する
会計期間より適用

IAS第1号およびIAS第8号における
「重要性がある」の定義の修正2020年1月1日

2020年1月1日

当社は、これらの修正が初度適用の期間に及ぼす影響について評価中である。これまでのところ、これらの修正の適用が本財務書類に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えている。

16 後発事象

新型コロナウイルス（COVID-19）は、2020年3月11日に世界保健機関によりパンデミックとして分類され、世界の国々に影響を与えている。COVID-19による潜在的な影響は、特に、経済状況、事業および消費者への影響を含め、依然として不透明である。当社への影響の範囲は不明であるが、当社の事業、経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

これは修正を要しない事象であり、状況は急速に変化し続けているため、現時点では、財務上の影響を見積もることはできない。

[次へ](#)

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of profit or loss and other comprehensive income for the year ended 31 December 2019

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2019	2018
		\$	\$
Turnover	2	39,835,244	57,356,942
Other net gain	3	3,127,590	1,322,752
Other operating expenses		<u>(20,048,154)</u>	<u>(38,636,726)</u>
Profit before taxation	4	22,914,680	20,042,968
Income tax	5(a)	<u>(3,244,882)</u>	<u>(2,814,830)</u>
Profit for the year		19,669,798	17,228,138
Other comprehensive income for the year		<u>-</u>	<u>-</u>
Total comprehensive income for the year		<u>19,669,798</u>	<u>17,228,138</u>

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

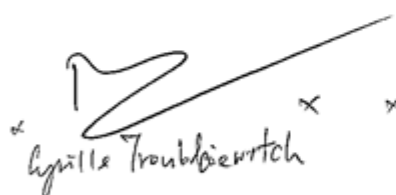
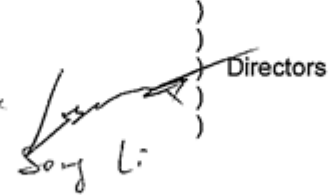
Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of financial position as at 31 December 2019

(Expressed in Hong Kong dollars)

	Note	2019	2018
		\$	\$
Non-current asset			
Deferred tax assets	5(c)	<u>19,753</u>	<u>22,749</u>
Current assets			
Cash and cash equivalents	7	257,483,338	253,284,299
Amounts due from fellow subsidiaries	8	773,374	132,034
Accounts receivable and other assets	9	<u>9,175,826</u>	<u>7,366,339</u>
		<u>267,432,538</u>	<u>260,782,672</u>
Current liabilities			
Accounts payable and accrued expenses	10	5,881,203	4,060,446
Amounts due to fellow subsidiaries	8	2,039,978	19,665,036
Tax payables	5(c)	<u>3,662,448</u>	<u>881,075</u>
		<u>11,583,629</u>	<u>24,606,557</u>
Net current assets		<u>255,848,909</u>	<u>236,176,115</u>
NET ASSETS		<u>255,868,662</u>	<u>236,198,864</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Share capital	11(a)	2,000,200	2,000,200
Retained earnings		<u>253,868,462</u>	<u>234,198,664</u>
TOTAL EQUITY		<u>255,868,662</u>	<u>236,198,864</u>

Approved and authorised for issue by the board of directors on **28 APR 2020**



 Directors

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of changes in equity
for the year ended 31 December 2019
(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Share capital \$</i>	<i>Retained earnings \$</i>	<i>Total \$</i>
Balance at 1 January 2018	2,000,200	216,970,526	218,970,726
Total comprehensive income for the year	-	17,228,138	17,228,138
Balance at 31 December 2018	2,000,200	234,198,664	236,198,864
Balance at 1 January 2019	2,000,200	234,198,664	236,198,864
Total comprehensive income for the year	-	19,669,798	19,669,798
Balance at 31 December 2019	2,000,200	253,868,462	255,868,662

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

Statement of cash flows
for the year ended 31 December 2019
(Expressed in Hong Kong dollars)

	<i>Note</i>	2019	2018
		\$	\$
Operating activities			
Profit before taxation		22,914,680	20,042,968
Adjustment for:			
Interest income	3	<u>(2,992,020)</u>	<u>(1,477,579)</u>
Operating cashflow before changes in working capital		19,922,660	18,565,389
(Increase)/decrease in amounts due from fellow subsidiaries		(641,340)	111,708
(Increase)/decrease in accounts receivable and other assets		(1,809,488)	4,789,899
Increase/(decrease) in accounts payable and accrued expenses		1,820,757	(376,224)
(Decrease)/increase in amounts due to fellow subsidiaries		<u>(17,625,058)</u>	<u>9,816,813</u>
Net cash generated from operations		<u>1,667,531</u>	<u>32,907,585</u>
Hong Kong profits tax paid		<u>(460,512)</u>	<u>(2,756,914)</u>
Net cash generated from operating activities		<u>1,207,019</u>	<u>30,150,671</u>
Investing activity			
Interest received		<u>2,992,020</u>	<u>1,477,579</u>
Net cash generated from investing activity		<u>2,992,020</u>	<u>1,477,579</u>
Net increase in cash and cash equivalents		4,199,039	31,628,250
Cash and cash equivalents at 1 January		<u>253,284,299</u>	<u>221,656,049</u>
Cash and cash equivalents at 31 December	7	<u>257,483,338</u>	<u>253,284,299</u>

The notes on pages 11 to 31 form part of these financial statements.

Notes to the financial statements

(Expressed in Hong Kong dollars)

1 Significant accounting policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs"), which collective term includes all applicable individual Hong Kong Financial Reporting Standards, Hong Kong Accounting Standards ("HKASs") and Interpretations issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. Significant accounting policies adopted by the Company are disclosed below.

The HKICPA has issued certain new and revised HKFRSs that are first effective or available for early adoption for the current accounting period of the Company. Note 1(c) provides information on any changes in accounting policies resulting from initial application of these developments to the extent that they are relevant to the Company for the current and prior accounting periods reflected in these financial statements.

(b) Basis of preparation of the financial statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The Company has chosen Hong Kong dollars as its functional currency which reflects the economic substance of the underlying assets and circumstances relevant to the Company. All values are rounded to the nearest Hong Kong dollar, unless otherwise indicated.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

1 Significant accounting policies (continued)**(c) Changes in accounting policies**

A number of new standards are effective from 1 January 2019 but they do not have a material effect on the Company's financial statements.

(d) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand, demand deposits with banks and other financial institutions, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) Revenue and other income

Income is classified by the Company as revenue when it arises from the trading activities, the provision of services in the ordinary course of the Company's business.

Revenue is recognised when control over a product or service is transferred to the customer, or the lessee has the right to use the asset, at the amount of promised consideration to which the Company is expected to be entitled, excluding those amounts collected on behalf of third parties.

Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the customer for more than 12 months, revenue is measured at the present value of the amount receivable, discounted using the discount rate that would be reflected in a separate financing transaction with the customer, and interest income is accrued separately under the effective interest method. Where the contract contains a financing component which provides a significant financing benefit to the Company, revenue recognised under that contract includes the interest expense accreted on the contract liability under the effective interest method. The Company takes advantage of the practical expedient in paragraph 63 of HKFRS 15 and does not adjust the consideration for any effects of a significant financing component if the period of financing is 12 months or less.

Further details of the Company's revenue and other income recognition policies are as follows:

- Fee income is recognised when the relevant services have been rendered.
- Interest income is recognised as it accrues using the effective interest method.

1 Significant accounting policies (continued)**(f) Provisions and contingent liabilities**

Provisions are recognised when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events, are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Accounts and other receivables

Accounts and other receivables are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost using the effective interest method, less allowance for credit losses (see note 1(k)(v)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less allowance for impairment of doubtful debts.

Impairment losses for bad and doubtful debts are recognised when there is objective evidence of impairment and are measured as the difference between the carrying amount of the financial asset and the estimated future cash flows, discounted at the asset's original effective interest rate where the effect of discounting is material.

Objective evidence of impairment includes observable data that comes to the attention of the Company about events that have an impact on the asset's estimated future cash flows such as significant financial difficulty of the debtor.

(h) Translation of foreign currencies

Foreign currency transactions during the year are translated into Hong Kong dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into Hong Kong dollars at the exchange rates ruling at the end of reporting period. Exchange gains and losses are recognised in statement of profit or loss and other comprehensive income.

1 Significant accounting policies (continued)

(i) *Income tax*

Income tax for the year comprises current tax and movements in deferred tax assets and liabilities. Current tax and movements in deferred tax assets are recognised in the statement of profit or loss except to the extent that they relate to items recognised in other comprehensive income or directly in equity, in which case the relevant amounts of tax are recognised in other comprehensive income or directly in equity, respectively.

Current tax is the expected tax payable on the taxable income for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of the reporting period, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax assets arise from deductible temporary differences, being the differences between the carrying amounts of assets and liabilities for financial reporting purposes and the tax bases. Deferred tax assets also arise from unused tax losses and unused tax credits. Apart from differences which arise on initial recognition of assets and liabilities, all deferred tax assets to the extent that it is probable that future taxable profits will be available against which the asset can be utilised, are recognised.

The amount of deferred tax recognised is measured based on the expected manner of realisation or settlement of the carrying amount of the assets and liabilities, using tax rates enacted or substantively enacted at the end of reporting period. Deferred tax assets and liabilities are not discounted.

Current tax balances and deferred tax balances, and movements therein, are presented separately from each other and are not offset. Current tax assets are offset against current tax liabilities, and deferred tax assets against deferred tax liabilities if, and only if, the Company has the legally enforceable right to set off current tax assets against current tax liabilities. The principle of offsetting usually applies to income tax levied by the same tax authority on the same taxable entity.

(j) *Related parties*

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.

1 Significant accounting policies (continued)

- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
- (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).
 - (viii) The entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the Company's parent.

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(k) Financial instruments**(i) Initial recognition**

Financial instruments are measured initially at fair value, which normally will be equal to the transaction price, plus, in case of a financial asset or financial liability not held at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

The Company recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. A regular way purchase or sale of financial assets is recognised using trade date accounting. From this date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded.

1 Significant accounting policies (continued)

(ii) Classification and subsequent measurement

(A) Classification of financial assets

On initial recognition, the Company classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL.

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI")

All other financial assets of the Company are measured at FVTPL.

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Company considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Company's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the managers of the business are compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity

Financial assets that are held for trading or managed and whose performance is evaluated on a fair value basis are measured at FVTPL because they are neither held to collect contractual cash flows nor held both to collect contractual cash flows and to sell financial assets.

1 Significant accounting policies (continued)*Assessment whether contractual cash flows are SPPI*

For the purposes of this assessment, 'principal' is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. 'Interest' is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Company considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Company considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Company's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates)

Reclassifications

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition, except in the period after the Company changes its business model for managing financial assets.

(B) Classification of financial assets*Loans and receivables*

Loans and receivables include amounts due from fellow subsidiaries, accounts receivable and other assets and cash and cash equivalents. These assets are measured at amortised cost using the effective interest method.

Other financial liabilities

Financial liabilities includes amount due to fellow subsidiaries and accounts payable and accrued expenses. These liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method.

(iii) Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual rights to receive the cash flows from the financial asset expire, or where the financial asset together with substantially all the risks and rewards of ownership, have been transferred.

1 Significant accounting policies (continued)

A financial liability is derecognised when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

The Company uses the weighted average method to determine realised gains and losses to be recognised in the statement of profit or loss and other comprehensive income on derecognition.

(iv) Offsetting

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position where there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

(v) Impairment

The Company recognises loss allowances for ECLs on financial assets measured at amortised cost.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition

The Company assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

The Company considers a financial instrument to have low credit risk when its credit risk rating is equivalent to the globally understood definition of 'investment grade'.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months).

The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

1 Significant accounting policies (continued)

Measurement of ECLs

ECLs are the probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Company expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

Credit-impaired financial assets

At each reporting date, the Company assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is 'credit-impaired' when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation

Presentation of allowance for ECLs in the statement of financial position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

Write-off

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Company has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

2 Turnover

The principal activity of the Company is the provision of investment management services.

	2019 \$	2018 \$
Investment management fee income	39,835,244	57,356,942
	<u>39,835,244</u>	<u>57,356,942</u>

3 Other net gain

	2019 \$	2018 \$
Interest income from bank deposits with a fellow subsidiary bank	2,992,020	1,477,579
Foreign exchange gain/(loss)	135,570	(154,827)
	<u>3,127,590</u>	<u>1,322,752</u>

4 Profit before taxation

Profit before taxation is arrived at after charging:

	2019 \$	2018 \$
Management fee expenses	4,666,331	19,628,027
Sub-manager fee expenses	4,078,536	6,636,458
Legal and professional fee	10,742,855	10,790,292
Auditors' remuneration	468,286	468,148
Others	92,146	1,113,801
	<u></u>	<u></u>

5 Income tax**(a) Income tax in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:***Taxation in the statement of profit or loss and other comprehensive income represents:*

	2019 \$	2018 \$
Current tax - Hong Kong Profits Tax		
Over-provision in respect of the prior year	(19,989)	(274,006)
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	3,261,875	3,085,307
Deferred tax		
Origination and reversal of temporary differences	2,996	3,529
	<u>3,244,882</u>	<u>2,814,830</u>

The provision for Hong Kong Profits Tax for the year is calculated at 16.5% (2018: 16.5%) of the estimated assessable profits.

(b) Reconciliation between income tax and accounting profit at applicable tax rates:

	2019	2018
Profit before taxation	<u>22,914,680</u>	<u>20,042,968</u>
Notional tax on profit before taxation at 16.5% (2018: 16.5%)	3,780,923	3,307,090
Tax effect of non-taxable income and non-deductible loss	(516,052)	(218,254)
Over-provision in respect of prior year	<u>(19,989)</u>	<u>(274,006)</u>
Actual tax expense	<u>3,244,882</u>	<u>2,814,830</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019**5 Income tax (continued)****(c) Income tax in the statement of financial position represents:***Current taxation in the statement of financial position represents:*

	Note	2019 \$	2018 \$
Current taxation bought forward		881,075	826,688
Provisional Profits Tax Paid		(460,513)	(2,756,914)
Balance of Profits Tax provision relating to prior years		(19,989)	(274,006)
Provision for Hong Kong Profits Tax for the year	5(a)	3,261,875	3,085,307
		<u>3,662,448</u>	<u>881,075</u>

Deferred tax assets recognised:

The components of deferred tax assets recognised in the statement of financial position and the movements during the year are as follows:

	Note	2019 \$	2018 \$
At 1 January 2019		22,749	26,278
Charged to statement of profit or loss and other comprehensive income	5(a)	(2,996)	(3,529)
At 31 December 2019		<u>19,753</u>	<u>22,749</u>

As at 31 December 2019, there is no significant deferred tax asset or liability not recognised or provided for (2018: \$Nil).

6 Directors' emoluments

Directors' emoluments disclosed pursuant to section 383(1) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulations are as follows:

	2019 \$	2018 \$
Directors' fees	-	-
Salaries, allowances and benefits in kind	7,478,000	8,664,708
Discretionary bonuses	8,494,866	14,381,096
Share based payments	2,131,543	1,830,923
Retirement scheme contributions	740,100	758,100
	<u>18,844,509</u>	<u>25,634,827</u>

Citigroup First Investment Management Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2019

7 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents represent deposits held at a fellow subsidiary bank as at 31 December 2019 and 31 December 2018.

8 Amounts due from/to fellow subsidiaries

The amounts due from/to fellow subsidiaries are unsecured, interest free and repayable on demand.

9 Accounts receivable and other assets

	2019 \$	2018 \$
Investment management fee receivable	5,444,468	7,283,614
Legal and professional fee receivable	3,731,358	82,725
	<u>9,175,826</u>	<u>7,366,339</u>

All of the above fee receivables except tax receivables are due from funds managed by the Company. All the fee receivables are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

10 Accounts payable and accrued expenses

	2019 \$	2018 \$
Sub-manager fee payable	580,425	2,615,365
Legal and professional fee payable	4,840,130	984,433
Others	460,648	460,648
	<u>5,881,203</u>	<u>4,060,446</u>

Included in sub-manager fee payable is an amount due to a fellow subsidiary of \$580,425 (2018: \$2,350,065). All accounts payable and accrued charges are interest free, unsecured and expected to be settled within three months.

11 Share capital**(a) Issued share capital**

	2019		2018	
	No. of shares	Amount \$	No. of shares	Amount \$
Ordinary shares, issued and fully paid:				
At 1 January and 31 December	20,002	2,000,200	20,002	2,000,200

In accordance with section 135 of the Hong Kong Companies Ordinance, the ordinary shares of the Company do not have a par value.

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objective when managing capital is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives.

The Company defines "capital" as including all components of equity. On this basis the amount of capital employed at 31 December 2019 was \$255,868,662 (2018: \$236,198,864).

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company or the requirements of the Hong Kong Companies Ordinance. The results of the directors' review of the Company's capital structure are used as a basis for the determination of the level of dividends, if any, that are declared.

As a licensed corporation registered under the Hong Kong Securities and Futures Ordinance, the Company is also subject to the capital requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Financial Resources) Rules ("FRR"). The minimum liquid capital requirement is the higher of \$100,000 and the variable required liquid capital as defined in the FRR. The Company monitors its compliance with the requirements of the FRR on a daily basis. The Company complied with the requirements of the FRR at all times during the year.

12 Financial instruments

Exposure to credit, liquidity and interest rate risks and foreign currency risk arise in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to cash and cash equivalents held at a fellow subsidiary bank and outstanding fees receivable arising from the Company's investment management activities. Management has a credit policy in place and exposure to credit risks is monitored on an ongoing basis.

Management fee receivables are regularly reviewed and settled on a regular schedule. For the balance due from fellow subsidiaries, management considers the default risk of the financial assets placed with the group companies to be remote.

The maximum exposure to credit risk is equal to the carrying amount of these financial assets as of the end of the reporting period.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its current and expected liquidity requirements to ensure that it maintains sufficient reserves of cash to meet its liquidity requirements in the short and longer term.

At 31 December 2019 and 31 December 2018, all financial liabilities mature within one year or are repayable on demand. Details of the earliest contractual settlement dates of the financial liabilities are disclosed in notes 8 and 10.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and cash equivalents.

Sensitivity analysis

The following table indicates the estimated changes in the Company's profit before tax in response to estimated changes in interest rate with all other variables held constant at the end of the reporting period.

	2019		2018	
		Profit before tax increase/ (decrease)		Profit before tax increase/ (decrease)
	%	\$	%	\$
Changes in interest rate				
- Increase	-	-	0.28	689,064
- Decrease	(0.33)	(831,600)	-	-

12 Financial instruments (continued)

The sensitivity analysis above indicates the annualised impact on the Company's profit before tax that would arise assuming that the change in interest rates had occurred at the end of the reporting period and had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to interest rate risk at the end of reporting period. The analysis is performed on the same basis for 2018.

(d) Currency risk

Currency risk arises from the possibility that changes in foreign exchange rate will impact the value of financial instruments.

To minimise the exposures to foreign currency risk, management ensures that the net exposure is kept at an acceptable level by buying or selling foreign currencies at spot rates where necessary to cover the foreign currencies.

(i) Exposure to currency risk

The following table details the Company's exposure at the end of the reporting period to currency risk arising from recognised assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Company to which they relate.

	2019			2018		
	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent	Australian Dollars HKD equivalent	Japanese Yen HKD equivalent	US Dollars HKD equivalent
Cash and cash equivalents	2,989	627,403	4,228,327	711,629	2,857,720	8,149,638
Amounts due from fellow subsidiaries	-	580,425	192,949	-	-	132,034
Accounts receivable and other assets	-	12,298,268	3,419,155	-	7,047,878	293,661
Accounts payable and accrued expenses	-	(4,605,392)	(807,961)	-	(4,028,308)	428,510
Amounts due to fellow subsidiaries	-	(394)	(1,212,795)	(11,820)	(3,434,604)	(13,077,290)
Overall net exposure	2,989	8,900,310	5,819,675	699,809	2,442,686	(4,073,447)

Hong Kong dollar ("HKD") is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company therefore consider the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

12 Financial instruments (continued)**(ii) Sensitivity analysis**

The following table indicates the instantaneous change on the Company's profit before tax that would arise if foreign exchange rate to which the Company has significant exposure at the end of reporting period had changed at that date, assuming all other risk variables remained constant.

	2019		2018	
	<i>Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %</i>	<i>Increase/ (decrease) on profit before tax \$</i>	<i>Increase/ (decrease) in foreign exchange rates %</i>	<i>Increase/ (decrease) on profit before tax \$</i>
Australian dollars	- (4.35)	- (130)	2.04 (1.05)	14,280 (7,327)
Japanese Yen	5.77 -	513,516 -	0.26 -	6,415 -

The sensitivity analysis assumes that the change in foreign exchange rates had been applied to re-measure those financial instruments held by the Company which expose the Company to foreign currency risk at the end of the reporting period, including intercompany payables and receivables that are denominated in currencies other than the functional currency. The analysis is performed on the same basis for 2018.

(e) Fair values of financial assets and liabilities

The fair values of financial assets and liabilities are considered not to be materially different from the carrying values in the statement of financial position as at 31 December 2019 and 31 December 2018.

13 Material related party transactions

In addition to those disclosed elsewhere in the financial statements, the Company had transactions in the normal course of business with related parties as follows:

(a) Fee income and expenses

	Note	2019 \$	2018 \$
Fee income			
Investment management fee income	(ii)	39,835,244	57,356,942
Fee expenses			
Sub-manager fee expenses	(iii)	<u>1,900,215</u>	<u>3,290,514</u>

(i) The Company is the fund manager of the following funds during the year:

- Principal Protected Dow Jones Industrial Average Linked Fund without Target Auto Redemption (USD) (2008-12) ("Fund Series 1") (Terminated on 6 February 2019)
- Principal Protected Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (AUD) (2009-01) ("Fund Series 4") (Terminated on 13 March 2019)
- Knock-in Type/Lowest Price Reference Nikkei 225 Linked Fund without Target Auto Redemption (JPY) (2009-02) ("Fund Series 6") (Terminated on 18 April 2019)
- Country Selector Foreign Currency Series (USD) ("Fund Series 12") (Terminated on 31 January 2019)
- Hybrid Tri-Asset Fund (JPY) ("Fund Series 14")
- World CB Fund (JPY) ("Fund Series 15") (Terminated on 8 July 2019)
- Asia High Yield Bond Fund ("Fund Series 18")
- Mexico Bond Fund ("Fund Series 19")
- Templeton Global Bond Fund Foreign Currency Series ("Fund Series 20")
- Global Balance Plus Fund ("Fund Series 25")
- North American Equity Income Covered Call Strategy Fund ("Fund Series 26")

13 Material related party transactions (continued)

- US Focused Growth Equity Foreign Currency Series ("Fund Series 27")
- Treasury Premium Plus Fund ("Fund Series 28")
- Fixed Income Fund ("Fund Series 30")
- Treasury Premium Plus II Fund ("Fund Series 31")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1703 ("Fund Series 32")
- JPN High Dividend Equity with Short Index Allocation ("Fund Series 33")
- USD Denominated Target Setting at Maturity Fund 1710 ("Fund Series 34")
- JGB Asset Swap Fund ("Fund Series 36")
- Nikkei 225 Intraday Fund ("Fund Series 37")
- Target Setting at Maturity Fund 1802 ("Fund Series 38")
- China Hong Kong Equity Opportunities Fund ("Fund Series 39") (Launched on 11 July 2019)
- Target Setting at Maturity Fund 1809 ("Fund Series 40")
- Target Setting At Maturity Fund 1903 ("Fund Series 42") (Launched on 29 March 2019)
- Flexibeta Fund (VT5 Defensive and VT10 Active) ("Fund Series 43") (Launched on 20 December 2019)
- CGMYL Index Target Volatility Fund 2012 (SP) ("CGMYL")
- Kokusai Turkish Bond Open (1M) Active Currency Hedge ("KAM")

The Company is the fund advisor of the following fund during the year:

- Japan Prime Selection Premium Equity Open Mother Fund ("KAM Japan Prime Selection") (Terminated on 10 April 2019)

13 Material related party transactions (continued)

- (ii) The Company is entitled to fee income from the following funds under its management:

Investment management/advisory fee income

For Fund Series 12, 14, 15, 18, 19, 20, 25, 26, 27, 28, 30, 31, 32, 33, 34, 36, 37, 38, 39, 40, 42, 43, CGMYL, KAM and Japan Prime Selection, fees are calculated at 0.01% to 1.8% per annum of the net asset value of the funds.

For Series 1, 4 and 6, fees are calculated at 0.3% per annum of the notional amount of units in issue.

- (iii) Pursuant to the sub-management agreement signed between the Company and the sub-managers for Series 19 and 39, the sub-managers' fee expenses are payable to the sub-managers calculated at 50% and 55% respectively of the gross management fee income received. The total sub-managers' fee expenses paid to the sub-managers for Series 19 as at 31 December 2019 amounted to \$689,282 (2018: \$933,218), while amounted to \$630,508 for Series 39 (2018: \$Nil).

Pursuant to the letter agreement signed between the Company and Citigroup Global Markets Limited ("CGML"), a fellow subsidiary of the Company, for KAM Japan Prime Selection, the data service fee expense payable to CGML are calculated at 0.18% per annum applied to the daily net asset value of the fund. The total data service fee expenses paid to CGML as at 31 December 2019 amounted to \$580,425 (2018: \$2,357,296).

(b) Management fee expenses

The Company paid management fee expenses to fellow subsidiaries, which provided ancillary sale support services to the Company. The management fee expense for the reporting period as at 31 December 2019 amounted to \$4,666,331 (2018: \$19,628,027).

(c) Key management personnel emoluments

Besides the directors' emoluments disclosed in note 6, there were no other key management personnel emoluments.

Amounts disclosed include emoluments totalling \$18,844,509 (2018: \$25,634,827) to certain key management personnel were paid by group companies of the Company. The Company did not directly reimburse the group companies for the service provided.

14 Immediate parent and ultimate controlling party

At 31 December 2019, the directors consider the Company's immediate parent to be Citigroup Global Markets Hong Kong Holdings Limited, which was incorporated in Hong Kong. This entity produces financial statements but not available for public use. Its ultimate controlling party at 31 December 2019 is considered to be Citigroup Inc., which was incorporated in the United States of America. Citigroup Inc. produces consolidated financial statements under generally accepted accounting principles in the United States of America, which are available for public use.

15 Possible impact of amendments, new standards and interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2019

Up to the date of issue of these financial statements, the HKICPA has issued a number of amendments, new standards and interpretations which are not yet effective for the year ended 31 December 2019 and which have not been adopted in these financial statements. These include the following which may be relevant to the Company.

*Effective for
accounting periods
beginning on or after*

Amendments to IAS 1 and IAS 8, *Definition of material*
1 January 2020

1 January 2020

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. So far it has concluded that the adoption of them is unlikely to have a significant impact on the financial statements.

16 Subsequent events

A novel strain of coronavirus (COVID-19) was classified as a pandemic by the World Health Organization on 11 March 2020, impacting countries globally. The potential impacts from COVID-19 remain uncertain, including, among other things, on economic conditions, business and consumers. The extent of these impacts on the Company are unclear, although they will likely adversely affect its business, results of operations and financial condition.

This is a non-adjusting event and an estimate of the financial effect cannot be made at the point in time as the situation remains a rapidly evolving one.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の純損益およびその他の包括利益計算書を御参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

受託会社および管理会社の業務は、トラストに対するものに限られず、受託会社および管理会社は、その他の者に対して、受託会社および管理会社が取り決める条件により類似のまたはその他のサービスを自由に提供し、またこれにより支払われる報酬またはその他の金銭を、自らの利用および利益のために保持することができる。管理会社は、管理会社がその他の者に類似のサービスを提供する過程において、またはその他の資格におけるもしくは信託証書に基づくその義務を履行する過程におけるもの以外の何らかの方法によるその業務の過程において、管理会社またはその従業員もしくは代理人の知るところとなった事実または事項に関する通知により影響を受け、または受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うことになるとはみなされない。

適用ある法律および規制に定めるところに従い、信託証書のいかなる記載も、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）が以下に掲げることを行うことを妨げるものではない。

- （a）受益証券の保有者となり、また管理会社が信託証書の当事者でなかった場合に有するものと同一の権利をもって受益証券の保有、処分またはその他取引を行うこと。
- （b）自らの計算において信託財産を構成するいずれかの投資対象と同一または類似の投資対象を買付け、保有しおよび取引すること。ただし、受託会社が、管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）から資産を買付けまたは管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）に対して信託財産を構成する資産を売付ける場合、関連するサブ・ファンドは、公開市場で、同一の規模および同一の性質の取引が信頼性のある相手方との間に行われる際に関連する市場において利用可能な最良の条件をもって取引を実行した場合より劣位の条件には置かれないものとする。
- （c）（前項（b）項に定めるところに従い）受託会社との間に金融取引、銀行取引もしくはその他の取引またはいずれかの受益者または信託財産を構成する証券を有するいずれかの者との間に当該取引を契約しもしくは締結すること、またはかかる契約もしくは取引に関与すること。管理会社（または管理会社が運用するファンドもしくは管理会社の関係者）は、いかなる場合も受益者および受託会社に対する管理会社の義務に基づき、関連する当事者間の関係のみを理由としてかかる契約または取引に関して説明することを要求されないものとする。
- （d）管理会社のいずれかの取締役もしくはパートナーまたは当該取締役の関係者のいずれかの取締役もしくはパートナーが利害関係を有すると管理会社が認識する信託財産に関して、受託会社との間に、または受託会社のために取引を行うこと。ただし、当該利害関係の性質が最初に受託会社に対して開示されることを条件とする。

5 【その他】

（１）定款の変更

総会の特別決議により、管理会社の通常定款は変更することができる。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当なし。

（３）出資の状況

該当なし。

（４）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、12月末日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によりいつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

（イ）資本金の額

2020年10月末日現在、2,592万米ドル（約27億1,123万円）

（ロ）事業の内容

ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、また存続する会社である。受託会社は、世界有数の規模の銀行の一つであるカナダ帝国商業銀行が91.67%の株式を保有している子会社であるCIBCファースト・カリビアン・インターナショナル銀行の間接完全子会社である。1965年に設立された受託会社は、ケイマン諸島における有数の完全に統合された銀行および信託会社の一つであり、銀行業、信託業および投資業のすべての分野の業務を提供している。受託会社は、適時に設立され、有効に存続しており、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2020年改正）の規定に基づく業務を引受けることについて認可を得ている。同社は、ミューチュアル・ファンド法の規定に基づくミューチュアル・ファンド管理者の免許も受けている。

（2）香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイ（「保管会社」および「管理事務代行会社」）

（イ）資本金の額

2019年12月末日現在、普通株式7億5,069万1,060米ドル（約785億円）および優先株式1米ドル（約105円）

（ロ）事業の内容

シティバンク・エヌ・エイおよびその子会社（以下、総称して「シティバンク・エヌ・エイ」という。）は、1814年にアメリカ合衆国において設立されて以来、国内外の顧客に対する保管および決済業務の提供者である。1962年から1990年にかけて、シティバンク・エヌ・エイは、シティバンクの支店、子会社およびコルレス銀行によって組織される国際的な保管ネットワークを設立した。今日、シティバンク・エヌ・エイの国際的な保管ネットワークは、すべての先進市場および新興市場を網羅している。

シティバンク・エヌ・エイは、香港において1970年代の中期から証券業務の提供を開始し、1980年代の中期には完全に運営される保管業務を開始した。今日、香港におけるシティバンク・エヌ・エイの証券業務は、一流の銀行、ファンド・マネージャー、証券業者、保険会社および政府団体による国際的な顧客基盤を有している。

（3）シティコープ・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッド（「名義書換代理人」）

（イ）資本金の額

2020年10月末日現在、9億1,502万6,450香港ドル（約124億円）

（ロ）事業の概要

シティコープ・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッドは、香港九龍觀塘ホイ・バン・ロード83ワン・ベイ・イースト、シティタワーに登録事務所を有する香港のプライベート・リミテッド・カンパニーであり、シティグループの完全子会社である。名義書換代理人の主な業務は、顧客に対する電磁的コミュニケーションおよび情報サービスに関連する取引文書処理および支払業務の提供である。

（４）シティグループ証券株式会社（「代行協会員」）

（イ）資本金の額

2020年10月末日現在、963億7百万円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づく登録を受け、日本において金融商品取引業を行っている。同社の主たる業務は、投資銀行業務、セールス・アンド・トレーディング業務、リサーチ業務である。同社はまた、外国投資信託の日本における販売の取扱いを行っている。

（５）株式会社ＳＭＢＣ信託銀行（「販売会社」）

（イ）資本金の額

2020年10月末日現在、875億5,000万円

（ロ）事業の内容

株式会社ＳＭＢＣ信託銀行は、銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務および併営業務を営んでいる。

２【関係業務の概要】

（１）ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド

ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドは、トラストの受託会社である。受託会社は、信託証書に基づき、各サブ・ファンドの信託財産を構成する投資対象を運用する責任を有する。

受託会社は、以下に掲げる事項を条件として、法律または信託証書に基づき付与された権利、特典、機能、職務、信託および裁量の全部または一部をいずれかの人、機関、団体または法人（管理会社を含むがこれに限られない。）に対して委託する機能を有する。

（ａ）受託会社は、管理会社に対して、当該委託が生ずる前または当該委託の発生後合理的期間内に当該委託について通知するものとする。

（ｂ）受託会社は、各当該委託先が（適用ある限り）信託証書の規定を遵守することを確保するためその合理的な努力のすべてを用いるものとする。

（ｃ）かかる者との間の書面による契約においては、同契約に基づく求償権が関連するサブ・ファンドの信託財産のみに制限され受託会社の自己勘定の資産に及ばないように制限する旨の条項が含まれているものとする。

受託会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結しており、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委譲している。

受託会社は、いかなる時においても、いかなる原因によるものであっても、あるサブ・ファンドの信託財産もしくはその一部もしくはその収益について発生し、またはこれらが被った損失、損害、請求、経費または費用に関して責任を負わない。ただし、かかる損失または損害が受託会社自身の現実の詐欺または故意の不履行によって生じた場合はこの限りではない。

受託会社は、トラストに関する潜在的な債権者との間のいかなる取引においても、支払義務が生じ、かつ当該債権者に対して支払われるべき負債、債務または責任を履行するために当該債権者が関連するサブ・ファンドの資産のみに対して求償権を有することを確保する。

受託会社は、受託会社に対して、当該サブ・ファンドの受託会社として提示され、発生しまたは被ったいかなる訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用（一切の訴訟費用、専門家費用およびその他類

似の費用を含む。)のすべてまたはこれらのいずれかに対して、関連するサブ・ファンドの信託財産から補償を受ける。上記にかかわらず、

(a) 受託会社は、あるサブ・ファンドの信託財産から、その他のサブ・ファンドに関連して発生した責任について補償を受ける権利を有さない。

(b) ケイマン諸島の裁判所によって受託会社またはその関連会社およびこれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行の結果生じたものであると認定された受託会社が被った訴訟、手続、責任、経費、請求、損害、費用または要求に関しては、受託会社が補償を受けることはできない。

受託会社は、管理会社および全受益者に90日以上前の事前の通知を行うことにより退任することができる。かかる退任は、後任の受託会社の選任後にのみ効力を生ずる。受益者は、受益者決議による承認を得た上で、いつでも受託会社を解任し、後任の受託会社を指定することができる。

(2) 香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイ

管理事務代行会社

受託会社は、香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイをサブ・ファンドの管理事務代行会社として選任した。管理事務代行契約の条項に基づき、管理事務代行会社は、サブ・ファンドの一切の財務および会計の記録ならびに財務書類を維持することならびに純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を集計、計算および公表すること、サブ・ファンドの財務および会計の記録および財務書類を管理会社と調整することならびに監査手続をサポートすることを含むが、これらに限られないサブ・ファンドの運営に必要とされる管理事務業務を提供する。提供される管理事務業務の詳細は、管理事務代行契約に規定される。

管理事務代行契約に定めるところにより、受託会社または管理事務代行会社のいずれも、他方当事者に対して90日前までに書面による通知を行うことにより、およびその他一定の状況において、管理事務代行契約を終了させることができる。

受託会社および管理会社は、管理事務代行契約の履行からまたはこれに関連して発生した、管理事務代行会社と受託会社の間または管理事務代行会社と第三者との間の訴訟または手続において管理事務代行会社またはかかる者に課されたまたはこれらが被った一切の損失、経費、損害および費用（合理的な弁護士費用を含む。）に関して、管理事務代行会社、その関連会社ならびにこれらのそれぞれの役員、取締役、従業員および代表者（以下「補償対象者」という。）に対してサブ・ファンドの資産からのみ補償し、かつ各補償対象者を保護することに合意した。ただし、補償対象者は、管理事務代行会社またはその代理人の過失、故意の不履行、故意の不正行為または詐欺によって発生した債務に関しては、補償または保護を与えられないものとする。

上記にかかわらず、受託会社は、その原因を問わないあらゆる損失、請求、訴訟、民事上の紛争、不履行または損害（訴訟の形式または法的理論にかかわらず。）に関する受託会社に対する管理事務代行会社の累積的債務が損害に関する訴訟の原因が発生した日の直前の12か月間の管理事務代行会社の報酬を超えないことに同意した。

保管会社

受託会社は、香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイを預託されるサブ・ファンドの資産の保管会社として行為するよう選任した。

保管会社は、保管契約の条項に基づき、預託されるサブ・ファンドの資産の安全な保管業務を提供することに同意した。

受託会社または保管会社のいずれも、他方当事者に対して90日前までに書面による通知を行うことにより、保管契約を終了させることができる。

受託会社は、保管契約に関して保管会社が被った一切の損失、経費、損害および費用（合理的な弁護士費用を含む。）ならびにあらゆる請求、要求または訴訟についての債務（以下、それぞれを「損失」という。）に関して、保管会社に対してサブ・ファンドの資産からのみ補償し、かつ保管会社を保護することに同意した。ただし、保管会社の過失、故意の不正行為もしくは詐欺、またはその名義人、支店もしくは子会社の過失、故意の不正行為もしくは詐欺の結果による損失を除く。かかる過失または故意の不正行為の場合、損失または損害に関連する保管会社の債務は、（i）有価証券の代替物または受託会社が当該過失または故意の不正行為を合理的に認識すべきであった時点における当該損失または損害に関連する有価証券の市場価格のうち少ない方、および（ ）「現金」（保管契約に定義される。）の代替物に、（ ）現金勘定の基準となる通貨に適用されるレートでの当該時点までの補償利息を加えた額を超えない。保管会社は、いかなる状況においても、結果的な損失または損害について、受託会社に対し責任を負わず、これは当該損失または損害の可能性を知らされていた場合においても同様である。

（３）シティコープ・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッド

名義書換代行会社

シティコープ・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッドがサブ・ファンドの登録事務および名義書換代行会社として選任された。

名義書換代行会社は、名義書換代行契約の条項に基づき、受益証券の発行、譲渡および買戻しに関連する登録事務および名義書換代行業務（買付申込みおよび買戻請求の回収および処理（適用されるマネー・ロンダリング防止規定の遵守を確保するための申込人および受益者の確認の実施を含む。）、申込金の回収および買戻金の支払いならびに受益者名簿の維持または維持の監督を含むが、これらに限られない。）を提供することに同意した。

名義書換代行会社は、名義書換代行会社の業務を行うために第三者の業務を行う権限を有する。名義書換代行会社は、名義書換代行契約に基づく自身の業務をかかるいずれかの第三者に委託することができる。名義書換代行会社は、かかる第三者を選任および任命する際、合理的な技能、注意および注意義務を履行しなければならないが、かかる第三者の選定に関する過失のみについて責任を負うものとし、名義書換代行契約に基づきかかる第三者に委託された業務のかかる第三者による遂行に関しては責任を負わないものとする。ただし、名義書換代行会社は、登録事務および名義書換代行業務（（i）受益証券の割当て、発行、譲渡、転換、買戻しおよび／または買付け（受益証券の申込手続きを含む。）の手配、（ ）受益証券の申込みおよび買戻しに関する受益者からの金銭の受取りおよび受益者に対する金銭の支払い、（ ）サブ・ファンドの受益者名簿の維持、（ ）申込人に対する契約書の発行および（v）その他の管理事務代行業務（サブ・ファンドの買戻金、報酬、手数料およびその他の費用のサブ・ファンドからの支払い等）を含む。）を行っている第三者の業務の遂行に関しては責任を負うものとする。

名義書換代行契約に定めるところにより、名義書換代行契約の各当事者は、他方当事者に対して90日前までに書面による通知を行うことにより、およびその他の一定の状況において、名義書換代行契約を終了させることができる。

受託会社および管理会社は、名義書換代行契約に基づく名義書換代行会社の業務の遂行に直接的もしくは間接的に起因する一切の要求、請求、訴訟または訴因、賦課、損失、損害、経費、債務、費用および税金（合理的な弁護士費用および支払金を含むが、これらに限られない。）に関して、名義書換代行会社に対してサブ・ファンドの資産からのみ共同で補償し、かつ名義書換代行会社を保護することに合意した。ただし、名義書換代行会社は、名義書換代行会社またはその代理人の過失、故意の不履行、故意の不正行為または詐欺によって発生した債務に関しては、補償または保護を与えられないものとする。

上記にかかわらず、受託会社および管理会社は、その原因を問わないあらゆる損失、請求、訴訟、民事上の紛争、不履行または損害（訴訟の形式または法的理論にかかわらず。）に関する受託会社およ

び管理会社に対する名義書換代行会社の累積的債務が損害に関する訴訟の原因が発生した日の直前の12か月間の名義書換代行会社の報酬を超えないことに合意した。

名義書換代行会社は、香港九龍觀塘ホイ・バン・ロード83、ワン・ベイ・イースト、シティータワーに登記上の住所を置く香港において設立された非公開有限責任会社であり、シティグループ・インクの完全所有子会社である。名義書換代行会社の主たる業務は、顧客に対する取引書類の処理および支払業務、関連する電子的通信および情報サービスの提供である。

（４）シティグループ証券株式会社

日本における代行協会員業務を行う。

（５）株式会社ＳＭＢＣ信託銀行

管理会社は、受益証券販売・買戻契約に基づき、受益証券の販売会社として行為するために、株式会社ＳＭＢＣ信託銀行を選任した。受益証券販売・買戻契約の条件に基づき、販売会社は、日本法に従い、管理会社から受益証券を購入し、日本国内（のみ）の投資者から注文された購入申込みを完了する責任を負う。

受益証券販売・買戻契約に従い、管理会社は、管理会社の故意の不法行為または過失により生じ、販売会社が負担または被った一切の損失、責任、訴訟、手続き、請求、費用および経費（合理的な弁護士費用を含む（ただし、これらに限られない。）。（以下「損失等」という。）につき、当該損失等が販売会社の故意の不履行または詐欺から生じた場合を除き、販売会社をサブ・ファンドの資産によって補償することに同意している。

販売会社の選任は、管理会社により、または販売会社が相手方当事者に３か月前までに書面による通知を行い、または受益証券販売・買戻契約に記載されるその他一定の状況において終了されない限り（かつ、その終了のときまで）、継続する。

３【資本関係】

提出者、保管会社および管理事務代行会社、名義書換代理人ならびに代行協会員は、シティグループ・インクの子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2020年改正）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改正）または地域会社（管理）法（2019年改正）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - （a）1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（2020年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - （b）2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制する2020年プライベート・ファンド法（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2020年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケ

イマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

（a）投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

（b）投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

（a）銀行および信託会社法または2010年保険法に基づく免許を受けた者

（b）住宅金融組合法（2020年改正）または共済会法（1998年改正）に基づき登録された者、または

（c）非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した2020年（改正）ミューチュアル・ファンド法（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

（a）一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

（b）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4．投資信託の継続的要件

- ### 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改正）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改正）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから

有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

（a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

（b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合

（c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

（d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

（e）ミューチュアル・ファンド法または以下の（ ）および（ ）に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合

（ ）ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

（ ）免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合

（A）会社法（2020年改正）（以下「会社法」という。）の第17編A

（B）有限責任会社法（2020年改正）の第12編

（C）2017年有限責任事業組合法の第8編

（以下、併せて「受益所有権法」という。）

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいっただん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。 ）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。

- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2020年改正）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改正）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を

支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法（2013年改正）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改正）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社におい

ては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ピークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ピークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア-オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらす、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。2014年契約（第三者の権利）法により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

- (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グラントコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （d）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （e）また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
 - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10 (e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b) 項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグラントコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグラントコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- （a）規制投資信託
 - （b）免許投資信託管理者
 - （c）規制投資信託であった人物、または
 - （d）免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1（a）項から第9.1（d）項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- （a）第9.1（a）項から第9.1（d）項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - （b）仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - （c）当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- （a）必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - （b）それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - （c）必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること

- (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2020年改正）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）または薬物濫用法（2017年改正）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
 - (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
 - (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不实表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不实表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不实表明

事実の欺罔的な不实表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改正）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不实の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不实の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不实の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （ ）重要な不实の表明が欺罔的になされたこと。
 - （ ）そのような不实の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不实表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不实の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不实の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不实表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2019年改正）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改正）第247条、第248条

- （a）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- （b）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- （c）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13．清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（1）項、第6.2（g）項、第6.3（i）項および第6.4（e）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、

1 か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2020年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1 か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1 か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務

諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、() および() に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述

- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

（１）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

使用開始日を記載することがある。

次の事項を記載することがある。

- ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
- 図案を採用することがある。

（２）交付目論見書の「投資リスク」において、次の事項を記載することがある。

- ・「サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
- ・「受益証券のかかるクラスに帰属すべき運用または為替相場の変動等による損益は、すべて受益証券のかかるクラスの投資者の皆様にご帰属します。投資信託は預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載

（３）交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

（４）交付目論見書の末尾の次に「投資信託 購入時手数料（お申込手数料）に関するご説明」および「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがある。

（５）受益証券の券面は発行されない。

別紙 A 定義

文脈上別異に解すべき場合を除き、本書において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意義を有する。

管理事務代行契約	受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間で締結された2013年8月13日付管理事務代行契約（随時修正または追補される。）をいう。
管理事務代行会社	香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイまたはトラストもしくはサブ・ファンドの管理事務代行会社として受託会社によって選任されるその他の者をいう。
代行協会員	受益証券の募集に関して管理会社の日本における代行協会員としてのシティグループ証券株式会社または随時選任されるその他の団体をいう。
代行協会員契約	管理会社および代行協会員の間で締結された2019年11月13日付契約（随時修正または追補される。）をいう。
申込書	管理会社または管理事務代行会社より入手可能な受益証券の申込みの様式をいう。
豪ドル	オーストラリア連邦の法定通貨である豪ドルをいう。
豪ドル建て受益証券	VT5豪ドルヘッジクラスおよびVT10豪ドルヘッジクラスをいう。
平均GMRI水準	各本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス、マクロ指標」の項において定める意味を有する。
営業日	ロンドン、ニューヨーク、香港および東京の各地において商業銀行が営業を行っており、フランクフルト、ニューヨークおよびシドニーにおいて証券取引所が通常の立会取引を行っているそれぞれの日（土曜日、日曜日または祝日を除く。）（ただし、台風警報8号、黒色暴雨警報の発令またはその他の類似の事象により、いずれかの日において、香港の銀行の営業時間が短縮された場合、当該日は営業日とはならない（ただし、管理会社が別途決定する場合はこの限りではない。）。）ならびに／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。

シティGMRIインデックス	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
クラス基準通貨	（a）豪ドル建て受益証券について、豪ドルをいう。 （b）ユーロ建て受益証券について、ユーロをいう。 （c）円建て受益証券について、日本円をいう。 （d）米ドル建て受益証券について、米ドルをいう。
払込日	2019年12月20日をいう。
コアインデックス水準	各本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
コアアセット	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
通貨ヘッジ・カウンターパーティー	シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドまたはその関連会社および／もしくは管理会社が決定する当該他のカウンターパーティー - をいう。
通貨ヘッジ取引	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針」の項において定める意味を有する。
現在実現ボラティリティ	各本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス、トレンド指標」の項において定める意味を有する。
保管会社	香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイまたはサブ・ファンドの保管会社として受託会社によって選任されるその他の者をいう。
保管契約	受託会社および保管会社の間で締結された2013年8月13日付保管契約（随時修正または追補される。）をいう。
取引期限	関連する取得日または買戻日の直前の3営業日前の東京時間17時、または管理会社が一般的もしくは特定の場合について決定する当該他の日または時間

販売会社	株式会社 S M B C 信託銀行または受益証券の販売会社として随時選任されるその他の団体をいう。
適格投資家	（ i ）米国の居住者、米国において設立されもしくは存続するパートナーシップ、または米国の法律に基づき設立されもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の団体、（ ）ケイマン諸島に所在または居住する者または団体（慈善信託もしくは慈善権限授与の対象者またはケイマン諸島の免除会社もしくは非居住会社を除く。）、（ ）適用ある法律に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、法人または団体、または（ ）上記（ i ）から（ ）に記載される者、法人もしくは団体の保管会社、名義人もしくは受託会社、のいずれにも該当しない者、法人または団体または管理会社がサブ・ファンドに関して随時決定し、受託会社に通知するその他の者、法人もしくは団体をいう。
ユーロ	1992年2月7日にマーストリヒトにて署名された欧州共通通貨条約にしたがって採用された単一通貨である欧州連合加盟国の共通通貨をいう。
ユーロ建て受益証券	VT5ユーロ建てヘッジクラスおよびVT10ユーロ建てヘッジクラスをいう。
本エクスポージャー	各本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
金融商品取引法	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）をいう。
機能通貨	米ドルをいう。
本インデックス	（文脈により）VT5インデックスおよび／またはVT10インデックスのいずれか一方またはその双方をいう。
インデックス営業日	ロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が一般業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）のために営業を行うことが予定されている各日をいう。

インデックス計算代理人	シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドまたはいかなる時点においてもインデックス・スポンサーがインデックス計算代理人として選任するその他の者をいう。
インデックス要項	インデックス・スポンサーによって作成および公表される関連する本インデックスの計算の基準となるインデックスの要項の最新版をいう。
インデックス通貨	米ドルをいう。
インデックス報酬	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
インデックス水準	（文脈により）VT5インデックス水準および／またはVT10インデックス水準をいう。
インデックス・スポンサー	シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドをいう（ただし、インデックス要項の各編において、「インデックス管理事務代行会社（Index Administrator）」という用語がシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドを指すために用いられていることを、投資者は、留意すべきである。）。
投資可能手取金	受益証券のクラスについて、経費、費用を控除し、および他の実際のまたは偶発的負債を考慮した後の投資可能な申込代金の純額をいう。
投資対象	人、団体（法人格の有無を問わない。）、ファンド、信託、世界の国、州もしくは地域の政府もしくは政府機関によって発行されたあらゆる種類の株、株式、パートナーシップ持分、債券、負債、優先株、ワラント、転換社債、貸株、投資信託の受益証券もしくは副受益証券、株式もしくはストック・オプションもしくは先物取引、通貨スワップ、金利スワップ、レポ取引、譲渡性預金証書、約束手形、為替手形、もしくはあらゆる種類の有価証券、もしくは上記の者に対してなされるローン（もしくはローン・パーティシペーション）、またはミューチュアル・ファンドもしくは類似のスキームへの参加、および、全額もしくは一部払込済または未払いであるかを問わず、不動産または管理会社が随時書面により指定するその他の投資対象もしくはその派生商品をいう。
投資運用契約	受託会社および管理会社の間で締結された投資運用契約（随時修正または追補される。）をいい、投資運用契約に基づき、受託会社は、各サブ・ファンドの信託財産の運用に関する投資運用サービスを管理会社に委託する。

投資運用サービス	投資運用契約に基づき管理会社に委託された各サブ・ファンドに関する業務ならびに／または管理会社および受託会社が書面にて随時合意するその他の業務をいう。
円建て受益証券	VT5円建てヘッジクラスおよびVT10円建てヘッジクラスをいう。
マクロ指標	各本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
マーケットトラッカーインデックス	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において記載される、ブルームバーグ・コモディティ・ゴールド・インデックスおよびブルームバーグ・コモディティ・WTI Crude Oil インデックス以外のコアアセットの各構成銘柄およびリザーブアセットをいう。
管理会社	シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドをいう。
純資産価額	機能通貨建てで表示されるサブ・ファンドの純資産価額をいう。
受益証券1口当たり純資産価格	受益証券のあるクラスの受益証券に関して、受益証券の当該クラスに帰属すべき純資産価額を計算時における受益証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除し、クラス基準通貨で表示されるものをいう。受益証券1口当たり純資産価格は、円建て受益証券については（通常の四捨五入の方法に従い）1円単位まで四捨五入し、他の受益証券のすべてのクラスについては（0.0005を切り上げる通常の四捨五入の方法に従い）関連するクラス基準通貨の最小通貨単位の小数第3位または管理会社が受託会社と協議の上決定するその他の位未満を四捨五入して当該位まで算出する。
非米ドル建て受益証券	豪ドル建て受益証券、ユーロ建て受益証券および円建て受益証券をいう。
3か月平均実現ボラティリティ	各本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス、トレンド指標」の項において定める意味を有する。
英文目論見書	2015年5月付のトラストに関する英文目論見書（随時修正または補足される。）をいう。

買戻日	各営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
買戻通知	管理会社または管理事務代行会社より入手可能な様式による、受益者がその保有する受益証券に関して提出する買戻通知をいう。
買戻価格	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの受益証券１口当たりの買戻価格をいい、信託証書に基づき、当該サブ・ファンドに関する関連する英文目論見書補遺に要約される方法で計算される。
リザーブアセット	前記「第二部 ファンド情報、第１ ファンドの状況、２ 投資方針、（１）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
リスク・オンオフ水準	各本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第１ ファンドの状況、２ 投資方針、（１）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
サブ・ファンド	信託証書および追補信託証書に基づき設定および設立されたトラストのサブ・ファンドであるフレキシベータファンドVT5/VT10をいう。
選択日	前記「第二部 ファンド情報、第１ ファンドの状況、２ 投資方針、（１）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
シグナル	各本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第１ ファンドの状況、２ 投資方針、（１）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
安定数	５をいう。
取得日	各営業日、および／または管理会社が随時書面により指定する当該他の日をいう。
追補信託証書	受託会社および管理会社の間で締結され、サブ・ファンドを設立する2019年10月30日付追補信託証書をいう。
スワップ・カウンター パーティー	シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドまたはその関連会社および／もしくは管理会社が決定する当該他のカウンターパーティー - をいう。
スワップ・カウンター パーティー手数料	前記「第二部 ファンド情報、第１ ファンドの状況、４ 手数料等及び税金、（４）その他の手数料等」の項において定める意味を有する。

スワップ取引	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、スワップ取引」の項において定める意味を有する。
スイッチング請求書	管理会社または名義書換代理人から入手可能なスイッチング請求書をいう。
償還日	2157年10月21日または管理会社および受託会社が合意したこれよりも早い日をいう。
名義書換代理人	シティコープ・ファイナンシャル・サービスズ・リミテッドまたはサブ・ファンドの名義書換代理人として受託会社および管理会社に選任されるその他の者をいう。
トレンド指標	各本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス」の項において定める意味を有する。
トレンド回顧期間	各本インデックスに関して、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、本インデックス、トレンド指標」の項において定める意味を有する。
トラスト	ケイマン諸島の法律に基づき設立されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストであるレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストをいう。

信託証書	受託会社および管理会社の間で締結された2008年10月21日付トラストの設立に関する信託証書（2015年3月10日付修正・再録信託証書により修正および再録済。）（随時修正および追補される。）をいう。
受託会社	ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
信託財産	各サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社が保有する100米ドルの当初資産および以下の金額の合計をいう。 （a）当該サブ・ファンドの受益証券の発行手取金 （b）信託証書に定められるとおり、当該サブ・ファンドの信託によって受託会社またはその代理人が保有し、または保有しているとみなされる一切の現金およびその他の資産 また、かかる用語が一般的に用いられる場合、「信託財産」とは、すべてのサブ・ファンドに総じて適用する信託財産をいうものとする。
受益証券	サブ・ファンドの受益証券をいい、「受益証券」との用語は、受益証券のすべてのクラスを含むものとする。ただし、文脈により別意に解すべき場合はこの限りではない。
受益者	受益証券に関してある期間において登録された保有者をいい、受益証券の保有者として共同して登録されるすべての者を含む。
受益者決議	（a）すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者が書面で承認した決議（当該決議により、各受益者は、すべてのサブ・ファンドの純資産価額の総額に対して当該受益者が保有するすべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の総額の比率に基づき比例按分して計算される議決権を受領するものとする。）、または（b）受益者集会において、当該集会に関する基準日 に、本人または代理人が出席しており、議決権を有しかつ当該集会で議決権を行使する受益者で、すべてのサブ・ファンドの受益証券の純資産価額の単純過半数を保有する者により可決された決議をいう。
米国	アメリカ合衆国、その属領および領土をいう。
米国財務省短期証券	前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的および投資方針、米国財務省短期証券」の項において定める意味を有する。

米ドル	米国の法定通貨である米ドルをいう。
米ドル建て受益証券	VT5米ドルクラスおよびVT10米ドルクラスをいう。
評価日	各営業日および／または管理会社が随時書面により指定するその他の日をいう。
ボルカー・ルール	一定の適用除外に従い、特定の銀行事業体が自己勘定取引に従事することまたは特定のプライベート・ファンドの所有持分の取得もしくは保持を行うこと、もしくは特定のプライベート・ファンドのスポンサーとなることもしくは特定の関係を持つことを一般的に禁止する、「ボルカー・ルール」として一般に知られる2010年ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法の規定をいう。
VT5豪ドルヘッジクラス	VT5豪ドルヘッジクラスとして指定される豪ドル建ての受益証券をいう。
VT5ユーロヘッジクラス	VT5ユーロヘッジクラスとして指定されるユーロ建ての受益証券をいう。
VT5インデックス	フレキシベータ米ドル建てVT5インデックスをいう。
VT5インデックスクラス 受益証券	VT5豪ドルヘッジクラス、VT5ユーロヘッジクラス、VT5円ヘッジクラスおよびVT5米ドルクラスをいう。
VT5インデックス水準	VT5インデックスの水準をいう。
VT5円ヘッジクラス	VT5円ヘッジクラスとして指定される日本円建ての受益証券をいう。
VT5米ドルクラス	VT5米ドルクラスとして指定される米ドル建ての受益証券をいう。
VT10豪ドルヘッジクラス	VT10豪ドルヘッジクラスとして指定される豪ドル建ての受益証券をいう。
VT10ユーロヘッジクラス	VT10ユーロヘッジクラスとして指定されるユーロ建ての受益証券をいう。
VT10インデックス	フレキシベータ米ドル建てVT10インデックスをいう。
VT10インデックスクラス 受益証券	VT10豪ドルヘッジクラス、VT10ユーロヘッジクラス、VT10円ヘッジクラスおよびVT10米ドルクラスをいう。
VT10インデックス水準	VT10インデックスの水準をいう。

VT10円ヘッジクラス	VT10円ヘッジクラスとして指定される日本円建ての受益証券をいう。
VT10米ドルクラス	VT10米ドルクラスとして指定される米ドル建ての受益証券をいう。
日本円、円	日本の法定通貨である日本円をいう。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

監査意見

私どもは、7ページから39ページ（訳注：原文のページ）に記載されたレッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストのサブ・ファンドであるフレキシベータファンド VT5/VT10（以下「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2020年6月30日現在の財政状態計算書、同日に終了した会計年度における包括利益計算書、受益者に帰属する純資産の変動計算書および2019年12月20日（運用開始日）から2020年6月30日までの期間のキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が発行した香港財務報告基準（以下「HKFRS」という。）に準拠して、サブ・ファンドの2020年6月30日現在の財政状態、ならびに同日に終了した会計年度における経営成績および2019年12月20日（運用開始日）から2020年6月30日までの期間のキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港監査基準（以下「HKSA」という。）に準拠して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、ケイマン諸島における財務書類の監査に関連のある倫理上の要求とともにHKICPAの「職業会計士の倫理規定」（以下「当規定」という。）に基づきサブ・ファンドに対して独立性を保持しており、また、これらの要求および当規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

サブ・ファンドは、これらの財務書類および監査報告書を英語から日本語に翻訳することができる。私どもは、当該翻訳に関するいかなる手続も行っていない。財務書類および監査報告書の英語版と日本語版との間に矛盾がある場合は、英語版が優先するものとする。

財務書類および監査報告書以外の情報

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。

私どもの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対するサブ・ファンドの管理会社および受託会社の責任

サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、HKICPAが発行したHKFRSに準拠して、当該財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにサブ・ファンドの管理会社および受託会社が必要と判断した内部統制を整備および運用する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、サブ・ファンドの管理会社および受託会社は、サブ・ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、サブ・ファンドの管理会社および受託会社がサブ・ファンドの清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。本報告書は、合意された契約条件に従い、機関としての受託会社に対してのみ作成されたものであり、他の目的では作成されていない。私どもは、本報告書の内容について、他の何人に対しても責任を負わない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、HKSAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証（guarantee）するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもは、HKSAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、または内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、サブ・ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびにサブ・ファンドの管理会社および受託会社によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を評価する。

- ・ サブ・ファンドの管理会社および受託会社が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、サブ・ファンドの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私どもの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、サブ・ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私どもは、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について、サブ・ファンドの管理会社および受託会社に対して報告を行っている。

ケーピーエムジー
ケイマン諸島

2020年12月 4 日

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Flexibeta Fund VT5/VT10 (the“Series Trust”), a series trust of Red Arc Global Investments (Cayman) Trust, set on pages 7 to 39, which comprise the statement of financial position as at 30 June 2020, the statement of comprehensive income, the statement of changes in net assets attributable to the unitholders and the statement of cash flows for the period from 20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 30 June 2020, and its financial performance and its cash flows for the period from 20 December 2019 (date of commencement of operations) to 30 June 2020 in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (“HKFRSs”) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”).

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (“HKSA”) issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with the HKICPA's Code of Ethics for Professional Accountants (the “Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The Series Trust may translate these financial statements and our auditors' report from English to Japanese. We have not been engaged to perform any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.

Information Other Than the Financial Statements and Auditors' Report Thereon

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Manager and the Trustee of the Series Trust for the Financial Statements

The Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and for such internal control as the Manager and the Trustee of the Series Trust determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Manager and the Trustee of the Series Trust are responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Manager and the Trustee of the Series Trust either intend to liquidate the Series Trust or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with HKSAAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Manager and the Trustee of the Series Trust.
- Conclude on the appropriateness of the Manager's and the Trustee's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Manager and the Trustee of the Series Trust regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

4 December 2020

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書代理人が別途保管している。

[次へ](#)

（訳文）

独立監査人の監査報告書

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

（香港で設立された有限責任会社）

の株主各位

財務書類監査に関する報告

監査意見

私どもは、7ページから31ページ（訳注：原文のページ）に記載されたシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類、すなわち、2019年12月31日現在の財政状態計算書、同日に終了した事業年度における純損益およびその他の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記の監査を行った。

私どもは、当該財務書類が、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」という。）が発行した香港財務報告基準（以下「HKFRS」という。）に準拠して、2019年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローに対して真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、HKICPAが発行した香港会計基準（以下「HKSA」という。）に準拠し、実務指針第820号（改訂）「登録会社および仲介業者の関連会社の監査」を参照して監査を行った。本基準のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。私どもは、HKICPAの「職業的監査人の倫理規定」（以下「当規定」という。）に準拠して会社から独立しており、さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。私どもは、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務書類およびそれに対する監査報告書以外の情報

取締役は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれるすべての情報から成るが、財務書類およびそれに対する監査報告書は含まれない。

財務書類に対する私どもの監査意見は、その他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務書類もしくは私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾していないか、またはそれ以外に重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

私どもは、実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

財務書類に対する取締役の責任

取締役は、H K I C P Aが発行したH K F R Sおよび香港会社法に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任がある。

財務書類の作成において、取締役は、会社の継続企業の前提の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役が会社を清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

さらに、取締役は、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足していることを確保する必要がある。

財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体として財務書類に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を発行することにある。当報告書は香港会社法の第405条に準拠し、集団としての株主に対してのみ作成されるものであり、その他の目的で使用してはならない。私どもは当報告書の内容に関して他のいかなる人物に対する責任も負わず、かつ責務も引き受けない。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、H K S Aに準拠して実施された監査が、存在する重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。また私どもは、当該財務書類が香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているかどうかについての合理的な保証を得る必要がある。

H K S Aに準拠した監査の一環として、私どもは、監査を通じて職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する他、以下を行う。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明することが目的ではない。
- 取締役が採用した会計方針の適切性、ならびに取締役によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- 取締役が継続企業の前提により会計処理を実施したことの適切性について結論付ける。また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状

況に関して、重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、当監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不適切な場合は、財務書類に対する私どもの監査意見を修正する必要がある。私どもの結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、会社が継続企業として存続しなくなる可能性がある。

- 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）、ならびに、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかを評価する。

私どもは、取締役と、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査上の重要な発見事項（監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して、協議する。

香港証券先物法の香港証券先物（記録の保存）規則および香港証券先物（会計および監査）規則に基づいた法定事項に関する報告

私どもは、当該財務書類が、香港証券先物（記録の保存）規則に基づき保存された記録に準拠し、かつ香港証券先物（会計および監査）規則の要件を充足しているものと認める。

ケーピーエムジー

公認会計士

香港、セントラル

チャターロード10

プリンスビル8階

2020年4月28日

**Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited**
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Citigroup First Investment Management Limited (“the Company”) set out on pages 7 to 31, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2019, the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2019 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards (“HKFRSs”) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (“HKICPA”) and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing (“HKSAs”) and with reference to Practice Note 820 (Revised), *The audit of licensed corporations and associated entities of intermediaries*, issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (“the Code”) and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

**Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited (continued)**
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the audit of the financial statements (continued)

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and the Hong Kong Companies Ordinance and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

**Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited (continued)**
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the audit of the financial statements (continued)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the Hong Kong Companies Ordinance, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSA's will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules

As part of an audit in accordance with HKSA's, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

**Independent auditor's report to the member of
Citigroup First Investment Management Limited (continued)**
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on the audit of the financial statements continued)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong
28 April 2020

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書代理人が別途保管している。